

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>【以下, 比較のため再掲】 別紙 15 屋外アクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について 参考資料-2 屋外アクセスルートに波及的影響を与えるおそれがあるものについて</p>  <p>第1図 原子炉建屋付属棟における ALC パネルの位置</p>	<p style="text-align: right;">別添 2</p> <p><u>1号炉原子炉建物 外装材 基準地震動 S<sub>s</sub> に対する耐震性能評価検討</u></p> <p>1. 目的 <u>1号炉原子炉建物の鉄骨造部分に設置している外装材（複合板）について, 基準地震動 S<sub>s</sub> により生じる地震荷重に対する耐震性能を確認し, 外装材（複合板）のアクセスルートへの影響を確認する。外装材（複合板）の取付位置を第1図に示す。</u></p>  <p>第1図 1号炉原子炉建物 南側 外装材（複合板）取付位置図</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉は, 外装材の被害想定により影響を与える外装材について耐震性を評価</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉は, 評価方針を明確化</p>

鋼板壁の強度確保について  
 鋼板取付部について、強度を確保可能

●鋼板壁における取付ボルトの裕度概算  
 例として、設計竜巻荷重 $W_{T1}$ （負圧 $(\Delta P=8.9kPa)$ )や地震荷重によりボルトに発生する応力について、簡易モデルによる概算により、許容値に対し余裕が得られる見通しを得た。

壁板を、ボルト留め部を支点と見なした単位幅の両端支持はりモデルとし、風荷重又は地震荷重を分布荷重 $w$ としたときの  
 ・ボルトの引張荷重 $Q = wL / 2$   
 ・板中央部での最大曲げモーメント $M = wL^2 / 8$   
 は、下表となる。

	w (kN/m)	L (m)	Q (kN)	M (kN-m)
竜巻	8.9	2.5	12	7.0
地震(水平)	1.3 (@ 1.0G)	2.5	2	2

部材を以下のとおり仮定した場合、部材に発生する応力は、材料の許容値に比べ余裕がある。  
 ・鋼板: SS400, 厚さ16mm  
 ・端部固定ボルト: (SS400, M12, 500mmピッチ (=各端2本))

	ボルト 引張応力 $\sigma_t$ (MPa)	許容値 (MPa)	板の 曲げ応力 $\sigma_b$ (MPa)	許容値 (MPa)
竜巻	72	235	165	270
地震(水平)	12	235	47	270

$\sigma_t = Q / A$   
 $\sigma_b = M / Z$   
 A: ボルトの有効断面積  
 Z: 鋼板壁の断面係数

簡易モデル

竜巻荷重のうち、衝撃荷重を含む複合荷重 $W_{T2}$ に関しても、鋼板壁と同様な構造となる竜巻飛来物防護対策設備の設計実績も踏まえ、強度を確保可能

第4図 鋼板壁の強度等

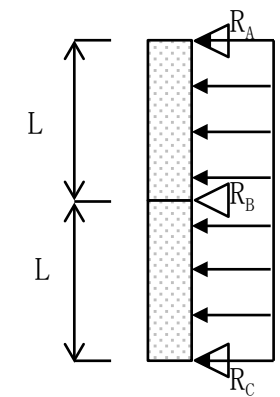
【ここまで】

2. 外装材（複合板）の耐震性について

外装材（複合板）について、以下のとおり強度を確保していることを確認した。

2.1 検討方針

基準地震動 $S_s$ により外装材（複合板）に発生する応力について、第2図に示す簡易モデルにより評価し、許容値以下であることを確認する。



第2図 2スパン連続梁モデル図

- ・記載方針の相違  
 【東海第二】  
 島根2号炉は、評価手順を明確化
- ・設計方針の相違  
 【東海第二】  
 島根2号炉は、竜巻によりがれきが発生した場合は、ホイールローダにより撤去

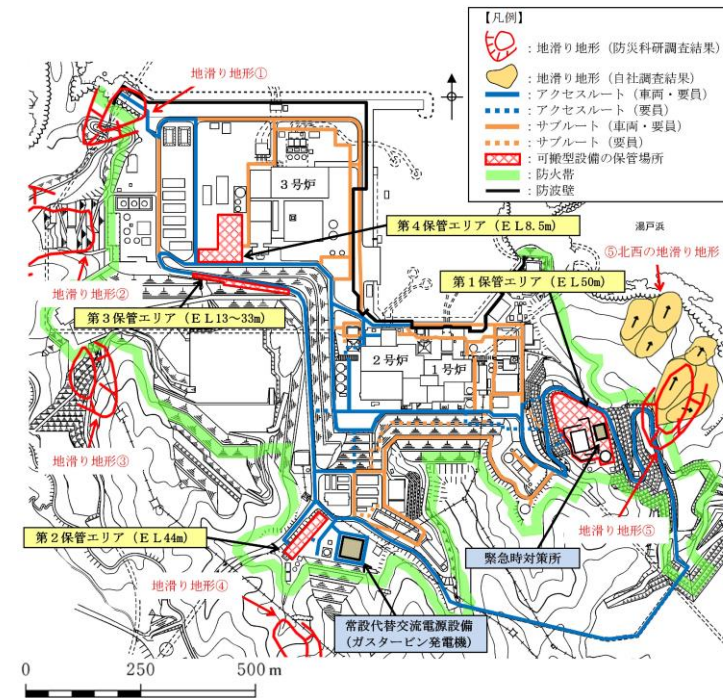


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考										
		<p><b>2.2 検討諸元</b></p> <p><u>外装材（複合板）の1枚あたりの幅に対して、ボルト取付部を支点（R）と見なした2スパン連続梁モデルとし、基準地震動S<sub>s</sub>により生じる地震荷重を分布荷重（W）とした場合に、取付ボルトに発生する引張荷重（Q）、外装材（複合板）の連続部に発生する最大曲げモーメント（M）を第1表に示す。</u></p> <p>・取付ボルトに発生する最大引張荷重：</p> $Q_{max}=R_p=5/4 \times W \times L$ <p>・外装材（複合板）に発生する最大曲げモーメント：</p> $M_{max}=M_p=1/8 \times W \times L^2$ <p style="text-align: center;"><u>第1表 基準地震動S<sub>s</sub>による発生応力</u></p> <table border="1" data-bbox="1736 787 2418 903"> <thead> <tr> <th></th> <th>分布荷重 W (kN/m)</th> <th>支点ピッチ L (m)</th> <th>引張荷重 Q<sub>max</sub> (kN)</th> <th>最大曲げ モーメントM<sub>max</sub> (kN・m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震荷重 (水平)</td> <td>1.5<sup>※1</sup> (@6.0G)</td> <td>0.9</td> <td>1.69</td> <td>0.152</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：外装材（複合板）の1枚あたりの単位重量（0.25kN/m）に暫定条件を元に設定した検討用震度（6.0G）を乗じて算定した値</p> <p><b>2.3 評価結果</b></p> <p><u>基準地震動S<sub>s</sub>により外装材（複合板）に発生する応力に対して、許容値以下であることを第2表に示す。</u></p> <p>・外装材（外側波形鉄板）<sup>※1</sup>：</p> <p style="padding-left: 20px;">冷間圧延鋼板，厚さ <input type="text" value=""/> mm</p> <p>・取付ボルト：</p> <p style="padding-left: 20px;">ステンレスボルト，φ7.5，2本（1支点あたり）</p> <p>・取付ボルトに発生する引張応力度：</p> $\sigma_t = Q_{max} / A$ <p style="padding-left: 20px;">A：取付ボルトの有効断面積<sup>※2</sup></p> <p>・外装材（外側波形鉄板）<sup>※1</sup>に発生する曲げ応力度：</p> $\sigma_b = M_{max} / Z$ <p style="padding-left: 20px;">Z：外装材（外側波形鉄板）<sup>※1</sup>の断面係数</p>		分布荷重 W (kN/m)	支点ピッチ L (m)	引張荷重 Q <sub>max</sub> (kN)	最大曲げ モーメントM <sub>max</sub> (kN・m)	地震荷重 (水平)	1.5 <sup>※1</sup> (@6.0G)	0.9	1.69	0.152	
	分布荷重 W (kN/m)	支点ピッチ L (m)	引張荷重 Q <sub>max</sub> (kN)	最大曲げ モーメントM <sub>max</sub> (kN・m)									
地震荷重 (水平)	1.5 <sup>※1</sup> (@6.0G)	0.9	1.69	0.152									

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考														
		<p style="text-align: center;"><b>第2表 断面検討結果</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">取付ボルト</th> <th colspan="2">外装材 (外側波形鉄板)</th> </tr> <tr> <th>引張応力度 <math>\sigma_t</math> (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>許容値 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>曲げ応力度 <math>\sigma_b</math> (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>許容値 (N/mm<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震荷重 (水平)</td> <td style="text-align: center;">42.1</td> <td style="text-align: center;">210</td> <td style="text-align: center;">36.5</td> <td style="text-align: center;">180</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: <u>複合板は外側波形鉄板, 断熱材及び内側鉄板により構成しているため, 強度部材を外側波形鉄板として検討</u></p> <p>※2: <u>取付ボルトの径はφ7.5であるが, よりボルト径が小さいM6として設定</u></p>		取付ボルト		外装材 (外側波形鉄板)		引張応力度 $\sigma_t$ (N/mm <sup>2</sup> )	許容値 (N/mm <sup>2</sup> )	曲げ応力度 $\sigma_b$ (N/mm <sup>2</sup> )	許容値 (N/mm <sup>2</sup> )	地震荷重 (水平)	42.1	210	36.5	180	
	取付ボルト			外装材 (外側波形鉄板)													
	引張応力度 $\sigma_t$ (N/mm <sup>2</sup> )	許容値 (N/mm <sup>2</sup> )	曲げ応力度 $\sigma_b$ (N/mm <sup>2</sup> )	許容値 (N/mm <sup>2</sup> )													
地震荷重 (水平)	42.1	210	36.5	180													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: right;">別紙 (38)</p> <p style="text-align: center;"><u>地滑り又は土石流による影響評価について</u></p> <p>1. はじめに  <u>保管場所及びアクセスルートに対する地滑り又は土石流の影響について、以下のとおり評価し、重大事故等対応に影響がないことを確認した。</u></p> <p>2. 地滑りの影響評価について  <u>独立行政法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」）が作成した地すべり地形分布図（平成 17 年，清水ほか「<u>恵曇</u>」（2005a）<sup>※1</sup>，「<u>境港</u>」（2005b）<sup>※2</sup>）の記載に基づく、第 1 図のとおり島根原子力発電所構内に地滑り地形は 5 箇所記載されている。</u>  <u>保管場所については、各地滑り地形の範囲外に設置されており、影響はない。</u>  <u>アクセスルートについては、防災科研調査結果の地滑り地形①及び地滑り地形⑤の範囲にあるが、自社調査（机上調査による地形判読及び現地踏査による地滑り地形の詳細検討）の結果、地滑り地形①については深層崩壊を伴うような地滑り地形ではないことを確認している。また、防災科研調査結果の地滑り地形①付近において確認された表層土（礫質土及び粘性土）については、過去の表層すべりの可能性が否定できないことから、周辺斜面の安定性確保のため、撤去を行うこととしている。</u>  <u>地滑り地形⑤については、自社調査の結果、地滑り土塊が認められるが、アクセスルートは自社調査結果の地滑り土塊の範囲外に位置する。また、地滑り頭部付近においては、尾根筋を切り取っているが、斜面にすべり面が認められないことから、アクセスルートは地滑り地形の範囲外に位置する。</u>  <u>（第六条 外部からの衝撃による損傷の防止 参照）</u></p> <p>※1 <u>清水文健・井口 隆・大八木規夫(2005a) : 5 万分の 1 地すべり地形分布図，第 26 集 「浜田・大社」 図集，地すべり地形分布図 恵曇，防災科学技術研究所研究資料 第 285 号，防災科学技術研究所</u>  ※2 <u>清水文健・井口 隆・大八木規夫(2005b) : 5 万分の 1 地すべり地形分布図，第 25 集 「松江・高梁」 図集，地すべり地形分布図 境港，防災科学技術研究所研究資料 第 278</u></p>	<p>・記載方針の相違  <b>【柏崎 6/7，東海第二】</b>  島根 2 号炉は，一部の保管場所及びアクセスルートが土石流の影響を受けるため，評価内容を記載</p>

号, 防災科学技術研究所



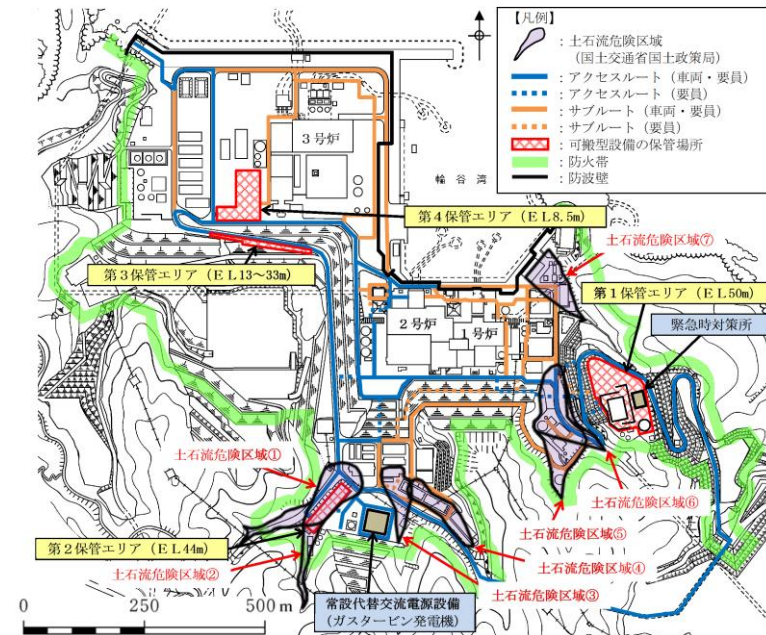
第1図 地滑り地形分布図 (保管場所及びアクセスルート)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>3. <u>土石流の影響評価について</u></p> <p><u>国土交通省国土政策局が公開する「国土数値情報 土砂災害危険箇所データ」の記載に基づくと、第2図のとおり島根原子力発電所構内の土石流危険区域は7箇所である。</u></p> <p><u>第2保管エリア及び一部のアクセスルートが土石流危険区域の範囲内に含まれているが、屋外に配置している可搬型設備は複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置しているため、影響を受けない。アクセスルートは、複数確保しているアクセスルートが使用可能であるためアクセス性に影響はない。なお、屋内のアクセスルートについては、原子炉建物等が影響を受ける範囲にないため、影響はない。詳細は以下のとおり。</u></p> <p><u>(1)対応方針</u></p> <p><u>a. 土石流が発生した場合の対応方針</u></p> <p><u>土石流が発生し第2保管エリア及び一部のアクセスルート<sup>*1</sup>に影響が及んだ場合は、土石流の影響を受けるおそれのないアクセスルート（要員）を使用し、サブルート<sup>*2</sup>は使用しない。緊急時対策要員は、緊急時対策所からアクセスルート（要員）を用いて、徒歩で土石流の影響を受けるおそれのない第3及び第4保管エリアに移動したうえで、保管されている可搬型重大事故等対処設備を用いて、重大事故等の対応を実施する。</u></p> <p><u>土石流が発生した際の土砂撤去作業は、要員の安全確保の観点から、発生後すぐに行うことは困難であると想定されるため、重大事故等の対応上、土砂撤去作業によるアクセスルート<sup>*1</sup>の復旧には期待しない。</u></p> <p><u>土砂撤去作業は、二次災害の発生を防止するため、天候や現場状況の確認を行ったうえで実施する。</u></p> <p><u>※1：第2図の土石流危険区域①～⑥が掛かる範囲のアクセスルート</u></p> <p><u>※2：地震及び津波時に期待しないルートであり、地震及び津波その他の自然現象の影響評価対象外</u></p> <p><u>b. 設置許可基準規則への適合性</u></p> <p><u>「設置許可基準規則」第四十三条第3項第五号<sup>*1</sup>に基づき、可搬型重大事故等対処設備は、常設重大事故等対処設備と異なる場所に、2セットを分散配置して保管することとしている。</u></p> <p><u>土石流の影響を考慮し、可搬型重大事故等対処設備は、</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><u>2セットを分散配置し、いずれか1セットは土石流の影響を受けない保管場所に配置し、基準に適合させる。</u></p> <p><u>「設置許可基準規則」第四十三条第3項第六号*<sup>2</sup>に基づき、アクセスルートは、想定される自然現象、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）、溢水及び火災を想定しても、速やかに運搬、移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保することとしている。</u></p> <p><u>想定される自然現象のうち土石流に対しては、複数のアクセスルートのうち土石流の影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート確保し、基準に適合させる。</u></p> <p><u>※1：第四十三条第3項第五号：地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること</u></p> <p><u>※2：第四十三条第3項第六号：想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること</u></p> <p><u>c. 土石流が発生した場合の対策内容</u></p> <p><u>土石流の影響を考慮し、全ての土石流危険区域で、同時に土石流が発生した場合においても、重大事故等の対応が可能となるよう、以下の対策を講ずる。また、対策の全体像を第3図に示す。</u></p> <p><u>①アクセスルートの確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>土石流が発生した場合でも、緊急時対策所から第3及び第4保管エリアに要員が移動できるよう、土石流の影響を受けないアクセスルート（要員）を管理事務所2号館南東の位置に設置する。なお、移動に際して、サブルートの使用は期待しない。</u></li> <li>• <u>万一の送電線垂れ下がり時においても要員が移動できるよう、アクセスルート（要員）を管理事務所2号館南西</u></li> </ul>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><u>の位置に設置する。</u></p> <p>②可搬型設備の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>土石流が発生した場合でも、土石流の影響を受けない第3及び第4保管エリアに保管する可搬型設備を用いて、重大事故等の対応ができるよう、第1保管エリアに保管していたn設備と第4保管エリアに保管していた予備を入れ替える。また、資機材についても保管場所を第1保管エリアから第4保管エリアに変更する。これに伴い、保管場所を確保するため、第4保管エリアの範囲を拡充する。*1</u></li> </ul> <p><u>*1：2n設備は、2セットのうち1セットを第3又は第4保管エリアに配置（変更なし）</u></p> <p>③原子炉注水等に使用する水源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>代替淡水源である輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）並びにその周辺が土石流に覆われ、輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）を水源とした注水ができなくなることから、海を水源（海水取水箇所：非常用取水設備（2号炉取水槽））とした注水を実施する*2。</u></li> </ul> <p><u>*2：海を水源とする注水手順は、SA手順として整備済（変更なし）</u></p> <p>④可搬型設備への燃料補給手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>ガスタービン発電機用軽油タンクの周辺が土石流に覆われ、タンクローリが寄り付けず、ガスタービン発電機用軽油タンクを使用した燃料補給ができなくなることから、非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した可搬型設備への燃料補給を実施する*3。</u></li> </ul> <p><u>*3：非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料補給手順を、自主対策手順からSA手順に変更</u></p>	

第4保管エリア【E.L.8.5m】	第1保管エリア【E.L.50m】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧発電機車：3台</li> <li>・大量送水車：2台</li> <li>・移動式代替熱交換設備：1台</li> <li>・大型送水ポンプ車：2台</li> <li>・可搬式窒素供給装置：1台</li> <li>・第1ペントフィルタ出口水素濃度：1台</li> <li>・シルトフェンス（2号炉放水設備用）：約20m</li> <li>・シルトフェンス（輸谷湾用）：約320m</li> <li>・小型船舶：1隻</li> <li>・放射性物質吸着材：3組</li> <li>・放水砲：1台</li> <li>・泡消火薬剤容器：5個</li> <li>・タンクローリ：1台</li> <li>・可搬式モニタリング・ポスト：6台</li> <li>・可搬式気象観測装置：1台</li> <li>・緊急時対策用発電機：2台</li> <li>・緊急時対策用正圧化装置（空気ポンプ）：30本</li> <li>・緊急時対策用空気浄化送風機：1台</li> <li>・緊急時対策用空気浄化フィルタユニット：1台</li> <li>・ホイールローダ：1台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧発電機車：3台</li> <li>・大量送水車：1台</li> <li>・移動式代替熱交換設備：1台</li> <li>・大型送水ポンプ車：1台</li> <li>・可搬式窒素供給装置：1台</li> <li>・第1ペントフィルタ出口水素濃度：1台</li> <li>・シルトフェンス（2号炉放水設備用）：約20m</li> <li>・シルトフェンス（輸谷湾用）：約360m</li> <li>・小型船舶：1隻</li> <li>・放射性物質吸着材：1組</li> <li>・放水砲：1台</li> <li>・泡消火薬剤容器：1個</li> <li>・タンクローリ：1台</li> <li>・可搬式モニタリング・ポスト：6台</li> <li>・可搬式気象観測装置：1台</li> <li>・緊急時対策用発電機：2台</li> <li>・緊急時対策用正圧化装置（空気ポンプ）：510本</li> <li>・緊急時対策用空気浄化送風機：2台</li> <li>・緊急時対策用空気浄化フィルタユニット：2台</li> <li>・ホイールローダ：1台</li> </ul>



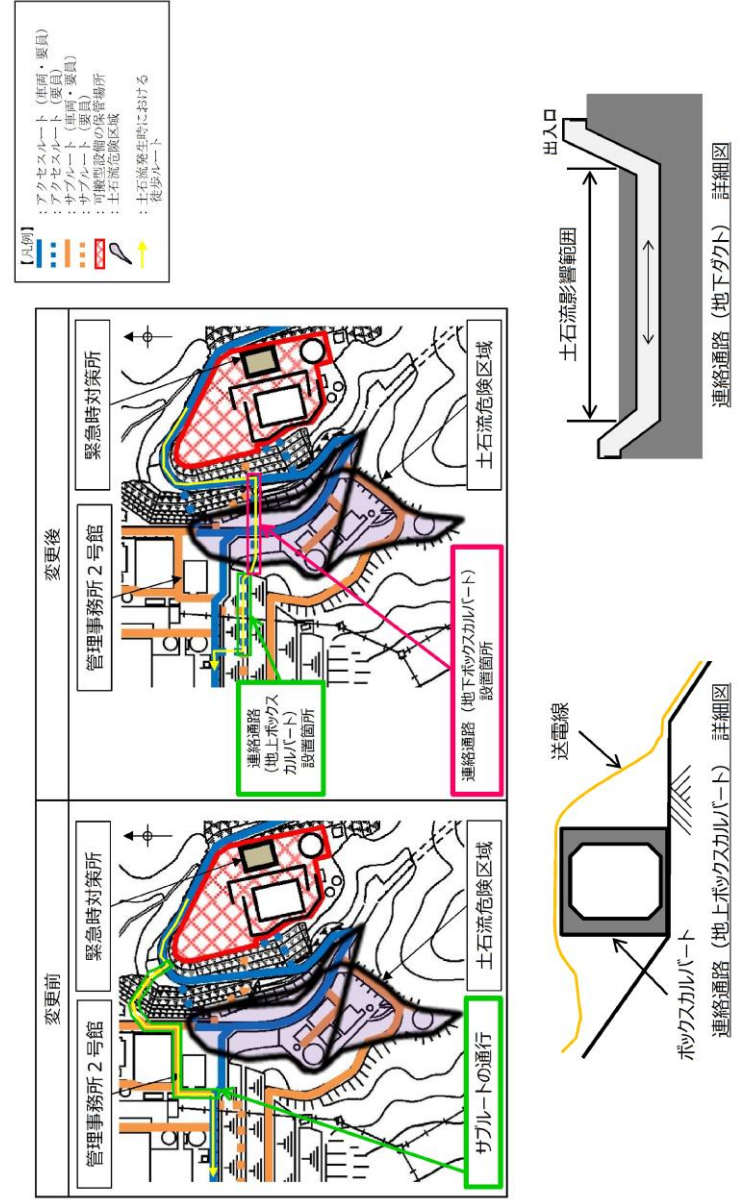
第3保管エリア【E.L.13~33m】	第2保管エリア【E.L.44m】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧発電機車：1台</li> <li>・大量送水車：1台</li> <li>・移動式代替熱交換設備：1台</li> <li>・大型送水ポンプ車：1台</li> <li>・タンクローリ：1台</li> <li>・ホイールローダ：1台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量送水車：1台</li> </ul>

※：サブルートは、地震及び津波時には期待しない。  
 ※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。  
 ※：各保管エリアには、可搬型重大事故等対処設備を記載。

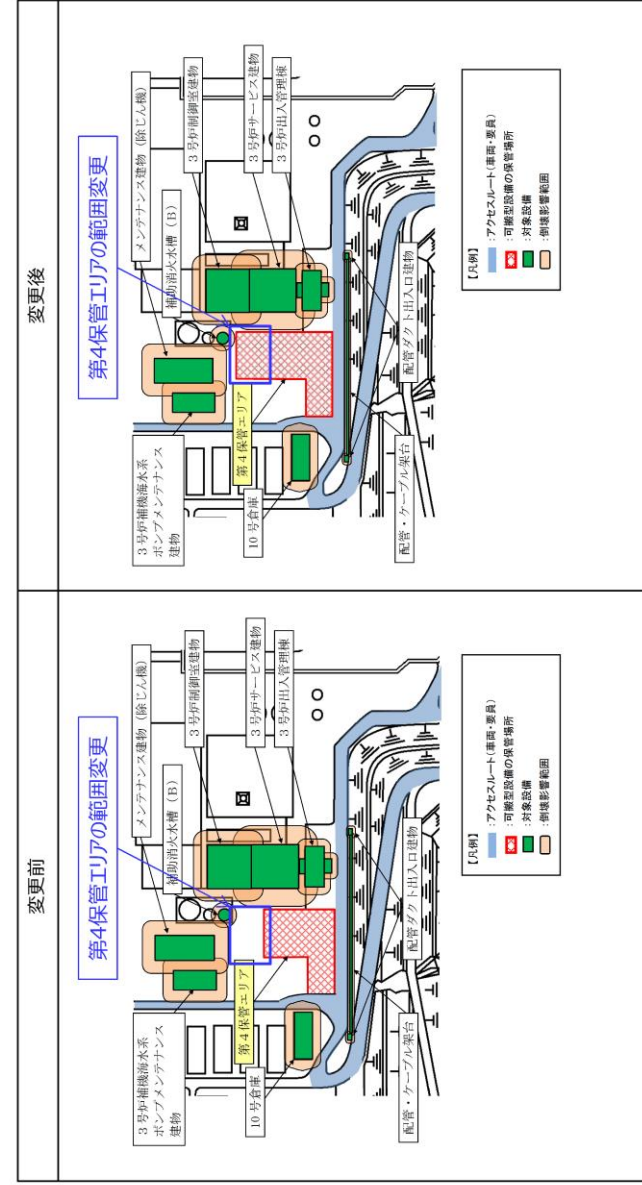
第2図 土石流危険区域図及び各保管場所に  
 配備する可搬型重大事故等対処設備



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="1733 445 2463 1654" style="border: 1px solid black; height: 576px; width: 246px; margin: 0 auto;"></div>	<p style="text-align: center;">第3図 土石流が発生した場合の重大事故等の対応</p>



第4図 アクセスルート(要員)の一例



第5図 第4保管エリアの範囲変更

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>d. <u>土石流が発生した場合の対応内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>緊急時対策要員は、緊急時対策所から土石流の影響を受けるおそれのないアクセスルート（要員）及び1，2号炉原子炉建物南側を經由したルートを用いて，第3及び第4保管エリアに移動する。</u></li> <li>• <u>第3及び第4保管エリアに保管する大量送水車及びホース展開車を用いて，海（海水取水箇所：非常用取水設備（2号炉取水槽））を水源として，原子炉，燃料プールに海水を注水する。なお，重大事故等の発生時には海水による注水を実施するが，重大事故等の一連の対策を講じたところで，淡水水源（自主対策設備である非常用ろ過水タンク等）への注水に切り替える。（①）</u></li> <li>• <u>第3及び第4保管エリアに保管するタンクローリを用いて，E L15m 及びE L8.5m の非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等からの燃料抜取りを実施し，大量送水車等の可搬型設備に定期的に燃料補給を実施する。（②）</u></li> </ul> <p><b>【①：海を水源とした注水手順の成立性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>海を水源とするタイムチャートを第6図に，輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）を水源とするタイムチャートを第7図に，使用するルートを第8図に示す。</u></li> <li>• <u>有効性評価における輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）を水源とした注水等の想定時間は2時間10分以内であり，海を水源とした注水等も，この想定時間内（所要時間目安：1時間40分）で対応可能である。（第1表及び参考資料-1参照）</u></li> </ul> <p><b>【②：非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜取り手順の成立性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜取り手順のタイムチャートを第9図に，ガスタービン発電機用軽油タンクを使用した燃料抜取り手順のタイムチャートを第10図に，使用するルートを第11図に示す。</u></li> <li>• <u>有効性評価におけるガスタービン発電機用軽油タンクからの燃料抜取作業の想定時間は約1時間50分となっているが，非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜取作業の想定時間は約2時間30分となる。（第2表）</u></li> </ul>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><u>事象初期に使用する大量送水車の起動後（事象発生約2時間20分後）から、燃料枯渇までの約3.5時間以内に準備及び燃料補給を完了させる必要があるが、時間内に完了することを確認している。（第12図）</u></p>	

**第1表 水源の違いによる注水作業時間**

	作業時間	
	所要時間目安※1	想定時間※2
輪谷貯水槽（西1 / 西2）を水源とした注水等	1時間41分	2時間10分
海を水源とした注水等	1時間40分	2時間10分

※1：実機による検証及び模擬により算定した時間

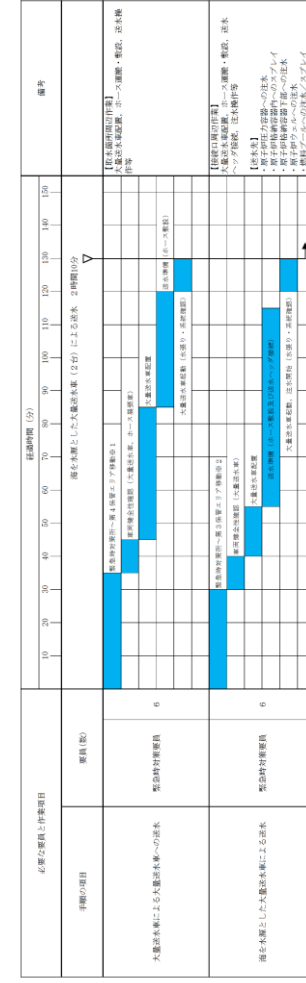
※2：移動時間+操作時間に余裕を見て設定

**第2表 給油箇所の違いによる補給準備作業時間**

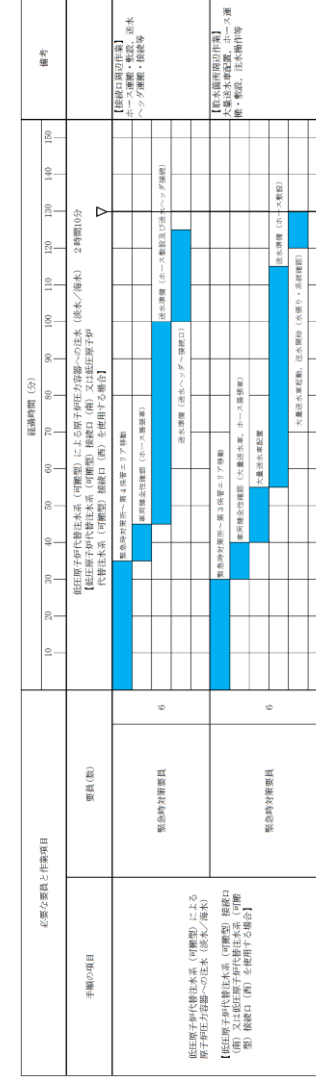
	作業時間	
	所要時間目安※1	想定時間※2
ガスタービン発電機用軽油タンクを使用した燃料抜き手順	1時間34分	1時間50分
非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜き手順	2時間12分	2時間30分

※1：実機による検証及び模擬により算定した時間

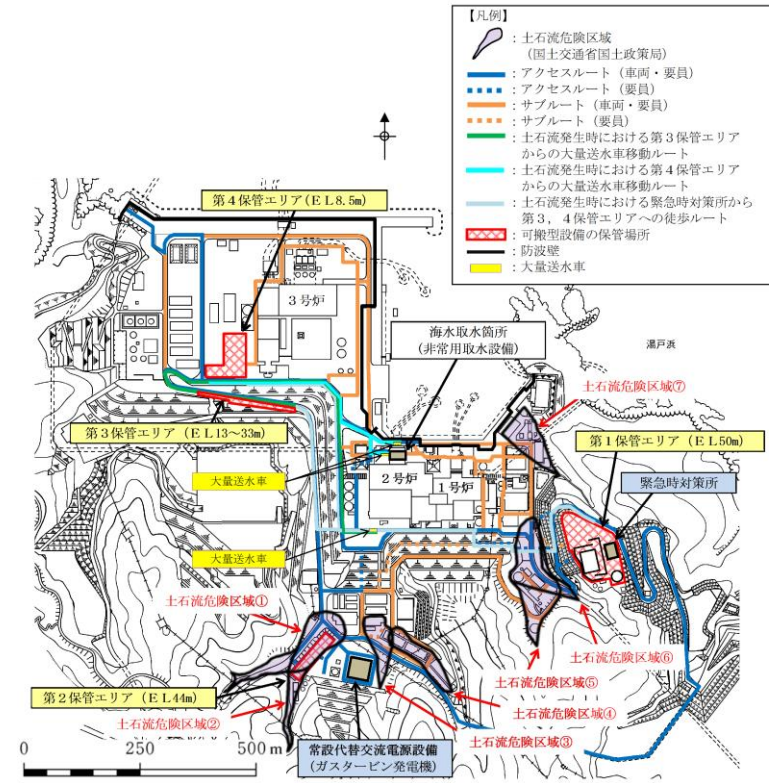
※2：移動時間+操作時間に余裕を見て設定



第6図 海を水源とした注水手段 タイムチャート

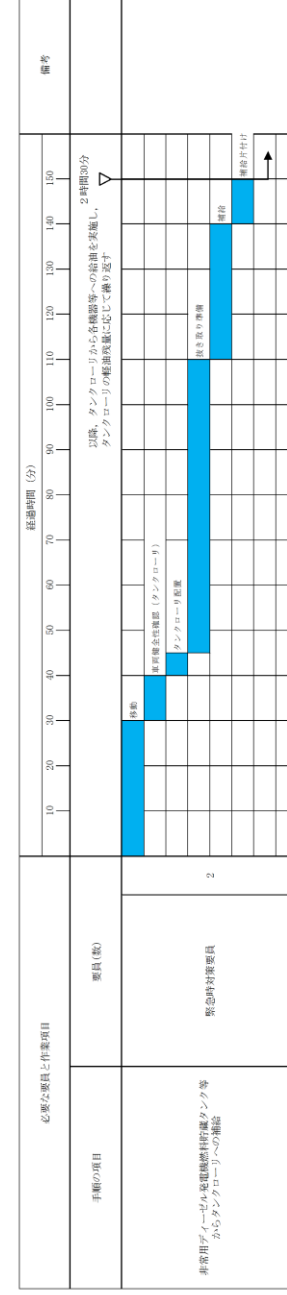


第7図 輪谷貯水槽（西1/西2）を水源とした注水手段 タイムチャート

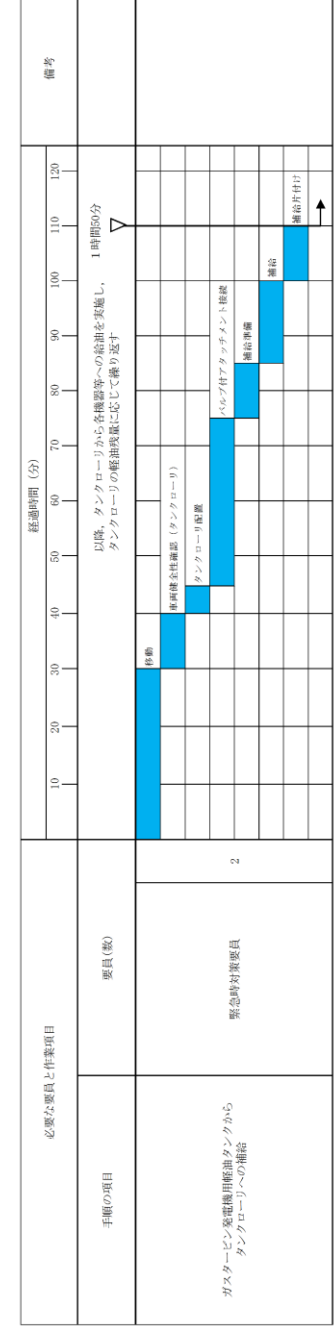


第8図 海を水源とした対応手段のルート

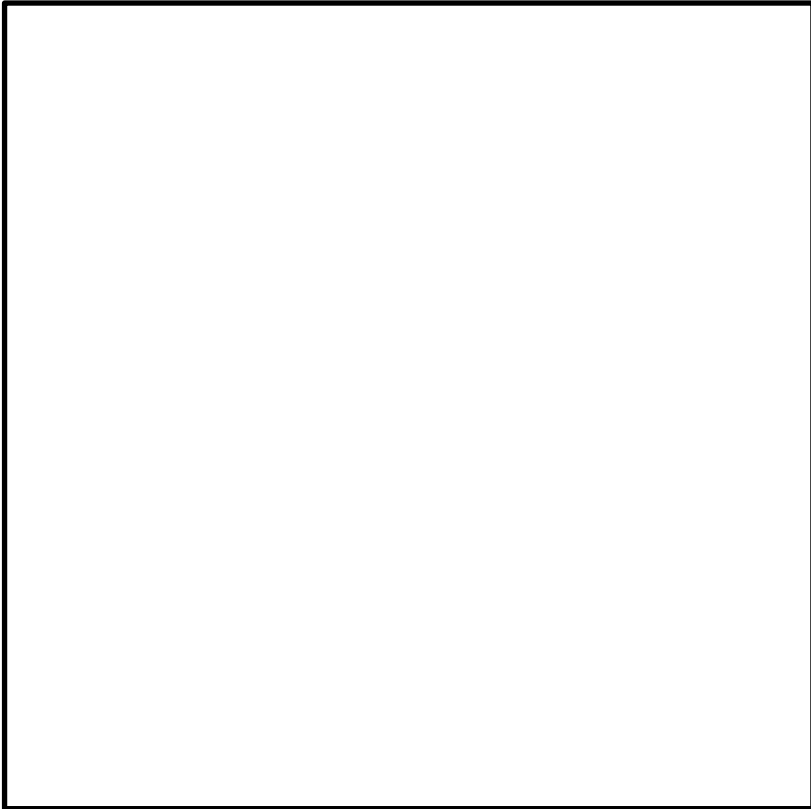




第9図 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜き取り手順 タイムチャート



第10図 ガスタービン発電機用軽油タンクを使用した燃料抜き取り手順 タイムチャート

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p data-bbox="1745 1018 2502 1102">第 11 図 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した 燃料抜取り手順のルート</p>	



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>e. <u>土石流対応のうち海水注水切替え等を決定・実施するための判断基準と対応内容</u></p> <p>(a) <u>海水注水切替え等における土石流対応にあたっての流れ</u>  <u>土石流対応にあたっての流れを以下に示す。なお、土石流対応のうち海水注水切替え等を決定・実施するための判断基準と対応内容を第3表に示す。</u></p> <p>① <u>発電所構内雨量計により、1時間雨量が60mm以上を確認した場合には、警戒体制を構築し、発電所施設への監視を強化する。なお、発電所構内の雨量に加え、気象庁から発表される防災気象情報を参考にする。</u></p> <p>② <u>構内監視カメラによる確認や現場作業員による目視確認により、作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1 / 西2）周辺）の土石流危険区域①、②において土石流発生を確認した場合には、土石流危険区域内のアクセスルート等への立入制限及び代替淡水源（輪谷貯水槽（西1 / 西2））から海を水源とする原子炉等への注水への切替え等の手順を講じることを決定・実施する。</u></p>	

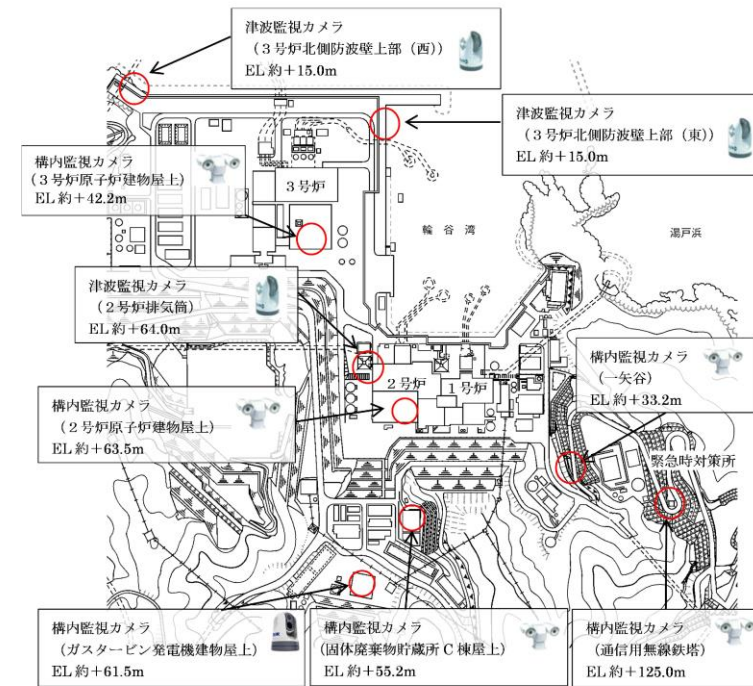
**第3表 土石流対応のうち海水注水切替え等を決定・実施するための判断基準と対応内容**

	警戒体制の構築 (監視強化)	海水注水切替え等の決定・実施
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発電所構内の雨量に加え、気象庁から発表される防災気象情報を参考に、発電所構内雨量計による1時間雨量が60mm以上を確認した場合</li> <li>■ 警戒体制を構築し、発電所施設 (土石流危険区域の状況を含む。) への監視を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 構内監視カメラによる確認や現場作業員による目視確認により、作業場所周辺 (代替淡水源である輪谷貯水槽 (西1 / 西2) 周辺) の土石流危険区域①、②において土石流発生を確認した場合*</li> </ul>
通常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警戒体制を構築し、発電所施設 (土石流危険区域の状況を含む。) への監視を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土石流危険区域①、②内のアクセスルート等への立入を制限する。</li> <li>■ 重大事故等発生時において、以下の手順を講じることが決定する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海を水源とした原子炉等への注水とすること。</li> <li>・ 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を用いた燃料補給とすること。</li> </ul> </li> </ul>
重大事故等発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警戒体制を構築し、発電所施設 (土石流危険区域の状況を含む。) への監視を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土石流危険区域①、②内のアクセスルート等への立入を制限する。</li> <li>■ 以下の手順を講じることが決定する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替淡水源から海を水源とする原子炉等への注水に切り替えること。</li> <li>・ ガスタービン発電機用軽油タンクから非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を用いた燃料補給に切り替えること。</li> </ul> </li> </ul>

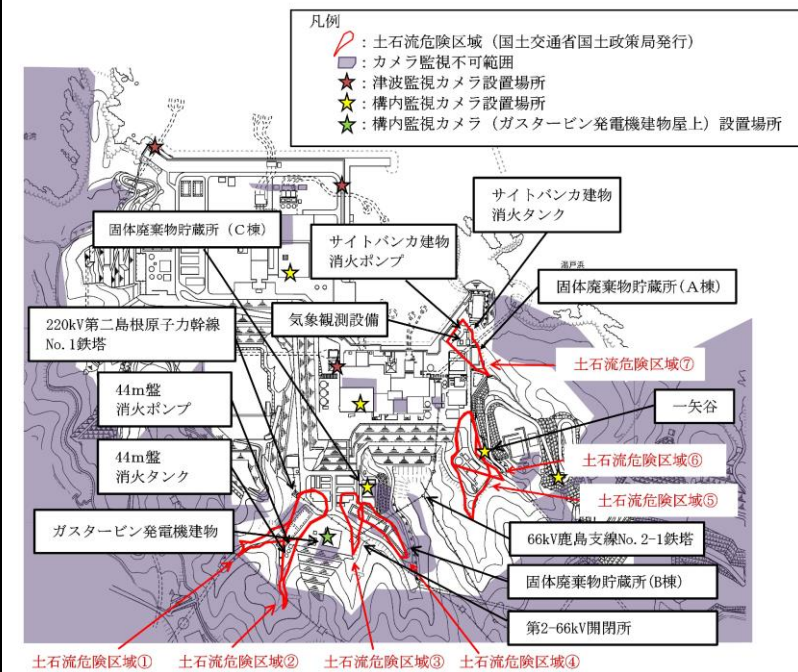
※：作業場所周辺 (代替淡水源である輪谷貯水槽 (西1 / 西2) 周辺) の土石流発生が確認されていない状況においても、発電所構内の状況、防災気象情報 (警戒レベル相当情報) 及び発電所構内雨量計による計測値を参考に、あらかじめ海水注水切替え等の事前準備を実施する、並びに人的被害の予防の観点で、海水注水切替え等を決定・実施する場合がある。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><u>(b) 海水注水切替えの決定・実施を判断するための土石流発生の確認方法</u></p> <p><u>作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1 / 西2）周辺）の土石流危険区域①、②に対する土石流発生の確認は、構内監視カメラによる確認や現場作業員による目視確認により実施する。具体的な確認方法を以下に示す。</u></p> <p><u>i. 構内監視カメラによる確認</u></p> <p><u>重大事故等発生時においても土石流発生の確認ができるよう、構内監視カメラ（DB設備）に加えて、構内監視カメラ（DB / SA設備）をガスタービン発電機建物屋上に、1台新規に設置する。</u></p> <p><u>ii. 現場による目視確認（構内監視カメラ以外の確認）</u></p> <p><u>発電所構内の降雨状況により警戒体制を構築し、発電所施設（土石流危険区域の状況を含む。）への監視を強化するが、通常時及び重大事故等発生時共に、定期的な現場パトロールを行い、土石流発生状況を確認する。</u></p> <p><u>可搬型設備の運転状況確認や、可搬型設備への定期的な燃料補給作業を実施するため、現場作業員による目視確認により、土石流発生状況を確認する。</u></p> <p><u>iii. 事象発生確認後の連絡体制</u></p> <p><u>土石流が発生するおそれがある状況においては、既に警戒体制を構築し監視強化を行っており、発電所構内の施設状況を適宜連絡することとしていることから、土石流発生を確認した後、遅滞なく、緊急時対策本部において、海水注水切替えの決定・実施を判断可能である。</u></p> <p><u>(c) 土石流発生を確認するために新規設置する構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）の概要</u></p> <p><u>i. 設置目的</u></p> <p><u>重大事故等発生時においても、海水注水切替え等の決定・判断を遅滞なく行えるよう、構内監視カメラ（DB設備）に加えて、作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1 / 西2）周辺）の土石流危険区域①、②における土石流発生状況を確認できる、耐震性を有する構内監視カメラを、ガスタービン発電機建</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																				
		<p><u>物屋上に1台新規設置する。</u></p> <p><u>ii. 位置付け</u></p> <p><u>構内監視カメラ (ガスタービン発電機建物屋上)</u> は、「DB設備 (第二十六条 原子炉制御室等) / SA設備 (第五十六条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備)」として設置する。</p> <p><u>iii. 耐震設計及び供給電源</u></p> <p><u>構内監視カメラ (ガスタービン発電機建物屋上) の耐震設計は、C (S s 機能維持) とし、非常用電源 (無停電交流電源) 及び代替交流電源設備から給電可能とする。</u></p> <p><u>iv. 監視方法</u></p> <p><u>構内監視カメラ (ガスタービン発電機建物屋上) は、重大事故等発生時に中央制御室において運転員により、また、緊急時対策所においても緊急時対策要員により監視可能とする。</u></p> <p><u>構内監視カメラ (ガスタービン発電機建物屋上) の概要を第4表に示す。また、構内監視カメラの設置場所及び監視範囲を第13、14図に、土石流危険区域方向の状況把握イメージを第15図に示す。</u></p> <p><u>第4表 構内監視カメラ (ガスタービン発電機建物屋上) の概要</u></p> <table border="1" data-bbox="1783 1247 2457 1871"> <tr> <td data-bbox="1783 1247 1961 1444">外観</td> <td data-bbox="1961 1247 2457 1444">           構内監視カメラ (ガスタービン発電機建物屋上)   </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1783 1444 1961 1476">カメラ構成</td> <td data-bbox="1961 1444 2457 1476">可視光と赤外線デュアルカメラ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1783 1476 1961 1577">ズーム</td> <td data-bbox="1961 1476 2457 1577">           可視光カメラ：光学ズーム30倍            デジタルズーム12倍            赤外線カメラ：デジタルズーム1～4倍         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1783 1577 1961 1640">遠隔可動</td> <td data-bbox="1961 1577 2457 1640">           水平可動：360°            上下可動：±90°         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1783 1640 1961 1671">暗視機能</td> <td data-bbox="1961 1640 2457 1671">可能 (赤外線カメラ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1783 1671 1961 1703">耐震設計</td> <td data-bbox="1961 1671 2457 1703">C (S s 機能維持)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1783 1703 1961 1766">供給電源</td> <td data-bbox="1961 1703 2457 1766">           非常用電源 (無停電交流電源)            代替交流電源設備         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1783 1766 1961 1797">風荷重</td> <td data-bbox="1961 1766 2457 1797">風速 (30m/s) による荷重を考慮</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1783 1797 1961 1829">積雪荷重</td> <td data-bbox="1961 1797 2457 1829">積雪 (100cm) による荷重を考慮</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1783 1829 1961 1871">台数</td> <td data-bbox="1961 1829 2457 1871">ガスタービン発電機建物屋上 1台</td> </tr> </table> <p>※：詳細設計中であり変更の可能性がある。</p>	外観	構内監視カメラ (ガスタービン発電機建物屋上) 	カメラ構成	可視光と赤外線デュアルカメラ	ズーム	可視光カメラ：光学ズーム30倍 デジタルズーム12倍 赤外線カメラ：デジタルズーム1～4倍	遠隔可動	水平可動：360° 上下可動：±90°	暗視機能	可能 (赤外線カメラ)	耐震設計	C (S s 機能維持)	供給電源	非常用電源 (無停電交流電源) 代替交流電源設備	風荷重	風速 (30m/s) による荷重を考慮	積雪荷重	積雪 (100cm) による荷重を考慮	台数	ガスタービン発電機建物屋上 1台	
外観	構内監視カメラ (ガスタービン発電機建物屋上) 																						
カメラ構成	可視光と赤外線デュアルカメラ																						
ズーム	可視光カメラ：光学ズーム30倍 デジタルズーム12倍 赤外線カメラ：デジタルズーム1～4倍																						
遠隔可動	水平可動：360° 上下可動：±90°																						
暗視機能	可能 (赤外線カメラ)																						
耐震設計	C (S s 機能維持)																						
供給電源	非常用電源 (無停電交流電源) 代替交流電源設備																						
風荷重	風速 (30m/s) による荷重を考慮																						
積雪荷重	積雪 (100cm) による荷重を考慮																						
台数	ガスタービン発電機建物屋上 1台																						



第13図 構内及び津波監視カメラの設置場所



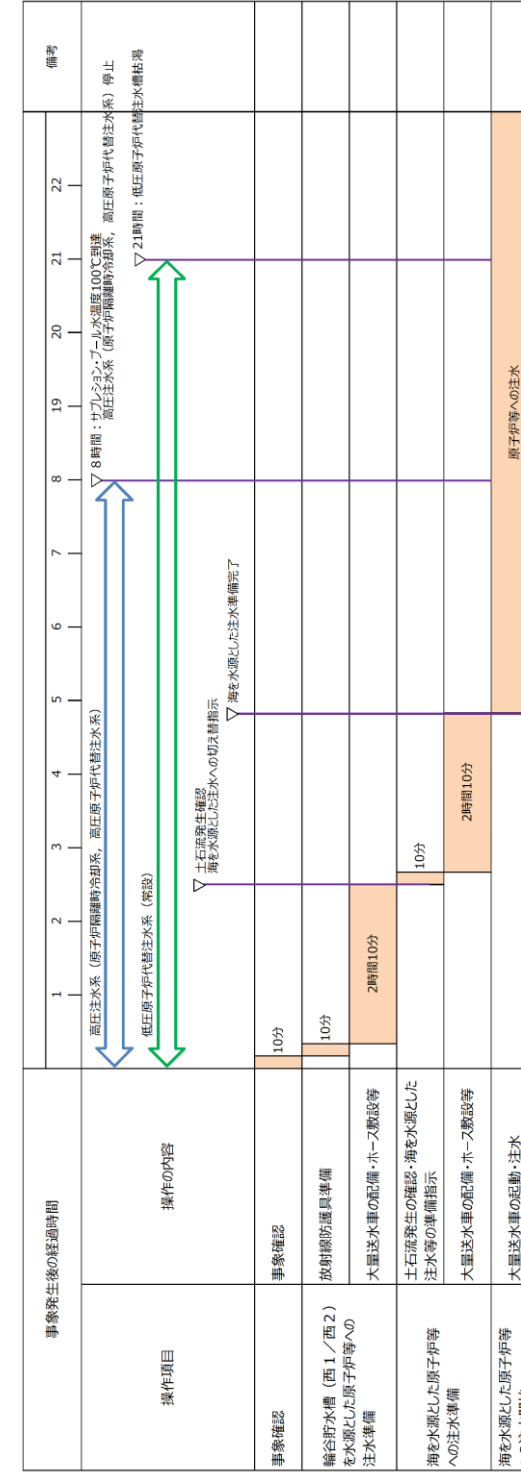
第14図 構内及び津波監視カメラの監視範囲



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="1855 262 2389 682" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1834 688 2418 751" data-label="Caption"> <p>(例) 構内監視カメラ (ガスタービン発電機建物屋上) にて 輪谷貯水槽 (西1 / 西2) の南側方向</p> </div> <div data-bbox="1834 787 2410 1207" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1834 1213 2418 1276" data-label="Caption"> <p>(例) 構内監視カメラ (ガスタービン発電機建物屋上) にて 輪谷貯水槽 (西1 / 西2) の北側方向</p> </div> <div data-bbox="1765 1333 2499 1411" data-label="Caption"> <p>第15図 <u>ガスタービン発電機建物屋上からの土石流危険区域 ①, ②方向の状況把握イメージ</u></p> </div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>(d) <u>土石流発生後に海水注水切替えを決定・実施するとした場合の成立性</u>  <u>海水注水切替え等の決定・実施の判断基準を「作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1 / 西2）周辺）の土石流危険区域①、②において土石流発生を確認した場合」とし、ホース展張等の事前準備を行わず、土石流発生を確認後から決定・実施をしても、重大事故等の対応上、成立することを確認した。</u></p> <p>・ <u>重大事故等発生後、可搬型設備を用いて原子炉等への注水を実施する際の作業想定時間は、以下のとおり。</u>  <u>輪谷貯水槽（西1 / 西2）を水源とした場合の想定時間：</u>  約2時間10分（実績1時間41分）  <u>海を水源とした場合の想定時間：</u>  約2時間10分（実績1時間40分）</p> <p>・ <u>重大事故等発生後、原子炉への注水は、高圧注水系（原子炉隔離時冷却系、高圧原子炉代替注水系）、低圧原子炉代替注水系（常設）を用いて、優先的に実施する。</u></p> <p>・ <u>可搬型設備による原子炉等への注水は、代替淡水源である輪谷貯水槽（西1 / 西2）を用いて準備を実施するが、注水準備には約2時間10分が想定される。注水準備完了後、土石流発生を確認し海を水源とした注水への切替えを決定・実施することを想定しても、高圧注水系、低圧原子炉代替注水系（常設）による原子炉等への注水に係るそれぞれの制約時間*までに、海を水源とした注水に切替えることが可能かどうか確認した。</u></p> <p>・ <u>第16図のとおり、海を水源とした注水準備作業には約2時間10分が想定されるが、土石流発生の確認及び海水注水切替え等の決定・判断に10分を想定しても、高圧注水系及び低圧原子炉代替注水系（常設）による原子炉注水を実施している間に、海を水源とした原子炉等への注水準備は完了可能なため、注水は途切れることなく継続可能である。</u></p> <p>※：高圧注水系：機能維持可能なサプレッション・</p>	

プール水温度 100℃到達までの時間 (約 8 時間)  
低圧原子炉代替注水系 (常設) : 炉心冠水, 崩壊熱に応じた注水量を考慮した低圧原子炉代替注水槽枯渇までの時間 (約 21 時間)

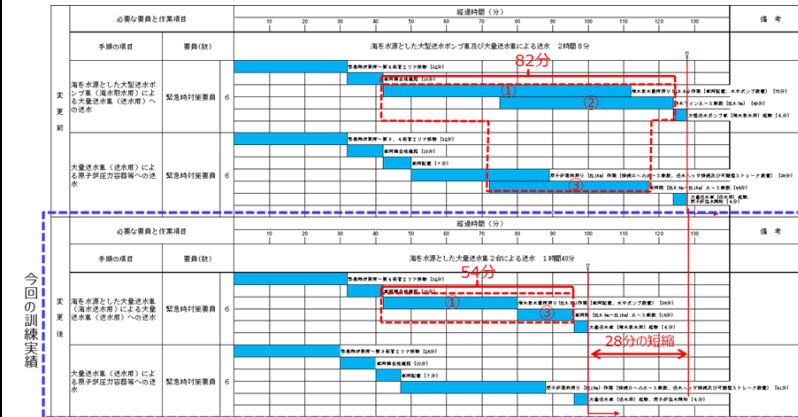


第 16 図 土石流が発生した場合の作業の成立性

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>(2) <u>土石流の影響を受けない参集ルート</u></p> <p><u>発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の一矢入口及び本谷入口を通過するルートに加え迂回ルートを確認している。</u></p> <p><u>一矢入口及び本谷入口を通過するルートは、発電所構内の土石流危険区域の範囲内に含まれているため、土石流の影響を受けて通行できないおそれがあるが、土石流の影響を受けるおそれのない迂回ルート（宇中入口、宇中谷入口、内カネ谷入口）により、発電所構内に参集する。</u></p> <p><u>発電所敷地外から発電所構内への参集ルートを、第17図に示す。</u></p> <div data-bbox="1736 716 2510 1308" style="border: 1px solid black; height: 282px; width: 261px; margin: 10px 0;"></div> <p>第17図 発電所敷地外から発電所構内への参集ルート及び緊急時対策所へのアクセスルート</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: right;">添付資料-1</p> <p>海を水源とした場合の注水における所要時間を短縮する取り組みについて</p> <p>海を水源とした場合の原子炉等への注水作業時間を短縮する取り組みとして、第1図のとおり海水取水用の可搬型設備を、大型送水ポンプ車から大量送水車に変更することとした。</p> <p>1. 海を水源とした所要時間を短縮する取り組み</p> <p>時間短縮取り組み前後の訓練結果(タイムチャート)の比較を第2図に、時間短縮が可能な作業内容を第1表に示す。</p> <p>訓練の結果、従来の大型送水ポンプ車及び大量送水車を使用した作業時間「2時間8分」に対して、大量送水車2台を使用した作業時間を「1時間40分」に短縮できることを確認した。</p> <p>なお、大量送水車による海水取水は水中ポンプ及び車載している送水ポンプによる真空引き※1にて揚程を確保する。これに伴い、流路を「平型ホース」から「平型ホース+吸管」に変更※2する。</p> <p>※1：基準津波による引き波時において海水面が低下すると、水中ポンプだけでは揚程が不足し海水取水できなくなるおそれがあるため。</p> <p>※2：平型ホースでは、送水ポンプの真空引きによりホースが潰れて流路が確保できないことから、真空引き区間を耐負圧力のある吸管にて流路を確保する。また、吸管敷設区間は短く(10m×2本)、訓練実績により平型ホースと同等の時間で敷設作業が可能であることを確認している。なお、吸管は「消防用吸管的技術上の規格を定める省令」に適合しており、耐負圧力(-94kPaで10分保持でも変形しないこと)があり、送水ポンプは-82kPa程度で海水を吸い込むことから変形することなく、流路が確保可能である。なお、吸管は大量送水車の付属品(資機材)として車載し、保管する。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>第1図 海を水源とした対応手順 概略図</p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>島根2号炉は、海を水源とした場合の注水における所要時間を短縮する取り組みについて記載</p>

【訓練実施日】令和2年5月24日(天候:晴れ, 気温27℃)  
 【訓練結果】海水取水用の可搬型設備を大型送水ポンプ車から大量送水車に変更することで, 水中ポンプの設置作業時間及びホース敷設時間を短縮することができ, 全体作業時間を28分短縮し, 1時間40分で終えることができることを確認した。



第2図 海を水源とした注水手順 実績時間タイムチャート

第1表 主な時間短縮が可能な作業

No. ①	主な作業項目	作業時間		時間短縮可能な作業内容
		変更前	変更後	
①	海水取水箇所周り (E L.8.5m) 作業 (車両配置, 水中ポンプ設置)	70分	38分	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型送水ポンプ車の水中ポンプは約130kgの重量があり車載のユニットで運搬・設置作業を実施するのに対し, 大量送水車の水中ポンプは約20kgと軽量であり人力での運搬が可能であることから, 運搬・設置が容易であり, 時間を要しない。</li> <li>大量送水車は, 大型送水ポンプ車に比べて小型で, 車両の取り回し及び配置に時間を要しない。</li> </ul>
②	排水ラインホース敷設 (E L.8.5m)	49分	該当作業なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>②の作業において, 大型送水ポンプ車は, ポンプの流量調整範囲内に入るよう排水ラインを設置し流量を確保していたが, 大量送水車は, ポンプの出口圧力に応じた流量調整が可能であることから, 排水ラインの設置を要しない。</li> <li>上記②の作業を要しないことから, 海水取水箇所周り (E L.8.5m) の緊急時対策要員が③のホース敷設作業を実施することで, 作業時間の短縮が可能である。</li> <li>なお, ①と③の作業は一部並行作業から, 作業負荷軽減のため, シリーズで作業を実施することに変更した。</li> </ul>
③	車両間 (E L.8.5m~E L.15m) ホース敷設	46分	16分	<ul style="list-style-type: none"> <li>③の作業において, 大型送水ポンプ車を使用する場合には, 海水取水箇所周りでは300Aホースを敷設し, 300Aホースから媒介金具により, 150Aホースにサイズダウンし150Aホースを敷設する。一方, 大量送水車を使用する場合には, 媒介金具を使用することなく, 150Aホースのみを敷設する。なお, いずれのホースもアクセスルート上にホース展張車を用いて敷設する。</li> <li>大量送水車に変更することで, 150Aホース (約3kg/m) に比べて重い300Aホース (約5kg/m) を使用しなくなることで, 媒介金具が不要となることから, ホース敷設・接続に時間を要しない。</li> </ul>

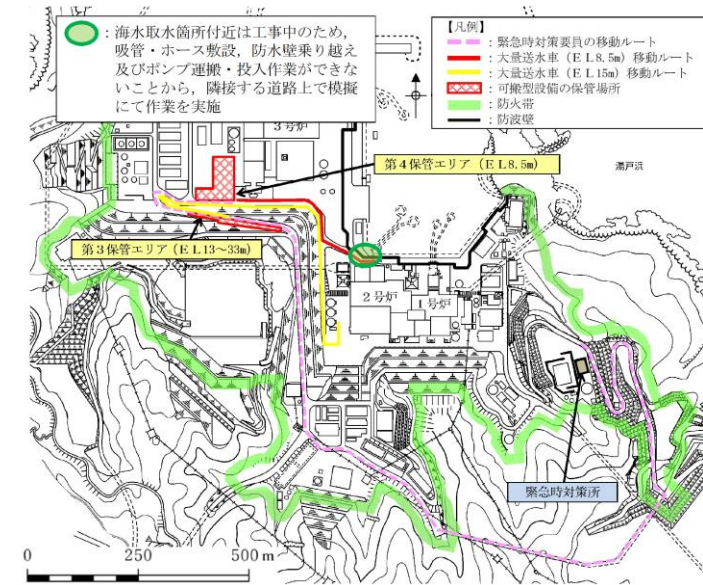
※1: 番号は第2図のタイムチャート内の番号を示す

【訓練時の考慮事項】

- 緊急時対策所から第3及び第4保管エリアに, 時間を要する第二輪谷トンネルを通行し, 徒歩にて移動する。その後, 第3及び第4保管エリアに配置する大量送水車にて各作業場所へ移動する。(アクセスルートは第4図参照)
- 緊急時対策要員の装備は, 炉心損傷防止時の作業も考慮し, 防護具 (全面マスク, 綿手袋, ゴム手袋, 汚染防護服) を着用する。
- 現場の工事状況等により一部作業ができない工程は, 同等の



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>作業等を模擬することで作業時間を算出する。  <u>具体的な作業は以下のとおり。(第3図参照)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>大量送水車～海の流路確保作業(吸管, ホース敷設作業は, 必要な長さ分を考慮し, ポンプ運搬・投入作業は, ポンプ運搬距離及び投入距離を考慮して模擬作業を実施)</u></li> <li>・<u>流路の確保における防水壁乗り越え作業(防水壁の高さを想定した作業を模擬して実施)</u></li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>緊急時対策所からの徒歩移動 (E L33m 付近)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>吸管・ホース設置状況(模擬) (E L8.5m 2号炉取水槽付近)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>防水壁ホース乗り越え作業(模擬) (E L8.5m 2号炉取水槽付近)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>吸管・ホース・水中ポンプ設置完了後 (模擬)(E L8.5m 2号炉取水槽付近)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ホース敷設作業 (E L8.5m～15m 西側道路付近)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大量送水車へのホース接続 (E L15m 原子炉建物西側)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第3図 訓練風景写真</p>	



第4図 訓練及び想定時間の算出に用いたアクセスルート

2. 海を水源とした対応手順 (SA手順) の変更

海水取水に使用する可搬型設備を、大型送水ポンプ車から大量送水車に変更することで、大量送水車を使用する手順を自主手順からSA手順に、大型送水ポンプ車を使用する手順をSA手順から自主手順に変更する。

上記を含む、海を水源としたSA手順で使用する可搬型設備を、第2表に示す。

第2表 海を水源としたSA手順で使用する可搬型設備の状況

SA手順	使用する可搬型設備 <sup>※1</sup>	
	変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉压力容器への注水</li> <li>原子炉格納容器内へのスプレイ</li> <li>原子炉格納容器下部への注水</li> <li>燃料プールへの注水/スプレイ</li> <li>低圧原子炉代替注水槽への補給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型送水ポンプ車 (原子炉補機代替冷却系用)<sup>※2</sup></li> <li>大量送水車 (送水用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量送水車 (海水取水用)<sup>※5</sup></li> <li>大量送水車 (送水用)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>輪谷貯水槽 (西1) 又は輪谷貯水槽 (西2) への補給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型送水ポンプ車 (原子炉補機代替冷却系用)<sup>※2, 3</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量送水車 (海水取水用)<sup>※3, 5</sup></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機代替冷却系による除熱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型送水ポンプ車 (原子炉補機代替冷却系用)<sup>※2</sup></li> <li>移動式代替熱交換設備 (原子炉補機代替冷却系用)</li> </ul>	変更なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>大気への放射性物質の拡散抑制</li> <li>航空機燃料火災への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型送水ポンプ車 (原子炉補機代替冷却系用)<sup>※4</sup></li> </ul>	変更なし

※1: ( ) 内は可搬型設備の用途を示す。  
 ※2: 大型送水ポンプ車は2ライン同時に送水が可能であり、「大量送水車 (送水用) への送水」又は「輪谷貯水槽 (西1) 又は輪谷貯水槽 (西2) への補給」と「移動式代替熱交換設備への送水」で使用する大型送水ポンプ車 (1台) は、同一のものを使用する。  
 ※3: 海水取水及び送水を1台で実施する。  
 ※4: 海水取水及び放水を1台で実施する。  
 ※5: 海を水源とした原子炉压力容器等への注水手順は、「輪谷貯水槽 (西1) 又は輪谷貯水槽 (西2) から原子炉压力容器等への注水」ができない場合に実施することから、「輪谷貯水槽 (西1) 又は輪谷貯水槽 (西2) への補給」と同時に実施することはないため、大量送水車 (海水取水用) は同一のものを使用する。



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																										
		<p>3. <u>海を水源とした原子炉等への注水手順の成立性</u>  <u>海水取水に使用する可搬型設備を、大型送水ポンプ車から大量送水車に変更した場合においても、以下の手順が成立することを確認した。</u>  ・<u>引き波時を考慮した海水取水の揚程 (16.2m) を確保でき、原子炉等へ送水する大量送水車への海水送水が可能であること。</u>  ・<u>原子炉圧力容器への注水に必要な流量 (30m<sup>3</sup>/h) 及び原子炉格納容器内へのスプレイに必要な流量 (120m<sup>3</sup>/h) が同時に確保可能であること。</u></p> <p>4. <u>可搬型設備の台数及び保管場所の変更</u>  <u>大量送水車は、「設置許可基準規則」第四十三条第3項第一号に基づき、2n+α 設備として、3台確保する計画としていたが、大量送水車による海水取水手順をSA手順化することに伴い、5台確保することに変更する。</u>  <u>なお、これに伴い、大量送水車の保管場所を第3表のとおり変更する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3表 大量送水車の保有台数及び保管場所の変更</u></p> <table border="1" data-bbox="1745 1119 2496 1398"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">使用場所</th> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th>第1 保管 エリア</th> <th>第2 保管 エリア</th> <th>第3 保管 エリア</th> <th>第4 保管 エリア</th> <th>第1 保管 エリア</th> <th>第2 保管 エリア</th> <th>第3 保管 エリア</th> <th>第4 保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大量送水車</td> <td>送水用</td> <td>E L 44m 周辺 E L 15m 周辺</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備 1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>予備 1台 (兼用) ※</td> </tr> <tr> <td>海水取水用</td> <td>E L 8.5m 周辺</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備 1台 (兼用) ※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：送水用及び海水取水用の設置許可基準規則解釈第 43 条第 5 項に基づく、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップ (α) は、発電所全体で確保する。なお、要求されるいずれの機能も満足するため、兼用で 1 台確保する。</p>	設備名称	用途	使用場所	変更前				変更後				第1 保管 エリア	第2 保管 エリア	第3 保管 エリア	第4 保管 エリア	第1 保管 エリア	第2 保管 エリア	第3 保管 エリア	第4 保管 エリア	大量送水車	送水用	E L 44m 周辺 E L 15m 周辺	0台	1台	1台	予備 1台	0台	1台	1台	0台	予備 1台 (兼用) ※	海水取水用	E L 8.5m 周辺	0台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台	予備 1台 (兼用) ※	
設備名称	用途	使用場所				変更前				変更後																																			
			第1 保管 エリア	第2 保管 エリア	第3 保管 エリア	第4 保管 エリア	第1 保管 エリア	第2 保管 エリア	第3 保管 エリア	第4 保管 エリア																																			
大量送水車	送水用	E L 44m 周辺 E L 15m 周辺	0台	1台	1台	予備 1台	0台	1台	1台	0台	予備 1台 (兼用) ※																																		
	海水取水用	E L 8.5m 周辺	0台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台	予備 1台 (兼用) ※																																		

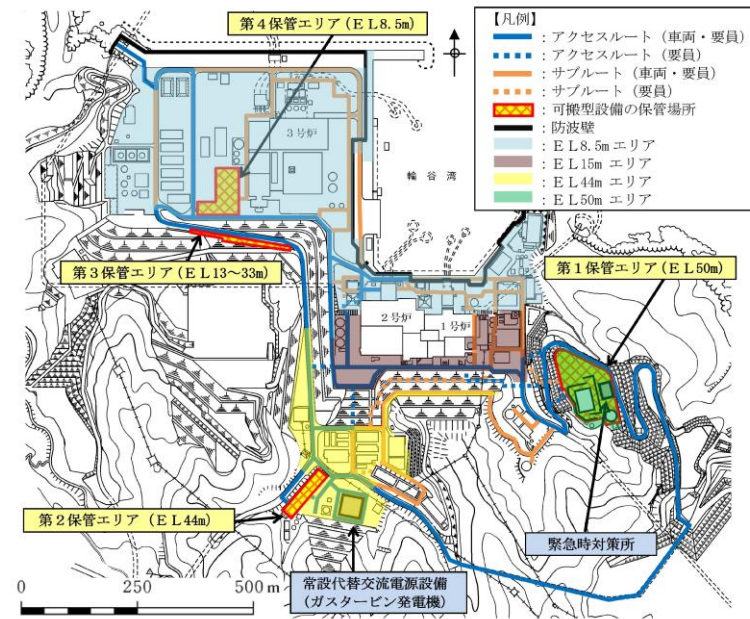
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: right;">別紙 (39)</p> <p style="text-align: center;"><u>島根原子力発電所における敷地の特徴について</u></p> <p><u>島根原子力発電所の特徴は以下のとおりであり、これらの特徴を踏まえ屋外のアクセスルート及び保管場所を設定した。</u></p> <p>①<u>標高差があること</u>  ②<u>敷地が狭隘であること</u>  ③<u>周辺斜面が近接していること</u></p> <p>1. 「①標高差があること」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図 1 に示すように、敷地高さは、主に、E L 8.5m, E L 15m, E L 44m, E L 50m に分かれており、この敷地高さを考慮し、第 1 保管エリアを E L 50m, 第 2 保管エリアを E L 44m, 第 3 保管エリアを E L 13～33m, 第 4 保管エリアを E L 8.5m に設定する。</u></li> <li>・<u>施設護岸に E L 15m の防波壁等を設置することにより、基準津波は敷地（保管場所含む。）に到達しないが、2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セットは、自主的に第 4 保管エリア（E L 8.5m）以外の高台に保管場所を確保する。</u></li> <li>・<u>淡水取水場所（E L 44m）及び海水取水場所（E L 8.5m）と接続口（E L 15m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、淡水取水場所周辺で使用する可搬型設備は、淡水取水場所直上に位置する第 2 保管エリア（E L 44m）又は淡水取水場所へのアクセス性と第 2 保管エリアとの位置的分散を考慮した第 3 保管エリア（E L 13～33m）に配置する。</u></li> <li>・<u>接続口及び海水取水場所（E L 8.5m）周辺で使用する可搬型設備は、緊急時対策所からのアクセス性を考慮し第 1 保管エリア（E L 50m）又は海水取水場所へのアクセス性と第 1 保管エリアとの位置的分散を考慮した第 4 保管エリア（E L 8.5m）に配置する。</u></li> </ul>	<p>・記載方針の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7, 東海第二】</b></p> <p>島根 2 号炉は、敷地の特徴を踏まえた屋外のアクセスルート及び保管場所の設定の考え方を記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

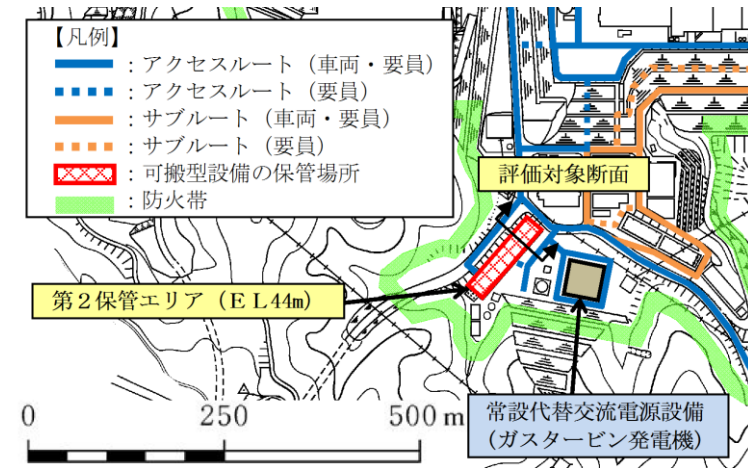


第1図 保管場所及び屋外アクセスルートと敷地高さ関係

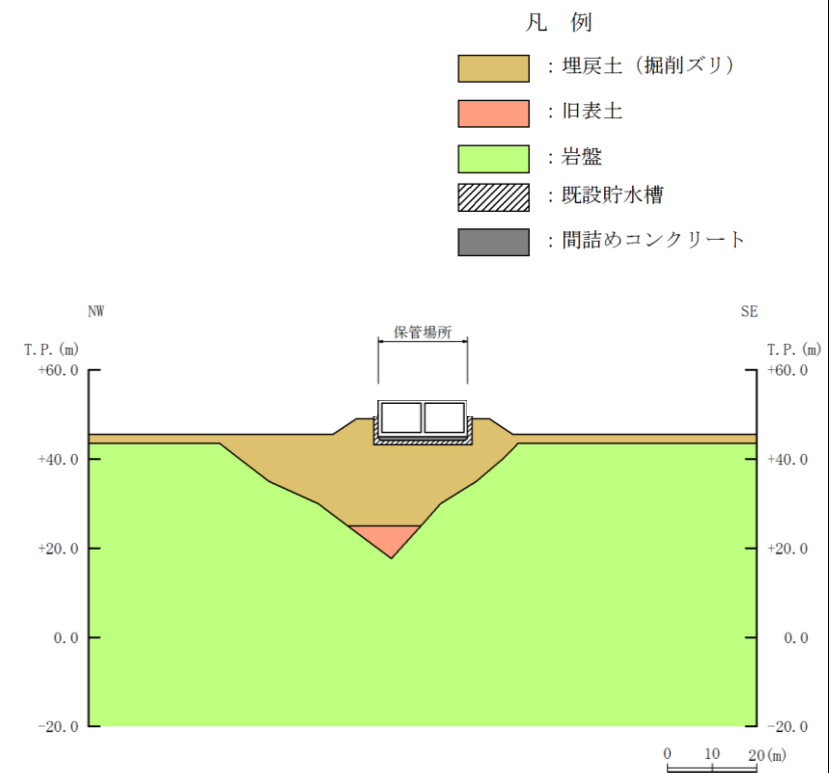
2. 「②敷地が狭隘であること」

(1)保管場所

・敷地が狭隘であり、敷地内の平地部に切土地盤（岩盤）が少ないことから、平地を有効に利用することを目的として、基準地震動Ssに対して損壊しない設計とする代替淡水源（密閉式貯水槽）である輪谷貯水槽（西1／西2）の上部を第2保管エリアとして設定する。（第2, 3図）

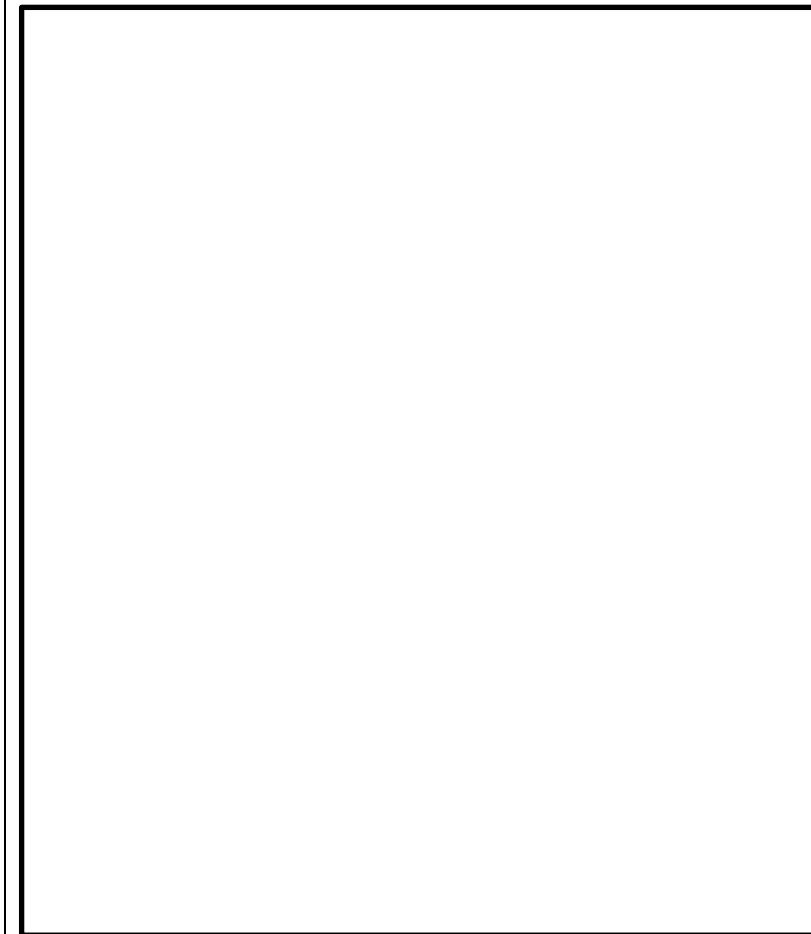


第2図 第2保管エリア平面図

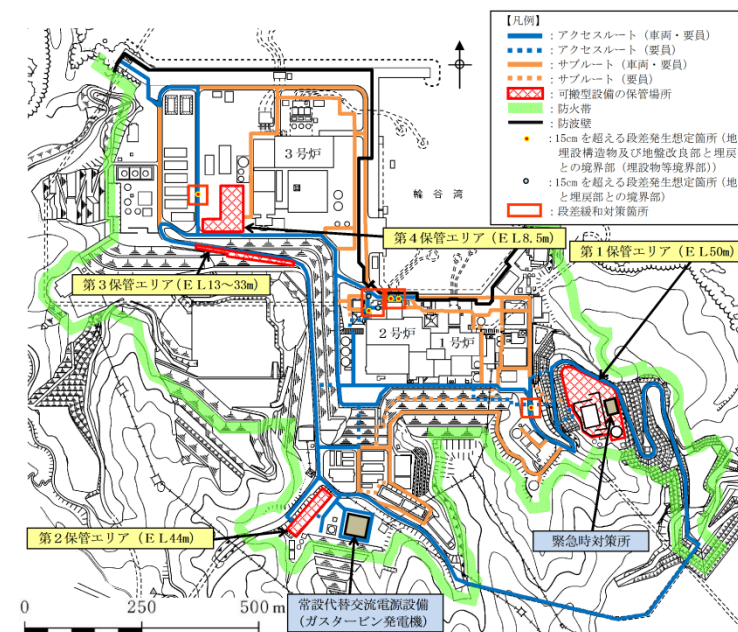


第3図 第2保管エリア 断面図 (短辺方向)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>(2)屋外のアクセスルート</p> <p>敷地が狭隘であることに対して、屋外のアクセスルートに影響を及ぼすと考えられる構造物が近接しており、近傍に迂回が可能なアクセスルートが少ないことから、対策が必要と考えられる。</p> <p>このため、地震時に屋外のアクセスルートの通行に影響を及ぼすことが考えられる構造物については、以下の対策を実施し、アクセスルートを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺構造物<sup>※1</sup>については、損壊・倒壊により可搬型設備の運搬等に必要な幅員確保が困難と想定されることから、耐震評価を実施し、基準地震動S<sub>s</sub>に対して損壊・倒壊しない設計とする。(第4図)</li> <li>・可搬型設備の通行に支障のある段差(15cm以上)の発生が想定される箇所について、迂回せずに通行できるよう、あらかじめ鉄筋コンクリート床版等による段差緩和対策を行う設計とする。(第5図)</li> </ul> <p>※1：耐震評価対象の周辺構造物</p> <p>通信用無線鉄塔、66kV鹿島支線No.2-1鉄塔、220kV第二島根原子力幹線No.1鉄塔、220kV第二島根原子力幹線No.2鉄塔、第2-66kV開閉所屋外鉄構、2号炉開閉所防護壁、防火壁、補助消火水槽、第2予備変圧器、重油移送配管、重油タンク(No.1,2,3)の溢水防止壁、第二輪谷トンネル、連絡通路</p>	



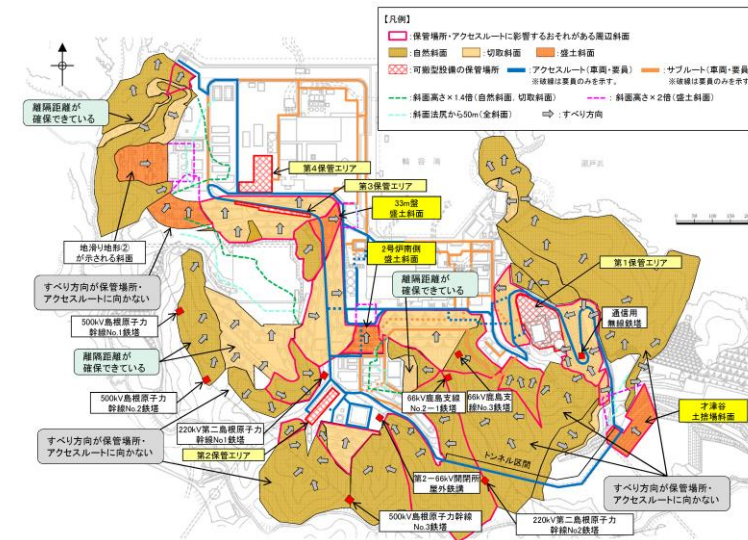
第4図 耐震評価対象の周辺構造物の配置



第5図 段差緩和対策箇所 (沈下量評価結果)

3. 「③周辺斜面が近接していること」

・保管場所及び屋外のアクセスルートに対して周辺斜面が近接しているが、設定した保管場所の周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり並びに、屋外のアクセスルートの周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりについて、保管場所及び屋外のアクセスルートが法尻からの離隔距離があること（斜面が崩壊しても影響しない。）、若しくは基準地震動  $S_s$  によるすべり安定性評価を実施し問題ないことを確認する。（第6図）



第6図 保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼすおそれのある斜面



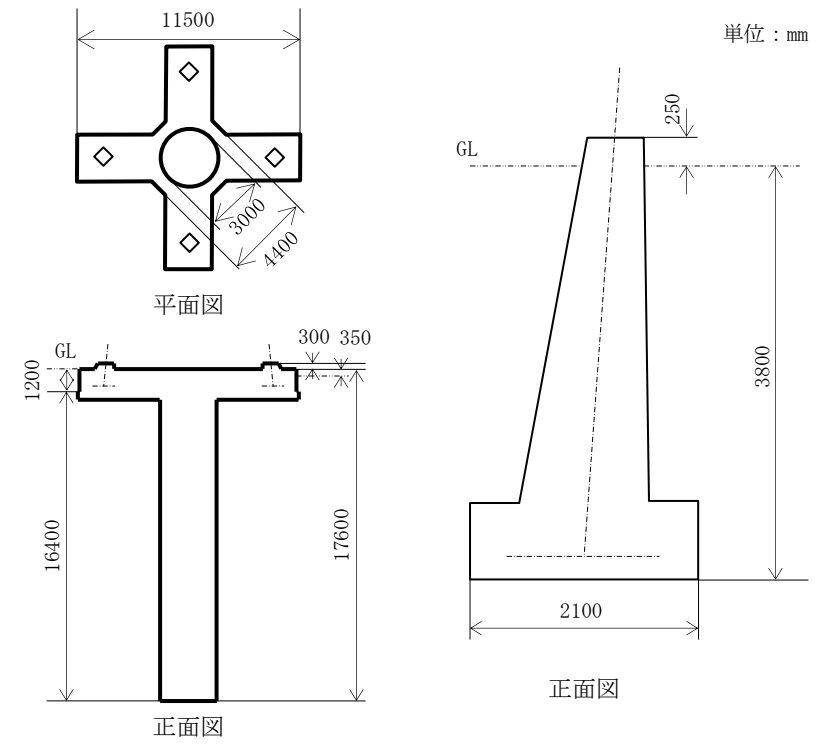
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: right;">別紙 (40)</p> <p style="text-align: center;">鉄塔の影響評価方針について</p> <p>島根原子力発電所構内の送電鉄塔、開閉所屋外鉄構及び通信用無線鉄塔（以下「鉄塔」という。）について、アクセスルート周辺の構造物として、倒壊時の影響評価方針を以下に示す。</p> <p>1. 影響評価</p> <p>(1) 影響評価鉄塔</p> <p>発電所構内のアクセスルート近傍に設置されている鉄塔を抽出する。設置位置を第1図に、設置状況を第1表に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔</li> <li>② 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔</li> <li>③ 第2-66kV 開閉所屋外鉄構</li> <li>④ 220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔</li> <li>⑤ 220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔</li> <li>⑥ 500kV 島根原子力幹線 No. 1 鉄塔</li> <li>⑦ 500kV 島根原子力幹線 No. 2 鉄塔</li> <li>⑧ 500kV 島根原子力幹線 No. 3 鉄塔</li> <li>⑨ 通信用無線鉄塔</li> </ol>  <p style="text-align: center;">第1図 鉄塔配置図</p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>島根2号炉は、送電鉄塔他の影響評価方針について記載</p>



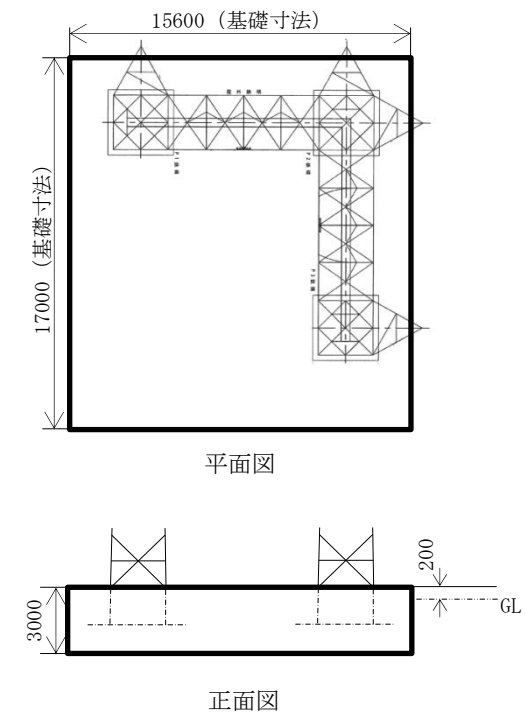
第1表 鉄塔設置状況一覧表

鉄塔名称	送電電圧	鉄塔種別	基礎構造*	支持地盤	設置場所
① 66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔	66kV	山形鋼鉄塔	深礎基礎	岩盤 (N 値 50 以上)	標高 108.1m
② 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔	66kV	山形鋼鉄塔	逆 T 字型基礎	岩盤 (CM 級岩盤)	標高 71.8m
③ 第 2-66kV 開閉所屋外鉄構	66kV	山形鋼鉄塔	マット型基礎	岩盤 (Cl 級岩盤)	標高 47.2m
④ 220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔	220kV	山形鋼鉄塔	逆 T 字型基礎+杭	岩盤 (N 値 44)	標高 45.2m
⑤ 220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔	220kV	山形鋼鉄塔	逆 T 字型基礎	岩盤 (N 値 30)	標高 148.4m
⑥ 500kV 島根原子力幹線 No. 1 鉄塔	500kV	鋼管鉄塔	深礎基礎	岩盤 (N 値 50 以上)	標高 123.9m
⑦ 500kV 島根原子力幹線 No. 2 鉄塔	500kV	鋼管鉄塔	深礎基礎	岩盤 (N 値 50 以上)	標高 159.7m
⑧ 500kV 島根原子力幹線 No. 3 鉄塔	500kV	鋼管鉄塔	逆 T 字型基礎	岩盤 (N 値 30 以上)	標高 154.8m
⑨ 通信用無線鉄塔	-	鋼管鉄塔	マット型基礎	岩盤 (Cl 級岩盤)	標高 64.0m

\* 鉄塔基礎構造図を第2図に示す。

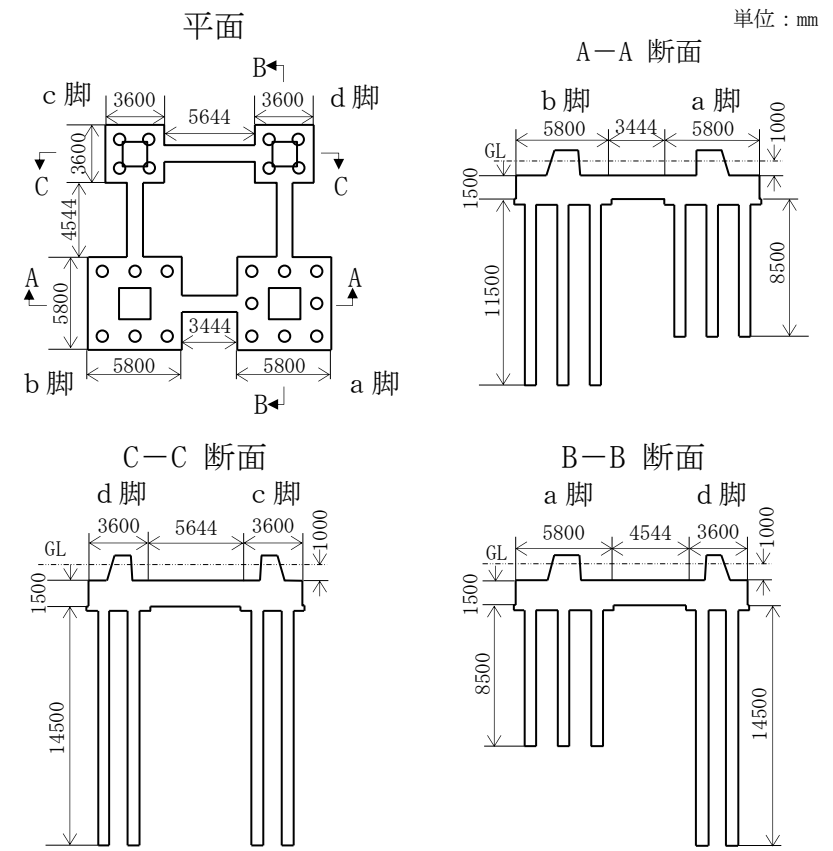


① 66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔      ② 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔

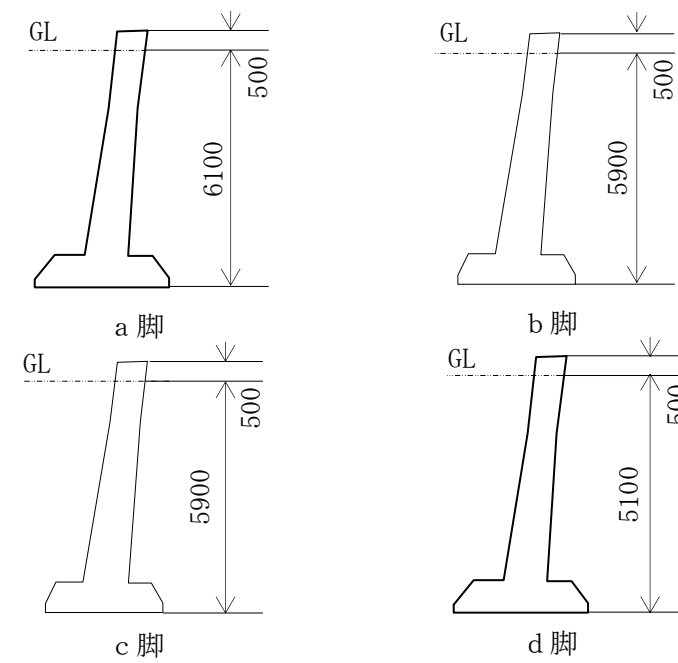


③ 第2-66kV 開閉所屋外鉄構

第2図 鉄塔基礎構造図(1/3)

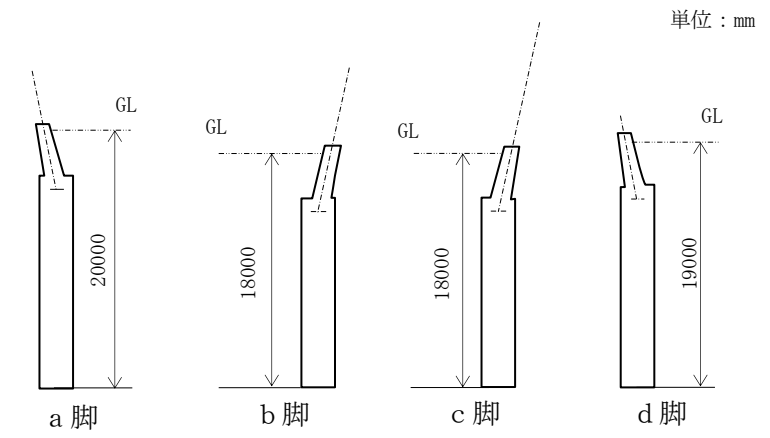


④ 220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔

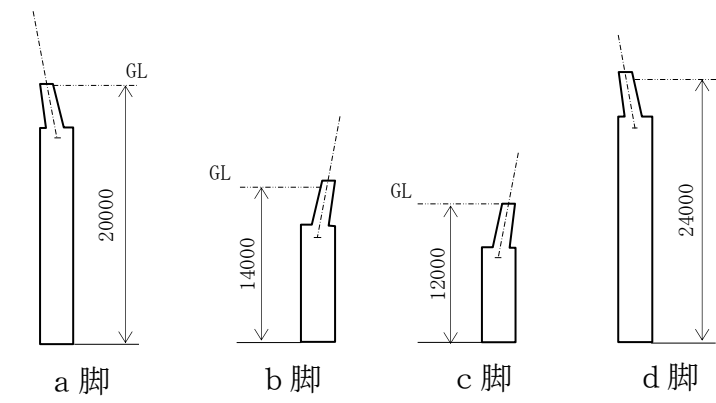


⑤ 220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔

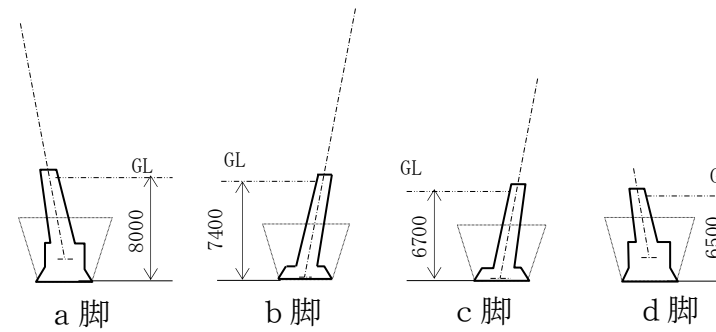
第2図 鉄塔基礎構造図(2/3)



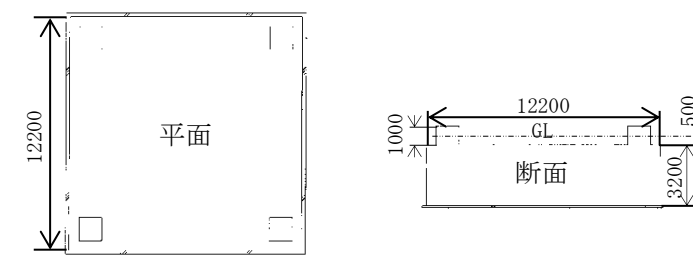
⑥ 500kV 島根原子力幹線 No. 1 鉄塔



⑦ 500kV 島根原子力幹線 No. 2 鉄塔



⑧ 500kV 島根原子力幹線 No. 3 鉄塔

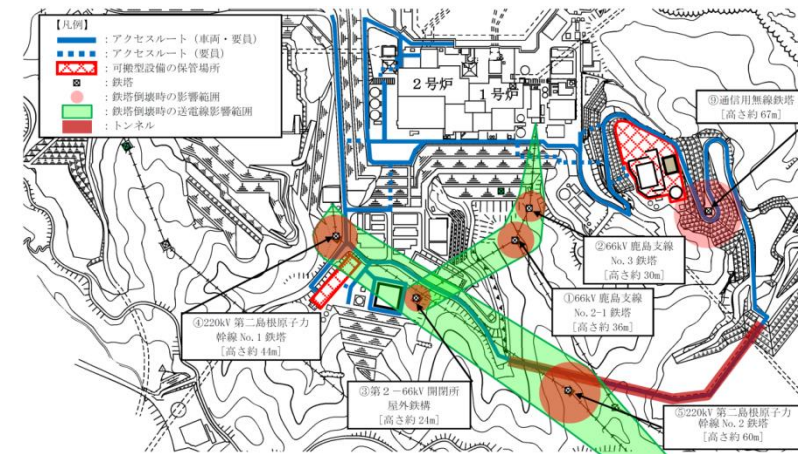


⑨ 通信用無線鉄塔

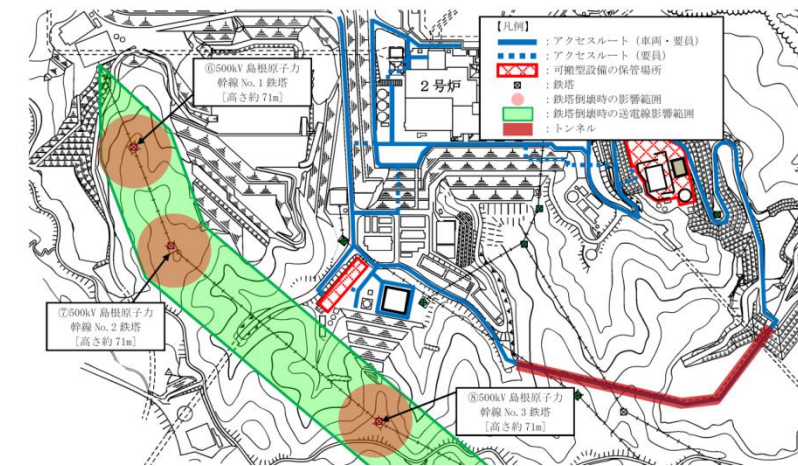
第2図 鉄塔基礎構造図(3/3)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>(2) 影響評価手順</p> <p>a. 影響評価方法選定</p> <p>発電所構内の鉄塔を対象として、倒壊等による影響を想定する。</p> <p>アクセルートへの影響想定としては、地震により、鉄塔が最下部から全姿倒壊したケース及び鉄塔自体が斜面を滑落したケースとして評価する。</p> <p>鉄塔の影響評価方法選定フロー(以下「フロー」という。)を第3図に示す。</p> <p>まずは、鉄塔を中心とした鉄塔高さを鉄塔倒壊時の倒壊範囲とし、鉄塔倒壊時の倒壊範囲がアクセルート上にあるかを確認する。(フロー: I)</p> <p>(a) 鉄塔倒壊時の倒壊範囲がアクセルート上にある場合</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> における耐震性評価を行い、必要に応じて補強等の影響防止対策を実施することで地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。(フロー:耐震性評価)</p> <p>次に、鉄塔倒壊時に倒壊範囲がアクセルート上にない場合であっても、鉄塔に架線している送電線が落下し、アクセルートに影響することが考えられるため、鉄塔倒壊により送電線がアクセルートに影響があるかを確認する。(フロー: II)</p> <p>また、鉄塔倒壊により送電線がアクセルートに影響がある場合、設備対策によりアクセルートの健全性が確保できるかを確認する。(フロー: III)</p> <p>(b) 鉄塔倒壊により送電線がアクセルートに影響がある場合 (設備対策可)</p> <p>設備対策によりアクセルートの健全性が確保できる場合は、設備対策を実施する設計とする。</p> <p>更に、鉄塔倒壊し、鉄塔自体が斜面を滑落した評価(以下「鉄塔滑落評価」という。)により滑落範囲を確認し、アクセルートの健全性を確保する設計とする。(フロー: 設備対策)</p> <p>(c) 鉄塔倒壊により送電線がアクセルートに影響がある場合 (設備対策不可)</p> <p>設備対策によりアクセルートの健全性が確保できない場合は、基準地震動 <math>S_s</math> における耐震性評価を行</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>い、必要に応じて補強等の影響防止対策を実施することで地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。</p> <p>(フロー：耐震性評価)</p> <p>(d) 鉄塔倒壊により送電線がアクセスルートに影響がない場合</p> <p>鉄塔倒壊時の倒壊範囲及び送電線がアクセスルートに影響がない鉄塔についても、鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。(フロー：鉄塔滑落評価)</p> <p>(e) 斜面上に設置されている耐震性評価対象鉄塔</p> <p>耐震性評価対象鉄塔のうち斜面上に設置されている鉄塔については、斜面の基準地震動 <math>S_s</math> による安定性を確認し、必要に応じて補強等の影響防止対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。(フロー：斜面安定性評価)</p> <p>第4図に66kV鹿島支線、220kV第二島根原子力幹線及び通信用無線鉄塔、第5図に500kV島根原子力幹線の鉄塔損壊によるアクセスルートへの影響を示す。</p> <p>第3図 影響評価方法選定フロー</p>	



第4図 鉄塔倒壊によるアクセサルトへの影響想定  
(66kV 鹿島支線, 220kV 第二島根原子力幹線, 通信用無線鉄塔)

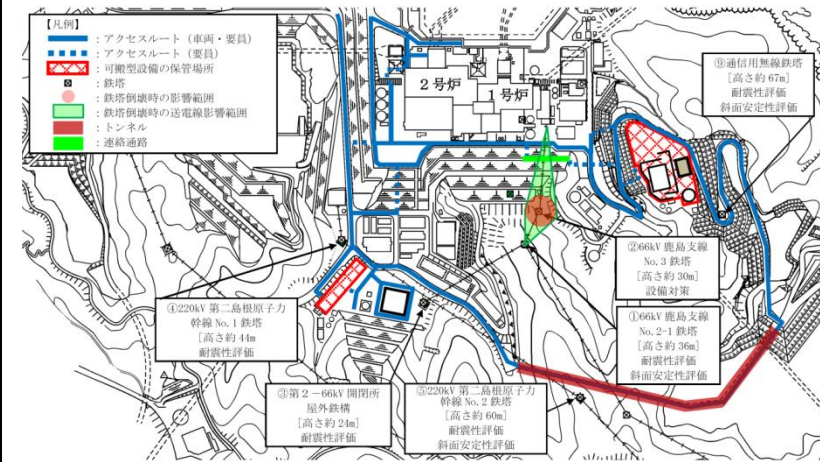


第5図 鉄塔倒壊によるアクセサルトへの影響想定  
(500kV 島根原子力幹線)

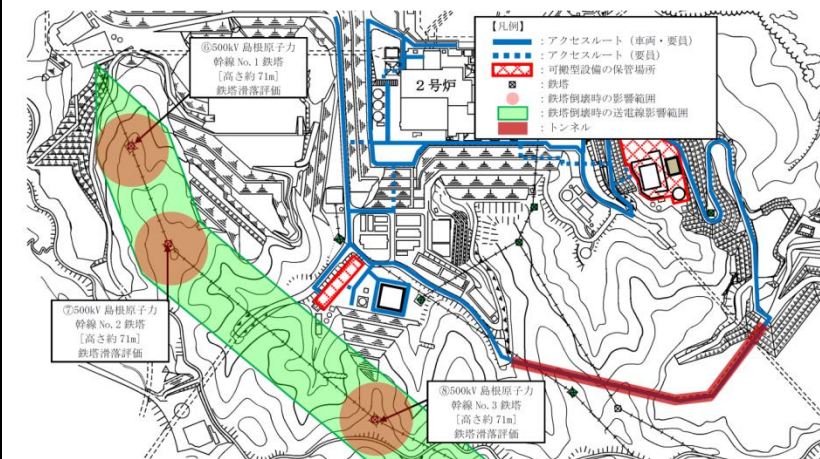
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>b. 影響評価方法選定結果</p> <p>(a) <u>耐震性評価により鉄塔の耐震性を確認し、アクセスルート（車両・要員）の健全性を確保する設計とする。（第二輪谷トンネルを経由したルート）</u></p> <p><u>第二輪谷トンネルを経由したルートに影響を及ぼす可能性のある、66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔、第2-66kV 開閉所屋外鉄構、220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔、No.2 鉄塔、通信用無線鉄塔の5基については、耐震性評価を行い、耐震性を確保する設計とする。そのうち斜面に設置している66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔、220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔、通信用無線鉄塔については、斜面の安定性評価を行い、斜面がすべらないことを確認する。</u></p> <p><u>耐震性や斜面の安定性評価の結果、強度不足等により、評価が満足しない結果となった場合は、補強等の影響防止対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。</u></p> <p>(b) <u>設備対策を行い、アクセスルート（要員）の健全性を確保する設計とする。（1、2号炉原子炉建物南側を経由したルート）</u></p> <p><u>1、2号炉原子炉建物南側を経由したルートに影響を及ぼす可能性のある、66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔については、鉄塔滑落評価を行い送電線の落下範囲を想定したうえで、送電線下部に連絡通路（例：ボックスカルバート）を設置して、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。</u></p> <p>(c) <u>鉄塔滑落評価を行い、アクセスルート（車両・要員）の健全性を確保する設計とする。</u></p> <p><u>鉄塔倒壊、送電線落下によりアクセスルートまで距離がある500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔、No.2 鉄塔、No.3 鉄塔の3基については、鉄塔滑落評価を行いアクセスルートの健全性を確認する。</u></p> <p><u>なお、評価が満足しない結果となった場合は、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。</u></p>	



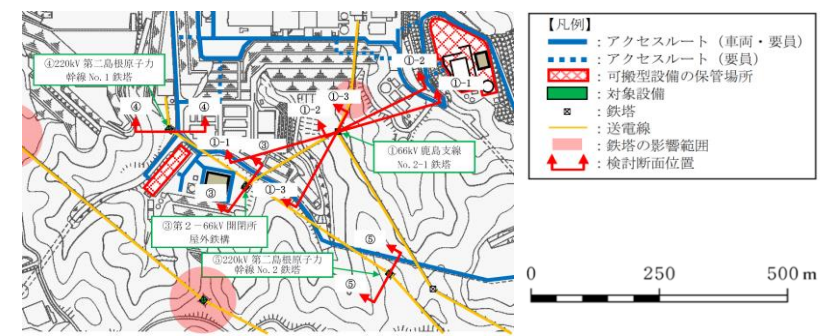
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																		
		<p>上記の鉄塔評価選定結果を第2表に示す。また、各鉄塔について耐震性評価、設備対策又は鉄塔滑落評価を行うことによる、アクセスルート<sup>(1,2号炉原子炉建物南側を経由したルート)</sup>の健全性を確保した状態について、第二輪谷トンネルを経由したアクセスルート及び1,2号炉原子炉建物南側を経由したアクセスルートを第6図及び第7図に示す。</p> <p>なお、参考に、鉄塔配置とアクセスルートまでの距離を第8図に示す。</p>																																																																																																																			
		<p>第2表 鉄塔評価選定結果一覧表</p> <p style="text-align: right;">(○:実施, -:対象外)</p>																																																																																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">送電鉄塔名称</th> <th colspan="2">アクセスルート (車両・要員)確保 (第二輪谷トンネルを 経由したルート)</th> <th rowspan="2">耐震性 評価</th> <th rowspan="2">鉄塔 滑落 評価</th> <th rowspan="2">耐震性評 価を行う 鉄塔の斜 面上設置 有無</th> <th rowspan="2">斜面 安定性 評価</th> <th colspan="2">アクセスルート (要員)確保 (1,2号炉原子炉建物 南側を経由したルート)</th> <th rowspan="2">設備 対策</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>倒壊範囲 影響有無</th> <th>送電線 影響有無</th> <th>倒壊範囲 影響有無</th> <th>送電線 影響有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>有</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>○*</td> <td>※鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する</td> </tr> <tr> <td>③ 第2-66kV 開閉所 屋外鉄構</td> <td>有</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>無</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 220kV 第二島根原子力 幹線 No.1 鉄塔</td> <td>有</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>無</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 220kV 第二島根原子力 幹線 No.2 鉄塔</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>有</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>-</td> <td>○*</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>※鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する</td> </tr> <tr> <td>⑦ 500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>-</td> <td>○*</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>※鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する</td> </tr> <tr> <td>⑧ 500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>-</td> <td>○*</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>※鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する</td> </tr> <tr> <td>⑨ 通信用無線鉄塔</td> <td>有</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>有</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	送電鉄塔名称	アクセスルート (車両・要員)確保 (第二輪谷トンネルを 経由したルート)		耐震性 評価	鉄塔 滑落 評価	耐震性評 価を行う 鉄塔の斜 面上設置 有無	斜面 安定性 評価	アクセスルート (要員)確保 (1,2号炉原子炉建物 南側を経由したルート)		設備 対策	備考	倒壊範囲 影響有無	送電線 影響有無	倒壊範囲 影響有無	送電線 影響有無	① 66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔	無	有	○	-	有	○	-	-	-		② 66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔	-	-	-	-	-	-	無	有	○*	※鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する	③ 第2-66kV 開閉所 屋外鉄構	有	-	○	-	無	-	-	-	-		④ 220kV 第二島根原子力 幹線 No.1 鉄塔	有	-	○	-	無	-	-	-	-		⑤ 220kV 第二島根原子力 幹線 No.2 鉄塔	無	有	○	-	有	○	-	-	-		⑥ 500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔	無	無	-	○*	-	-	-	-	-	※鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する	⑦ 500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔	無	無	-	○*	-	-	-	-	-	※鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する	⑧ 500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔	無	無	-	○*	-	-	-	-	-	※鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する	⑨ 通信用無線鉄塔	有	-	○	-	有	○	-	-	-		
送電鉄塔名称	アクセスルート (車両・要員)確保 (第二輪谷トンネルを 経由したルート)			耐震性 評価	鉄塔 滑落 評価					耐震性評 価を行う 鉄塔の斜 面上設置 有無	斜面 安定性 評価			アクセスルート (要員)確保 (1,2号炉原子炉建物 南側を経由したルート)		設備 対策	備考																																																																																																				
	倒壊範囲 影響有無	送電線 影響有無	倒壊範囲 影響有無			送電線 影響有無																																																																																																															
① 66kV 鹿島支線 No.2-1 鉄塔	無	有	○	-	有	○	-	-	-																																																																																																												
② 66kV 鹿島支線 No.3 鉄塔	-	-	-	-	-	-	無	有	○*	※鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する																																																																																																											
③ 第2-66kV 開閉所 屋外鉄構	有	-	○	-	無	-	-	-	-																																																																																																												
④ 220kV 第二島根原子力 幹線 No.1 鉄塔	有	-	○	-	無	-	-	-	-																																																																																																												
⑤ 220kV 第二島根原子力 幹線 No.2 鉄塔	無	有	○	-	有	○	-	-	-																																																																																																												
⑥ 500kV 島根原子力幹線 No.1 鉄塔	無	無	-	○*	-	-	-	-	-	※鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する																																																																																																											
⑦ 500kV 島根原子力幹線 No.2 鉄塔	無	無	-	○*	-	-	-	-	-	※鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する																																																																																																											
⑧ 500kV 島根原子力幹線 No.3 鉄塔	無	無	-	○*	-	-	-	-	-	※鉄塔滑落評価により滑落範囲を確認し、必要に応じて設備対策を行い、アクセスルートの健全性を確保する																																																																																																											
⑨ 通信用無線鉄塔	有	-	○	-	有	○	-	-	-																																																																																																												



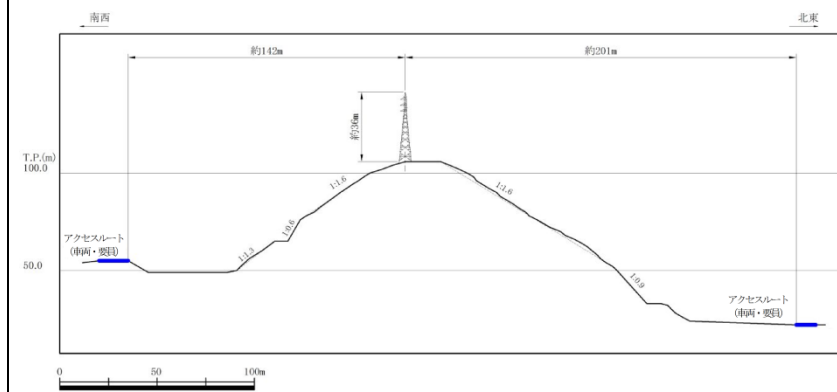
第6図 影響評価方法選定結果によるアクセスルート確保  
(66kV 鹿島支線, 220kV 第二島根原子力幹線, 通信用無線鉄塔)



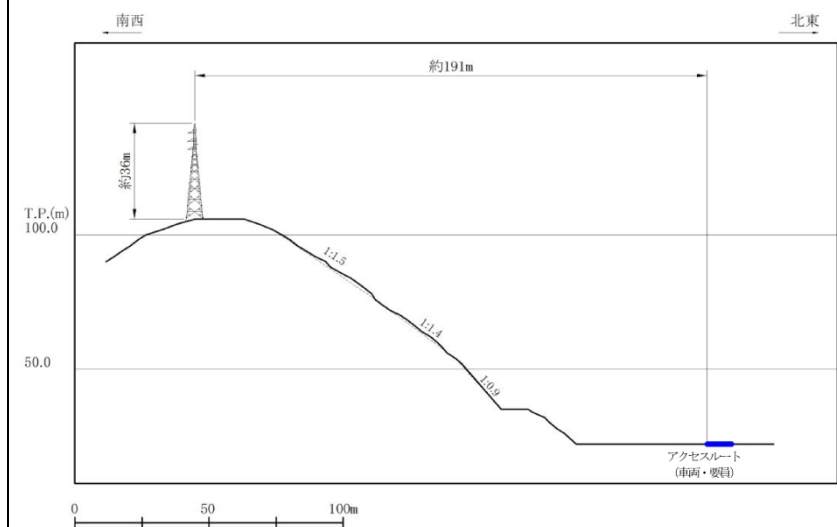
第7図 影響評価方法選定結果によるアクセスルート確保  
(500kV 島根原子力幹線)



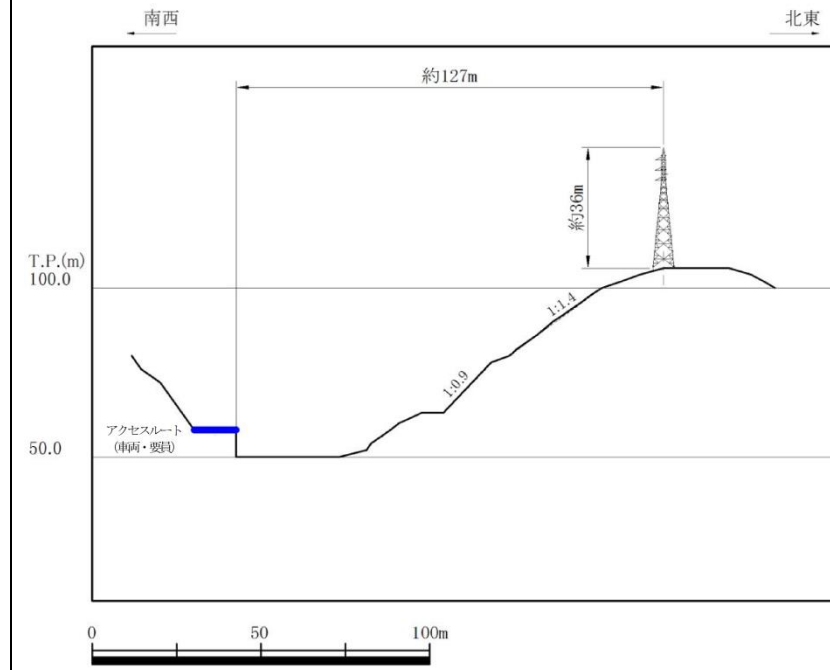
第 8-1 図 鉄塔配置断面位置図 (①, ③, ④, ⑤)



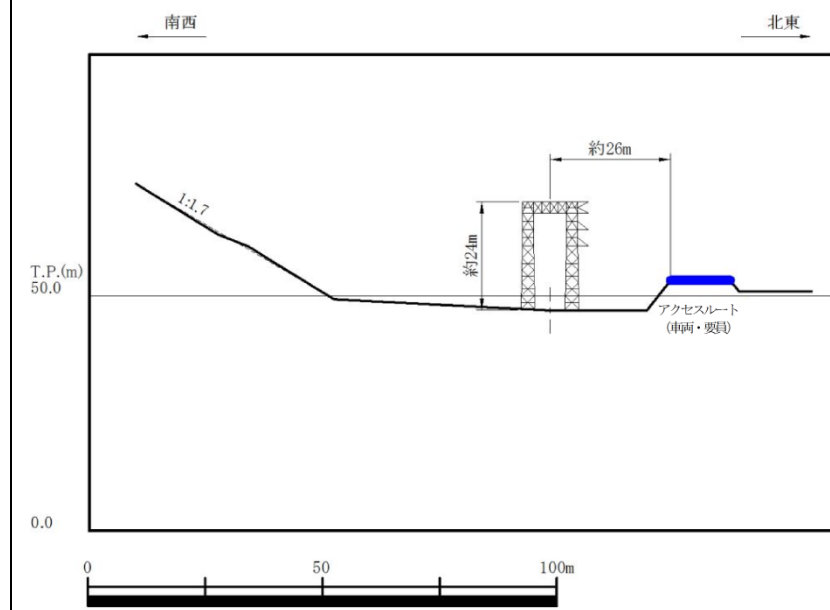
①-1 66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔 (急傾斜方向)



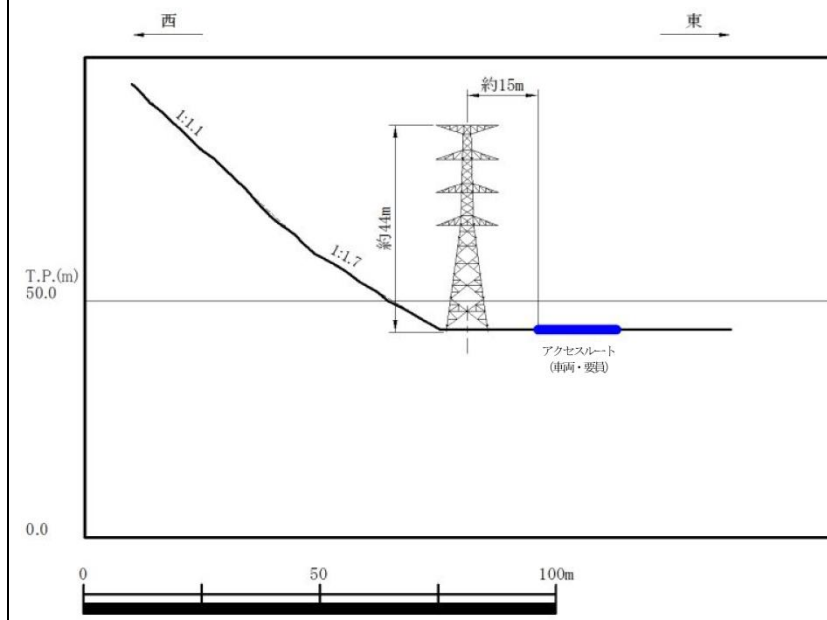
①-2 66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔 (アクセスルート最短 (北東側))



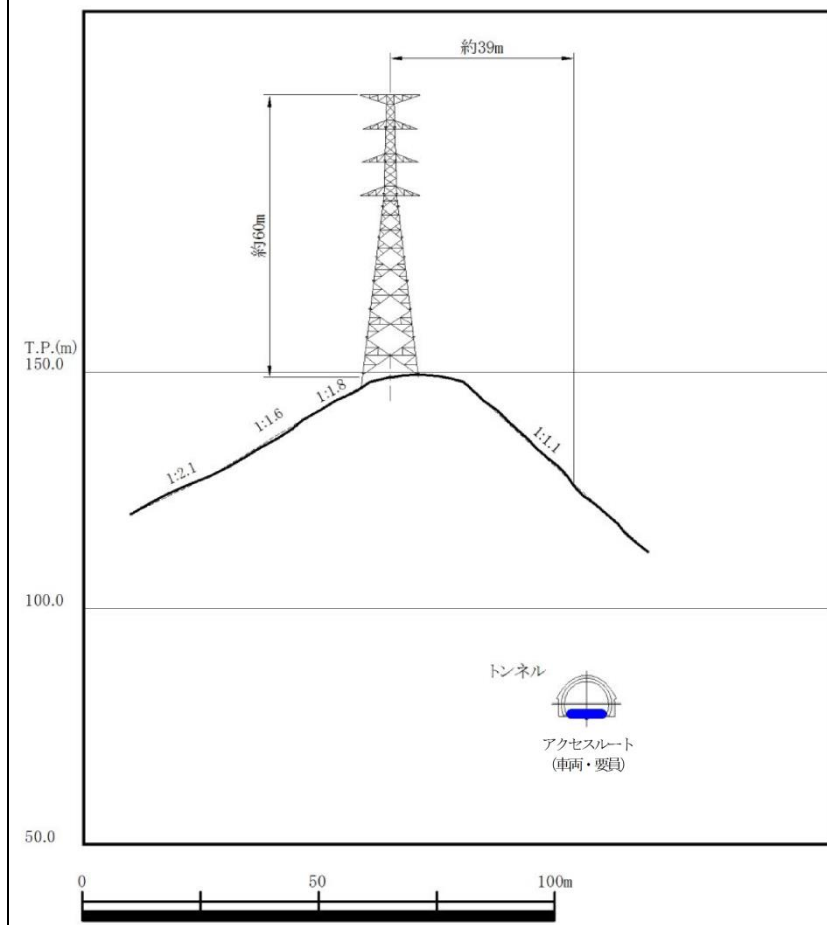
①-3 66kV 鹿島支線 No. 2-1 鉄塔(アクセスルート最短(南西側))



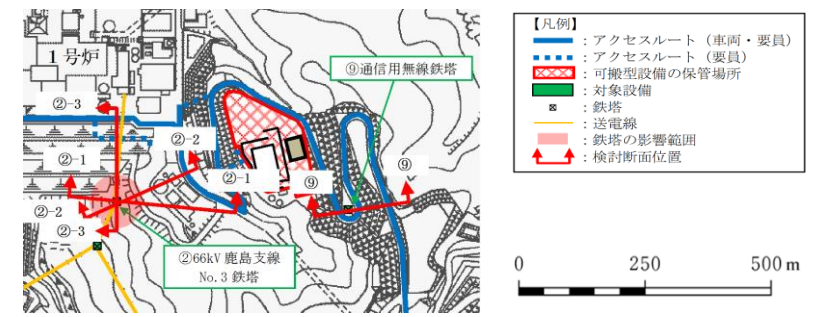
③ 第2-66kV 開閉所屋外鉄構



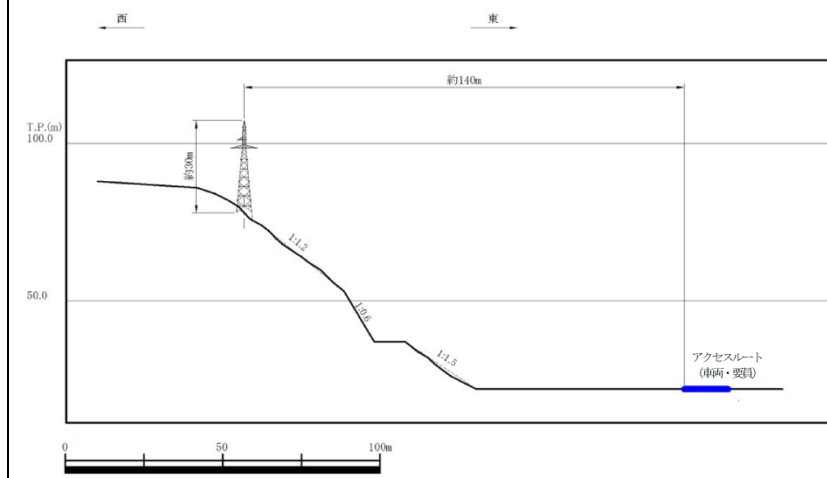
④ 220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔



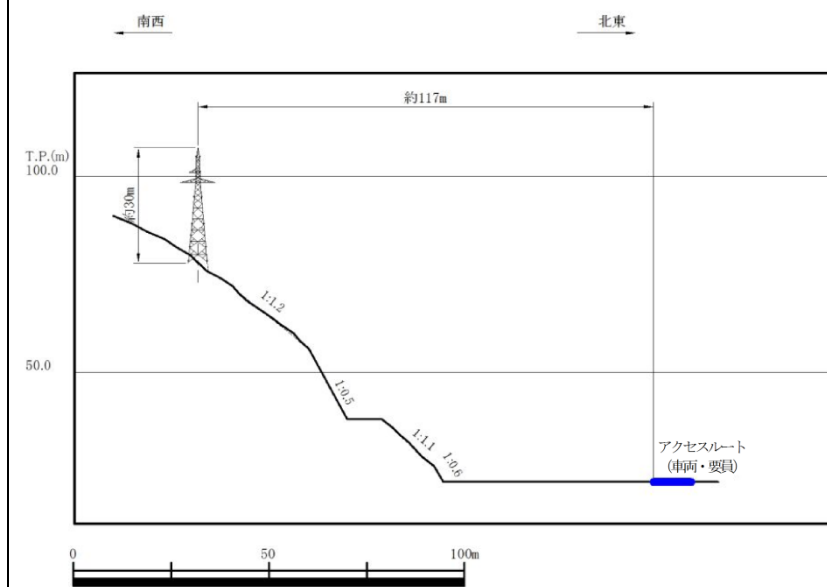
⑤ 220kV 第二島根原子力幹線 No. 2 鉄塔



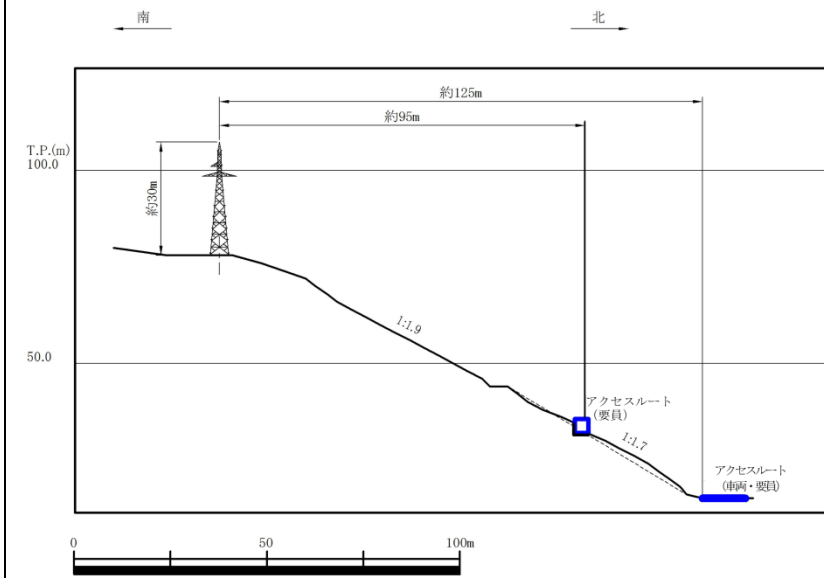
第 8-2 図 鉄塔配置断面位置図 (②, ⑨)



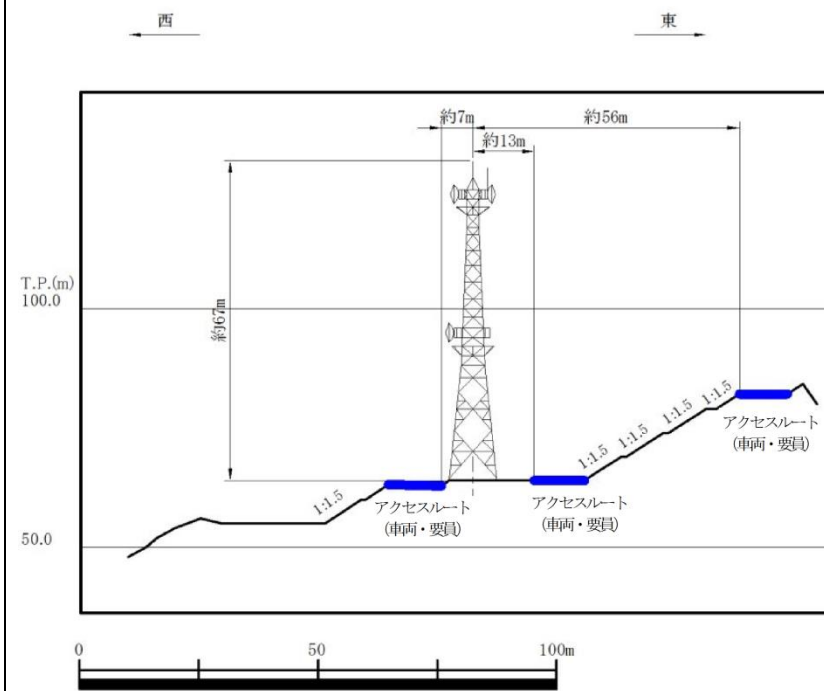
②-1 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔 (急傾斜方向)



②-2 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔 (アクセスルート最短 (北東側))

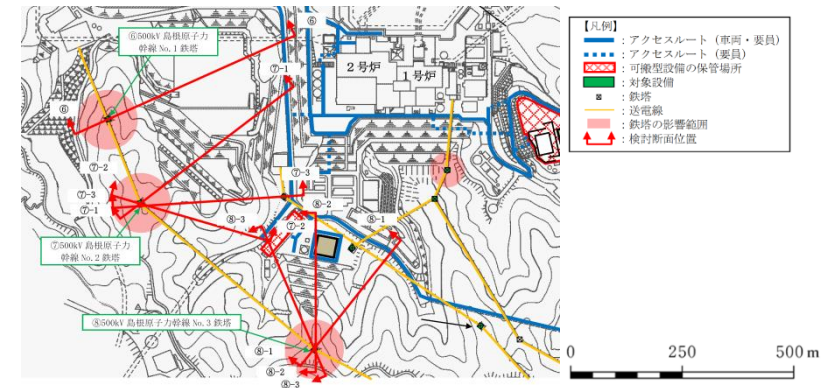


②-3 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔(アクセスルート最短(北側))

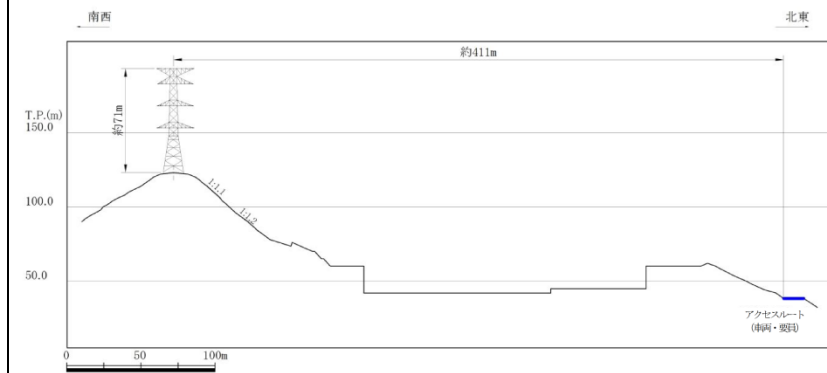


⑨ 通信用無線鉄塔

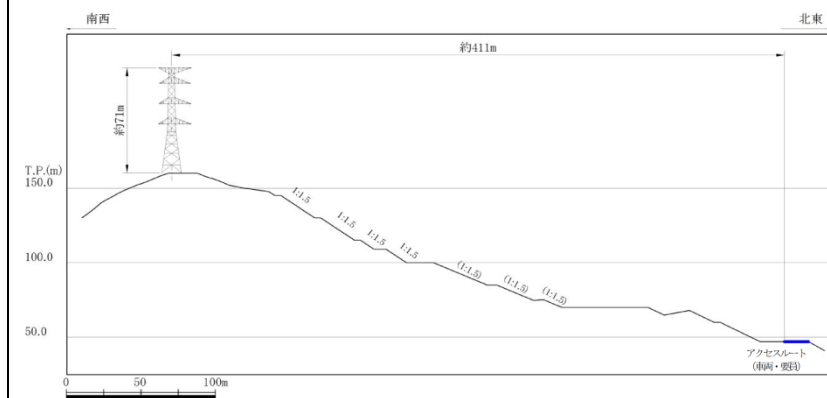




第 8-3 図 鉄塔配置断面位置図 (⑥, ⑦, ⑧)

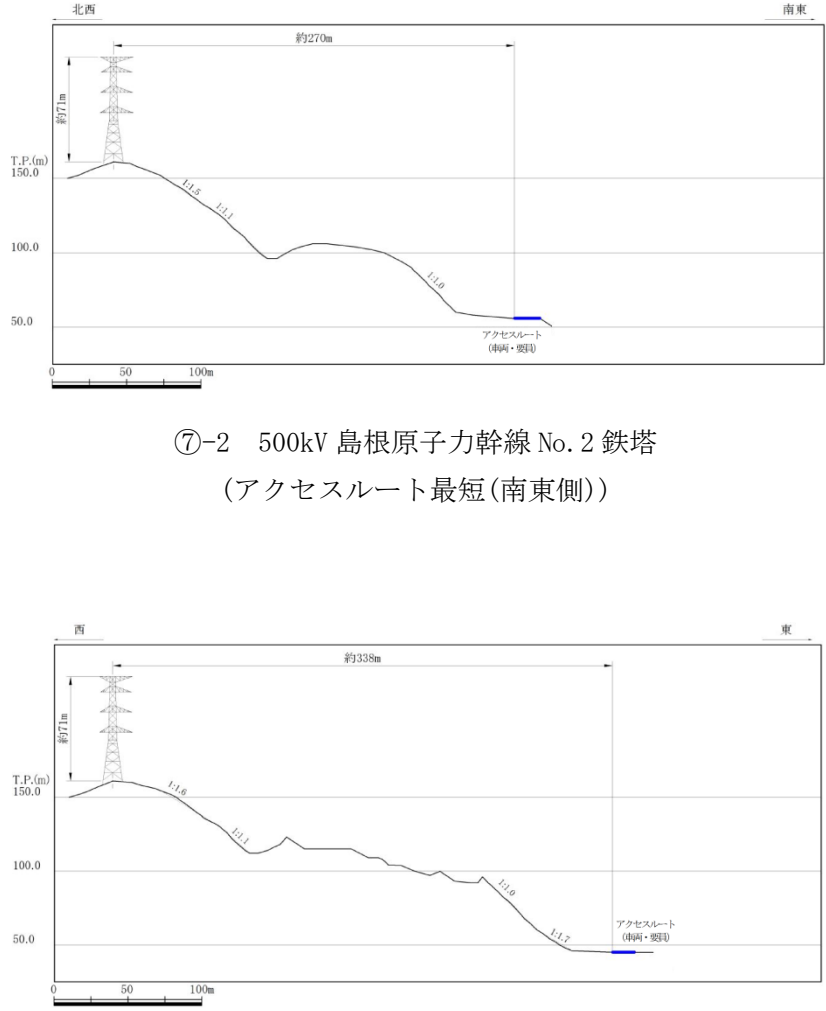


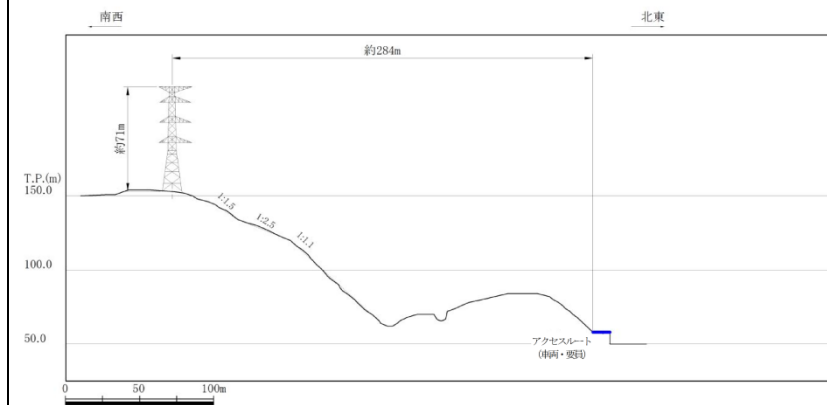
⑥ 500kV 島根原子力幹線 No. 1 鉄塔 (急傾斜方向)



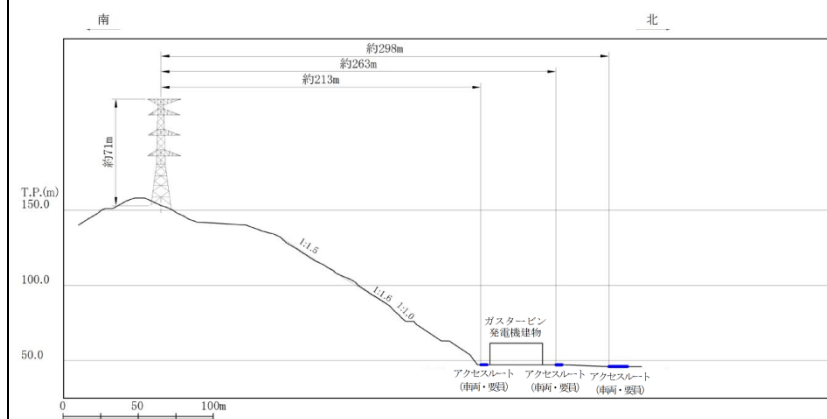
⑦-1 500kV 島根原子力幹線 No. 2 鉄塔 (急傾斜方向)



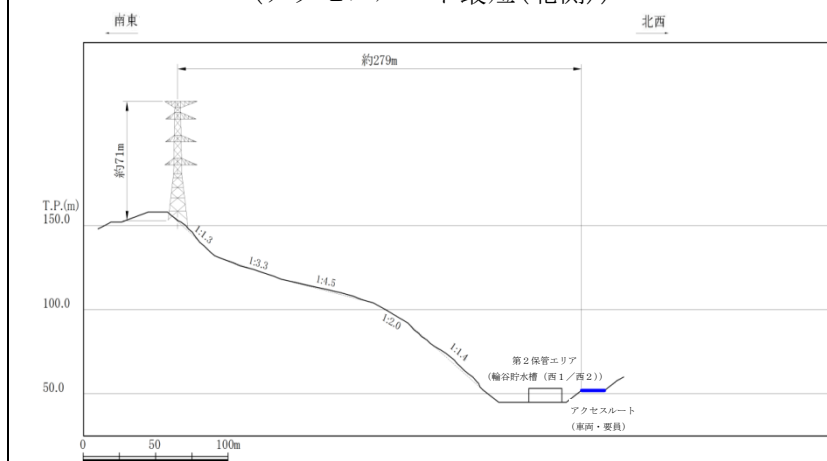
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p data-bbox="1893 661 2350 735">⑦-2 500kV 島根原子力幹線 No. 2 鉄塔 (アクセスルート最短(南東側))</p> <p data-bbox="1893 1249 2350 1323">⑦-3 500kV 島根原子力幹線 No. 2 鉄塔 (アクセスルート最短(東側))</p>	



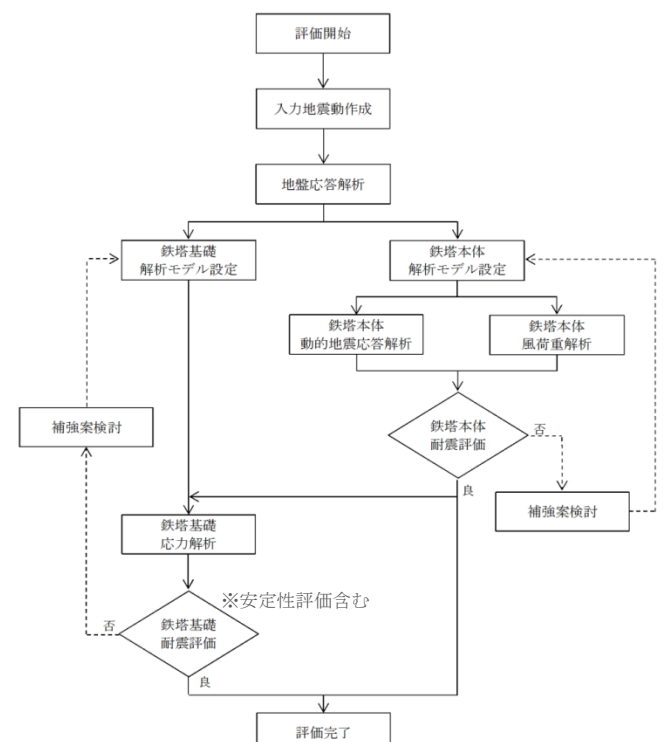
⑧-1 500kV 島根原子力幹線 No. 3 鉄塔 (急傾斜方向)

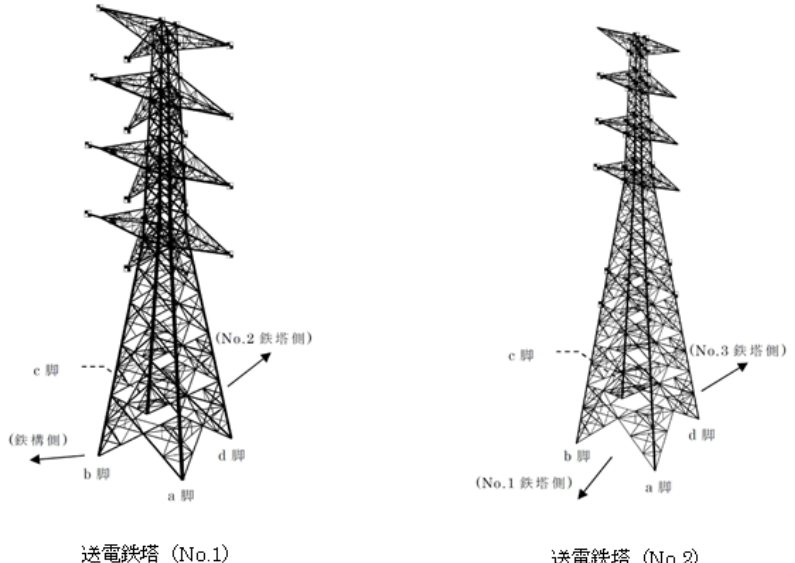


⑧-2 500kV 島根原子力幹線 No. 3 鉄塔  
(アクセラレータ最短(北側))

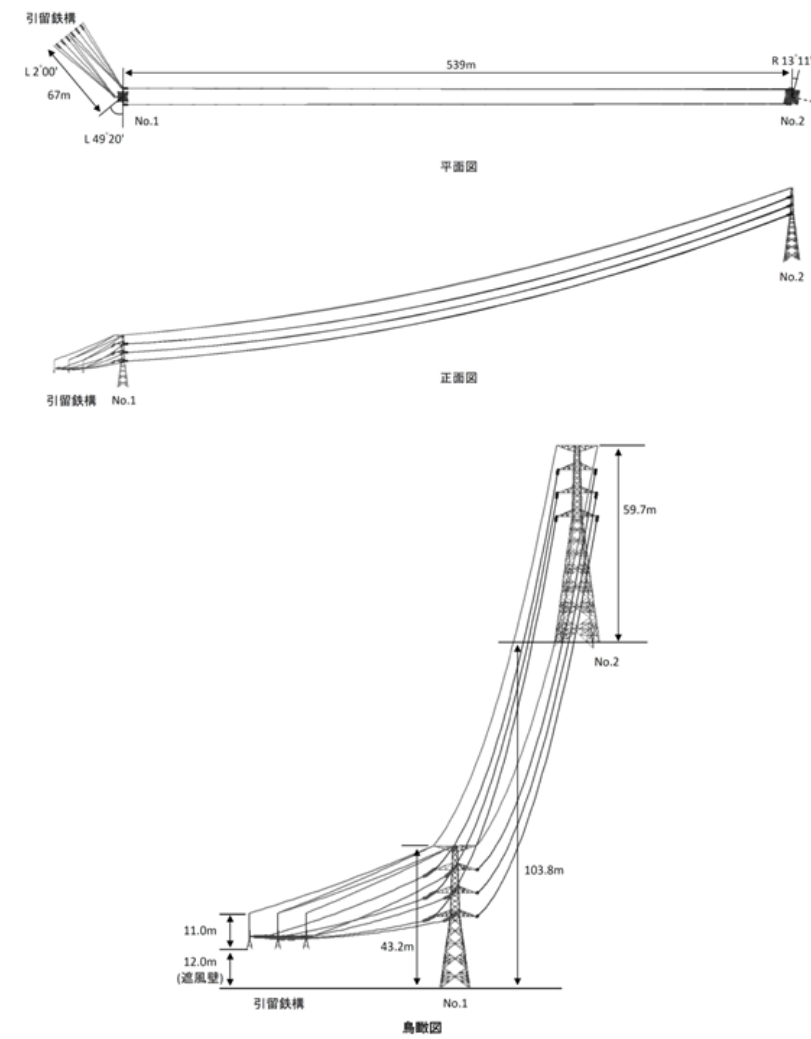


⑧-3 500kV 島根原子力幹線 No. 3 鉄塔  
(アクセラレータ最短(北西側))

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>(3) 影響評価方法  <u>220kV 第二島根原子力幹線 No. 1 鉄塔及び No. 2 鉄塔を例に説明する。</u></p> <p>a. 耐震性評価  <u>鉄塔本体及び鉄塔基礎について、基準地震動 <math>S_s</math> による評価を行い、評価の結果、強度不足等により、評価が満足しない結果になった場合は、補強等の影響防止対策を実施することで、地震時においても鉄塔が倒壊しない設計とする。</u>  <u>基準地震動 <math>S_s</math> 5波のうち一次固有周波数における加速度応答スペクトルが大きいものを用いる。具体的には <math>S_s-D</math> 及び <math>S_s-N1</math> を用いる。</u></p> <p>(a) 鉄塔本体  <u>鉄塔部材と送電線をモデル化し、応答解析を行い、部材に発生する応力が許容応力以下であることを確認する。</u></p> <p>(b) 鉄塔基礎  <u>鉄塔本体の地盤応答解析結果を基礎の応力解析に用い、鉄塔基礎の強度及び地盤支持力を確認する。</u></p> <p><u>第9図の耐震性評価フローに基づき確認を行う。</u></p>  <p>第9図 220kV 第二島根原子力幹線鉄塔耐震性評価フロー</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>[入力地震動作成]  解放基盤面で定義された基準地震動 <math>S_s</math> を解放基盤モデルの逆応答解析により解析モデル底面 (T.P. -215m) まで引き戻した後、この引き戻し波を用いて鉄塔位置の实地盤モデルにより順応答解析を行い、解析モデル底面境界まで引き上げた地震波を作成する。(1次元波動論に基づく地震応答解析を行う。)</p> <p>地震波にて2次元動的FEM時刻歴非線形解析を行い、鉄塔本体の解析に用いる入力地震動を作成する。</p> <p>[地盤応答解析]  地震波を用いて2次元動的FEM時刻歴非線形解析を行い鉄塔基礎の応力解析に用いる地盤変位の算出を行う。</p> <p>[鉄塔本体解析モデル設定]  ・鉄塔モデル  耐震性評価に用いる220kV第二島根原子力幹線No.1鉄塔及びNo.2鉄塔の鉄塔モデルを第10図に示す。対象鉄塔はすべて梁要素でモデル化する。</p>  <p>第10図 220kV第二島根原子力幹線No.1鉄塔及びNo.2鉄塔のモデル</p>	

- ・架渉線モデル  
架空地線と電力線の架渉線はそれぞれの径間及び碍子装置を分割し、棒要素(トラス要素)でモデル化する。
- ・連成系モデル  
鉄塔と架渉線の連成系モデルを第11図及び第12図に示す。隣接鉄塔まで含めた連成系モデルとする。



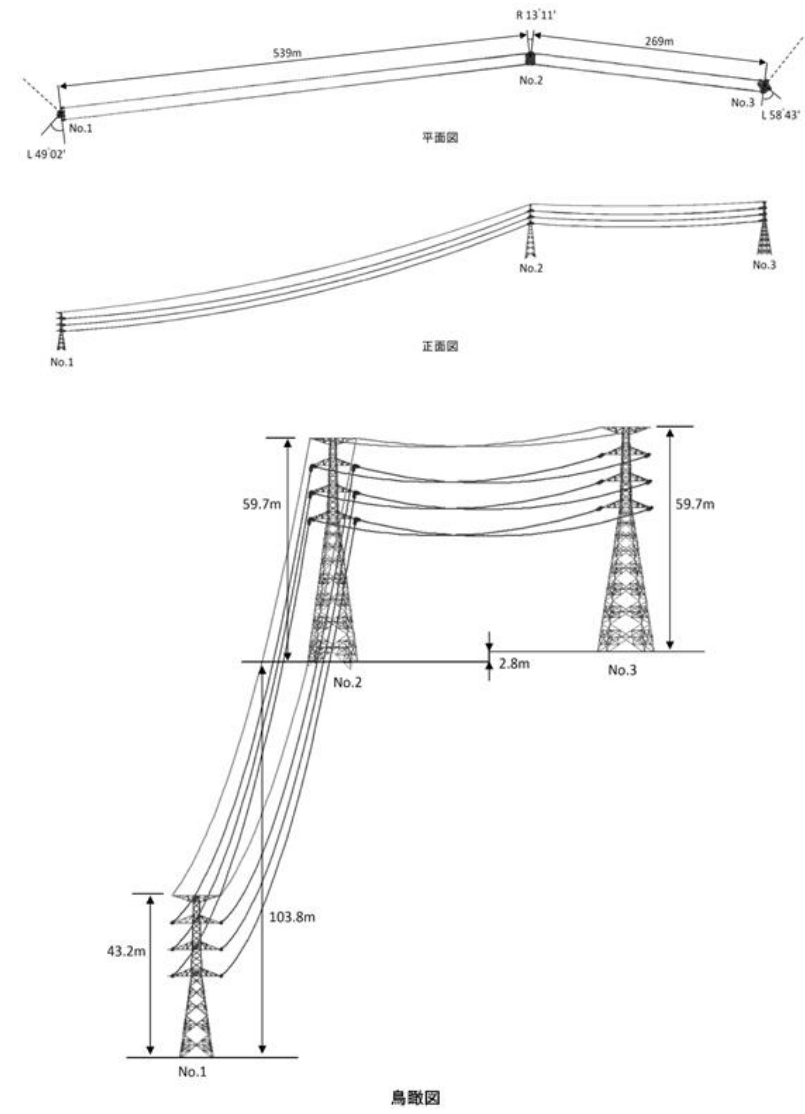
第11図 220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔を主とした  
連成系モデル

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

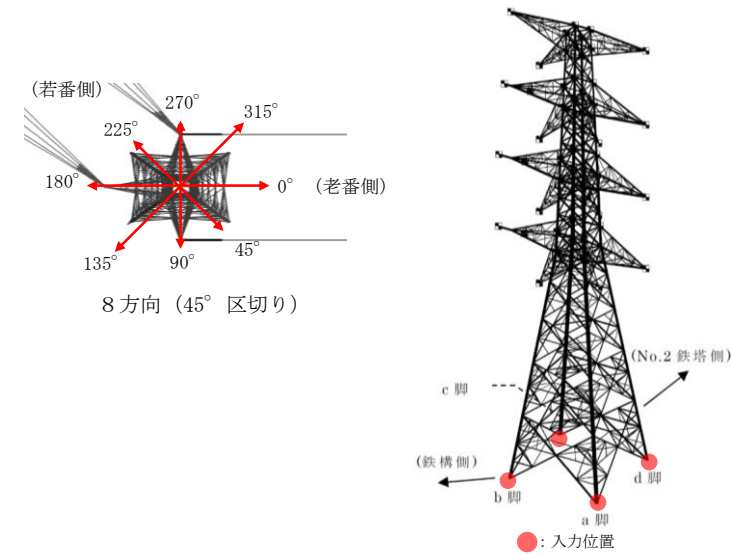
備考



第12図 220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔を  
主とした連成系モデル

[地震動の入力位置及び方向]

地震動は水平1方向と鉛直方向の同時入力とする。水平方向の入力方向は、第13図に示すとおり、架渉線の影響が強くなりやすい線路方向、腹材の分担応力が大きくなりやすい線路方向と線路直角方向及び支柱材の分担応力が大きくなりやすい対角方向の計8方向とする。地震動の入力方向及び位置を第13図に示す。



第13図 地震動の入力方向及び位置

[減衰定数の設定]

減衰定数の設定として鋼管鉄塔の減衰定数を2%、山形鋼鉄塔の減衰定数を5%、架渉線の減衰定数を0.4%として用いる。(第3表参照)

第3表 減衰の設定

対象		振動数 f (Hz)	減衰定数 h <sup>*</sup>
鉄塔本体	鋼管鉄塔	鉄塔ごとに固有1次振動数を設定	2%
	山形鉄塔		5%
架渉線		径間ごとに地線と電力線で固有1次振動数を設定	0.4%

※今回適用する基準地震動は兵庫県南部地震相当の大振幅応答になることから、「平成7年兵庫県南部地震を踏まえた送配電設備の耐震性評価」(電力中央研究所)の報告を参考とし、鋼管鉄塔を2%、山形鉄塔を5%とした。また、昭和57年に送電鉄塔の動的安定性の検討」(UHV送電特別委員会の線路部会)の報告を参考とし、架渉線を0.4%とした。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>[風の影響]</p> <p>地震発生時に作用する風速として「建築基準法」を適用し、平成12年5月31日建設省告示第1454号に定められた島根県松江市に該当する基準風速30m/sを考慮する。</p> <p>[鉄塔基礎解析モデル設定]</p> <p>・220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔基礎モデル</p> <p>220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔基礎は、各床板に接続された鋼管杭（φ700mm, L=8.5m～14.5m）で構成されており、鋼管杭を介して表層から最大約17m以深の岩盤で支持する構造形式である。</p> <p>なお、各脚間は不同変位の抑制を目的としたつなぎ梁が設けられている。</p> <p>220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔基礎の解析モデルを第14図に示す。鋼管杭、基礎床板及びつなぎ梁は、鋼材及びコンクリートの線形モデルとし、地盤はばね要素でモデル化する。</p>  <p>第14図 220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔基礎の解析モデル</p>	



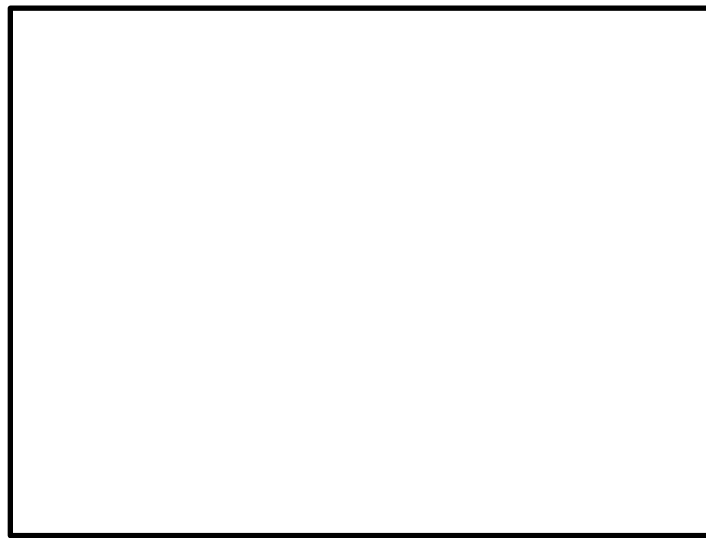
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>・220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔基礎モデル</p> <p>220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔基礎は、a, d 脚及び b, c 脚のそれぞれで基礎型が異なり、基礎高さも異なる（ポスト継高さが異なる）構造である。</p> <p>220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔基礎の解析モデルを第 15 図に示す。基礎体はコンクリートの線形モデルとし、地盤はばね要素でモデル化する。</p>  <p>第 15 図 220kV 第二島根原子力幹線 No.2 鉄塔基礎の解析モデル</p> <p>[鉄塔本体評価]</p> <p>鉄塔・架渉線連成系の有限要素モデルにて鉄塔本体地震応答解析を実施する。得られた解析結果に風速 30m/s の風荷重を考慮し、部材発生応力の最大値を抽出した後、部材・ボルト強度に対する安全率にて耐震性評価を実施する。</p> <p>[鉄塔基礎評価]</p> <p>算出する発生応力が、鋼管杭（220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔基礎）及び鉄筋コンクリート基礎部（220kV 第二島根原子力幹線 No.1 鉄塔基礎及び No.2 基礎）の許容限界値を下回ることを確認する。</p> <p>[支持地盤の評価]</p> <p>No.1 鉄塔：鋼管杭打設時の地盤が設計支持力以上の強度を有していることを確認する。</p> <p>No.2 鉄塔：地層断面図より、基礎床板下面が岩盤に着底していることを確認する。また、岩盤の物性値が、設計に使用している地盤物性値以上であることを確認する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>[補強案の検討]</p> <p>強度不足により、評価が満足しない結果となった場合は、補強等の影響防止対策を実施する。</p> <p>b. 斜面の安定性評価</p> <p>耐震性評価を行う鉄塔のうち斜面上に位置する鉄塔について、設置されている斜面の基準地震動 <math>S_s</math> による安定性を確認する。</p> <p>対象斜面の安定性評価は「別紙 (31) 保管場所及び屋外のアクセスルート」の斜面の地震時の安定性評価について」において説明する。(第 16 図参照)</p> <p>第 16 図 鉄塔及び保管場所・アクセスルート周辺</p> <p>c. 鉄塔滑落評価</p> <p>(a) 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔</p> <p>66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔の前後径間における送電線の実長、並びに送電線の張力を考慮し、鉄塔滑落時における送電線の落下によるアクセスルートへの影響範囲を確認する。</p> <p>アクセスルートの影響範囲については、送電線下部に連絡通路(例:ボックスカルバート)を設置する設計とする。</p> <p>[評価前提条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄塔倒壊前には送電線は断線しない。</li> <li>鉄塔倒壊時に周辺の他物との接触の影響により、1相</li> </ul>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>の送電線が断線する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄塔最下部から全姿倒壊することとする。</li> <li>・地滑りとの重畳は考えない。(地震による倒壊)</li> </ul> <p>[評価方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔の前後径間の送電線張力を確認する。</li> <li>・送電線張力及びびがいし・架線金具引張荷重が、鉄塔滑落時の許容応力を満足していることを確認する。</li> <li>・送電線張力差、鉄塔設置場所勾配及び送電線実長を考慮し、滑落距離及び滑落方向から影響範囲を確認する。</li> </ul> <p>第 17 図に 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔の設置状況を示す。</p>  <p>第 17 図 66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔設置状況</p> <p>(b) 500kV 島根原子力幹線 No. 1 鉄塔, No. 2 鉄塔, No. 3 鉄塔</p> <p>500kV 島根原子力幹線 No. 1 鉄塔, No. 2 鉄塔, No. 3 鉄塔の 3 基については、鉄塔滑落評価を行いアクセスルートの健全性を確認する。</p> <p>評価前提条件及び評価方法については、66kV 鹿島支線 No. 3 鉄塔と同様である。</p> <p>なお、評価が満足しない結果となった場合は、必要に応じて設備対策を実施し、アクセスルートの健全性を確保する設計とする。</p>	

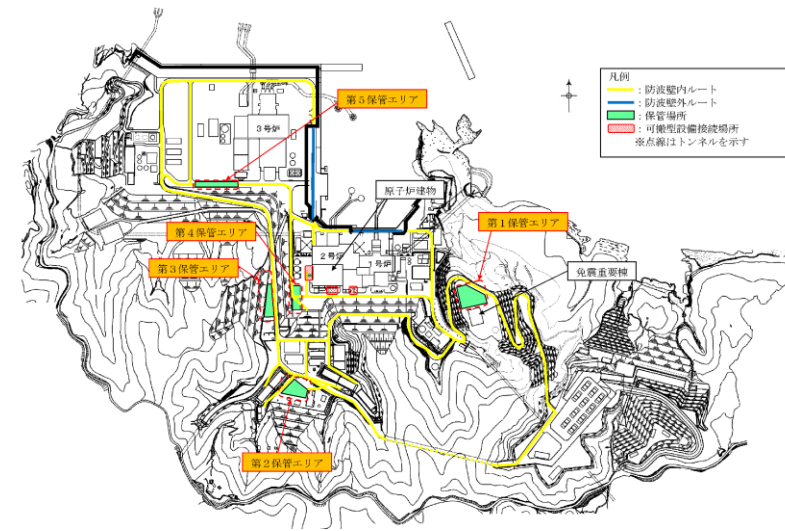
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足1</p> <p>第 159 回審査会合 (2014 年11 月) からの主要な変更点</p> <p>1. <u>荒浜側と大湊側をつなぐアクセスルートについて</u>  第159 回審査会合において、<u>荒浜側と大湊側をつなぐアクセスルートについて、防潮堤外側道路を含むサブルートを設置することにより、複数のアクセスルートを確認する方針を説明していたが、更なるアクセス性向上の観点から、新たに高台側にアクセスルートを設置する。</u></p> <p>2. <u>荒浜側高台保管場所のエリア一部変更、常設代替交流電源設備の移設について</u>  第159 回審査会合時の荒浜側高台保管場所は、<u>万一、周辺の送電鉄塔が倒壊した場合の送電線影響範囲に入っていた。更なる安全性向上の観点から、送電線影響範囲は可搬型設備の保管場所としないよう、荒浜側高台保管場所のエリアを一部変更した。</u>  また、<u>荒浜側高台保管場所の南側には常設代替交流電源設備が設置されていたが、荒浜側高台保管場所と同様に周辺の送電鉄塔が倒壊した場合の送電線影響範囲に入っていたことから、常設代替交流電源設備についても送電線影響範囲外に移設する。</u></p>		<p>8. 補足資料</p> <p style="text-align: right;">補足 (1)</p> <p><u>第 159 回審査会合 (平成 26 年 11 月 13 日) からの主要な変更点について</u></p> <p><u>第 159 回審査会合 (平成 26 年 11 月 13 日) から第 819 回審査会合 (令和元年 12 月 24 日) 間の主な変更点について、先行他プラントの状況や島根 2 号炉の審査の進捗により対応が必要となった保管場所及び屋外アクセスルートについて、以下のとおり変更を実施した。</u></p> <p>1. <u>保管場所の変更について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>予備も原子炉建物から 100m 以上の離隔距離を確保することとしたため、2 号炉原子炉建物から 100m 以内に予備置場として設定していた第 4 保管エリアを他の保管場所と統合し、第 5 保管エリアを第 4 保管エリアとして再設定した。</u></li> <li>・<u>可搬型設備の数量見直し等に伴い、第 1 保管エリア及び第 4 保管エリアの形状を変更した。</u></li> <li>・<u>構内敷地造成、可搬型重大事故等対処設備等の数量見直しに伴い、第 3 保管エリアを E L 44m から E L 33m に移設した。</u></li> <li>・<u>輪谷貯水槽 (西 1 / 西 2) を密閉式貯水槽に変更し、貯水槽上面を第 2 保管エリアとして設定した。</u></li> </ul> <p>2. <u>屋外アクセスルートの変更について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>発電所構内の道路をアクセスルート (可搬型設備の運搬、要員の移動等が可能なルート) とサブルート (地震及び津波時に期待しないルート) に再設定した。</u></li> <li>・<u>1 号炉北側の防波壁内側に新たにサブルートを設定し、防波壁内側に 1、2 号炉の周回ルートを確認した。</u></li> <li>・<u>管理事務所 2 号館は損壊することを前提として評価を行った。その結果、必要な幅員が確保できない事から、南側背後斜面の一部を切り取り、管理事務所 2 号館の損壊による影響範囲外にアクセスルートの必要な幅員を確保した。</u></li> <li>・<u>通行不能となる全ての段差発生箇所に対して、あらかじめ段差緩和対策を行うこととする。これにより、仮復旧なしで可</u></li> </ul>	<p>・記載方針の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根 2 号炉は、第 159 回審査会合からの主要な変更点を記載</p>



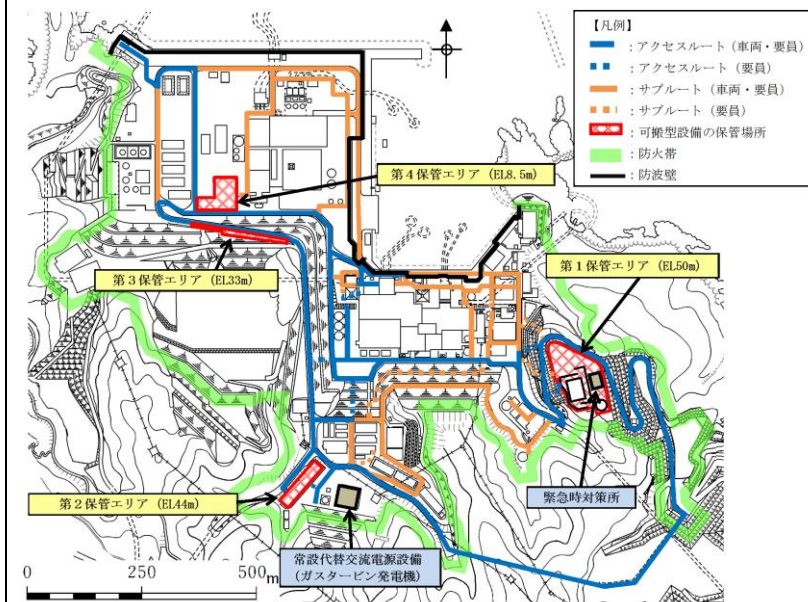


第1図 保管場所及びアクセスルート図  
(2015年8月説明時点)

搬型設備の通行が可能である。



第1図 保管場所設備及び可搬型設備アクセスルート  
(平成26年11月13日説明時点)



第2図 保管場所設備及び屋外アクセスルート

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足 3</p> <p style="text-align: center;">作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>(1) <u>作業に伴う屋外の移動手段について</u>            重大事故等時の屋外の移動手段については、対応する要員の負担及び対応する作業の迅速化の観点から、車両が使用可能な場合には車両による移動を基本とする。            なお、地震による重大事故等時において、緊急時対策所から可搬型重大事故等対処設備の保管場所までのアクセスルートは必要な幅員を確保できないことから（別紙 23 参照）、<u>徒歩で移動することを想定している。</u></p> <p>(2) <u>徒歩移動が必要となる作業に関する作業員の負担</u>            アクセスルートが確保できず車両による移動が困難な場合は、重機を操作する要員が保管場所まで徒歩で移動する必要がある。            この場合、<u>アクセスルートの確保作業は初動対応作業でありベント実施前であるため、放射線防護具を付けて移動することではなく、その後の作業も重機での操作となること、重機にはエアコンが装備されていることから、酷暑期であっても作業負担は軽減される。</u>            また、アクセスルートが確保されてからは車両で移動できることから、徒歩による移動はないものと考えている。</p>		<p style="text-align: right;">補足 (2)</p> <p style="text-align: center;"><u>作業に伴う屋外の移動手段について</u></p> <p>1. <u>作業に伴う屋外の移動手段について</u>  <u>重大事故等時の屋外の移動手段については、対応する要員の負担及び対応する作業の迅速化の観点から、車両が使用可能な場合には車両による移動を基本とする。</u>  <u>なお、地震による重大事故等時において、緊急時対策所から可搬型重大事故等対処設備の保管場所までのアクセスルートは必要な幅員を確保可能である。（別紙(19)参照）</u></p> <p>2. <u>徒歩移動が必要となる作業に関する作業員の負担</u>  <u>アクセスルートが確保できず車両による移動が困難な場合は、重機を操作する要員が保管場所まで徒歩で移動する必要がある。</u>  <u>この場合、炉心損傷の徴候等に応じて放射線防護具を着用する（炉心損傷の徴候等に応じて指示者が適切な放射線防護具類を判断し、要員に着用を指示する。）が、移動後の作業は重機での操作となること、重機にはエアコンが装備されていることから、酷暑期であっても作業負担は軽減される。</u>  <u>また、アクセスルートが確保されてからは車両で移動できることから、徒歩による移動はないものと考えている。</u></p>	<p>・記載方針の相違  <b>【東海第二】</b>            島根 2号炉は、作業に伴う屋外の移動手段を補足説明</p> <p>・設備の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>            島根 2号炉は、地震時の被害を想定してもアクセスルートの必要な幅員は確保可能</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																	
<p>(3) 徒歩移動速度の検証</p> <p>通常状態の道路における徒歩移動速度が時速4kmであることの妥当性について、保守的に放射線防護具を着用した状況(全面マスク等を着用)での移動時間を検証した。</p> <div data-bbox="151 472 860 919" style="border: 1px solid black; height: 213px; width: 239px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 徒歩移動検証ルート</p> <p>第1表 事務建屋(免震重要棟内緊急時対策所)～大湊側高台保管場所までの徒歩による移動時間</p> <table border="1" data-bbox="151 1249 875 1386"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">所要時間</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th>天候等</th> <th>被験者年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース1</td> <td>26分46秒</td> <td>雨 気温: 約11℃</td> <td>46才</td> </tr> <tr> <td>ケース2</td> <td>27分34秒</td> <td>曇り 気温: 約13℃</td> <td>53才</td> </tr> </tbody> </table> <p>事務建屋(免震重要棟内緊急時対策所入口)から大湊側高台保管場所(約2,500m)まで、徒歩での移動時間は約27分～28分であった。移動時間は積雪や暑さ等の環境による影響も考えられるが、途中休憩を取る、又はスローペースで移動することにより想定する徒歩移動速度(時速4kmで想定すると37分)程度での移動は可能であることを確認した。</p>	ケース	所要時間	参考		天候等	被験者年齢	ケース1	26分46秒	雨 気温: 約11℃	46才	ケース2	27分34秒	曇り 気温: 約13℃	53才		<p>3. 徒歩移動時間の検証</p> <p>通常状態の道路における徒歩移動時間が時速4kmであることの妥当性について、保守的に放射線防護具を着用した状況(全面マスク等を着用)での移動時間を検証した。</p> <div data-bbox="1745 436 2457 1039" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 徒歩移動検証ルート</p> <p>第1表 緊急時対策所から第4保管エリアまでの徒歩による移動時間</p> <table border="1" data-bbox="1745 1270 2457 1512"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">所要時間</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th>天候等</th> <th>被験者年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被験者A</td> <td>29分41秒</td> <td rowspan="4">曇り 気温: 11.0℃ 湿度: 67%</td> <td>56才</td> </tr> <tr> <td>被験者B</td> <td>30分04秒</td> <td>26才</td> </tr> <tr> <td>被験者C</td> <td>31分42秒</td> <td>41才</td> </tr> <tr> <td>被験者D</td> <td>32分07秒</td> <td>39才</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所から第4保管エリア(約2,710m)まで、徒歩での移動時間は約30分～32分であった。移動時間は積雪や暑さ等の環境による影響も考えられるが、途中休憩を取る、又はスローペースで移動することにより想定する移動速度(時速4kmで想定すると41分)程度での移動は可能であることを確認した。</p>	ケース	所要時間	参考		天候等	被験者年齢	被験者A	29分41秒	曇り 気温: 11.0℃ 湿度: 67%	56才	被験者B	30分04秒	26才	被験者C	31分42秒	41才	被験者D	32分07秒	39才	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7】 検証ルート、装備等の検証内容の相違</li> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7】 検証ルートの相違</li> </ul>
ケース			所要時間	参考																																
	天候等	被験者年齢																																		
ケース1	26分46秒	雨 気温: 約11℃	46才																																	
ケース2	27分34秒	曇り 気温: 約13℃	53才																																	
ケース	所要時間	参考																																		
		天候等	被験者年齢																																	
被験者A	29分41秒	曇り 気温: 11.0℃ 湿度: 67%	56才																																	
被験者B	30分04秒		26才																																	
被験者C	31分42秒		41才																																	
被験者D	32分07秒		39才																																	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足4</p> <p>(4) 屋内アクセスルート運用変更について</p> <p>第159 回審査会合 (2014 年11 月13 日) において、内部溢水の事前評価によりアクセス困難な箇所が発生していると説明しており、必要な対策を講じることによりアクセス及び作業の成立性を確保するとしていた。事前評価におけるアクセス困難箇所と今回実施した対策について以下に記す。</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：第159 回審査会合説明資料記載内容の抜粋 (2014 年11 月13 日) &gt;</p> <p>原子炉建屋地下3 階 (管理区域最地下階) の残留熱除去系ポンプ室、原子炉建屋地下1 階 (非管理区域最地下階) の非常用電源室、及び廃棄物処理建屋地下3 階 (管理区域最地下階) の復水補給水系弁室へのアクセスが困難であるという評価となった。</p> <p>そのため、地震による内部溢水により通常の通路からのアクセスが困難な場合においても、事故収束に向けた必要な対応が可能となるよう、必要な対策を講じる方針である。</p> <p>① 異なるアクセスルートを確保する</p> <p>残留熱除去系ポンプ室には、停止時冷却モード運転時に必要な系統構成を実施するためにアクセスするが、通常の通路からのアクセスが困難であるため、上層階の点検用ハッチを開放しアクセスする。</p> <p>② 運用の変更によりアクセス不要とする</p> <p>残留熱除去系ポンプ室への点検用ハッチからのアクセスも困難になることを想定し、停止時冷却モード運転時に必要な系統構成を運用により操作不要とする。具体的には、残留熱除去系ポンプの系統加圧に使用している封水ポンプの手動弁による隔離操作を不要とする。</p> <p>また、復水補給水系弁室への通常の通路からのアクセスが困難であるため、復水移送ポンプの吸込側の系統構成を不要とする。具体的には、重大事故対処設備として復水移送ポンプを使用する際に、復水貯蔵槽の水を有効に使うために操作する常 / 非常用連絡弁を通常時から開運用とする。</p>			<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は、内部溢水による、現場操作への影響はないため、運用変更等の対策は不要</p>



③ アクセス通路から排水しアクセスルートを確認する

非常用電源室には、全交流動力電源喪失時の電源復旧を実施するためにアクセスするが、通常の通路がアクセス困難となる可能性があるため、他の通路への排水を実施した上で水密扉を開放し入室する。

なお、地震による内部溢水再評価に合わせて溢水量を減らす対策を講じる方針である。

上記対策によって、地震による内部溢水により通常の通路からのアクセスが困難な場合においても、必要な対応は可能となる。

(参考) 通常アクセスルート困難箇所

アクセスルート困難箇所	6号炉	7号炉
原子炉建屋 地下3階 (管理区域最地下階)	溢水量: 約 1300m <sup>3</sup>	溢水量: 約 1400m <sup>3</sup>
原子炉建屋 地下1階 (非管理区域最地下階)	溢水量: 約 210m <sup>3</sup>	溢水量: 約 230m <sup>3</sup>
廃棄物処理建屋 地下3階 (管理区域最地下階)	溢水量: 約 5000m <sup>3</sup>	



6号炉 原子炉建屋 地下2階 □:点検用ハッチ 6号炉 原子炉建屋 地下3階 ▲:水密扉

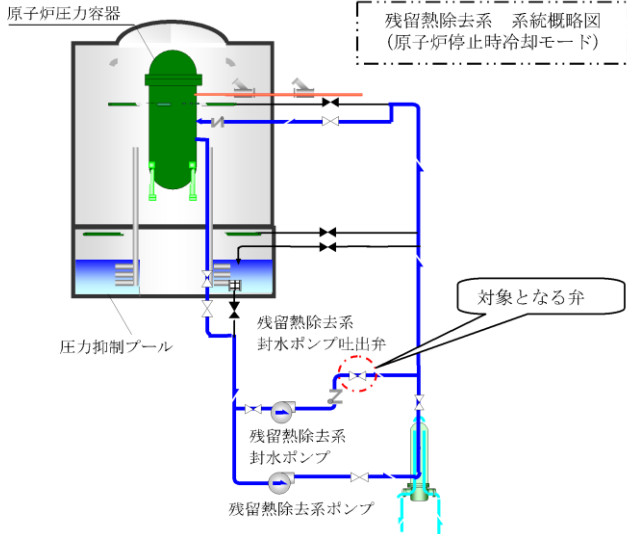
第1図 6号炉 点検用ハッチからのアクセス

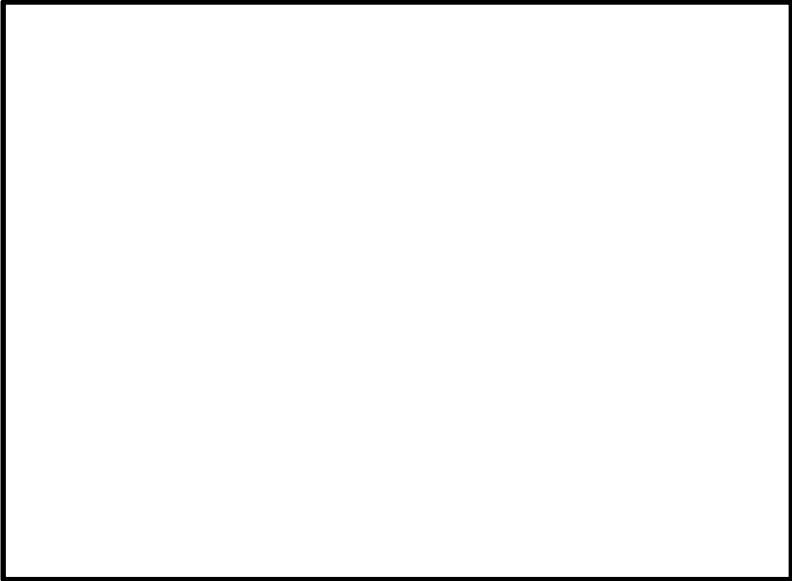


- :一時的に溢水の滞留が想定されるエリア
- :床ファンネルによる排水に期待できるエリア
- :アクセスルート
- :アクセス時に開することで滞留水の排水を促す扉
- ▲:水密扉

6号炉 原子炉建屋 地下1階

第2図 6号炉 アクセス通路からの排水

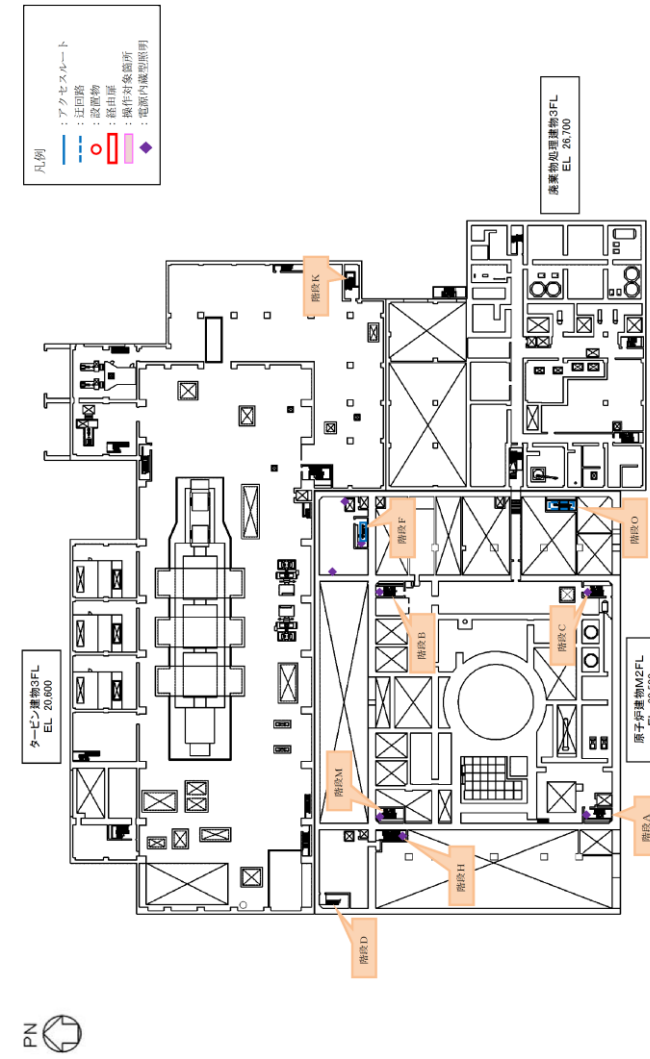
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 原子炉建屋地下 3 階「残留熱除去系ポンプ室」</p> <p>残留熱除去系ポンプ室には、停止時冷却モード運転時に必要な系統構成として封水ポンプを隔離するためにアクセスしていたが、停止時冷却モード運転時は封水ポンプを停止すること、及び封水ポンプ吐出側の逆止弁により水の移動が生じないため隔離操作は不要であり、アクセス不要と変更した。</p>  <p>第3図 残留熱除去系系統概略図及び対象となる弁</p> <p>2. 原子炉建屋地下 1 階「非常用電源室」</p> <p>非常用電源室へアクセスするための通路の溢水影響によりアクセスが困難になる可能性があるため排水等の必要な対策を講じることになっていたが、溢水源としていた系統からの基準地震動による漏えいが発生しないように対策することにより、当該エリアの溢水量を「0m<sup>3</sup>」とすることでアクセス可能とした。</p> <p>3. 廃棄物処理建屋地下 3 階「復水補給水系弁室」</p> <p>復水移送ポンプ吸込側の系統構成のために、復水補給水系弁室へアクセスする通路が溢水影響によりアクセス困難となるため、系統構成の運用を変更するとしていたが、新たにアクセスルートを確保することで、運用の変更は不要となった。</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="172 793 869 869">第4図 廃棄物処理建屋地下3階「復水補給水系弁室」への アクセスルート</p>			

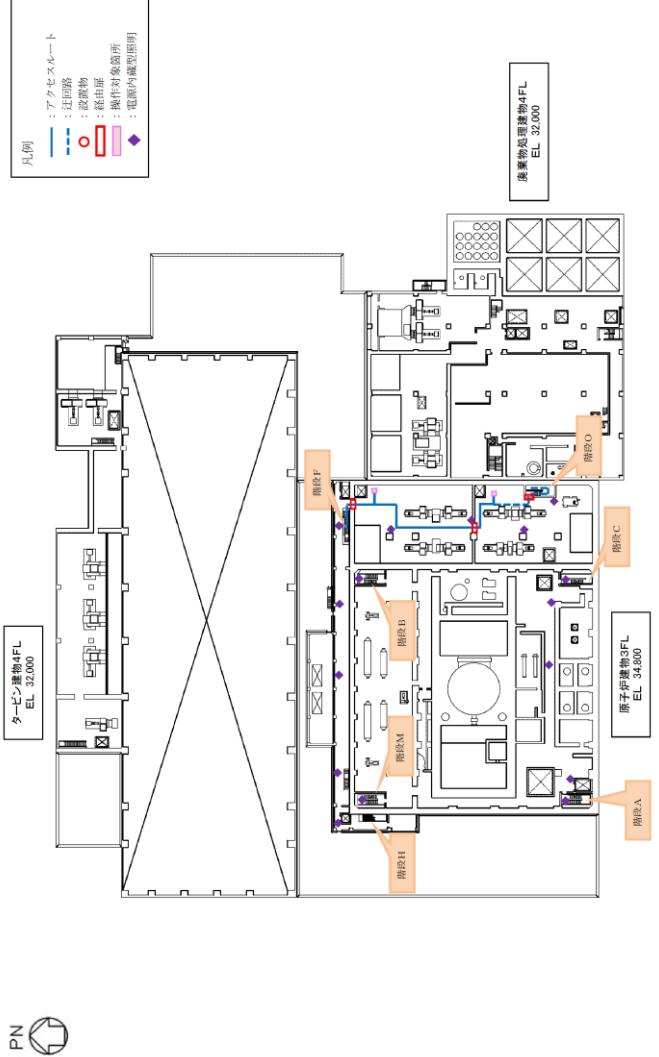
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足 5</p> <p>屋内アクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について</p> <p>屋内アクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について、有効性評価の各事象の対応操作毎にウォークダウンを行っている。</p> <p>具体的な確認内容については、有効性評価の事象の対応操作において、時間的裕度が少ない<u>ガスタービン発電設備から交流電源を受電する</u>操作を例に、中央制御室から<u>原子炉建屋地下 1 階にある非常用電源室</u>までのウォークダウン結果を示す。</p> <p>ウォークダウンに用いたアクセスルートは第 1 図のとおりである。</p> <p>ルート近傍にある資機材設備の場所及び大きさ、通路幅を計測した結果は第 1 表のとおりであり、「アクセスルート近傍の設置物は、転倒防止処置を施している物を含めすべて転倒する」ものとし、「設置物が転倒した際、最も通路がふさがれるパターンを想定しても通行可能な幅が 30cm あれば通過可能」、「設置物が転倒した際に設置物の移動が可能な場合（重量物でない場合）は、通過可能」とした場合の各資機材設備に対する通行可能性評価を行った。通行できない場合は乗り越えることを想定する。</p> <p>このケースの場合、<u>6 号及び 7 号炉ともに 2 箇所 (①, ②) について転倒による乗り越えの可能性がある資機材設備として抽出した。(第 1 図の緑線上の設置物, 第 1 表)</u></p> <p>さらに、万一通常のアクセスルートが使用できない場合を想定し、他のアクセスルートについても通過可能であることを確認した。(第 1 図の水色線)</p> <p>このケースの場合 <u>6 号及び 7 号炉ともに転倒による乗り越えの可能性のある箇所がないことを確認した。</u></p>		<p style="text-align: right;">補足 (3)</p> <p>屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について</p> <p>アクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について、有効性評価の各事象の対応操作毎にウォークダウンを行っている。</p> <p>具体的な確認内容については、有効性評価の事象の対応操作において、時間的裕度が少ない<u>注水弁電源切替操作</u>を例に、中央制御室から<u>原子炉建物 3 階にある A 及び B 非常用電気室送風機室</u>までのウォークダウン結果を示す。</p> <p>ウォークダウンに用いたアクセスルートは第 1 図のとおりである。</p> <p>ルート近傍にある資機材設備の場所及び大きさ、通路幅を計測した結果は第 1 表のとおりであり、「アクセスルート近傍の設置物は、転倒防止処置を施している物を含めすべて転倒する」ものとし、「設置物が転倒した際、最も通路がふさがれるパターンを想定しても通行可能な幅が 30cm あれば通過可能」、「設置物が転倒した際に設置物の移動が可能な場合（重量物でない場合）は、通過可能」とした場合の各資機材設備に対する通行可能性評価を行った。通行できない場合は乗り越えることを想定する。</p> <p>このケースの場合、<u>乗り越えの可能性のある箇所がないことを確認した。</u></p> <p>さらに、万一通常のアクセスルートが使用できない場合を想定し、他のアクセスルートについても通過可能であることを確認した。(第 1 図の青破線)</p> <p>このケースの場合、<u>転倒による乗り越えの可能性のある箇所がないことを確認した。</u></p>	<p>・運用の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は、万が一資機材が転倒した場合を考慮し、転倒した資機材の移動可否、乗り越え可否について現場調査を実施</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 有効性評価における機器配置の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 屋内に設置している資機材の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="157 531 819 1493" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="834 506 878 1543" data-label="Caption"> <p>第1図 屋内アクセスルートにおける資機材設備の転倒防止調査アクセスルート (1/2)</p> </div>		<div data-bbox="1765 501 2410 1551" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="2427 506 2472 1587" data-label="Caption"> <p>第1図 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒防止調査アクセスルート (1/4)</p> </div>	











第1図 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒防止調査アクセスルート(3/4)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>：アクセスルート</li> <li>：正門前</li> <li>：緊急扉</li> <li>：操作室敷置所</li> <li>：電源内機器置所</li> </ul> <p>ターボ建機4FFL EL 32.000</p> <p>後継物処理建機4FFL EL 32.000</p> <p>原子炉建機3FFL EL 34.800</p> <p>RRR-A, RRR-B, RRR-C, RRR-D, RRR-E</p> <p>PN</p>	<p>第1図 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒防止調査アクセスルート(4/4)</p>



第1表 資機材設備の設置状況 (1/4)







番号	場所 (フロア)	物品名	(上段) 物品の計測結果[mm]				通路 の幅 [mm]	写真
			高さ	奥行	幅	最大 長さ		
			(下段) 評価結果					
①	サービス 建屋 地下1階 西側Ev横	清掃用具保 管ラック	1,920	710	2,170	2,900	2,430	
			設置物の転倒後、乗り越え可能なためアクセス性問題なし					
②	サービス 建屋 地下1階 西側Ev横	工具棚	1,890	900	1,150	2,210	2,430	
			設置物の転倒後、乗り越え可能なためアクセス性問題なし					
③	コントロ ール建屋 地下1階 (共用) 通路	固定式消火 設備用ボン ベ(二酸化 炭素ボン ベ)	1,920	710	1,740	2,600	4,200	
			通路の幅が十分なため アクセス性問題なし					
④	6号炉原子 炉建屋 地下1階 A系非常用 電気品室	リフター	2,500	1,750	1,250	2,950	3,900	
			通路の幅が十分なため アクセス性問題なし					
⑤	6号炉原子 炉建屋 地下1階 A系非常用 電気品室	電源車用ド ラム	1450	1720	1250	2100	3,900	
			通路の幅が十分なため アクセス性問題なし					
⑥	6号炉原子 炉建屋 地下1階 A系非常用 電気品室	治具ラック	1,620	720	1,330	2,080	1,400	
			アクセスルートと関係のない 場所に設置されているため 問題なし					

第1表 資機材設備の設置状況

番号	場所 (フロア)	物品名	(上段) 物品の計測結果[mm]				通路 の幅 [mm]	写真
			高さ	奥行	幅	最大 長さ		
			(下段) 評価結果					
①	廃棄物 処理建物 1階 補助盤室 連絡通路	資機材 保管庫	900	400	900	1,273	1,590	
			設置物が転倒したとしても通 路の幅が十分なため アクセス性問題なし					
②	原子炉 建物 付属棟 2階 A-非常用 電気室	資機材 保管庫	1,800	400	900	2,013	2,300	
			設置物が転倒したとしても通 路の幅が十分なため アクセス性問題なし					
③	原子炉 建物 付属棟 2階 B-非常用 電気室	踏み台	900	700	500	1,141	2,300	
			設置物が転倒したとしても通 路の幅が十分なため アクセス性問題なし					

・設備の相違  
【柏崎6/7】  
屋内に設置している  
資機材の相違

第1表 資機材設備の設置状況 (2/4)

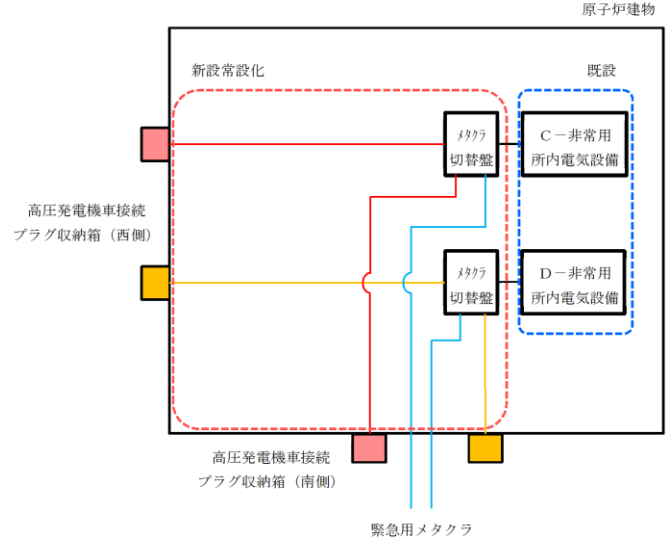
番号	場所 (フロア)	物品名	(上段) 物品の計測結果[mm]				通路 の幅 [mm]	写真
			高さ	奥行	幅	最大 長さ		
⑦	6号炉原子 炉建屋 地下1階 A系非常用 電気品室	ACBテスト 用制御盤	1,050	560	570	1,200	1,200	
			(下段) 評価結果					
⑧	6号炉原子 炉建屋 地下1階 南側通路 階段付近	S/Cベン ト用ポンベ ラック (空 気ポンベ)	1,600	600	1,100	1,950	5,000 以上	
			通路の幅が十分なため アクセス性問題なし					
⑨	6号炉原子 炉建屋 地下1階 B系非常用 電気品室	リフター	2,500	1,750	1,250	2,950	3,600	
			通路の幅が十分なため アクセス性問題なし					
⑩	6号炉原子 炉建屋 地下1階 B系非常用 電気品室	ACBテスト 用制御盤	1,050	560	570	1,200	2,500	
			アクセスルートと関係のない 場所に設置されているため 問題なし					
⑪	6号炉原子 炉建屋 地下1階 B系非常用 電気品室	治具ラック	1,620	720	1,330	2,080	2,550	
			アクセスルートと関係のない 場所に設置されているため 問題なし					
⑫	7号炉原子 炉建屋 地下1階 A系非常用 電気品室	緊急用資材 ラック	870	510	1,200	1,480	2,900	
			アクセスルートと関係のない 場所に設置されているため 問題なし					

第1表 資機材設備の設置状況 (3/4)

番号	場所 (フロア)	物品名	(上段) 物品の計測結果[mm]				通路 の幅 [mm]	写真
			高さ	奥行	幅	最大 長さ		
⑬	7号炉原子 炉建屋 地下1階 A系非常用 電気品室	リフター	2,230	1,760	960	2,840	3,300	
			(下段) 評価結果					
⑭ ⑮	7号炉原子 炉建屋 地下1階 A系非常用 電気品室	リフター	1,520	1,370	1,070	2,040	3,300	
			アクセスルートと関係のない 場所に設置されているため 問題なし					
⑯	7号炉原子 炉建屋 地下1階 A系非常用 電気品室	治具ラック	1,100	400	1,200	1,630	3,300	
			アクセスルートと関係のない 場所に設置されているため 問題なし					
⑰	7号炉原子 炉建屋 地下1階 南側通路	A C系空気 ポンベラッ ク (空気ポ ンベ)	1,970	400	850	2,150	2,700	
			通路の幅が十分なため アクセス性問題なし					
⑱	7号炉原子 炉建屋 地下1階 南側通路	予備ポンベ (空気ポン ベ)	1,500	450	400	1,570	2,700	
			通路の幅が十分なため アクセス性問題なし					
⑲	7号炉原子 炉建屋 地下1階 B系非常用 電気品室	リフター	2,200	1,260	900	2,530	5,000 以上	
			通路の幅が十分なため アクセス性問題なし					

第1表 資機材設備の設置状況 (4/4)

番号	場所 (フロア)	物品名	(上段) 物品の計測結果[mm]				通路 の幅 [mm]	写真
			高さ	奥行	幅	最大 長さ		
㊸	7号炉原子 炉建屋 地下1階 B系非常用 電気品室	治具ラック	1,100	400	1,200	1,630	5,000 以上	
			(下段) 評価結果					
			通路の幅が十分なため アクセス性問題なし					
㊹	7号炉原子 炉建屋 地下1階 B系非常用 電気品室	リフター	2,200	1,260	900	2,530	5,000 以上	
			(下段) 評価結果					
			通路の幅が十分なため アクセス性問題なし					

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足 6</p> <p style="text-align: center;">作業時間短縮に向けた取り組みについて</p> <p>重大事故等時における電源車からの電源供給を行う際、電源ケーブルを敷設する作業時間を短縮する観点で、<u>2箇所ある接続口のうち1箇所について、あらかじめ建屋内にケーブル等を敷設配置することを自主的な対策として実施している。</u></p> <p><u>例として、6号炉原子炉建屋における電源ケーブル敷設について以下に記す。(7号炉も同様に実施済)</u></p> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 電源ケーブルの敷設状況 (6号炉の例)</p>		<p style="text-align: right;">補足 (4)</p> <p style="text-align: center;">作業時間短縮に向けた取り組みについて</p> <p>重大事故等時における可搬型代替交流電源設備からの電源供給を行う際、<u>電源ケーブルを敷設する作業時間を短縮する観点で、第1図に示すあらかじめ建物内にケーブル等を敷設配置することを実施している。</u></p> <div style="text-align: center;">  <p style="text-align: center;">第1図 電源設備の常設化概略図</p> </div>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載方針の相違</li> <li>【東海第二】 島根2号炉は、作業時間短縮に向けた取り組みを補足説明</li> <li>・設備の相違</li> <li>【柏崎6/7】 電源供給に用いる設備の相違</li> <li>・設計方針の相違</li> <li>【柏崎6/7】 島根2号炉は、あらかじめ敷設されたケーブルを用いた手順をSA手順として確保</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足7</p> <p>(7) 第 261 回審査会合 (2015 年8 月) からの主要な変更点：  <u>一時待避場所・追加ルートの設定 (2015 年9 月説明内容)</u></p> <p>第261 回審査会合 (2015 年8 月18 日) において、「6 号及び7 号炉の緊急時対策所を3 号炉原子炉建屋内に設置すること (6 号及び7 号炉と緊急時対策所が遠いこと) に対する短所・弱点を整理し、補強策・対策を説明すること。」「緊急時対策所から、大湊側高台保管場所へのアクセスルートについて (中央交差点が通行不能な場合の対策、車両は通行できないが、人員が通行できるルート等) 拡充を検討すること。」とのご指摘を頂いた。</p> <p>当社としては、緊急時対策所が6 号及び7 号炉との距離が長いことについて、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまる点に着目すると放射線被ばく上有効であり、3 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、新規制基準を満足していると考えている。</p> <p>また、アクセスルートについては、中央交差点が通行不能な場合においても、迂回する、若しくは万一、仮復旧が必要な場合には重機にてがれきを撤去する等によりアクセスルートを確保可能であることから、新規制基準を満足していると考えている。</p> <p>一方、新規制基準を満足するのみに止まらず、現場要員の安全性の向上の観点から重大事故等時の不測の事態における現場要員の一時待避のしやすさ、3 号炉原子炉建屋内緊急時対策所から大湊側高台保管場所へのアクセスの多様性確保の観点も踏まえて更なる検討を行い、以下の対策をとりまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 号及び7 号炉近傍における現場要員の一時待避場所の設定</li> <li>・ 徒歩ルート等の追加</li> </ul> <p>柏崎刈羽原子力発電所は敷地が広大であり、緊急時対策所が6 号及び7 号炉との距離が長い特徴を踏まえ、緊急時対策所と現場が遠いことに対するメリット・デメリットを第1 表に整理する。</p>			<p>・ 記載方針の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7, 東海第二】</b></p> <p>島根 2 号炉は、補足 (1) に前回審査会合からの主な変更点を記載</p>

第1表 緊急時対策所と現場が遠いことに対する

メリット・デメリット

メリット	デメリット	対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の執務場所（事務建屋）から距離が短い場所に緊急時対策所を設けることとなり、初動がスムーズになる。</li> <li>緊急時対策所は、プラント情報の分析や応急復旧方策の立案等の支援を行うスタッフの収容や、要員や資機材のロジスティクスのための発電所内ハブ拠点であり、人や資機材の出入管理に伴うことから、放射線被ばくを考慮すると、事故復旧現場からのアクセス性を確保した上で事故プラントからの離隔距離があることが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所から現場まで移動距離があり、車両が使用できない場合、要員の現場への移動や、現場からの退避に時間がかかる。</li> <li>荒浜側と大湊側をつなぐルートが海側と山側にしかなく、要員の徒歩による退避に時間がかかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両が使用できない場合の待避に関する優先順位を付ける。</li> <li>6号及び7号炉周辺に一時待避場所を設ける。</li> <li>短時間で6号及び7号炉から緊急時対策所へ待避可能な徒歩ルート（地下電気洞道を活用したルート）を設定する。</li> </ul>

1. 緊急時対策所から 6 号及び7 号炉へのアクセス性について

(1) 緊急時対策所

- 新規制基準を満足する緊急時対策所は、「3 号炉原子炉建屋内緊急時対策所」とし、緊急時対策本部が指揮命令を行う「指揮所」、及び現場要員が待機する「待機所」の機能は、3 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設ける。
- これに加えて、上記「指揮所」、及び「待機所」の機能を有する「免震重要棟内緊急時対策所」を設ける。
- 緊急時対策所は、
  - 6 号及び7 号炉と距離が離れていることで放射線の影響を受けにくい。
  - 通常の執務場所（事務建屋）から近い。
  - 常設代替交流電源設備や可搬型重大事故等対処設備の保管場所への移動に便利。
 という観点で、有効な場所に設置している。

(2) 作業に伴う屋外の移動手段

- 重大事故等時において、万一、不測の事態が発生し現場からの待避が必要な場合、現場要員は、車両により緊急時対策所へ待避することを基本とする。また、対応する要員の負担及び対応する作業の迅速化の観点から、また、放射性物質の放出後の作業については、放射線被ばく低減の観点からも車両での移動を基本とする。
- 重大事故等時において、緊急時対策所から可搬型重大事故等対処設備の保管場所までの車両によるアクセスルートは確保可能と評価しているが、万一、中央交差点が通行不能な場合でも、徒歩により大湊側高台保管場所まで移動し、大湊側高台保管場所に保管している可搬型設備を用いて重大事故等に対処するとともに、荒浜側高台保管場所に保管している重

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>機により中央交差点の仮復旧を行い、車両が通行可能な環境を整備する。ここでは、中央交差点が通行不能な場合、荒浜側と大湊側を結び徒歩等で通行可能なルートを複数追加する。</p> <p>(3) 一時待避場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所と6号及び7号炉の距離があることを踏まえ、重大事故等時の気象状況の急変、爆発等の不測の事態において、現場要員が一時的に待避できるよう「一時待避場所」を6号及び7号炉近傍に複数設定する。</li> <li>一時待避中においても、緊急時対策所との連絡が確実にいえるよう、通信連絡手段を確保する。</li> <li>一時待避場所は、緊急時対策所とは異なり、一時的な待避を前提としており、移動できる状況になり次第、緊急時対策所に向けて車両による待避を行う。</li> <li>放射性物質放出等の不測の事態において、現場要員の放射線被ばく低減の観点から車両又は徒歩により緊急時対策所へ待避する。なお、待避までに要する時間は、車両で10分程度、徒歩で30分程度であり、複数のルートがあることとあわせて、速やかな待避が可能であると考え。</li> </ul> <p>2. 6号及び7号炉近傍における現場要員の一時待避場所の設定</p> <p>(1) 一時待避場所の設定の考え方</p> <p>一時待避場所は、以下の考えに基づき設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震に対して一時待避場所としての利用が見込めること。 [5号炉原子炉建屋、5号炉海水熱交換器建屋、大湊側ディーゼル駆動消火ポンプ建屋、地下電気洞道(大湊側)]</li> <li>通常の入出管理の動線上にあり、地震以外では活用することが可能であること。 [大湊側出入管理建屋]</li> <li>6号及び7号炉に対して、一時待避のしやすさを考慮すること。(配置に偏りのないこと。)</li> <li>放射性物質が放出された場合、一時待避場所は場所が近く、長期間待避することで被ばく量が増えることが予想されることから、放射性物質放出時における長時間の待避場所ではなく、緊急時対策所へ待避することを念頭に設定する。</li> </ul>			



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) <u>現場からの待避及び一時待避の優先順位</u></p> <p>1) <u>気象状況の急変、爆発等の不測の事態が発生した場合</u>  <u>重大事故等時において、万一、気象状況の急変、爆発等の不測の事態が発生し現場からの待避が必要となる場合、現場要員は、人身安全を以下の優先順位で確保する。</u></p> <p>①<u>現場にある車両で、緊急時対策所へ待避する。</u></p> <p>②<u>徒歩により、緊急時対策所へ待避する。なお、徒歩による待避において、待避時間短縮の観点から以下の手段を優先させる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>現場に携行した無線連絡設備等の通信連絡手段により緊急時対策所に連絡し、車両による応援と合流して、極力短時間で待避できるようにする。</u></li> <li>・<u>状況に応じて短時間で待避できる最適な徒歩ルートにより待避する。(6号及び7号炉からの待避の場合、地下電気洞道又は山側徒歩ルートを通行する。)</u></li> </ul> <p>③<u>待避する時間的な余裕がない場合、6号及び7号炉近傍に複数設定している一時待避場所(5号炉原子炉建屋、5号炉海水熱交換器建屋、大湊側ディーゼル駆動消火ポンプ建屋、地下電気洞道(大湊側)、大湊側出入管理建屋)のうち、最寄りの待避場所で一時待避し、移動できる状況になり次第、緊急時対策所に向けて車両による待避を行う。(車両が使えない場合は、現場に携行した無線連絡設備等の通信連絡手段により緊急時対策所に連絡し、車両による応援と合流して緊急時対策所へ待避する。)(第1図、敷地全体拡大図は第8図)</u></p> <p>2) <u>放射性物質が放出した場合</u>  <u>重大事故等対処時において、万一、放射性物質放出等の不測の事態が発生し、現場からの待避が必要となる場合、現場要員の放射線被ばく低減の観点から現場要員は、人身安全を以下の優先順位で確保する。</u></p> <p>①<u>現場にある車両で、緊急時対策所へ待避する。</u></p> <p>②<u>徒歩により、緊急時対策所へ待避する。なお、徒歩による待避において、待避時間短縮の観点から以下の手段を優先させる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>現場に携行した無線連絡設備等の通信連絡手段により緊急時対策所に連絡し、車両による応援と合流して、極力短時間で待避できるようにする。</u></li> <li>・<u>状況に応じて短時間</u></li> </ul>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>で待避できる最適な徒歩ルートにより待避する。(6号及び7号炉からの待避の場合、地下電気洞道又は山側徒歩ルートを通行する。)</p> <p>・徒歩ルートを選択する場合、地上での待避と比較し放射線影響に対して一定の効果が期待できる地下電気洞道によるルートを優先的に選択する。</p> <div data-bbox="172 474 872 1052" style="border: 1px solid black; height: 275px; width: 236px; margin: 10px 0;"></div> <p>第1図 一時待避場所の配置について (2015年9月説明内容)</p> <p>(3) 一時待避場所へ配備する備品</p> <p>一時待避中においても、緊急時対策所との連絡が確実にいえるよう、通信連絡設備を確保するとともに、照明資機材を設置する。</p> <p>3. 徒歩ルート等の追加</p> <p>荒浜側と大湊側を結ぶアクセスルートについて、更なるアクセス性向上の観点から、新たに高台側にアクセスルートを設置する旨説明を行ったが「中央交差点」が唯一の単一ルートとなっており、中央交差点がアクセス不能な場合の重大事故等対処に課題がある旨のご指摘をいただいた(第2図)。</p> <p>ここでは、主に中央交差点の状況を再度整理するとともに、現場要員の3号炉原子炉建屋内緊急時対策所から大湊側高台保管場所へのアクセス多様性の観点から、更なる対策について説明する。</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="160 218 881 766" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="270 793 744 869">第2図 保管場所及びアクセスルート図 (2015年8月18日説明時)</p> <p data-bbox="142 928 403 961">(1) 中央交差点の状況</p> <p data-bbox="172 974 893 1050"><u>中央交差点は、T.M.S.L.+37mの高台にある発電所構内における主要な交差点である。</u></p> <p data-bbox="172 1062 902 1230"><u>正門側は3車線(路肩を含めると約13m)で、それ以外の方向では2車線(路肩を含めると約10m)の道路であり、周辺に通行を阻害するものはなく、地震・津波発生時においても影響を受けない防火帯内側の道路である(第3図)。</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="151 226 834 617" style="border: 1px solid black; height: 186px; width: 230px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">中央交差点の状況</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="172 655 465 877"></div> <div data-bbox="507 655 810 877"></div> </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> <span>中央交差点 (1)</span> <span>中央交差点 (2)</span> </p> <p style="text-align: center;">第3図 中央交差点付近の状況 (1/2)</p> <div style="display: grid; grid-template-columns: 1fr 1fr; gap: 10px;"> <div data-bbox="181 1031 495 1266"></div> <div data-bbox="513 1031 825 1266"></div> <div data-bbox="181 1299 495 1535"></div> <div data-bbox="513 1299 825 1535"></div> <div data-bbox="181 1593 495 1829"></div> <div data-bbox="513 1593 825 1829"></div> </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> <span>中央交差点 (3)</span> <span>中央交差点 (4)</span> <span>中央交差点 (5)</span> <span>中央交差点 (6)</span> <span>中央交差点 (7)</span> <span>中央交差点 (8)</span> </p> <p style="text-align: center;">第3図 中央交差点付近の状況 (2/2)</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考															
<p>(2) 中央交差点の通行に関する評価</p> <p>中央交差点の通行に関する代表的な災害時の影響概略評価結果は第2表のとおり、主な災害に対し、通行への支障がない、若しくは別のアクセスルートが確保されることを確認した。</p> <p>第2表 中央交差点の通行に関する影響概略評価</p> <table border="1" data-bbox="142 489 872 810"> <thead> <tr> <th>主な災害</th> <th>評価結果</th> <th>概略評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>○</td> <td>中央交差点における周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊・火災・溢水等による影響がないことを確認している(第4-1図)。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>○</td> <td>中央交差点は、津波遡上解析の結果、遡上域最大水位(荒浜側 T.M.S.L.+8.5m)よりも標高が高い位置(T.M.S.L.+37m)に位置するため津波による被害は想定されない(第4-1図)。</td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td>○</td> <td>中央交差点における森林火災時の放射熱強度を評価したところ、最大でも1.3kW/m<sup>2</sup>程度であり、車両等の通行に影響を及ぼすことはない(第4-2図)。</td> </tr> <tr> <td>その他 (中央交差点が通行不能な場合)</td> <td>○</td> <td>中央交差点が不測の事態により通行不能な場合、海側のサブルートを通行することで車両による移動が可能である(第4-3図)。 中央交差点が不測の事態により通行不能な場合であっても、プラント側が重大事故になるような事態は想定されない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 人が長時間さらされても苦痛を感じない強度(消防庁特殊災害室:石油コンビナートの防災アセスメント指針, 2013)</p> <div data-bbox="160 877 881 1318" style="border: 1px solid black; height: 210px; width: 243px; margin-top: 10px;"></div> <p>第4-1図 地震・津波発生時のアクセスルート (2015年9月説明時点)</p>	主な災害	評価結果	概略評価	地震	○	中央交差点における周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊・火災・溢水等による影響がないことを確認している(第4-1図)。	津波	○	中央交差点は、津波遡上解析の結果、遡上域最大水位(荒浜側 T.M.S.L.+8.5m)よりも標高が高い位置(T.M.S.L.+37m)に位置するため津波による被害は想定されない(第4-1図)。	森林火災	○	中央交差点における森林火災時の放射熱強度を評価したところ、最大でも1.3kW/m <sup>2</sup> 程度であり、車両等の通行に影響を及ぼすことはない(第4-2図)。	その他 (中央交差点が通行不能な場合)	○	中央交差点が不測の事態により通行不能な場合、海側のサブルートを通行することで車両による移動が可能である(第4-3図)。 中央交差点が不測の事態により通行不能な場合であっても、プラント側が重大事故になるような事態は想定されない。			
主な災害	評価結果	概略評価																
地震	○	中央交差点における周辺斜面の崩壊による影響、周辺構造物の倒壊・損壊・火災・溢水等による影響がないことを確認している(第4-1図)。																
津波	○	中央交差点は、津波遡上解析の結果、遡上域最大水位(荒浜側 T.M.S.L.+8.5m)よりも標高が高い位置(T.M.S.L.+37m)に位置するため津波による被害は想定されない(第4-1図)。																
森林火災	○	中央交差点における森林火災時の放射熱強度を評価したところ、最大でも1.3kW/m <sup>2</sup> 程度であり、車両等の通行に影響を及ぼすことはない(第4-2図)。																
その他 (中央交差点が通行不能な場合)	○	中央交差点が不測の事態により通行不能な場合、海側のサブルートを通行することで車両による移動が可能である(第4-3図)。 中央交差点が不測の事態により通行不能な場合であっても、プラント側が重大事故になるような事態は想定されない。																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="166 220 869 674" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="240 699 795 781" data-label="Caption"> <p>第4-2図 森林火災発生時のアクセスルート (2015年9月説明時点)</p> </div> <div data-bbox="166 850 869 1304" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="175 1327 831 1409" data-label="Caption"> <p>第4-3図 中央交差点が通行不能時のアクセスルート (2015年9月説明時点)</p> </div> <div data-bbox="130 1461 460 1499" data-label="Section-Header"> <p><u>(3) アクセスルートの追加</u></p> </div> <div data-bbox="157 1505 911 1858" data-label="Text"> <p><u>前述のとおり、中央交差点が通行不能となり、かつ、重大事故等の対処が必要になるようなケースはなく、仮にそのような事態になった場合には迂回、若しくは万一、仮復旧が必要な場合には重機にてがれきを撤去する等によりアクセスルートを確保することを基本とするものの、現場要員の3号炉原子炉建屋内緊急時対策所から大湊側高台保管場所へのアクセス多様性の観点及び、更なる安全性向上の観点から、徒歩及び車両ルートを追加する。</u></p> </div> <div data-bbox="181 1862 911 1902" data-label="Text"> <p><u>具体的には、以下のルートを追加する。このうち、主な災害</u></p> </div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>として地震, 津波, 森林火災を考慮し, いずれの災害でも通行可能なルート (ルート①及び②) をアクセスルートとして設定する。</p> <p>&lt;中央交差点他を迂回するルート&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルート① (アクセスルート: 徒歩) 既設立坑及び洞道からなる地下電気洞道を活用したルート</li> <li>・ルート② (アクセスルート: 徒歩) 主に既設道路を活用し, 斜面を通行するルート</li> <li>・ルート③ (自主整備ルート: 徒歩) 主に既設道路を活用し, 防潮堤部分を通行するルート (防潮堤の外側へ接続するルートであり, 津波発生時には通行しない)</li> <li>・ルート④ (自主整備ルート: 車両) 荒浜側高台保管場所東側から山側を通る既設道路を活用したルート (防火帯の外側を通行することとなるため, 森林火災時には通行しない)</li> </ul> <p>上記のように更なる対策を図ったルート及びアクセスルートを第5 図 (敷地全体拡大図は第8 図) に示す。</p> <p>また, 地震・津波発生時, 森林火災時, 中央交差点が通行不能時におけるルート及びアクセスルートを第6 - 1 図～第6 - 3 図に示す。</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="172 216 869 726" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="213 743 801 829" data-label="Caption"> <p>第5図 保管場所及びアクセスルート (追加後) (2015年9月説明時点)</p> </div> <div data-bbox="163 884 872 1312" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="157 1327 857 1413" data-label="Caption"> <p>第6-1図 地震・津波発生時のアクセスルート (追加後) (2015年9月説明時点)</p> </div>			



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="172 216 872 642" style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="189 659 842 737">第6-2図 森林火災発生時のアクセスルート (追加後) (2015年9月説明時点)</p> <div data-bbox="172 800 872 1226" style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="189 1243 842 1320">第6-3図 中央交差点が通行不能時のアクセスルート (追加後) (2015年9月説明時点)</p> <p data-bbox="142 1377 890 1455">(4) <u>追加後の3号炉原子炉建屋から大湊側高台保管場所への徒歩移動の所要時間評価</u></p> <p data-bbox="172 1472 908 1633"><u>追加前後における、3号炉原子炉建屋内緊急時対策所から大湊側高台保管場所への徒歩移動の所要時間の相違を評価するために、追加前後の主なアクセスルートの距離、所要時間を算定・比較した。</u></p> <p data-bbox="172 1650 908 1728"><u>検討対象ルートを第7-1図～第7-5図に、所要時間の評価結果を第3表に示す。</u></p> <p data-bbox="172 1785 326 1814">1) <u>検討条件</u></p> <p data-bbox="219 1831 418 1860"><u>徒歩速度：4km/h</u></p> <p data-bbox="219 1877 878 1906"><u>斜面・階段昇降時間：約3分※/箇所(高低差最大約20m)</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(電気洞道の立坑部分) )</p> <p>※階段昇降速度(老人) : 0.21m/秒(内閣府政策統括官(防災担当) : 津波避難ビル等に係るガイドライン, 2005)を参考に, その1/2 程度と仮定。</p> <p>2) 検討対象ルート</p> <p>&lt;追加前&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央交差点通行可能時</li> <li>① 3号炉原子炉建屋内緊急時対策所～中央交差点～大湊側高台保管場所 (第7-1 図)</li> <li>・中央交差点通行不能時</li> <li>② 3号炉原子炉建屋内緊急時対策所～海側サブルート～大湊側高台保管場所 (第7-2 図)</li> </ul> <p>&lt;追加後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央交差点通行不能時</li> <li>③ 3号炉原子炉建屋内緊急時対策所～ルート①～大湊側高台保管場所 (第7-3 図)</li> <li>④ 3号炉原子炉建屋内緊急時対策所～ルート②～大湊側高台保管場所 (第7-4 図)</li> <li>⑤ 3号炉原子炉建屋内緊急時対策所～ルート③～大湊側高台保管場所 (第7-5 図)</li> </ul> <p>3) 評価結果</p> <p>追加後の山側のルートについては, 追加前の中央交差点通行可能時と比較して10分程度増長されるものの, アクセスルートの多様性を確保可能である。</p> <p>追加後の海側のルートについては, 追加前のルートと比較して約10 分程度短縮されるとともに, アクセスルートの多様性を確保可能である。</p> <p>また, 重大事故等時に, 追加された山側アクセスルートを徒歩で通行することによる大湊側高台保管場所への所要時間の増長分(10 分程度)を考慮しても, 有効性評価の時間内に作業が可能であることを確認した。</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="195 212 884 380">さらに、<u>重大事故等時において、万一、不測の事態が発生し現場から徒歩による待避が必要な場合においても、追加したアクセスルートは追加前と比較して多様性を確保している。</u></p> <div data-bbox="169 436 872 863" style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="184 884 860 961">第7-1図 中央交差点通行可能時の主なアクセスルート (追加前) (2015年9月説明時点)</p> <div data-bbox="169 1020 872 1446" style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="184 1467 860 1545">第7-2図 中央交差点通行不能時の主なアクセスルート (追加前) (2015年9月説明時点)</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="169 212 872 638" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="184 653 845 739" data-label="Caption"> <p>第7-3図 中央交差点が通行不能時のアクセスルート (ルート①) (2015年9月説明時点)</p> </div> <div data-bbox="169 842 872 1268" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="184 1283 845 1369" data-label="Caption"> <p>第7-4図 中央交差点が通行不能時のアクセスルート (ルート②) (2015年9月説明時点)</p> </div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																	
<div data-bbox="172 212 872 638" style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="201 659 842 737">第7-5図 中央交差点が通行不能時のアクセスルート (ルート③) (2015年9月説明時点)</p> <p data-bbox="181 793 834 871">第3表 3号炉原子炉建屋内緊急時対策所～大湊側高台 保管場所間の距離及び移動所要時間</p> <table border="1" data-bbox="142 930 878 1089"> <thead> <tr> <th>ルート</th> <th>追加前後</th> <th>距離 (約m)</th> <th>時間評価 項目</th> <th>斜面・階段 (3分/箇所)</th> <th>所要時間 (分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山側 図7-1</td> <td rowspan="2">追加前</td> <td>1,645</td> <td>徒歩</td> <td>なし</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>海側 図7-2</td> <td>4,024</td> <td>徒歩</td> <td>なし</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>山側 図7-3</td> <td rowspan="3">追加後</td> <td>1,782</td> <td>徒歩</td> <td>2箇所</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>山側 図7-4</td> <td>1,914</td> <td>徒歩</td> <td>2箇所</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>海側 図7-5</td> <td>2,817</td> <td>徒歩</td> <td>2箇所</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="142 1152 326 1184">(5) 今後の計画</p> <p data-bbox="172 1199 908 1367">ルート①, ②については、アクセスルートとして設定し、適切な維持管理を行う。その他のルートについては、既設道路部分を除き、アクセス性の向上を図るために伐採等の整備を行うとともに、適切な維持管理を行う。</p> <p data-bbox="142 1377 664 1409">(6) ルート①(洞道ルート)の環境について</p> <p data-bbox="172 1423 908 1682">定期的に洞道内の電気ケーブルの点検が行えるように、照明、換気、排水設備を設置するとともに、通電中でも点検時に感電のおそれがないよう、使用電圧に応じた絶縁性能を有するケーブルを使用する。また、地下電気洞道は地下を通行することから、地上での待避と比較し放射線影響に対して一定の効果が期待できるルートである。</p>	ルート	追加前後	距離 (約m)	時間評価 項目	斜面・階段 (3分/箇所)	所要時間 (分)	山側 図7-1	追加前	1,645	徒歩	なし	25	海側 図7-2	4,024	徒歩	なし	61	山側 図7-3	追加後	1,782	徒歩	2箇所	33	山側 図7-4	1,914	徒歩	2箇所	35	海側 図7-5	2,817	徒歩	2箇所	49			
ルート	追加前後	距離 (約m)	時間評価 項目	斜面・階段 (3分/箇所)	所要時間 (分)																															
山側 図7-1	追加前	1,645	徒歩	なし	25																															
海側 図7-2		4,024	徒歩	なし	61																															
山側 図7-3	追加後	1,782	徒歩	2箇所	33																															
山側 図7-4		1,914	徒歩	2箇所	35																															
海側 図7-5		2,817	徒歩	2箇所	49																															

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="181 388 834 1486" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="854 348 893 1493" data-label="Caption"> <p>第8図 一時待機場所の配置及び追加後のアクセスルート図 (敷地全体) (2015年9月説明時点)</p> </div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="163 226 222 252">(参考)</p> <div data-bbox="163 262 857 682" style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="261 703 753 735">第9-1 図 ルート① (徒歩) の現場状況</p> <div data-bbox="163 793 872 1220" style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="276 1241 768 1272">第9-2 図 ルート② (徒歩) の現場状況</p>			

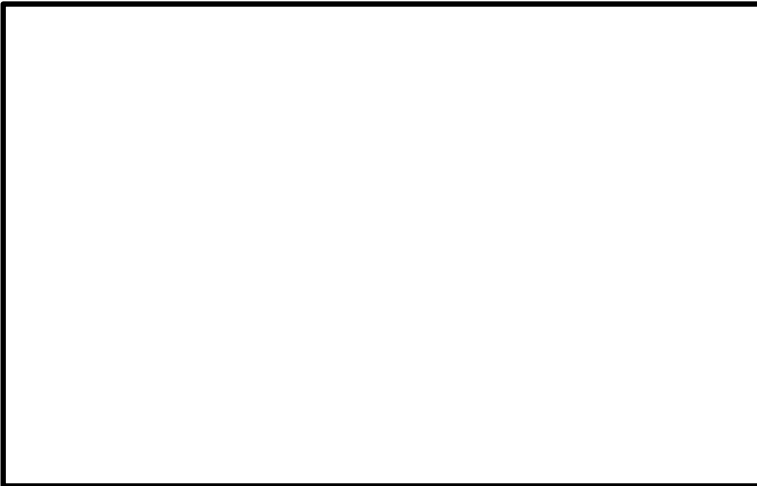
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="169 214 872 640" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="278 659 765 688" data-label="Caption"> <p>第9-3図 ルート③(徒歩)の現場状況</p> </div> <div data-bbox="169 798 872 1224" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="278 1243 765 1272" data-label="Caption"> <p>第9-4図 ルート④(徒歩)の現場状況</p> </div>			



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足8</p> <p>緊急時対策所の設置に関する考え方 (2015 年9 月説明時点)</p> <p>第261 回審査会合 (2015 年8 月18 日) において、「大湊側に設置を計画している緊急時対策所を含めた緊急時対策の将来像を示すこと。」とのご指摘を頂いた。</p> <p>本回答では、緊急時対策所の設置に関する当社の考え方及び、大湊側に設置を計画している緊急時対策所に関する概要を説明する。</p> <p>1. 緊急時対策所の設置に関する当社の基本的な考え方</p> <p>当社は、2007 年7 月16 日に発生した新潟県中越沖地震での被災経験から、震度7 クラスの地震が発生した場合においても緊急時の対応に支障をきたすことがないように、遮蔽・空調等居住性設備、情報把握・通信連絡設備、電源設備等の重要設備を集めた「免震重要棟」を柏崎刈羽原子力発電所、及び福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所に設置した。</p> <p>2011 年3 月の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故に際しては、免震重要棟の持つ、遮蔽設備、フィルタ付き換気空調設備、安全パラメータ表示システム (SPDS)、通信連絡設備、専用の電源設備 (ガスタービン発電設備) が有効に機能し、事故対応の活動拠点として重要な役割を果たしたものと考えている。また柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策拠点整備に際しては、福島第一原子力発電所事故の教訓を反映すべく、社内・外事故調査報告、提言等を踏まえ、整備を進めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(緊急時対策所の追加設計要件 (東京電力福島第一原子力発電所事故調査報告書より))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要員出入り、資機材・物資搬出入に配慮した対策所本部アクセス</li> <li>・放射性物質の持込防止措置</li> <li>・除染しやすい内装材</li> <li>・トイレの配置</li> <li>・休息のためのエリア設置</li> </ul> </div> <p>今般の設置許可基準規則とその解釈、技術基準規則条文において記載されている様々な機能要件、設計要件についても、社内検証・検討し設計反映することで、対策拠点が地震・津波・</p>			<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉は、補足 (1) に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>自然現象等の設計基準レベルの外的影響を受けても機能維持ができるよう、また設備の多重性、多様性、耐震性他要件を備えた設計としている。</p> <p>福島第一原子力発電所事故での経験から、重大事故への対処活動の実施に際し、放射線防護は最重要課題であり、事故号炉との離隔が大きいことは、対策要員の被ばく線量を低減するための大きなメリットである。柏崎刈羽原子力発電所は広い敷地を有していることから、今般申請している6号及び7号炉から離れた、敷地としても中央土捨て場を隔てた荒浜側敷地に2つの対策拠点（緊急時対策所）を設け、それにより6号及び7号炉の一方若しくは両方にて重大事故等が発生した際にも、少しでも環境の良い拠点を中心に対策活動を展開することが可能となる。</p> <p>また、緊急時対策所の機能として重要なものは、事故対処のための指揮・命令機能を担うことにある。福島第一原子力発電所事故に際しては、免震重要棟室内の放射線環境が一時的に悪化する等様々な課題が相次いだものの、基本的には指揮・命令機能が途切れることなく事故対応の統制がなされていたことで、一連の事故対応を継続して行うことができた。また、被災後の長期にわたる比較的規模の大きな余震を経ても、なお安定した事故対応が継続できたのは、免震装置を備えた拠点であったことも重要であったと考えている。発電所内に緊急時対策所が存在し続けることができること自体が、重大事故対応にとって大変重要なことである。</p> <p>更に緊急時対策所の機能として重要なものは、事故復旧対策要員の待機場所を確保することである。事故対応活動に関連し、実際には直接的な指揮・命令や、現場作業を行う活動に付随して、事故プラント情報の収集・分析や、復旧方策の計画立案を行う関係スタッフの収容、要員の交替や対応資機材補充、汚染物質搬出の作業も伴う。緊急時対策所拠点は上記のようなロジスティクスのためのハブ拠点機能としても役割を担っており、対応活動を長期にわたり、かつ安定・確実に継続し支え続けるには、これら人員の出入管理や、資機材の搬出入作業が常時行われ続けることになる。こういった、いわばバックヤード的な業務にも放射線被ばくを伴うものであることを考慮すると、事故復旧現場からのアクセス性を確保した上で事故プラントからの離隔距離があることが望ましいものとする。</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>事故プラントと離れた位置に緊急時対策所拠点を設置し、プラント設備とは共通要因により“共倒れ”しにくいようにすること、また、緊急時対策所を複数の拠点到に設け、さらに拠点同士もある程度の離隔を置き、かつ設計の多様化を図ることで、複数の緊急時対策所拠点いずれかが“常に維持・利用可能となる”ように設計することが、当社の福島第一原子力発電所事故知見の反映である。</p> <div data-bbox="142 583 893 919" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(緊急時対策所の複数化と要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故プラントから離隔した拠点設置</li> <li>・複数の拠点設置</li> <li>・複数拠点同士の位置的配慮 (拠点間離隔、事故プラントとの方位)</li> <li>・拠点設計の多様性 (建物構造、設備構成、アクセスルート)</li> </ul> </div> <p>2. 緊急時対策所の複数拠点化について</p> <p>6号及び7号炉新規規制基準申請において、当社柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所として、柏崎刈羽原子力発電所の事務建屋のうち免震構造を有する免震重要棟に「免震重要棟内緊急時対策所」を、3号炉原子炉建屋内に「3号炉原子炉建屋内緊急時対策所」の2拠点を設置する(第1図)。これら2拠点を、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合、並びに重大事故等が発生した場合において、中央制御室以外の場所から適切な指示又は連絡を行うために使用する拠点と位置付ける。</p> <p>また2拠点を、重大事故等に対処するための要員がとどまることができるよう遮蔽、換気について考慮した設計とするとともに、代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>これら2拠点は、耐震構造(剛構造)と免震構造(免震構造)を採用した建物構造の設計多様性を有した他、電源設備が6号及び7号炉、さらには免震重要棟内緊急時対策所と3号炉原子炉建屋内緊急時対策所とで相互に独立しており、また異なる代替交流電源給電方式を採用した設備設計の多様性を有した設計としている。</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																									
																																																																																												
<p>第1図 緊急時対策所構内配置図</p>																																																																																												
<p>(6号及び7号炉新規制基準申請時) (2015年9月説明時点)</p>																																																																																												
<p>6号及び7号炉、アクセスルート、緊急時対策所のハザード耐性比較評価について、第1表に示す。</p>																																																																																												
<p>第1表 6号及び7号炉、アクセスルート、緊急時対策所のハザード耐性比較 (2015年9月説明時点)</p>																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ハザード</th> <th colspan="4">概略評価結果</th> </tr> <tr> <th>6号及び7号炉</th> <th>屋外アクセスルート</th> <th>免震重要棟内緊急時対策所</th> <th>3号炉原子炉建屋内緊急時対策所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>基準地震動で影響なし</td> <td>基準地震動で影響なし</td> <td>基準地震動(長周期)で機能喪失のおそれ、短周期での機能維持メ리트あり</td> <td>基準地震動で影響なし</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>敷地高さにより影響なし</td> <td>防潮堤等によりアクセスルート週上せず</td> <td>敷地高さにより影響なし</td> <td>防潮堤等により週上せず</td> </tr> <tr> <td>降水</td> <td colspan="4">影響なし(気象予報を踏まえ対応検討)</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td colspan="4">影響なし(気象予報を踏まえ対応検討)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)</td> <td colspan="4">影響なし(建物・構築物は風荷重影響なし) (屋外作業、アクセスルートは障害物除去と、発生予測を受けた事前対策)</td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>影響なし(竜巻防護と飛来物低減)</td> <td>影響なし(竜巻影響による飛来物除去と、発生予測を受けた事前対策)</td> <td>影響なし(竜巻防護と飛来物低減) 6号及び7号炉と緊急時対策所の竜巻経路が複数存在</td> <td>影響なし(竜巻防護と飛来物低減)</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="4">影響なし(気象予報を踏まえ対応検討)</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>避雷針による雷防護と避雷器による機器保護</td> <td>落雷により影響を受けない</td> <td>避雷針による雷防護と避雷器による機器保護</td> <td>避雷針による雷防護と避雷器による機器保護 落雷影響範囲は限定的</td> </tr> <tr> <td>火山降灰</td> <td colspan="4">影響なし(噴火発生情報を踏まえ除灰対応検討)</td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td colspan="4">防火帯の内側であり、設備やアクセス性に支障はない。(一部防火帯と重複する箇所は迂回)</td> </tr> <tr> <td>外部火災</td> <td colspan="4">6号及び7号炉と緊急時対策所、アクセスルート各々近傍の可燃物倉庫、タンク等の位置、構造、消防設備、及び消火対応により影響は僅少</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス</td> <td colspan="4">6号及び7号炉と緊急時対策所、アクセスルート各々近傍の火災影響見込みから影響は僅少。また薬品等保管倉庫の位置、構造、設備により影響は僅少。</td> </tr> <tr> <td>航空機落下火災</td> <td>可搬重大事故対処設備は原子炉施設から離隔配置されている</td> <td>アクセスルートは離隔している</td> <td>緊急時対策所への影響がある場合には6号及び7号炉は健全 緊急時対策所2拠点は離隔配置されている</td> <td>緊急時対策所への影響がある場合には6号及び7号炉は健全</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>地震起因溢水、想定破損ともに対策実施により影響を受けない</td> <td>影響なし(アクセスルート近傍の溢水影響は僅少)</td> <td>地震起因溢水により影響を受けない 6号及び7号炉と同時の想定破損は発生しない</td> <td>地震起因溢水により影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>地震起因火災、単一火災ともに対策実施により影響を受けない</td> <td>影響なし(アクセスルート近傍にある可燃物影響は僅少)</td> <td>地震に伴う火災により影響を受けない 6号及び7号炉と同時の単一火災は発生しない</td> <td>地震に伴う火災により影響を受けない</td> </tr> <tr> <td>生物事象</td> <td colspan="4">影響なし</td> </tr> </tbody> </table>				ハザード	概略評価結果				6号及び7号炉	屋外アクセスルート	免震重要棟内緊急時対策所	3号炉原子炉建屋内緊急時対策所	地震	基準地震動で影響なし	基準地震動で影響なし	基準地震動(長周期)で機能喪失のおそれ、短周期での機能維持メ리트あり	基準地震動で影響なし	津波	敷地高さにより影響なし	防潮堤等によりアクセスルート週上せず	敷地高さにより影響なし	防潮堤等により週上せず	降水	影響なし(気象予報を踏まえ対応検討)				積雪	影響なし(気象予報を踏まえ対応検討)				風(台風)	影響なし(建物・構築物は風荷重影響なし) (屋外作業、アクセスルートは障害物除去と、発生予測を受けた事前対策)				竜巻	影響なし(竜巻防護と飛来物低減)	影響なし(竜巻影響による飛来物除去と、発生予測を受けた事前対策)	影響なし(竜巻防護と飛来物低減) 6号及び7号炉と緊急時対策所の竜巻経路が複数存在	影響なし(竜巻防護と飛来物低減)	低温	影響なし(気象予報を踏まえ対応検討)				落雷	避雷針による雷防護と避雷器による機器保護	落雷により影響を受けない	避雷針による雷防護と避雷器による機器保護	避雷針による雷防護と避雷器による機器保護 落雷影響範囲は限定的	火山降灰	影響なし(噴火発生情報を踏まえ除灰対応検討)				森林火災	防火帯の内側であり、設備やアクセス性に支障はない。(一部防火帯と重複する箇所は迂回)				外部火災	6号及び7号炉と緊急時対策所、アクセスルート各々近傍の可燃物倉庫、タンク等の位置、構造、消防設備、及び消火対応により影響は僅少				有毒ガス	6号及び7号炉と緊急時対策所、アクセスルート各々近傍の火災影響見込みから影響は僅少。また薬品等保管倉庫の位置、構造、設備により影響は僅少。				航空機落下火災	可搬重大事故対処設備は原子炉施設から離隔配置されている	アクセスルートは離隔している	緊急時対策所への影響がある場合には6号及び7号炉は健全 緊急時対策所2拠点は離隔配置されている	緊急時対策所への影響がある場合には6号及び7号炉は健全	溢水	地震起因溢水、想定破損ともに対策実施により影響を受けない	影響なし(アクセスルート近傍の溢水影響は僅少)	地震起因溢水により影響を受けない 6号及び7号炉と同時の想定破損は発生しない	地震起因溢水により影響を受けない	火災	地震起因火災、単一火災ともに対策実施により影響を受けない	影響なし(アクセスルート近傍にある可燃物影響は僅少)	地震に伴う火災により影響を受けない 6号及び7号炉と同時の単一火災は発生しない	地震に伴う火災により影響を受けない	生物事象	影響なし			
ハザード	概略評価結果																																																																																											
	6号及び7号炉	屋外アクセスルート	免震重要棟内緊急時対策所	3号炉原子炉建屋内緊急時対策所																																																																																								
地震	基準地震動で影響なし	基準地震動で影響なし	基準地震動(長周期)で機能喪失のおそれ、短周期での機能維持メ리트あり	基準地震動で影響なし																																																																																								
津波	敷地高さにより影響なし	防潮堤等によりアクセスルート週上せず	敷地高さにより影響なし	防潮堤等により週上せず																																																																																								
降水	影響なし(気象予報を踏まえ対応検討)																																																																																											
積雪	影響なし(気象予報を踏まえ対応検討)																																																																																											
風(台風)	影響なし(建物・構築物は風荷重影響なし) (屋外作業、アクセスルートは障害物除去と、発生予測を受けた事前対策)																																																																																											
竜巻	影響なし(竜巻防護と飛来物低減)	影響なし(竜巻影響による飛来物除去と、発生予測を受けた事前対策)	影響なし(竜巻防護と飛来物低減) 6号及び7号炉と緊急時対策所の竜巻経路が複数存在	影響なし(竜巻防護と飛来物低減)																																																																																								
低温	影響なし(気象予報を踏まえ対応検討)																																																																																											
落雷	避雷針による雷防護と避雷器による機器保護	落雷により影響を受けない	避雷針による雷防護と避雷器による機器保護	避雷針による雷防護と避雷器による機器保護 落雷影響範囲は限定的																																																																																								
火山降灰	影響なし(噴火発生情報を踏まえ除灰対応検討)																																																																																											
森林火災	防火帯の内側であり、設備やアクセス性に支障はない。(一部防火帯と重複する箇所は迂回)																																																																																											
外部火災	6号及び7号炉と緊急時対策所、アクセスルート各々近傍の可燃物倉庫、タンク等の位置、構造、消防設備、及び消火対応により影響は僅少																																																																																											
有毒ガス	6号及び7号炉と緊急時対策所、アクセスルート各々近傍の火災影響見込みから影響は僅少。また薬品等保管倉庫の位置、構造、設備により影響は僅少。																																																																																											
航空機落下火災	可搬重大事故対処設備は原子炉施設から離隔配置されている	アクセスルートは離隔している	緊急時対策所への影響がある場合には6号及び7号炉は健全 緊急時対策所2拠点は離隔配置されている	緊急時対策所への影響がある場合には6号及び7号炉は健全																																																																																								
溢水	地震起因溢水、想定破損ともに対策実施により影響を受けない	影響なし(アクセスルート近傍の溢水影響は僅少)	地震起因溢水により影響を受けない 6号及び7号炉と同時の想定破損は発生しない	地震起因溢水により影響を受けない																																																																																								
火災	地震起因火災、単一火災ともに対策実施により影響を受けない	影響なし(アクセスルート近傍にある可燃物影響は僅少)	地震に伴う火災により影響を受けない 6号及び7号炉と同時の単一火災は発生しない	地震に伴う火災により影響を受けない																																																																																								
生物事象	影響なし																																																																																											

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>即ち設計思想としては、拠点各々のハザードへの頑健性を高める他、設計多様性をもたせる、運用（マネジメント）にて安全性に係る影響を排除する等配慮することで、6号及び7号炉と複数の緊急時対策所が共通要因により一度に機能喪失することのないように配慮している。</p> <p>なお今後、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策拠点としては、大湊側敷地に更なる拠点を設置する考えである。以下に、将来設置予定の「大湊側緊急時対策所」の構成案について概略を記す。</p> <p>3. 大湊側緊急時対策所について</p> <p>(1) 大湊側緊急時対策所の特徴</p> <p>本申請において、柏崎刈羽原子力発電所には、剛構造の建物を有する「3号炉原子炉建屋内緊急時対策所」の他に、免震装置を有した「免震重要棟内緊急時対策所」を設置することとしており、2箇所の緊急時対策所により、6号及び7号炉の重大事故等への対処は可能であると考えている。</p> <p>一方、柏崎刈羽原子力発電所は、7プラントを有するとともに敷地も広大であることから、将来的には荒浜側に設置している1～4号炉で重大事故等が発生した場合の対処等も考慮し、大湊側高台に緊急時対策所を新設することで、事故対応への柔軟性が向上する。</p> <p>大湊側緊急時対策所は、発電所敷地全体のレイアウトや、これまでに設置している2箇所の緊急時対策所の機能を最大限生かしつつ、以下の特徴を有するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置場所を大湊側とする。 (1～4号炉やこれまでに設置した緊急時対策所に対し離隔を確保する。)</li> <li>・耐津波対策として、更なる高台に配置する。 (T.M.S.L.+15m以上とする。)</li> <li>・建物を剛構造とする。(免震重要棟内緊急時対策所(免震構造)とは別の構造とする。)</li> <li>・放射線被ばく上有利となるよう、緊急時対策室(指揮所)を地下に設ける。</li> </ul> <p>3箇所の緊急時対策所の設置場所及び特徴を、第2図及び第2表に示す。</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																		
<div data-bbox="181 262 860 724" style="border: 1px solid black; height: 220px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="261 745 765 829" style="text-align: center;">第2 図 緊急時対策所の設置場所 (将来像) (2015 年9 月説明時点)</p> <p data-bbox="133 882 875 913">第2 表 緊急時対策所の多様性の特徴 (2015 年9 月説明時点)</p> <table border="1" data-bbox="145 945 863 1291"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>免震重要棟内 緊急時対策所 (荒浜側)</th> <th>3号炉原子炉建屋内 緊急時対策所<sup>※4</sup> (荒浜側)</th> <th>大浜側緊急時対策所<sup>※5</sup> (大浜側)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プラントとの 距離</td> <td>荒浜側 (1号炉)</td> <td>約 300m</td> <td>約 300m</td> <td>約 1,400m (放射線被ばく上優位)</td> </tr> <tr> <td>大浜側<sup>※1</sup> (6号炉)</td> <td>約 1,100m (放射線被ばく上優位)</td> <td>約 1,100m (放射線被ばく上優位)</td> <td>約 450m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物構造</td> <td>免震構造<sup>※3</sup></td> <td>剛構造 (Ss 機能維持)</td> <td>剛構造 (Ss 機能維持)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">代替電源設備<sup>※2</sup></td> <td>ガスタービン発電機</td> <td>発電機又は電源車</td> <td>ガスタービン発電機</td> </tr> <tr> <td colspan="2">初動対応の容易性</td> <td>平時使用の事務建屋に 隣接 (容易に移動)</td> <td>移動が必要</td> <td>移動が必要</td> </tr> <tr> <td colspan="2">活動拠点の確保</td> <td colspan="3">緊急時対策所の機能を維持し、かつ、現場状況に応じて、対策要員の待機場所 や事故収束に向けた復旧活動拠点への活用が可能。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="172 1291 863 1438"> <small>※1：大浜側の事故号炉との距離をとることによって事故後の環境放射線量を低く抑え、被ばく低減を実現できる。  <small>※2：共通要因による電源喪失しないよう常用電源を別系統とし、かつ、異なる代替電源方式とする。  <small>※3：発電施設等に大きな影響が生じる可能性がある短周期地震時でも使用可能。  <small>※4：3号炉起動時においては、3号炉原子炉建屋内緊急時対策所は3号炉中央制御室機能との干渉により使用できないため、基本的な考え方を保持しつつ、免震重要棟内緊急時対策所の耐震性向上、荒浜側での拠点の拡充等について、引き続き検討していく。  <small>※5：大浜側緊急時対策所は詳細設計中であり、記載内容が変更となる可能性がある。</small> </small></small></small></small></p>			免震重要棟内 緊急時対策所 (荒浜側)	3号炉原子炉建屋内 緊急時対策所 <sup>※4</sup> (荒浜側)	大浜側緊急時対策所 <sup>※5</sup> (大浜側)	プラントとの 距離	荒浜側 (1号炉)	約 300m	約 300m	約 1,400m (放射線被ばく上優位)	大浜側 <sup>※1</sup> (6号炉)	約 1,100m (放射線被ばく上優位)	約 1,100m (放射線被ばく上優位)	約 450m	建物構造		免震構造 <sup>※3</sup>	剛構造 (Ss 機能維持)	剛構造 (Ss 機能維持)	代替電源設備 <sup>※2</sup>		ガスタービン発電機	発電機又は電源車	ガスタービン発電機	初動対応の容易性		平時使用の事務建屋に 隣接 (容易に移動)	移動が必要	移動が必要	活動拠点の確保		緊急時対策所の機能を維持し、かつ、現場状況に応じて、対策要員の待機場所 や事故収束に向けた復旧活動拠点への活用が可能。					
		免震重要棟内 緊急時対策所 (荒浜側)	3号炉原子炉建屋内 緊急時対策所 <sup>※4</sup> (荒浜側)	大浜側緊急時対策所 <sup>※5</sup> (大浜側)																																	
プラントとの 距離	荒浜側 (1号炉)	約 300m	約 300m	約 1,400m (放射線被ばく上優位)																																	
	大浜側 <sup>※1</sup> (6号炉)	約 1,100m (放射線被ばく上優位)	約 1,100m (放射線被ばく上優位)	約 450m																																	
建物構造		免震構造 <sup>※3</sup>	剛構造 (Ss 機能維持)	剛構造 (Ss 機能維持)																																	
代替電源設備 <sup>※2</sup>		ガスタービン発電機	発電機又は電源車	ガスタービン発電機																																	
初動対応の容易性		平時使用の事務建屋に 隣接 (容易に移動)	移動が必要	移動が必要																																	
活動拠点の確保		緊急時対策所の機能を維持し、かつ、現場状況に応じて、対策要員の待機場所 や事故収束に向けた復旧活動拠点への活用が可能。																																			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="142 212 507 239">(2) <u>大湊側緊急時対策所の概要</u></p> <div data-bbox="175 254 857 1045" style="border: 1px solid black; height: 377px; width: 230px; margin: 10px auto;"></div> <p data-bbox="243 1062 783 1089">第3 図 大湊側緊急時対策所建屋概要 (その1)</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="142 254 795 1360" style="border: 1px solid black; height: 527px; width: 220px;"></div> <div data-bbox="810 535 854 1094" style="text-align: center;"> <p>第4図 大湊側緊急時対策所建屋概要 (その2)</p> </div>			



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="142 254 795 1360" style="border: 1px solid black; height: 527px; width: 220px;"></div> <div data-bbox="810 535 854 1094" style="text-align: center;">           第5図 大湊側緊急時対策所建屋概要 (その3)         </div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="142 247 825 1411" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="845 562 884 1117" data-label="Caption"> <p>第6図 大湊側緊急時対策所建屋概要 (その4)</p> </div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="284 212 774 239">[参考] 緊急時対策所の仕様比較について</p> <div data-bbox="178 258 863 1266" style="border: 1px solid black; height: 480px; width: 100%;"></div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足 9</p> <p style="text-align: center;">屋外での通信機器通話状況の確認</p> <p>発電所構内における屋外での作業や移動中、及び発電所構外における要員参集の途中において、通信機器が確実に機能することを以下の方法により確認した。</p> <p>方法：無線連絡設備（可搬型）での通話確認            アクセスルート上の車中、又は、歩行において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所、6号及び7号炉中央制御室との通話が可能であることを確認する。</p> <p>結果：アクセスルート、サブルートからの通信状況は良好であること（一部連絡が取りづらい場所も少しの移動で解消されること）を確認した。</p> <p>なお、地下電気洞道については、地下を通過することになり、通信連絡設備が使用できないことから、入域の際と退出の際に緊急時対策本部へ連絡する運用とする。</p> <div data-bbox="163 1333 875 1858" style="border: 1px solid black; height: 250px; width: 100%;"></div> <p>第1図 無線連絡設備（可搬型）における通信状況の確認範囲</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (29)</p> <p style="text-align: center;">屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>東海第二発電所構内における屋外での作業や移動中及び発電所構外における要員招集の途中において、通信機器が確実に機能することを以下の方法により確認した。なお、高所に新設するアクセスルートは、通信機器が確実に機能するような対応をとる。</p> <p>方法：無線連絡設備（可搬型）での通話確認            アクセスルートにおいて、通話が可能であることを確認する。</p> <p>結果：通信状況は良好であること（不感地帯がないこと）を確認した。</p> <p>第1図に無線連絡設備（可搬型）における通信状況の確認範囲を示す。</p> <div data-bbox="949 1281 1676 1858" style="border: 1px solid black; height: 275px; width: 100%;"></div> <p>第1図 無線連絡設備（可搬型）における通信状況の確認範囲</p>	<p style="text-align: right;">補足 (5)</p> <p style="text-align: center;">屋外での通信機器通話状況の確認</p> <p>発電所構内における屋外での作業や移動中、及び発電所構外における要員参集の途中において、通信機器が確実に機能することを以下の方法により確認した。</p> <p>方法：無線通信設備（携帯型）での通話確認            屋外アクセスルート上の車中、又は、歩行において、緊急時対策所及び中央制御室との通話が可能であることを確認する。</p> <p>結果：アクセスルート、サブルートからの通信状況は良好であること（一部連絡が取りづらい場所も少しの移動で解消されること）を確認した。</p> <p>なお、第二輪谷トンネルについては、通信連絡設備が使用できないことから、入域の際と退出の際に緊急時対策本部へ連絡する運用とする。</p> <div data-bbox="1765 1249 2448 1858" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <p>第1図 無線通信設備（携帯型）における通信状況の確認範囲</p>	<p>・運用の相違  <b>【東海第二】</b>            通信連絡設備が使用できない箇所の有無による運用の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足 10</p> <p><u>1～7号炉同時発災時におけるアクセスルートへの影響</u></p> <p>1～7号炉同時発災時におけるアクセスルートへの影響について、有効性評価で提示したケースをもとに評価を行った。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (26)</p> <p><u>防潮堤内他施設等の同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</u></p> <p>1. <u>はじめに</u></p> <p><u>東海第二発電所（以下「東二」という。）の原子炉及び使用済燃料プール（以下「原子炉等」という。）において重大事故等が発生した場合に、東二と一部敷地を共有し同じ防潮堤内の敷地に設置している東海発電所（廃止措置中、核燃料搬出済み。）においても建屋損壊、機器損傷、火災等が発生すると想定し、これらの事象が発生した場合でも東二重大事故等対応が成立することを確認する。防潮堤内施設の概略配置図を第1図に示す。</u></p> <p><u>また、東二敷地内に設置している使用済燃料乾式貯蔵設備※（以下「貯蔵設備」という。）についても、東二の原子炉等において重大事故等が発生することを想定する自然現象等による使用済燃料乾式貯蔵建屋（以下「貯蔵建屋」という。）への影響及び貯蔵設備が東二の原子炉等の重大事故等対応に与える影響を検討する。</u></p> <p><u>※ 貯蔵設備は、貯蔵建屋、貯蔵建屋に付随する設備（天井クレーン等）、使用済燃料乾式貯蔵容器（以下「貯蔵容器」という。）、貯蔵容器支持構造物及び監視装置で構成される。</u></p> <p>2. <u>東海発電所からの影響</u></p> <p>2.1 <u>想定事象と東二重大事故等対応に影響を与える可能性</u></p> <p><u>東海発電所は全ての核燃料を搬出済みであり、重大事故等が発生する可能性はないが、東二で重大事故等が発生した場合に、東二の重大事故等対応に影響を与える可能性のある東海発電所で同時に発生する事象としては、基準地震動 <math>S_s</math> 又は基準津波を超え敷地に遡上する津波（以下「敷地遡上津波」とい</u></p>	<p style="text-align: right;">補足 (6)</p> <p><u>1～3号炉同時発災時における屋外のアクセスルートへの影響</u></p> <p><u>1～3号炉同時発災時におけるアクセスルートへの影響について、有効性評価で提示したケースをもとに評価を行った。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉は、廃止措置中である1号炉及び初装荷燃料装荷前である3号炉との同時発災について、1～3.に記載</p> <p>東海第二は、敷地を共有する東海発電所及び使用済燃料乾式貯蔵設備について、1～3.に記載（以下、補足(6)-①の相違）</p> <p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根1, 2号炉は、当該設備はなく燃料プールへ燃料を貯蔵（以下、補足(6)-②の相違）</p> <p>・設計方針の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉は、重大事故等対処設備の有効性を確認するための事故シーケンスの選定において津波特有の事故</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>う。)による建屋倒壊、建屋内機器の損壊、屋外施設の損壊、<u>建屋内機器及び屋外施設の火災等が考えられる。</u></p> <p><u>東海発電所において発生が想定される事象と東二重大事故等対応に影響を与える可能性を検討した結果を第1表に示す。</u></p> <p>2.2 作業環境による影響評価</p> <p><u>東海発電所の原子炉建屋、タービン建屋及びその他各建屋が設置されている敷地は東二敷地に隣接しており、また、東二重大事故等対応を行うためのアクセスルートの一部は、東海発電所の敷地周辺に設定されている。これらの位置関係を第1図に示す。</u></p> <p><u>東海発電所については、全ての核燃料を搬出済みで廃止措置工事中であるが、2018年3月現在、原子炉建造物の解体は未着手であり、原子炉圧力容器内には黒鉛（総数：30,000本、総重量：約1,600t）が保管されている。また、一部の黒鉛スリーブは燃料取扱建屋（黒鉛スリーブ貯蔵庫（C1バンカ）内、総重量：約530t）及び使用済燃料取扱建屋（黒鉛スリーブ貯蔵庫（C2バンカ）内、総重量：約280t）に保管されている。これらの位置関係を第2図に示す。</u></p> <p><u>原子炉と4基の蒸気発生器を接続するガスダクト（一次系配管）は、高温側及び低温側の両ガスダクトともに蒸気発生器の手前（8箇所）にて閉止されており、原子炉内は隔離された状態にある。</u></p> <p><u>第1表のとおり、東海発電所の建屋倒壊による、東二の原子炉建屋構造への影響及び東二重大事故等対応設備へのアクセスルートへの影響について以下に確認した。</u></p> <p>(1) <u>基準地震動 <math>S_s</math> 及び敷地遡上津波による影響に関する評価</u></p> <p><u>東海発電所の原子炉建屋、タービン建屋及びその他各建屋は、東二原子炉建屋及びその他重大事故等に係る設備から約100m以上離れている。このため、仮に建屋が損壊しても東二原子炉建屋の構造に影響しない。</u></p> <p><u>東海発電所の原子炉建屋、タービン建屋、その他の各建屋及び固化処理建屋並びに幾つかの屋外施設（変圧器等）は、東二重大事故等対応設備へのアクセスルート（最も近い場所）に近い場所に位置している。仮にこれらの建屋及び機器が損壊した場合には発生したがれきや機器等によりアクセスルートへの限定的な影響が考えられるため、保有</u></p>		<p>シーケンスを選定していない（以下、補足(6)-③の相違）</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は、4.屋外アクセスルートの評価に記載</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 東海発電所における黒鉛炉固有の記載（以下、補足(6)-④の相違）</p> <p>・設計方針の相違 【東海第二】 補足(6)-③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>している重機（ホイールローダ）を用いてがれきを撤去するなどの対応により、アクセスルートを確認する。</u></p> <p><u>なお、東海発電所の原子炉建屋頂部に設置している排気筒については、仮に倒壊しても、東二の原子炉建屋の構造及びアクセスルートへの影響がないように、短尺化する。</u></p> <p>(2) <u>放射線環境に関する評価</u></p> <p><u>(1)において東二原子炉建屋への離隔距離に近い東海発電所の各建屋が仮に倒壊した場合、及び東海発電所の建屋内機器の損壊による東二重大事故等対応への影響を、放射線環境の観点から検討した。</u></p> <p><u>なお、本項にて評価した事象のうち、黒鉛の流出、黒鉛の火災及び高性能粒子フィルタの破損の各事故の発生時における検討においては、東海発電所廃止措置計画認可申請書（平成23年度申請）に記載されている敷地境界の線量場に影響する可能性のある事故の選定の考え方を参考に、さらに保守的な条件を設定してアクセスルートへの線量影響を評価した。</u></p> <p>(i) <u>建屋の損壊による線量影響</u></p> <p><u>東海発電所の各建屋の線量率分布については、燃料取扱建屋、使用済燃料冷却池建屋、放射性廃液処理建屋、固化処理建屋及びチェックポイント建屋の一部に高線量率の範囲があるが、最高でも約0.15mSv/hであり、仮に、建屋が損壊して放射線影響を与える建屋構造物や物品が流出しても、東二重大事故等対応及び東二重大事故等対処設備へのアクセスルートに対する放射線環境による影響はない。</u></p> <p>(ii) <u>原子炉容器内に貯蔵されている黒鉛による線量影響</u></p> <p><u>東海発電所の建屋内の各機器（原子炉内の保管物、原子炉内構造物を含む。）のうち、放射エネルギーが多く、放射性物質の飛散による線量場への影響が想定されるものとして、建屋の損壊による黒鉛及び原子炉容器内構造物の露出、黒鉛の流出及び燃焼が考えられる。</u></p> <p><u>原子炉容器内に貯蔵されている黒鉛は、原子炉容器内において拘束シリンダー及びカバープレートで固定されており、原子炉容器で密閉化されている。さらに、一次生体遮蔽壁、二次生体遮蔽壁及び原子炉建屋にて覆われている。このように黒鉛は多数の容器及び壁等によって</u></p>		<p>・設備の相違 【東海第二】 補足(6)-④の相違</p> <p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根2号炉は、1～3号炉同時発災時の線量影響を1.(3)想定する高線量場発生に記載</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 補足(6)-④の相違</p> <p>・設計方針の相違 【東海第二】 補足(6)-③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>覆われていることから、基準地震動 <math>S_s</math> 及び敷地遡上津波によっても原子炉建屋外に流出することはない。</u></p> <p><u>また、重大事故等時における東海発電所及び使用済燃料乾式貯蔵設備の影響について(1.0.16)に示すように、黒鉛は着火しないことから黒鉛の火災は発生しない。仮に、黒鉛の火災が発生しても、黒鉛は燃焼の持続性がな</u> <u>いことから、大量の放射能が建屋外に飛散することはない。</u></p> <p><u>仮に、原子炉容器、一次生体遮蔽壁、二次生体遮蔽壁及び原子炉建屋が全て損壊した場合には、アクセスルートに対して線量影響を生じることが考えられる。この場合においても、アクセスルートの線量率は、建屋が全て倒壊すると保守的に評価しても、直接ガンマ線による線量率は0.02mSv/h、スカイシャインによる線量率は0.005mSv/hと評価される。いずれの線量率においても、東二の重大事故等対応に影響を及ぼすものではない。</u></p> <p><u>(iii) 各建屋に保管されている黒鉛及び放射性廃棄物による線量影響</u></p> <p><u>破砕した黒鉛は、燃料取扱建屋（黒鉛スリーブ貯蔵庫（C1バンカ））及び使用済燃料貯蔵池建屋（黒鉛スリーブ貯蔵庫（C2バンカ））に保管されている。C1バンカ及びC2バンカは1200mm以上の厚さの密閉型鉄筋コンクリートピットである。また、C1バンカの一部は燃料取扱建屋の地面高さ（T.P. +8m）より低く設置されている。これより、これらのバンカが基準地震動 <math>S_s</math> 及び敷地に遡上する津波により大規模に損壊することなく、放射性物質が流出した場合でもその範囲は限定的であることから、ホイールローダ等を用いた放射性物質の除去や別のアクセスルートの通行により、東二重大事故等対応は影響を受けない。</u></p> <p><u>燃料付属品等の放射性廃棄物は、燃料取扱建屋（燃料スワラー貯蔵庫（Dバンカ）、固体廃棄物貯蔵庫（Eバンカ））及び使用済燃料貯蔵池建屋（黒鉛スリーブ貯蔵庫（C2バンカ）、燃料スプリッタ貯蔵庫（H1バンカ、H2バンカ、H3バンカ））に保管されている。これらのバンカは屋外とは750mm厚さ以上の密閉型鉄筋コンクリートピットである。また、Dバンカ及びEバンカの一部は燃料取扱建屋の地面高さ（T.P. +8m）より低く設置されている。</u></p>		



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>これより、これらのバンカが基準地震動 <math>S_s</math> 及び敷地に遡上する津波により大規模に損壊することはない、放射性物質が流出した場合でもその範囲は限定的であることから、ホイールローダ等を用いた放射性物質の除去や別のアクセスルートの通行により、東二重大事故等対応は影響を受けない。</u></p> <p><u>建屋の全てのバンカが大規模に損壊することを想定した保守的な条件においても、最も近いアクセスルートの線量率は直接ガンマ線による線量率で、燃料取扱建屋あるいは使用済燃料取扱建屋の損壊時において、各々 <math>0.003\text{mSv/h}</math> 及び <math>0.01\text{mSv/h}</math>、スカイシャインによる線量率は各々 <math>0.01\text{mSv/h}</math> 及び <math>0.008\text{mSv/h}</math> と評価される。いずれの線量率においても、東二の重大事故等対応に影響を及ぼすものではない。</u></p> <p><u>(iv) 原子炉建屋内の高性能粒子フィルタの損壊による線量影響</u></p> <p><u>高性能粒子フィルタを有する生体遮蔽冷却空気系は、原子炉容器内及びこれに接続する系統の差圧を管理しながら同系統の冷却及び排出空気の浄化を行う。抽出した空気を高性能粒子フィルタにより浄化した後に排気筒から放出する。</u></p> <p><u>仮に、多量の放射性物質（粉じん）を捕捉した高性能粒子フィルタが破損した場合には、放射性物質が飛散することが想定されるため、災害対策要員の被ばくに伴う東二重大事故等対応に及ぼす影響を以下に評価する。</u></p> <p><u>放射性物質の飛散の計算にあたっては、最も保守的な条件として、廃止措置工事において最も放射能の高い原子炉内構造物を切断処理する際に発生する放射性物質（粉じん）を最大量捕捉した高性能粒子フィルタが、何らかの原因で破損して原子炉建屋から放射性物質（粉じん）が飛散し、アクセスルート上の災害対策要員が放射性物質（粉じん）を取り込むことを想定する。</u></p> <p><u>この保守的な条件においても災害対策要員の被ばく量は約 <math>2.8\text{mSv}</math> と算出されるため、本事象が発生しても東二重大事故等対応は影響を受けない。</u></p> <p><u>以上より、東二重大事故等と本事象が同時発生した場合には、東二重大事故等の対応を優先する。その後、東二重大事故等の対応状況に応じて、東二の災害対策要員</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>と兼務である東海発電所の災害対策要員が本事象の対応を行う。</u></p> <p><u>なお、東海発電所の廃止措置工事によるアクセスルートの線量率への影響の可能性がある事象として、解体廃棄物の保管場所（固体廃棄物貯蔵庫）への搬送中に、容器不具合等による非管理区域での放射性物質の流出によりアクセスルートの線量率が上昇することが考えられる。しかし、この事象においては、放射性物質の流出範囲が限定的であることから、ホイールローダ等を用いた放射性物質の除去や別のアクセスルートの通行により、この事象が発生しても東二重大事故等対応は影響を受けない。</u></p> <p><u>(1) 及び (2) の検討結果より、基準地震動 <math>S_s</math> により東海発電所の建屋が仮に損壊しても、隔離距離の観点から、東二原子炉建屋の構造に影響を及ぼすことはなく、また、東二の重大事故等対応に支障を来すことはない。</u></p> <p><u>また、敷地遡上津波により東海発電所の屋外施設が流出しても、東二重大事故等対処対応に係るアクセスルートに対する影響も限定的であり、保有している重機を用いてがれき等を撤去することにより、東二重大事故等対応に支障を来すことはない。</u></p> <p><u>更に、基準地震動 <math>S_s</math> や敷地遡上津波により東海発電所の炉内構造物や建屋が仮に損壊しても、原子炉压力容器内に貯蔵されている黒鉛及び各建屋に保管されている黒鉛及び放射性廃棄物による線量影響、また、高性能粒子フィルタの破損による放射性物質（粉じん）の飛散による東二災害対策要員の被ばく量は、東二重大事故等対応に影響を及ぼさない。</u></p> <p><u>3. 使用済燃料乾式貯蔵設備からの影響</u></p> <p><u>3.1 東二原子炉等との同時被災時の貯蔵設備への影響</u></p> <p><u>原子炉等において重大事故等が発生することを想定する自然現象等により、貯蔵設備が同時に被災するような場合の影響として、貯蔵容器の安全機能（除熱機能、密封機能、遮蔽機能及び臨界防止機能）の喪失が考えられる。そこで、原子炉等との同時被災により貯蔵容器に影響を与えられられる自然現象等と、それらによる貯蔵容器への影響を以下のとおり検討した。</u></p>		<p>・設備の相違 【東海第二】 プラントの相違に伴う検討結果の相違</p> <p>・設計方針の相違 【東海第二】 補足(6)-③の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 補足(6)-④の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 補足(6)-②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>地震については、基準地震動 <math>S_s</math> による貯蔵建屋の損壊や貯蔵容器の転倒は発生せず、貯蔵容器の安全機能への影響はないことを確認している。また、その他の自然現象（地震及び津波を除く）、外部人為事象、内部火災及び内部溢水が発生しても貯蔵容器の安全機能に影響はない。</u></p> <p><u>以上から、貯蔵容器に影響を与えられ得る事象として、敷地遡上津波を想定した。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波による、浸水量評価の解析結果に余裕を考慮しても、給気口がある貯蔵建屋長壁面の最大浸水深は4mであり、地上4.6mの高さに設けられた給気口からは浸入しないものの、大物搬入口扉と床面の隙間等から貯蔵建屋内に浸入する可能性がある。また、貯蔵建屋への津波波力の作用、貯蔵建屋への漂流物の衝突の可能性はあるが、貯蔵建屋が損壊することはない。貯蔵建屋内への津波による浸水により、貯蔵建屋内の部材が漂流物となる可能性はあるが漂流物が貯蔵容器に衝突しても密封機能に影響はない。さらに、保守的に貯蔵容器の水没を仮定しても密封機能への影響はない。</u></p> <p><u>貯蔵建屋が健全で給排気口による空気の自然対流が確保されるため、貯蔵容器の安全機能のうち、除熱機能は確保される。貯蔵容器の形状が維持されるため、密封境界も遮蔽材も健全であり、密封機能及び遮蔽機能は確保される。貯蔵容器内部のバスケット（仕切板）の形状が維持されるため、臨界防止機能は確保される。</u></p> <p><u>以上から、原子炉等において重大事故等が発生することを想定する自然現象等によって貯蔵設備が同時に被災する場合においても、貯蔵容器の安全機能に影響を与えないことを確認した。</u></p> <p><u>さらに、敷地遡上津波によって貯蔵設備が原子炉建屋に与える影響を評価した結果、敷地遡上津波によって貯蔵建屋部材が損壊し、外部への流出物が生じた場合でも、発生した流出物による影響はないことを確認した。</u></p> <p><u>3.2 貯蔵設備が東二重大事故等対応に影響を与える影響と影響評価</u></p> <p><u>3.1より、東海発電所及び貯蔵設備が東二原子炉等と同時に被災しても、東二重大事故等の対応について影響を与えないことを確認した。</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 前提条件</p> <p>(1) 想定する重大事故等&lt;有効性評価で説明&gt;</p> <p>必要となる対応操作, 必要な要員及び資源を評価する際に想定する各号炉の状態を第1表に示す。</p> <p>福島第一原子力発電所の事故及び共通要因による複数炉の重大事故等の発生の可能性を考慮し, <u>柏崎刈羽原子力発電所 1～7号炉</u>について, <u>全交流動力電源喪失及び使用済燃料プールでのスロッシングの発生を想定する。</u>なお, <u>1～5号炉の使用済燃料プール</u>において, <u>全保有水喪失を想定した場合は自然対流による空気冷却での使用済燃料の冷却維持が可能と考えられるため*</u>1, 必要な要員及び資源を検討する本事象では, <u>使用済燃料プールへの注水実施が必要となるスロッシングの発生を想定した。</u></p> <p>また, <u>不測の事態を想定し, 1～5号炉のうち, いずれか1つの号炉において事象発生直後に内部火災が発生していることを想定する。</u>なお, <u>水源評価に際してはすべての号炉における消火活動による水の消費を考慮する。</u></p> <p>6号及び7号炉について, <u>有効性評価の各シナリオの内, 必要な要員及び資源(水源, 燃料及び電源)毎に最も厳しいシナリオを想定する。</u></p> <p>6号及び7号炉への対応に必要な緊急時対策所機能, 及び重大事故等対策に関する作業, アクセスルートの移動による現場の線量率を評価する際において, <u>各号炉の状態は放射線遮蔽の観点で厳しい1～5号炉の使用済燃料プールの全保有水喪失を想定する。</u></p> <p>※1 技術的能力 添付資料 1.0.16 「重大事故等時における停止号炉の影響について」参照</p> <p>(2) 必要となる対応操作及び必要な要員及び資源の整理</p> <p>「(1) 想定する重大事故等」にて必要となる対応操作, 必要な要員, 7日間の対応に必要な資源, 各作業の所要時間について, 第2表及び第1図のとおり整理する。また,</p>		<p>1. 前提条件</p> <p>(1) 想定する重大事故等&lt;有効性評価で説明&gt;</p> <p><u>必要となる対応操作, 必要な要員及び資源を評価する際に想定する各号炉の状態を第1表に示す。</u></p> <p><u>東京電力福島第一原子力発電所の事故及び共通要因による複数炉の重大事故等の発生の可能性を考慮し, 島根原子力発電所 1, 2号炉について, 全交流動力電源喪失及び燃料プールでのスロッシングの発生を想定する。</u>なお, <u>1号炉の燃料プール</u>において, <u>全保有水喪失を想定した場合は自然対流による空気冷却での使用済燃料の冷却維持が可能と考えられるため*</u>1, 必要な要員及び資源を検討する本事象では, <u>燃料プールへの注水実施が必要となるスロッシングの発生を想定した。</u></p> <p><u>また, 不測の事態を想定し, 1号炉において事象発生直後に内部火災が発生していることを想定する。</u>なお, <u>水源評価に際しては1号炉における消火活動による水の消費を考慮する。</u></p> <p><u>なお, 島根原子力発電所 3号炉については, 初装荷燃料装荷前のため, 燃料からの崩壊熱除去が不要であり, アクセスルート等への影響評価のみを実施する。</u></p> <p>2号炉について, <u>有効性評価の各シナリオのうち, 必要な要員及び資源(水源, 燃料及び電源)ごとに最も厳しいシナリオを想定する。</u></p> <p>2号炉への対応に必要な緊急時対策所における活動, 及び重大事故等対策に係る作業, アクセスルートの移動による現場の線量率を評価する際において, <u>1号炉の状態は放射線遮蔽の観点で厳しい1号炉の燃料プールの全保有水喪失を想定する。</u></p> <p>※1: 技術的能力 添付資料 1.0.16 「重大事故等時における停止号炉の影響について」参照</p> <p>(2) 必要となる対応操作及び必要な要員及び資源の整理</p> <p><u>「(1) 想定する重大事故等」にて必要となる対応操作, 必要な要員, 7日間の対応に必要な資源, 各作業の所要時間について, 第2表及び第1図のとおり整理する。ま</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>補足(6)-①の相違</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 3号炉は, 初装荷燃料装荷前であることから評価対象内容の明確化</p> <p>・評価条件の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2号炉は, 1号炉の燃料プールで全保有水が喪失した場合の評価を実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>各号炉の必要な水量を第3表、<u>1～5号炉の注水及び給電に用いる設備の台数を第4表に示す。</u></p> <p>(3) 想定する高線量場発生  <u>6号及び7号炉への対応に必要となる緊急時対策所機能、重大事故等対策に関する作業、アクセスルートの移動による現場線量率の概略を第2図～第4図に示す。</u></p> <p>2. <u>1～7号炉同時発災時におけるアクセスルートへの影響について</u>  アクセスルートへの影響については、<u>1～5号炉の使用済燃料プールで全保有水が喪失した場合の現場線量率をもとに評価した。第2図、第3図に、線量率の概略を示す。</u></p> <p>(1) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への参集及び保管場所への移動による影響</u>  <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への参集については、第二企業センター又はその近傍に設置する執務場所又は宿泊場所からのアクセスルートにおける周辺斜面の崩落、道路下斜面のすべりを考慮した徒歩の総移動時間は約25分であり、各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率の関係より移動にかかる被ばく線量は約2mSvとなる。</u></p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所への移動等における被ばく線量の一例として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から荒浜側高台保管場所（保守性を考慮し最も1～4号炉寄りの場所）への移動を考える。</u></p> <p><u>周辺斜面の崩落、道路下斜面のすべりを考慮した場合、徒歩での移動の総移動時間は約30分であり、各エリアでの移動時</u></p>		<p><u>た、各号炉の必要な水量を第3表、1号炉の注水及び給電に用いる設備の台数を第4表に示す。</u></p> <p>(3) <u>想定する高線量場発生</u>  <u>2号炉への対応に必要となる緊急時対策所における活動、及び重大事故等対策に係る作業、アクセスルートの移動による現場線量率の概略を第2図～第3図に示す。</u></p> <p>2. <u>1～3号炉同時発災時におけるアクセスルートへの影響について</u>  <u>アクセスルートへの影響については、1号炉の燃料プールで全保有水が喪失した場合の現場線量率をもとに評価した。第2図に、線量率の概略を示す。</u></p> <p>(1) <u>緊急時対策所への参集及び保管場所への移動による影響</u>  <u>緊急時対策所への参集については、管理事務所又は宿泊場所からのアクセスルートにおける徒歩の総移動時間は約10分であり、各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率の関係より移動にかかる被ばく線量は約1.7mSvとなる。</u></p> <p>また、<u>緊急時対策所から各保管エリアへの移動等における被ばく線量の一例として、緊急時対策所から第4保管エリア（保守性を考慮し最も移動時間がかかるエリア）への移動を考える。</u></p> <p><u>徒歩での総移動時間は約40分であり、各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率の関係より移動にかかる被ば</u></p>	<p>・設備の相違  <b>【東海第二】</b>  補足(6)-①の相違</p> <p>・評価結果の相違  <b>【柏崎6/7】</b>  緊急時対策所へ参集するための移動時間及び現場線量率の相違</p> <p>・設計方針の相違  <b>【柏崎6/7】</b>  島根2号炉は、移動が必要となる第2,3,4保管エリアへの移動は共通して線量率の高い1号炉南側のアクセスルートを通行し、その後は同現場線量率の範囲を移動することから最も移動時間がかかるエリアを選定した</p> <p>・設備の相違  <b>【東海第二】</b></p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>間及び第 3 図の現場線量率の関係より移動にかかる被ばく線量は約 <u>3mSv</u> となる。</p> <p>なお、線量率の高いエリアは限られることから、これらを極力避けることにより、被ばく線量を抑えることができる。また、徒歩での移動に比べ車両で移動した場合は移動時間及び被ばく線量はより小さくなる。</p> <p>よって、高線量場の発生を含め、<u>1～5 号炉に重大事故等が発生した場合であっても、6 号及び 7 号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</u></p> <p>(2) <u>6 号及び 7 号炉の重大事故等への対応作業への影響</u></p> <p><u>6 号及び 7 号炉の重大事故等への対応作業のうち、比較的時間を要する操作として代替原子炉補機冷却系の準備操作(資機材配置及びホース布設、起動及び系統水張り)が想定されるが、5 号炉の使用済燃料プールに近い 6 号炉での当該操作場所での線量率は、第 3 図に示すとおり約 8.2mSv/h となる。なお、図中の現場線量率は 5 号炉の使用済燃料プール内の線源からの影響を示しており、1～4 号炉の使用済燃料プール内の線源からの影響は本作業場所と 1km 程度離れていることからほぼ無視できるものである。</u></p> <p>当該操作の想定操作時間は <u>10 時間</u>であること、及びこの想定操作時間には当該操作場所への移動時間が含まれていること、あるいは参集要員による操作要員の交代も可能であることから、重大事故等時における<u>対応作業</u>が可能である。</p>		<p><u>線量は約 0.45mSv となる。</u></p> <p>なお、<u>線量率の高いエリアは限られることから、これらを極力避けることにより、被ばく線量を抑えることができる。また、徒歩での移動に比べ車両で移動した場合は総移動時間及び被ばく線量はより小さくなる。</u></p> <p><u>よって、高線量場の発生を含め、1号炉に重大事故等が発生した場合であっても、2号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</u></p> <p>(2) <u>2号炉の重大事故等への対応作業への影響</u></p> <p><u>2号炉の重大事故等への対応作業のうち、比較的時間を要する操作として原子炉補機代替冷却系の準備操作(資機材配置及びホース敷設、起動及び系統水張り)を想定しているが、1号炉の燃料プールに近い2号炉での当該操作場所での線量率は、第2図に示す線量率を内挿すると約5mSv/hとなる。</u></p> <p><u>当該操作の想定操作時間は約7時間20分であること、及びこの想定操作時間には当該操作場所への移動時間が含まれていること、あるいは参集要員による操作要員の交代も可能であることから、重大事故等時における活動が可能である。</u></p>	<p>補足(6)-①の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計方針及び評価結果の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉は、地震時に周辺斜面の崩落、道路下斜面のすべりは想定されない</p> <p>・評価結果及び設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉は、3 号炉が初装荷燃料装荷前のため線源からの影響はない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運用の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>原子炉補機代替冷却系の準備操作時間の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. <u>1～7号炉同時発災時におけるアクセスルートの輻輳性について</u></p> <p><u>1～7号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について、徒歩での移動によるアクセスルートの輻輳は考えづらことから車両移動時の輻輳性について考慮する。</u></p> <p><u>地震による被害想定一覧を第4図に示す。荒浜側高台保管場所から大湊側高台保管場所間のアクセスルートには被害が想定されないことから、2箇所の高台保管場所間の移動に対してアクセスルートの輻輳は考慮する必要はない。</u></p> <p>(1) <u>可搬型設備の移動の特徴</u></p> <p><u>柏崎刈羽原子力発電所の保管場所は、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所の2箇所に多くの可搬型設備が設置されている。このため、可搬型設備はタンクローリを除き、高台保管場所から設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の流れは基本的には1方向になることが可搬型設備の移動における特徴である(第4図)。</u></p> <p>(2) <u>検討内容</u></p> <p><u>保管場所からの可搬型設備の移動において、大湊側高台保管場所から6号及び7号炉の使用場所までのアクセスルートのうち、</u></p> <p><u>①斜面崩落、建物の損壊等の影響により仮復旧する範囲</u></p> <p><u>②仮復旧の必要はないが車両が交互通行となるアクセスルート(幅員6m未満)</u></p> <p><u>となる箇所を第5図に示す。</u></p>		<p>3. <u>1～3号炉同時発災時におけるアクセスルートの輻輳性について</u></p> <p><u>1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について、徒歩での移動によるアクセスルートの輻輳は考えづらことから車両移動時の輻輳性について考慮する。</u></p> <p><u>地震による被害想定一覧を第3図に示す。</u></p> <p>(1) <u>可搬型設備の移動の特徴</u></p> <p><u>島根原子力発電所の保管場所は、第1、2、3及び4保管エリアの4箇所に可搬型設備が設置されている。このため、可搬型設備はタンクローリを除き、保管場所から設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の流れは基本的には1方向になることが可搬型設備の移動における特徴である。(第3図)</u></p> <p>(2) <u>検討内容</u></p> <p><u>保管場所からの可搬型設備の移動において、第1、2、3及び4保管エリアから2号炉の使用場所までのアクセスルートのうち、仮復旧の必要はないが、車両が交互通行となるアクセスルート(幅員7m未満)となる箇所を第4図に示す。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>補足(6)-①の相違</p> <p>・評価結果の相違</p> <p><b>【柏崎6/7】</b></p> <p>島根2号炉は、段差緩和対策の実施及び周辺構造物の損壊による影響評価結果等を踏まえると、地震時に通行不能となる被害は想定されない(以下、補足(6)-⑤の相違)</p> <p>・設計方針の相違</p> <p><b>【柏崎6/7】</b></p> <p>島根2号炉は、周辺斜面の基準地震動によるすべり安定性評価結果より土砂の発生が想定されない</p> <p>・設備の相違</p> <p><b>【柏崎6/7】</b></p> <p>島根2号炉は、可搬型設備のうち最大幅の移動式代替熱交換設備同士のすれ違い及びホース敷設幅を考慮し保守的に設定</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>大湊側高台保管場所から6号及び7号炉に向かうアクセスルートで仮復旧を行う道路(約170m)部分が片側通行となるが、タンクローリを除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。なお、タンクローリについても、約7日はプラント側の軽油タンクで補給することが可能であることから初動対応において影響はないと考えられる。</u></p> <p><u>6号及び7号炉周辺のアクセスルートにおいて、①及び②の箇所が発生し、アクセスルートの輻輳の要因となり得るが、いずれもその距離は短く、給油のために往復するタンクローリとの交互通行が発生した場合であっても、車両の一時停止による時間は問題ないとする。</u></p> <p>なお、1~5号炉への対処として、<u>荒浜側使用済燃料プールへの可搬型代替注水ポンプによる注水(第1図)及びタンクローリによる給油が考えられるが、これらについても、可搬型設備の移動はタンクローリを除き高台保管場所から当該号炉への1方向となること、また、注水が必要になるタイミングまで十分な時間的余裕があること(第3表)から、アクセスルートの輻輳の要因とはならず、対応作業への影響はないと考える。</u></p>		<p><u>第1, 4保管エリアから2号炉に向かうアクセスルート及び第2, 3保管エリアから作業場所へ向かうアクセスルートの一部で片側通行となるが、タンクローリを除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。</u></p> <p><u>なお、1号炉への対処として、燃料プールへの大量送水車による注水(第1図)及びタンクローリによる給油が考えられるが、これらについても、可搬型設備の移動はタンクローリを除き保管場所から当該号炉への1方向となること、また、注水が必要になるタイミングまで十分な時間的余裕があること(第3表)から、アクセスルートの輻輳の要因とはならず、対応作業への影響はないと考える。</u></p> <p><u>また、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所(第4図)を各車両が通行する場合は、無線通信設備(携帯型)を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>補足(6)-①の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p><b>【柏崎6/7】</b></p> <p>島根2号炉は、地震時に通行不能となるアクセスルートはなく仮復旧は必要ないが、車両が交互通行となる箇所がある</p> <p>・評価結果の相違</p> <p><b>【柏崎6/7】</b></p> <p>補足(6)-⑤の相違</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>4. <u>東海発電所の廃止措置作業における資機材及び廃材等による影響評価</u></p> <p>4.1 <u>想定事象と東二重大事故等対応に影響を与える可能性</u>  <u>東二と同じ敷地内において、東海発電所では廃止措置作業を行っている。東海発電所の廃止措置作業が東二重大事故等対応に影響を与える可能性を検討した結果を第2表に示す。</u></p> <p>4.2 <u>作業環境による影響評価</u>  <u>東海発電所の廃止措置作業に用いる資機材（クレーン、ユニック車、トラック等）は、基準地震動<math>S_s</math>及び敷地遡上津波により容易に転倒しないように設置し、また、資機材及び廃材（鉄骨等）等が荷崩れしないように固縛する。仮に、基準地震動<math>S_s</math>により資機材及び廃材等が転倒又は荷崩れした場合でも、屋外の重大事故等対処設備を損壊させない位置及びアクセスルートに必要な通行幅5mを確保できる位置に配置する。特に、クレーンについては、作業により一時的にアームを伸ばした状態で転倒した場合にアクセスルートとして必要な通行幅5mを確保できない場合は、複数のアクセスルートのうち通行可能なルートを使用する。</u>  <u>また、東海発電所の廃止措置作業における資機材及び廃材等は、敷地に遡上する津波によるアクセスルートへの影響を回避するため、資機材については、使用時以外はアクセスルートからできるだけ離れた場所に保管し、廃材もアクセスルートからできるだけ離れた場所に保管する。仮に、資機材及び廃材が流出してアクセスルートへの影響が確認された場合には、保有している重機（ホイールローダ）を用いて資機材及び廃材等を撤去することでアクセスルートを確保する。</u>  <u>さらに、東海発電所の廃止措置作業に用いる資機材は、竜巻により容易に転倒しないように設置し、また、資機材及び廃材等が荷崩れしないように固縛する。あるいは建屋内に収納又は敷地外から搬出する。仮に、竜巻により資機材及び廃材等が転倒又は荷崩れした場合は、発生したがれき等によりアクセスルートへの限定的な影響が考えられるため、保有している重機（ホイールローダ）を用いてがれき等を撤去することで、アクセスルートを確保する。</u>  <u>さらに、竜巻の襲来が予想される場合には、速やかに作業を中断するとともに、建屋搬入口の閉止、クレーンのアームを降</u></p>		<p>・記載方針の相違  <b>【東海第二】</b>  島根2号炉は、補足(13)2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材及び廃材等によるアクセスルートへの影響に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>ろす、資機材及び廃材については想定（設計）竜巻飛来物以外の物が飛来物とならないように固縛、ネット敷設等、車両については退避、固縛等の必要な措置を講じる。</p> <p>4.3 運用対策の実施</p> <p>東二重大事故等対応に影響を与えないためには、上記4.2に記載した東海発電所の廃止措置作業で使用する資機材又は発生する廃材に対する運用管理が必要である。これらの運用管理については、確実に実施するために手順として原子炉施設保安規定に規定し、QMS規程に基づき実施する。</p> <p>5. 評価結果</p> <p>上記2～4の評価及び対策により、東海発電所及び貯蔵設備が東二原子炉等と同時に被災しても、東二重大事故等の対応については影響を与えないことを確認した。</p>	<p>4. 評価結果</p> <p>上記2～3.の評価及び対策により、1～3号炉が同時に発災しても、2号炉重大事故等の対応については影響を与えないことを確認した。</p>	

第1表 想定する各号炉の状態

項目	6号及び7号炉	1～5号炉
要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2 (使用済燃料プール漏えい)」<sup>※1</sup></li> <li>「全交流動力電源喪失 (外部電源喪失+DC喪失) +SRV再開失敗」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失<sup>※2</sup></li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生<sup>※3</sup></li> <li>内部火災<sup>※1</sup></li> </ul>
水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) 代替循環冷却系を使用しない場合」</li> <li>「想定事故2 (使用済燃料プール漏えい)」<sup>※1</sup></li> </ul>	
燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失<sup>※2</sup></li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2 (使用済燃料プール漏えい)」<sup>※1</sup></li> <li>「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」</li> </ul>	
電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2 (使用済燃料プール漏えい)」<sup>※1</sup></li> <li>「崩壊熱除去機能喪失 (取水機能が喪失した場合)」</li> </ul>	

※1 サイフォン現象による漏えいは、各号炉 (1～7号炉) のサイフォン発生防止用の逆止弁及びサイフォンブールからの漏えいにより停止される。  
 ※2 燃料については消費量の観点から非常用ディーゼル発電機の運転継続を想定する。  
 ※3 使用済燃料プールへの注水が必要となるスロッシングの発生を想定する。  
 ※4 6号及び7号炉は火災防護措置が強化されることから、1～5号炉での内部火災の発生を想定する。また、1～5号炉で複数の内部火災を想定することが考えられるが、時間差で発生することを想定し、全交流動力電源喪失及び使用済燃料プールでのスロッシングと同時に発生する内部火災としては1つの号炉とする。ただし、消火活動に必要な水源は、5号炉 (1～5号炉) 分の消費を想定する。

第1表 東海発電所における想定事象と可能性のある影響

影響評価項目	想定事象	可能性のある影響	
作業環境	物的影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準地震動S<sub>0</sub>等による東海発電所の建屋損壊</li> <li>・敷地に遡上する津波による東海発電所の屋外施設の流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海発電所建屋の損壊により東二原子炉建屋の構造に影響を及ぼす。</li> <li>・東海発電所の建屋の損壊及び原子炉圧力容器内及び各建屋に保管している黒鉛の流出により、屋外の東二重大事故等対処設備が損傷又はアクセスルートが通行不可となる。</li> <li>・損壊した建屋 (がれき) 及び原子炉圧力容器内の黒鉛の流出により、線量場が増加し、東二重大事故等対処作業に影響を及ぼす。</li> <li>・高性能粒子フィルタの破損により捕捉された放射性物質 (粉じん) の飛散によって、災害対策要員の被ばく量が著しく上昇し、東二重大事項等対応に影響を及ぼす。</li> </ul>
	間接的影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準地震動S<sub>0</sub>等による東海発電所建屋内機器の損壊</li> <li>・地震等による東海発電所の屋外可燃物施設の損壊により発生する火災</li> </ul>	
	溢水、漏えい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震等による東海発電所の屋外タンク (水系、薬品系、油系) の損傷により発生する溢水、漏えい</li> </ul>	
資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海発電所で発生する火災<sup>※</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉内の黒鉛の燃焼及びその他施設の火災により、東二重大事故等対応に必要な資源 (要員、資機材、水源、電源) が確保不可となる。</li> </ul>	

※ 東海発電所は核燃料が全て搬出済みであるため、全交流動力電源喪失、使用済燃料冷却池スロッシング、使用済燃料冷却池崩壊熱除去機能喪失、使用済燃料冷却池漏えい、核燃料露出 (高線量場発生) は想定事象に含めない。

第1表 想定する各号炉の状態

項目	2号炉	1号炉
要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「3.1.3 雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) 残留熱代替除去系を使用しない場合」</li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>※1</sup></li> </ul>	
水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が故障した場合)」<sup>※1</sup></li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>※1</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失<sup>※2</sup></li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>内部火災<sup>※3</sup></li> </ul>
燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が故障した場合)」, 「2.6 LOCA時注水機能喪失」</li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>※1</sup></li> </ul>	
電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「2.3.1 全交流動力電源喪失 (長期TB)」</li> <li>「4.2 想定事故2」<sup>※1</sup></li> </ul>	

※1: サイフォン現象による漏えいは、サイフォンブレイク配管により停止される。したがって、この漏えいによる影響はスロッシングによる溢水に包絡されるため、燃料プールからの漏えいを想定する。  
 ※2: 燃料については高圧発電機車の運転継続を想定する。  
 ※3: 2号炉は火災防護措置が強化されることから、1号炉での内部火災を想定する。

・解析結果の相違  
**【柏崎6/7, 東海第二】**  
 解析結果による評価対象シナリオの相違  
 ・設備の相違  
**【柏崎6/7, 東海第二】**

第2表 同時被災時の1～5号炉の対応操作, 6号炉及び7号炉の使用済燃料プールの対応操作, 必要な要員及び資源

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

必要となる対応操作	対応操作概要	対応要員	必要な資源
非常用ディーゼル発電機等の現場の状態確認及び直流電源の長時間供給のための負荷制限を実施する		運転員	—
内部火災に対する消火活動	建屋内での火災を想定し、当該火災に対する現場確認・消火活動を実施する	自衛消防隊 (運転員を含む)	○水源 36m <sup>3</sup> /号炉×5(1～5号炉) ○燃料 可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) : 約 4kL (21L/h×24h×7日×1台) 又は ディーゼル駆動消火ポンプ: 約 6kL (32L/h×24h×7日×1台)
各注水系(復水補給水系、燃料プール補給水系、消火系、可搬型代替注水ポンプ(A-2 級))による使用済燃料プールへの注水	各注水系による使用済燃料プールへの給水を行い、使用済燃料からの崩壊熱の継続的な除去を行う	運転員及び10時間以降の発電所外からの参集要員	○水源 (詳細は第3表参照) 1号炉: 約 280m <sup>3</sup> 2号炉: 約 1,401m <sup>3</sup> 3号炉: 約 1,425m <sup>3</sup> 4号炉: 約 1,366m <sup>3</sup> 5号炉: 約 1,424m <sup>3</sup> 6号炉: 約 8,654m <sup>3</sup> 7号炉: 約 8,675m <sup>3</sup> ※6号及び7号炉については有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損) 代替循環冷却系を使用しない場合」で想定している水源も含む ○燃料 1～5号炉 可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) : 約 18kL (21L/h×24h×7日×5台) 6号及び7号炉 可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) : 約 30kL (21L/h×24h×7日×4台/号炉)
常設代替交流電源設備等による給電・受電操作	常設代替交流電源設備等による給電・受電操作を実施する	緊急時対策要員及び運転員	○燃料 非常用ディーゼル発電機: 約 3,160kL (1,879L/h×24h×7日×10台) ※全交流電力電源喪失のため、基際は常設代替交流電源設備で給電することになるが、燃料消費量を保守的に見積もる観点から、非常用ディーゼル発電機(2台/号炉)の運転を想定
燃料給油作業	常設代替交流電源設備及び可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) に給油を行う	緊急時対策要員	—

東海第二発電所 (2018.9.18版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

第2表 同時被災時の1, 2号炉の燃料プールの対応操作, 必要な要員及び資源

必要となる対応操作	対応操作概要	対応要員	必要な資源
内部火災に対する消火活動	建物内の火災を想定し、当該火災に対する現場確認・消火活動を実施する。	自衛消防隊	○水源 32m <sup>3</sup> ○燃料 化学消防自動車: 約 5m <sup>3</sup> (0.0275 m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台) 小型動力ポンプ付水槽車: 約 5m <sup>3</sup> (0.025 m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台)
各注水系による燃料プールへの注水(復水輸送系、燃料プール補給水系、消火系、大量送水車による燃料プールへの給水、2号炉は有効性評価のシナリオを想定)	各注水系による燃料プール及び格納容器への給水を行い、燃料プールからの崩壊熱の継続的な除去を行う。	運転員、緊急時対策要員、8時間以降を目安に発電所外から参集する要員	○水源 (詳細は第3表参照) ・1号炉: 180m <sup>3</sup> ・2号炉: 4,174m <sup>3</sup> ※2号炉については有効性評価「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊熱除去機能喪失(残留熱除去系が故障した場合)」で想定している水源(3,600m <sup>3</sup> )も含む ○燃料 ・1号炉 大量送水車: 約 12m <sup>3</sup> (0.0677m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台) ・2号炉 大量送水車: 約 12m <sup>3</sup> (0.0677m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台)
高圧発電機車による給電, 受電	高圧発電機車による給電, 受電操作を実施する。	運転員, 緊急時対策要員, 8時間以降を目安に発電所外から参集する要員	○燃料 高圧発電機車: 約 19m <sup>3</sup> (0.11m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台)
燃料給油作業	大量送水車及び高圧発電機車に給油を行う。	緊急時対策要員	—

- ・設備の相違  
【東海第二】  
補足(6)-②の相違
- ・設備及び運用の相違  
【柏崎 6/7】  
設備及び運用の相違に伴う対応操作及び必要な資源の相違
- ・設備の相違  
【柏崎 6/7】  
火災消火に使用する設備の相違
- ・解析結果の相違  
【柏崎 6/7】  
解析結果による評価対象シナリオの相違
- ・水量評価結果の相違  
【柏崎 6/7】
- ・燃料評価結果の相違  
【柏崎 6/7】

第3表 各号炉の必要な水量（平成26年10月時点での崩壊熱により計算）

炉心燃料	KK1		KK2		KK3		KK4		KK5		KK6		KK7	
	停止中	S.F.P.	停止中	S.F.P.	停止中	S.F.P.	停止中	S.F.P.	停止中	S.F.P.	停止中	S.F.P.	停止中	S.F.P.
炉心燃料	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し
原子炉開放状態	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）	開放（プールゲート閉）
水位	ウェルプール（オーバーフロー水位）	ウェルプール（オーバーフロー水位）	ウェルプール（オーバーフロー水位）	ウェルプール（オーバーフロー水位）	ウェルプール（オーバーフロー水位）	ウェルプール（オーバーフロー水位）	ウェルプール（オーバーフロー水位）	ウェルプール（オーバーフロー水位）	ウェルプール（オーバーフロー水位）	ウェルプール（オーバーフロー水位）	ウェルプール（オーバーフロー水位）	ウェルプール（オーバーフロー水位）	ウェルプール（オーバーフロー水位）	ウェルプール（オーバーフロー水位）
想定するプラントの状態	スロッシングによる漏れ+全交流動力喪失	スロッシングによる漏れ+全交流動力喪失	スロッシングによる漏れ+全交流動力喪失	スロッシングによる漏れ+全交流動力喪失	スロッシングによる漏れ+全交流動力喪失	スロッシングによる漏れ+全交流動力喪失	スロッシングによる漏れ+全交流動力喪失	スロッシングによる漏れ+全交流動力喪失	スロッシングによる漏れ+全交流動力喪失	スロッシングによる漏れ+全交流動力喪失	スロッシングによる漏れ+全交流動力喪失	スロッシングによる漏れ+全交流動力喪失	スロッシングによる漏れ+全交流動力喪失	スロッシングによる漏れ+全交流動力喪失
スロッシング溢水量 <sup>※2</sup> [m <sup>3</sup> ]	710	710	710	710	710	710	710	710	710	690	690	690	710	710
65°C到達までの時間 [hr]	38	42	35	45	33	80	36	36	36	15	15	15	15	15
100°C到達までの時間 [hr]	91	100	85	107	80	103	36	36	36	15	15	15	15	15
必要な注水量 <sup>※3</sup> [m <sup>3</sup> ]	84	52	76	43	103	398	492	398	398	564	564	564	565	565
事故発生からTAF到達までの時間 [hour]	396	471	396	492	398	398	398	398	398	248	248	248	245	245
備用水確保水位	4.0	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
水位から必要な差へい水位までの本位差 <sup>※2</sup> [m]	280	1,401	1,425	1,366	1,424	1,424	1,366	1,424	1,424	767	767	767	786	786
必要な注水量 <sup>※3</sup> [m <sup>3</sup> ]	1,956	2,172	2,196	2,115	2,173	2,173	2,115	2,173	2,173	1,251	1,251	1,251	1,275	1,275

※1 1～5号炉の注水量は、6号及び7号炉の評価結果に基づきスロッシングによる注水量を設定（1～5号炉の使用済燃料プールは6号及び7号炉に比べて保有水量やプール表面積が小さいため注水量は少なく考えられる）。また、必要な注水量は原子炉開放状態（プールゲート開放状態）を考慮して評価。  
 ※2 「必要な注水量①」：蒸発による水位低下防止に必要な注水量。「必要な注水量②」：必要水位から必要な差へい水位までの本位差（原子炉開放状態（プールゲート開放状態）を考慮して評価）。  
 ※3 「必要な注水量③」：必要水位までの回復及びその後の水位維持に必要な注水量（使用済燃料プール、原子炉ウェル及びびりSピットを考慮）。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

第3表 1, 2号炉の必要な水量

	1号炉		2号炉	
	廃止措置中 <sup>※1</sup>		運転中 <sup>※1</sup>	
炉心燃料	炉	燃料プール	炉	燃料プール
原子炉開放状態	開放（プールゲート閉）		未開放（プールゲート閉）	
水位	NWL		NWL	
想定するプラントの状態	スロッシングによる漏れい+全交流動力電源喪失		スロッシングによる漏れい+全交流動力電源喪失	
スロッシング溢水量 <sup>※2</sup> (m <sup>3</sup> )	180		180	
65°C到達までの時間 (hr)	111		17.94	
100°C到達までの時間 (hr)	266.4		43.07	
必要な注水量① <sup>※3</sup> (m <sup>3</sup> )	-		394	
事象発生からTAF到達までの時間 (hr)	1,579		306.03	
通常水位（オーバーフロー水位）から必要な遮蔽水位 <sup>※4</sup> までの水位差 (m)	5.6		2.6	
必要な注水量② <sup>※3</sup> (m <sup>3</sup> )	180		574	

※1：廃止措置中の1号炉は平成27年4月時点での崩壊熱により算出。2号炉はプラント停止50日後の崩壊熱により算出。  
 ※2：1号炉の注水量は、2号炉の評価結果に基づきスロッシングによる注水量を設定。（1号炉の燃料プールは2号炉に比べて保有水量や表面積が小さいため注水量は少なく考えられる）  
 ※3：「必要な注水量①」：蒸発による水位低下防止に必要な注水量。「必要な注水量②」：通常水位までの回復及びその後7日間通常水位を維持するために必要な注水量。  
 ※4：2号炉原子炉建物原子炉棟4階（燃料取替階）での現場の線量率が10mSv/h以下となる水位。（遮蔽水位の計算に用いた1号炉の線量の強度は保守的に設定（実際の保管体数798体に対して1,539体保管している前提で評価））

・設備の相違  
 【東海第二】  
 補足(6)-②の相違  
 ・評価結果の相違  
 【柏崎6/7】  
 崩壊熱及び、スロッシングによる水位低下量の相違  
 ・設備の相違  
 【柏崎6/7】  
 プラント基数の相違

第4表 1～5号炉の注水及び給電に用いる設備の台数

設備	記載は設置台数であり、( )内はその系統のみで注水するのに必要な台数					備考
	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉	5号炉	
注水設備	残留熱除去系	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	全交流動力電源喪失時は常設代替交流電源設備による給電を実施することで使用可能電源負荷を考慮して、複数の同時運転は実施せず、順次注水操作を実施する
	復水補給水系	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	全交流動力電源喪失時は常設代替交流電源設備又は電源車による給電を実施することで使用可能
	燃料プールの補給水系	2 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	全交流動力電源喪失時は常設代替交流電源設備又は電源車による給電を実施することで使用可能
	消火系 (ディーズル駆動ポンプ)	1	1号炉と共通	1号炉と共通	1号炉と共通	1～4号炉は共通の消火ポンプを使用 5～7号炉は共通の消火ポンプを使用 十分時間余裕があるため、1台を用いて、必要な箇所に順次注水を実施していくことが可能
	可搬型代替注水ポンプ (A-2級)	-	-	-	-	十分時間余裕があるため、1台を用いて、必要な箇所に順次注水を実施していくことが可能
給電設備	常設代替交流電源設備	-	-	-	-	4台のうち、6号及び7号炉の対応には第一ガスタービン発電機2台のみで対応可能であるため、残りの第二ガスタービン発電機2台を使用可能
	電源車	-	-	-	-	十分時間余裕があるため、1台を用いて、必要な箇所に順次注水を実施していくことが可能

第4表 1号炉の注水及び給電に用いる設備の台数

設備	記載は設置台数であり、( )内はその系統のみで注水するのに必要な台数		備考
	1号炉	共通	
注水設備	復水輸送系	-	全交流動力電源喪失時は高圧発電機車による給電を実施することで使用可能
	補給水系	3 (1)	全交流動力電源喪失時は高圧発電機車による給電を実施すること
	消火系	2 (1)	全交流動力電源喪失時は高圧発電機車による給電を実施すること
	大量送水車	1 (1)	十分時間余裕があるため、1台を用いて、必要な箇所に順次注水を実施していくことが可能
	高圧発電機車	1 (1)	十分時間余裕があるため、1台を用いて、必要な箇所に順次給電を実施していくことが可能

- ・設備の相違  
【東海第二】  
補足(6)-②の相違
- ・設備の相違  
【柏崎6/7】  
電源供給設備の相違
- ・設備の相違  
【柏崎6/7】  
注水手段の相違



種別	作業員数		種別	備考
	作業員数	必要人数		
1. 燃料	1.1.1.1 燃料搬入	1.1.1.1.1 燃料搬入	燃料搬入	燃料搬入
2. 運転	2.1.1.1 運転監視	2.1.1.1.1 運転監視	運転監視	運転監視
3. 保守	3.1.1.1 保守作業	3.1.1.1.1 保守作業	保守作業	保守作業
4. 検査	4.1.1.1 検査作業	4.1.1.1.1 検査作業	検査作業	検査作業
5. 清掃	5.1.1.1 清掃作業	5.1.1.1.1 清掃作業	清掃作業	清掃作業
6. 点検	6.1.1.1 点検作業	6.1.1.1.1 点検作業	点検作業	点検作業
7. 修繕	7.1.1.1 修繕作業	7.1.1.1.1 修繕作業	修繕作業	修繕作業
8. その他	8.1.1.1 その他	8.1.1.1.1 その他	その他	その他

(1) 中の数字は他の作業員を移動して対応する人数  
 ※1 当直長を含む人数  
 ※2 原中は参加要員のみに対応した場合を示す。なお、1～5号炉における夜間の緊急時作業員として夜間及び休日(平日の業務時間以外)においても当直員が2名が確保されている。  
 ※3 SA事業と火災の発生した際の初期対応の体制については平成28年1月現在のものを示す  
 注1. 6号及び7号炉において原子炉運転中を想定した場合、原子炉側と燃料プール側の重大事故等対応の重畳も考えられるが、運転中に燃料プール貯蔵されている燃料の崩壊熱が低いことから(第3表参照)、原子炉側の事故対応が収束に向かっている状態での対応となり、緊急時対策要員や参加要員により対応可能である。また、プラント状態の監視においても、原子炉側で期待している運転員が併せて燃料プール側を監視できるため、現在の要員での対応が可能である。  
 注2. 申請年度発生する種別の内訳が異なり、当直員の対応を必要とする必要となる。種別の相違する種目については対応可能である。  
 注3. 申請年度発生する種別の内訳が異なり、当直員の対応を必要とする必要となる。種別の相違する種目については対応可能である。

第1図 1～5号炉における各作業と所要時間

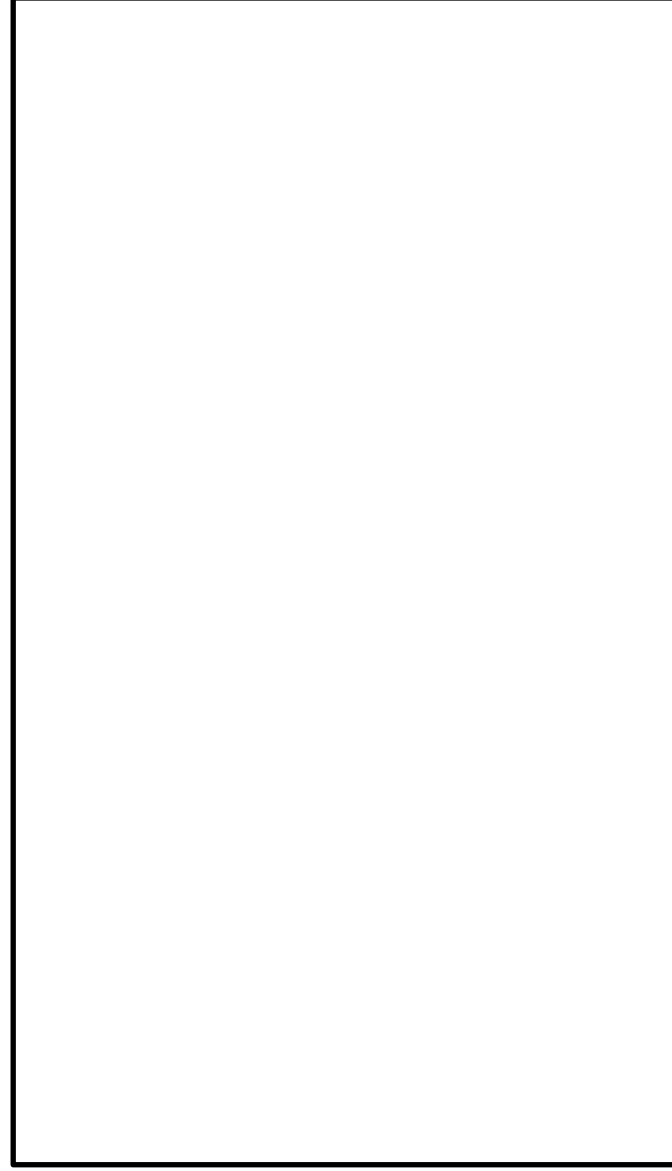
- ・設備の相違
- 【東海第二】
- 補足(6)-②の相違
- ・体制及び運用の相違
- 【柏崎6/7】
- 設備構成、対応する要員及び所要時間の相違

種別	作業員数		種別	備考
	作業員数	必要人数		
1. 燃料	1.1.1.1 燃料搬入	1.1.1.1.1 燃料搬入	燃料搬入	燃料搬入
2. 運転	2.1.1.1 運転監視	2.1.1.1.1 運転監視	運転監視	運転監視
3. 保守	3.1.1.1 保守作業	3.1.1.1.1 保守作業	保守作業	保守作業
4. 検査	4.1.1.1 検査作業	4.1.1.1.1 検査作業	検査作業	検査作業
5. 清掃	5.1.1.1 清掃作業	5.1.1.1.1 清掃作業	清掃作業	清掃作業
6. 点検	6.1.1.1 点検作業	6.1.1.1.1 点検作業	点検作業	点検作業
7. 修繕	7.1.1.1 修繕作業	7.1.1.1.1 修繕作業	修繕作業	修繕作業
8. その他	8.1.1.1 その他	8.1.1.1.1 その他	その他	その他

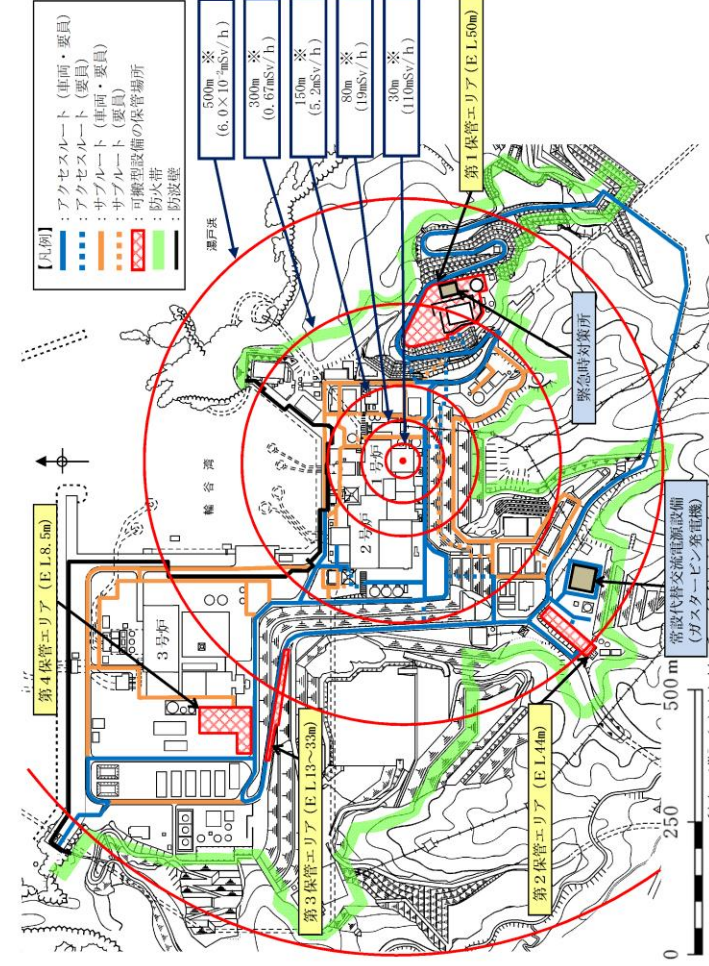
(1) 中の数字は他の作業終了後、移動して対応する人数  
 ※：当直長含む人数

なお、2号炉において原子炉運転中を想定した場合、原子炉側と燃料プール側の重大事故等対応の重畳も考えられるが、運転中に燃料プール貯蔵されている燃料の崩壊熱が低いことから(第3表参照)、原子炉側の事故対応が収束に向かっている状態での対応となり、緊急時対策要員や参加要員により対応可能である。また、プラント状態の監視においても、原子炉側で期待している運転員が併せて燃料プール側を監視できるため、現在の要員での対応が可能である。

第1図 1号炉における各作業と所要時間

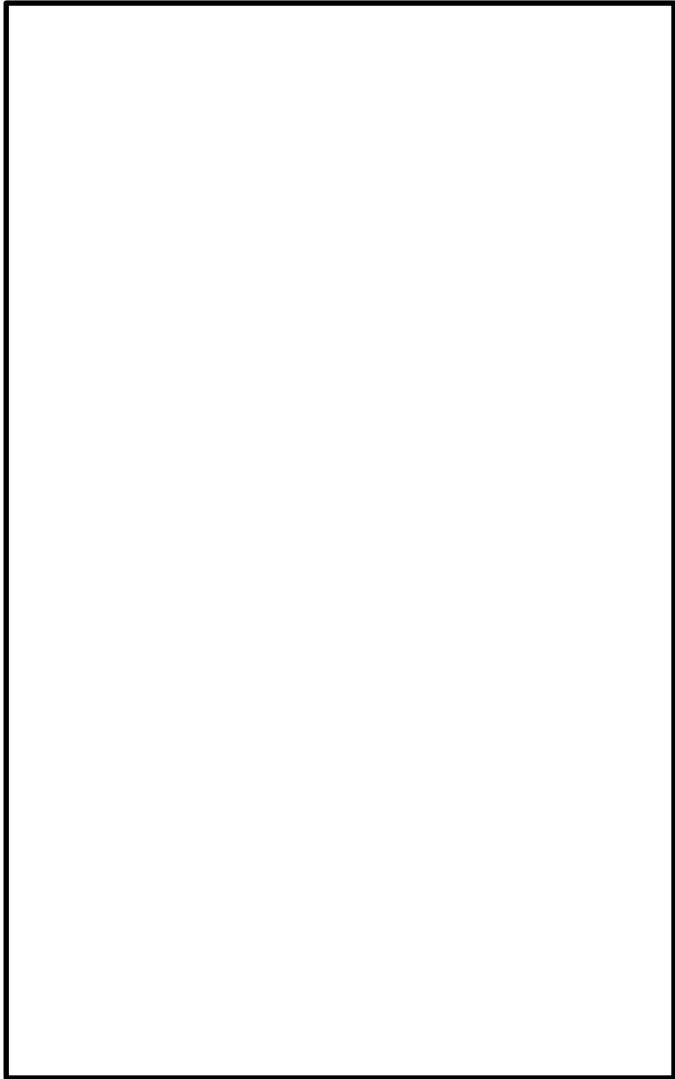


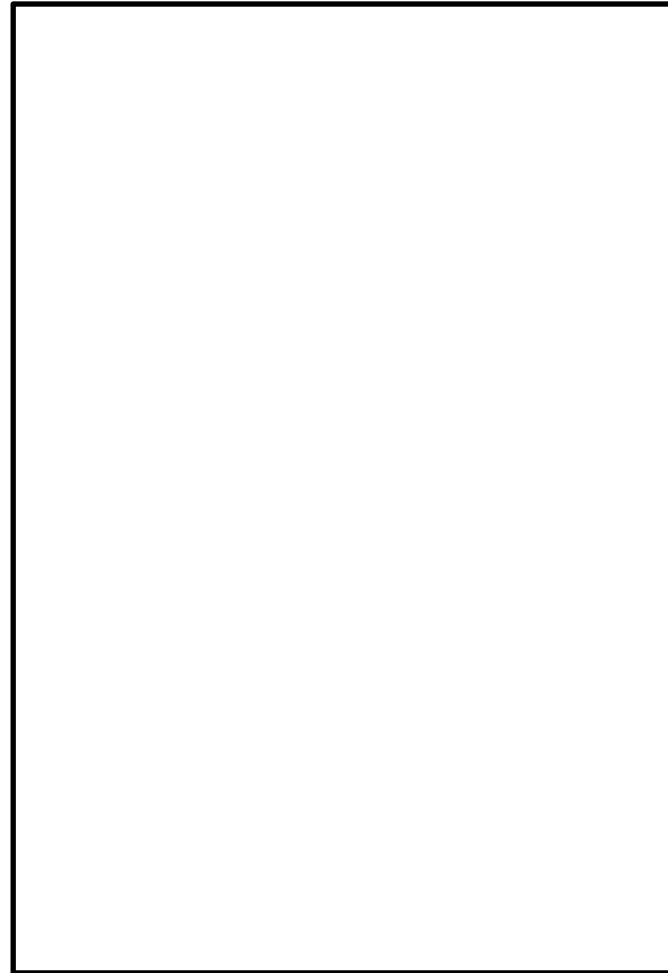
第2図 線量率の概略とアクセスルート



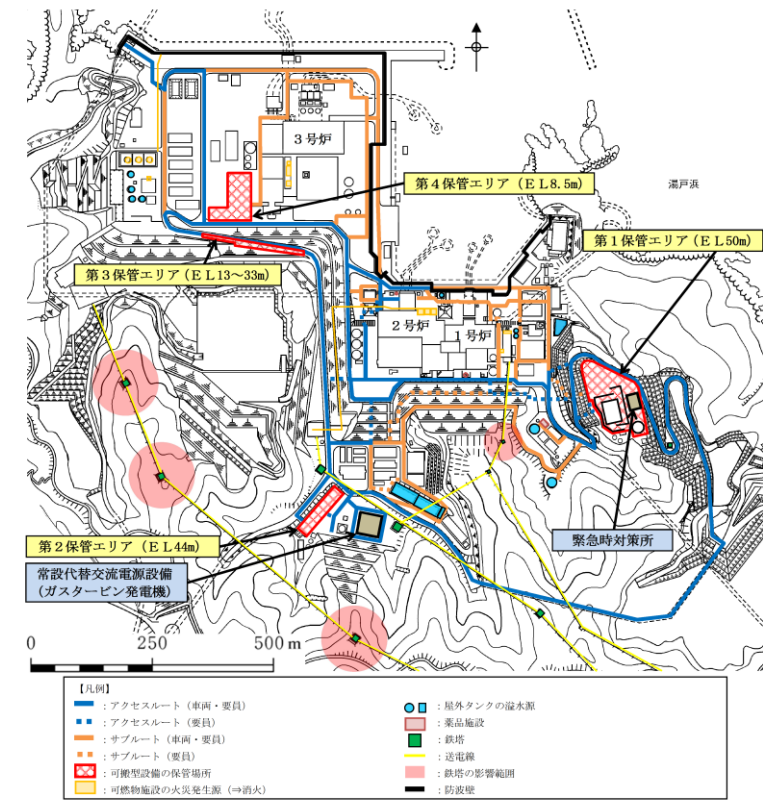
第2図 線量率の概略分布 (1号炉での高線量場発生)



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="854 772 893 1262">第3図 線量率の略分布 (5~7号炉周辺)</p>			



第4図 屋外アクセスルートにおける地震後の被害想定(一覧)



第3図 アクセスルートにおける地震後の被害想定(一覧)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

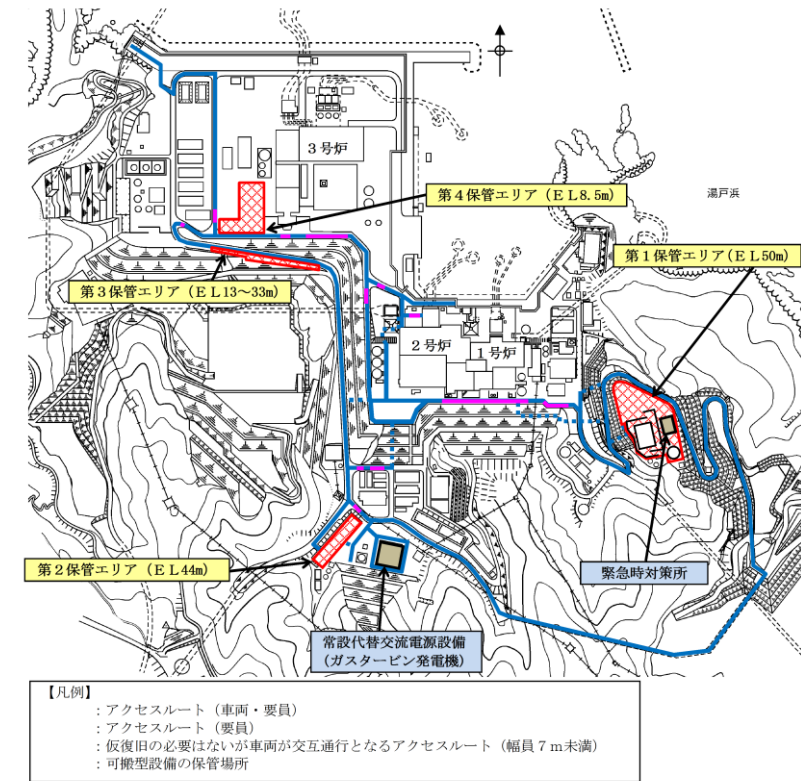
東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考



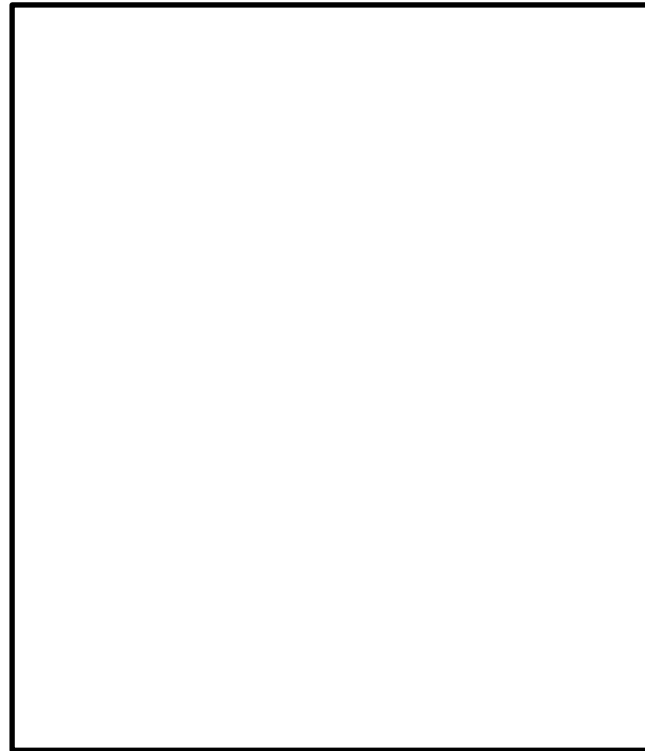
第5図 アクセスルートのうち道幅が狭い箇所



第4図 アクセスルートのうち道幅が狭い箇所

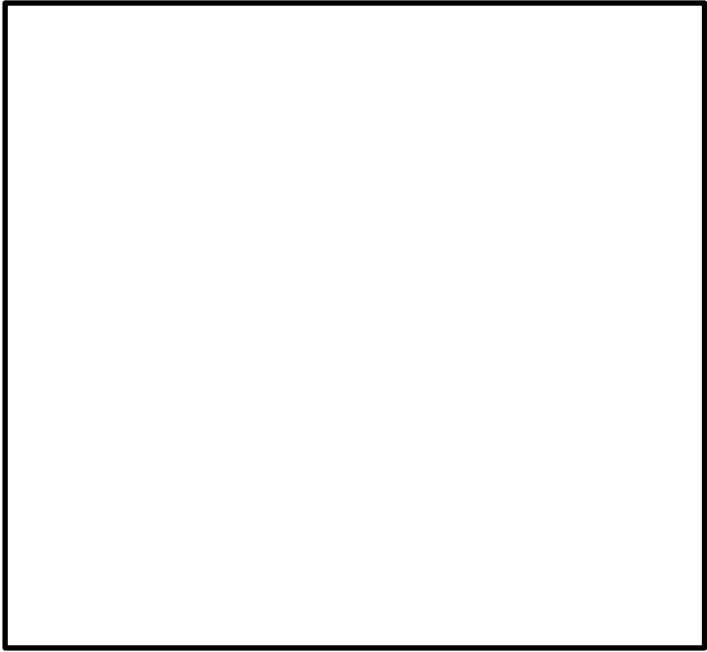
第2表 東海発電所の廃止措置作業における資機材及び廃材等  
に関する想定事象と可能性のある影響

影響評価項目			想定事象	可能性のある影響
作業環境	物的影響	損壊流出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準地震動S<sub>3</sub>等による東海発電所廃止措置作業に用いる機材（クレーン等）の転倒又は資材・廃材（鉄骨等）の荷崩れ</li> <li>・敷地に遡上する津波による東海発電所廃止措置作業に用いる機材（クレーン・廃材（鉄骨等）の流出</li> <li>・竜巻による東海発電所廃止措置作業で使用する資機材及び発生する廃材等の転倒、荷崩れ、飛来</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の東二重大事故等対処設備が損傷又はアクセスルートが通行不可となる。</li> </ul>



第1図 東二原子炉建屋と重大事故等対応に必要な屋外の重大事故等対処設備、アクセスルート、東海発電所及び貯蔵設備との位置関係

・記載箇所の相違  
【東海第二】  
島根2号炉は、補足(13) 2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材及び廃材等によるアクセスルートへの影響に記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="1041 848 1611 884">第2図 東海発電所 各建屋とパンカの位置関係</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足 11</p> <p style="text-align: center;"><u>溢水評価におけるブローアウトパネルの位置付け</u> (2015年11月説明内容)</p> <p>原子炉建屋ブローアウトパネルは、新規制基準への適合性審査において、重大事故等のうち格納容器外での配管破断事故であるインターフェイスシステム LOCA 時に開放することが、機能要求として必要であると整理することとしたため、2015年11月に説明した以下の内容は参考となる。</p> <p>IS-LOCA 発生時(配管の全周破断)において、ブローアウトパネルの開放を想定しているが、設計基準事故での想定と同様の条件で作動する等の理由により、ブローアウトパネルは重大事故等対処設備に該当しないと考えられる。以下に設備の詳細な位置づけをまとめる。(有効性評価で説明済)</p> <p>(1) ブローアウトパネルの目的、設計</p> <p>ブローアウトパネルは、原子炉格納容器に作用する外圧が原子炉格納容器の最高使用外圧を超えないようにするため、及び配管破断による圧力荷重によって建屋構造体の健全性が損なわれないようにするため、原子炉格納容器外の一次系配管の破断時等に発生した圧力を建屋外に逃がすことを目的として設計されている。</p> <p>パネルの開放機構は設定圧力により止め金具が変形し、パネル本体が外れて有効流路面積が確保される単純な仕組みであり、一度開放すると自動で閉鎖することはないものである。</p> <p>(2) 設計基準事故でのブローアウトパネルの取り扱い</p> <p>設計基準事故の主蒸気管破断時の線量評価においてはタービン建屋のブローアウトパネルからの放出を想定しており、原子炉建屋内の主蒸気管破断時においても同様に原子炉建屋のブローアウトパネルが開放されることに期待している。設計基準事故のブローアウトパネルの扱いは、建屋及び原子炉格納容器の機能維持のための設備であり、設計基準対象施設である。</p>			<p>・記載方針の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>島根 2 号炉及び柏崎 6/7 において、ISLOCA 時に期待するブローアウトパネルの開放機能は SA 設備と位置付けているが、柏崎 6/7 の補足 11 は、ブローアウトパネルは SA に該当しないと考えられる理由 (2015 年 11 月) を参考記載している資料である。</p> <p>島根 2 号炉の ISLOCA 時に期待するブローアウトパネルの位置付けは SA 設備とすることを四十六条等で説明しているため、本補足での説明は不要と整理</p>

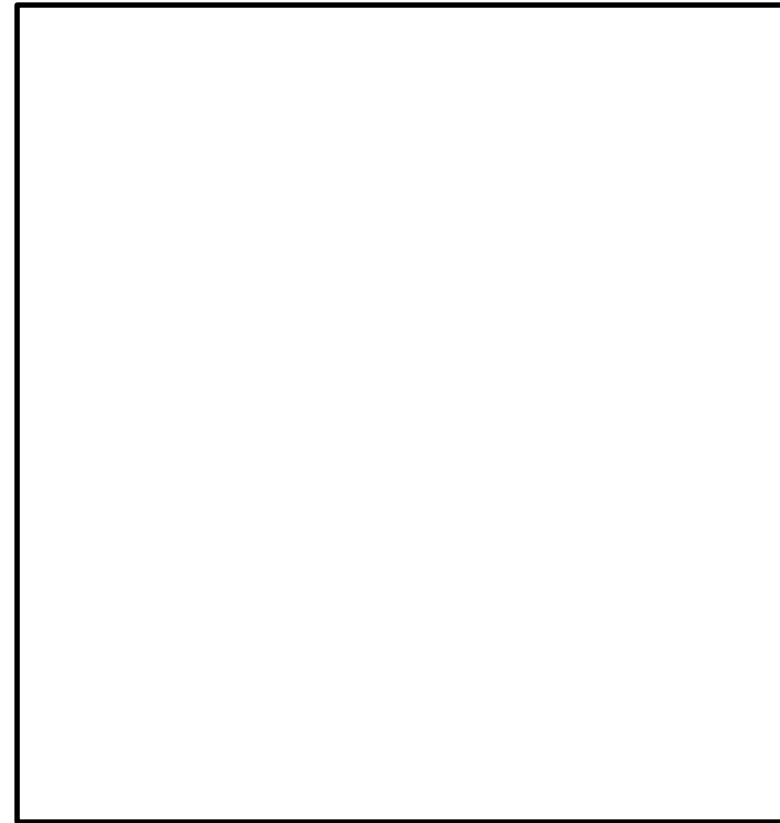
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) <u>有効性評価でのブローアウトパネルの取り扱い</u></p> <p><u>有効性評価で示した IS-LOCA においては事象発生後すぐに原子炉建屋内圧が上昇し、設定圧力に至ることで原子炉建屋のブローアウトパネルが開放されるため、設計基準事故と同様の条件で作動するものである。</u></p> <p><u>また、評価では、運転員のすみやかな事象認知及び隔離操作に期待していないが、実際の定例試験「高圧炉心注水系電動弁手動全開全閉試験」時には系統過圧により「HPCF ポンプ吸込圧高」の警報が発生し、定例試験を実施していた弁を速やかに閉鎖することになる。こうした現実的な対応を考慮した場合、原子炉建屋の圧力はブローアウトパネルが開放されるような圧力には至らない。</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足 12</p> <p>海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について</p> <p>海水取水については、<u>T.M.S.L. +12m</u>に位置する海水取水場所から取水することとしているが、<u>6号炉や7号炉の西側（海側）</u>で海水取水ができない場合を想定し検討を行った。</p> <p>海水取水の成立性について、大型航空機落下の影響を受けた場合を想定した<u>代替原子炉補機冷却系の設置及び使用の成立性</u>について、<u>以下の3パターンについて</u>評価を行った。</p> <p><u>①6号炉取水路中心付近に影響のある場合（第1図）</u>  <u>②7号炉取水路中心付近に影響のある場合（第2図）</u>  <u>③6号及び7号炉の中間に影響のある場合（第3図）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①のケースについては、<u>7号炉の海水取水場所は健全であるため、7号炉については当該箇所から海水を取水する。一方、6号炉の海水取水場所は使用不可能となる。その場合、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器については格納容器圧力逃がし装置（フィルタベント）等を用いた格納容器ベント操作による除熱に切り替える。使用済燃料プールについては燃料損傷までの時間余裕があることから、燃料プール代替注水系（可搬型）等による注水に切り替える。</u></li> <li>②のケースについては、<u>6号炉の海水取水場所は健全であるため、6号炉については当該箇所から海水を取水する。一方、7号炉の海水取水場所は使用不可能となる。その場合、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器については格納容器圧力逃がし装置（フィルタベント）等を用いた格納容器ベント操作による除熱に切り替える。使用済燃料プールについては燃料損傷までの時間余裕があることから、燃料プール代替注水系（可搬型）等による注水に切り替える。</u></li> <li>③のケースについては、<u>それぞれの号炉の海水取水場所か</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;">別紙 (11)</p> <p>海水取水場所での取水が<u>出来ない</u>場合の代替手段について</p> <p>海水取水については、<u>T.P. +8m</u>に位置するSA用海水ピットから取水することとしているが、<u>当該取水場所で海水取水ができない</u>場合を想定し検討を行った。</p> <p>海水取水の成立性として、大型航空機落下の影響を受けた場合を想定した<u>代替残留熱除去系への送水（可搬型代替注水大型ポンプの設置）</u>及び使用の成立性について評価を行った。</p> <p><u>①SA用海水ピットに影響のある場合（第1図）</u></p> <p>①のケースについては、<u>その他の海水取水場所としている放水ピット又は放水路が十分に離れた箇所に設置されているため、当該箇所から海水を取水する。</u></p>	<p style="text-align: right;">補足 (7)</p> <p>海水取水場所での取水が<u>できない</u>場合の代替手段について</p> <p>海水取水については、<u>E.L.8.5m</u>に位置する海水取水場所（非常用取水設備（2号炉取水槽））から取水することとしているが、<u>2号炉の北側（海側）</u>で海水取水ができない場合を想定し検討を行った。</p> <p>海水取水の成立性について、大型航空機落下の影響を受けた場合を想定した<u>原子炉補機代替冷却系の設置及び使用の成立性</u>について、<u>大型航空機が非常用取水設備（2号炉取水槽）へ落下すると仮定し評価を行った。（第1図）</u></p> <p><u>評価の結果、非常用取水設備及び2号炉放水槽以外の海水取水場所（1号炉取水槽、荷揚場、3号炉取水管点検立坑）は健全であるため、当該箇所から取水する。万一すべての取水場所が使用不可の場合は、格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の除熱を行う。燃料プールについては燃料損傷までの時間余裕があることから、燃料プールのスプレイ系等による注水に切り替える。</u></p>	<p>・設計方針の相違 【柏崎6/7，東海第二】 島根2号炉は、非常用取水設備である2号炉取水槽へ大型航空機が落下した場合について評価</p> <p>・評価結果の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、単号炉での対応となるため、評価パターンは1つのみ</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 海水取水箇所の相違</p>

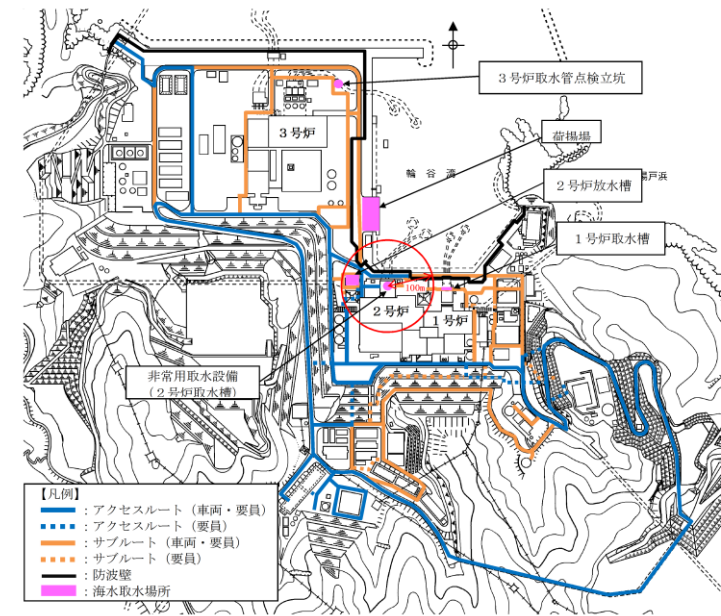


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>らの取水により対応可能と考える。</u></p> <p><u>なお、代替原子炉補機冷却系の海水取水については、大容量送水車（熱交換器ユニット用）を用いることとしており、これにより5号炉の海水取水箇所からの送水や、護岸からの海水取水も可能となるよう現在、検討を進めている。</u></p>			

第1図 ケース① 6号炉取水炉中心付近に影響のある場合



第1図 SA用海水ピットに影響のある場合



第1図 海水取水場所と原子炉建物の配置図

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="154 216 810 1354" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 221px;"></div> <div data-bbox="834 436 872 1142" style="text-align: center;">           第2図 ケース② 7号炉取水炉中心付近に影響のある場合         </div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="154 220 810 1348" style="border: 1px solid black; height: 537px; width: 221px;"></div> <div data-bbox="834 445 875 1176" style="text-align: center;">           第3図 ケース③ 6号炉及び7号炉の中間に影響のある場合         </div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足13</p> <p><u>)6号及び7号炉主変圧器の地震による接続口への影響について</u></p> <p>1. <u>6号炉主変圧器について</u></p> <p><u>6号炉主変圧器と接続口の位置関係を第1図に記す。</u></p> <div data-bbox="172 478 866 1318" style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 6号炉主変圧器と接続口の位置関係</p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備の接続口は、6号炉主変圧器の側面には設置していないこと</u></p> <p><u>から、万一地震により6号炉主変圧器が転倒しても接続口は影響を受けない。</u></p> <p><u>また、6号炉主変圧器横のアクセスルートを通過する必要のある接続口は、「復水補給水系 (MUWC) 接続口」, 「使用済燃料プール (SFP) 接続口」及び「電源接続口」の3つがあるが、6号炉主変圧器の高さ (11.2m) に対し、6号炉原子炉建屋側の変圧器基礎部から原子炉建屋壁面まで十分距離 (約13m) があるものの、原子炉建屋風除室 (約2.5m) が障害となりホース接続口まで</u></p>			<p>・設計方針の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>島根 2号炉は、別紙 (28)に示すとおり、接続口周辺において地震時に転倒等によって影響を与える設備がない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20 版)	東海第二発電所 (2018.9.18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>のアクセスが確保できないことから、主変圧器を迂回することで接続口までのアクセス性を確保する。</u></p> <p>2. <u>7号炉主変圧器について</u>  <u>7号炉主変圧器と接続口の位置関係を第2図に記す。</u></p> <div data-bbox="160 470 881 1186" style="border: 1px solid black; height: 341px; width: 243px; margin: 10px auto;"></div> <p>第2図 7号炉主変圧器と接続口の位置関係</p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備の電源接続口が7号炉主変圧器の側面に設置してあるが、万一地震により7号炉主変圧器が転倒しても7号炉主変圧器の転倒影響範囲より6m以上離れているため、接続口は影響を受けない。</u></p> <p><u>また、可搬型代替注水ポンプ(消防車)の車両設置場所が、7号炉主変圧器側面のアクセスルート上に予定しているが、万一、7号炉主変圧器側面のアクセスルートが通行できない場合、主変圧器の手前に車両を配置し、接続口までホースを敷設することで対処可能である。</u></p>			

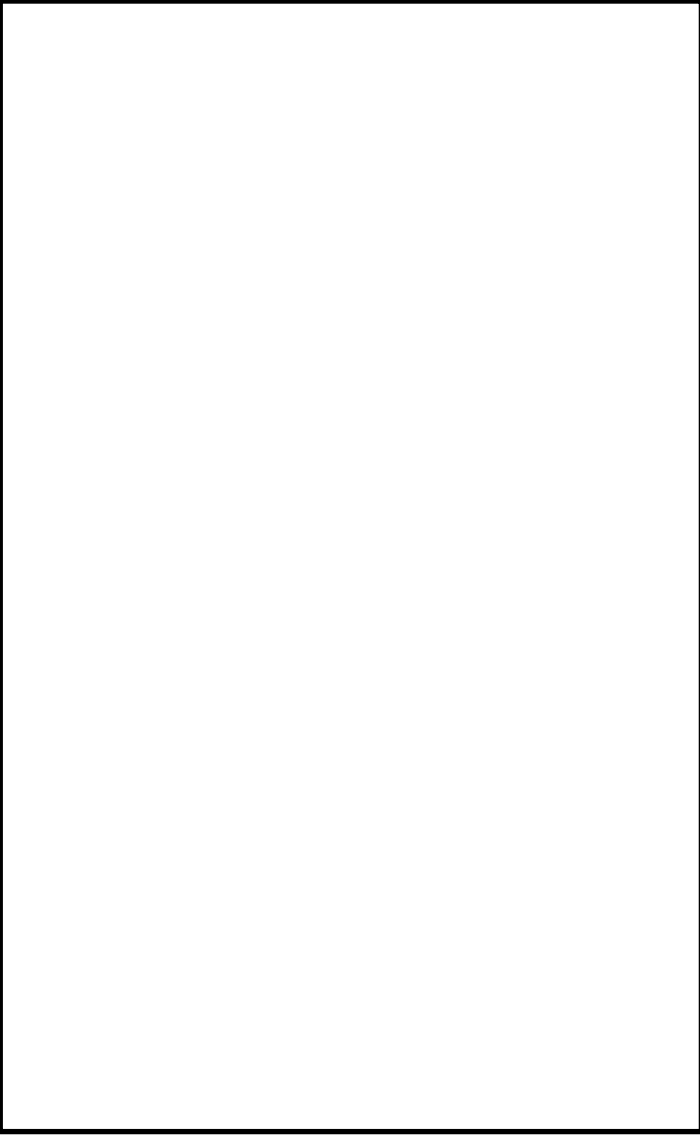
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足14</p> <p style="text-align: center;">(14) 荒浜側防潮堤の扱い変更に伴う アクセスルート追加等の主な変更点について</p> <p>1. はじめに</p> <p>3号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設置する3号炉原子炉建屋及び3号炉原子炉建屋内緊急時対策所用電源を敷設する区画については、<u>柏崎刈羽原子力発電所の荒浜側敷地 (T.M.S.L.+5m) にある。そのため、基準津波による遡上波の最高水位 (最大遡上高さ) T.M.S.L.+7.8m よりも高い天端標高T.M.S.L.+15m の荒浜側防潮堤を設置することで、3号炉原子炉建屋及び電源を敷設する区画に対して、基準津波による遡上波が地上部から到達、流入しない設計とすることとしていた。</u></p> <p><u>この荒浜側防潮堤については、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の審査において、2016年7月12日並びに9月8日の審査会合で説明した地盤の液状化による影響評価の基本方針に基づき、これまで評価を進めてきたが、現時点で相応の対策が必要となる見通しである。</u></p> <p><u>そのため、6号及び7号炉の安全性を可能な限り早期に確保するために、3号炉原子炉建屋内緊急時対策所を今回の申請から取り下げ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の設置を申請範囲に加えることとする。</u></p> <p><u>ここでは、荒浜側防潮堤の扱いが変更したことによる、アクセスルート追加等の主な変更箇所について以下に記載する。</u></p> <p>2. 主な変更箇所</p> <p>(1) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の設置及び関連するアクセスルートの追加整備</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用電源設備を保管する「5号炉東側保管場所」の新設及び保管場所の新設に伴うアクセスルート、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への進入路となるアクセスルートを新たに設ける。また、事故号炉等からの放射線影響が高い場合も考慮し、5号炉原子炉建屋北側の移動ルートが健全な場合に、事故号炉に近づくこと無く徒歩移動ができるよう、5号炉北側から5号炉東側保管場所や5号炉原子炉建屋北側へ、移動可能な徒歩のアクセスルート及びサブルートを設定 (第1図 (追加①))。</u></p>			<p>備考</p> <p>・記載方針の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>柏崎 6/7 固有の補足説明</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への変更に当たり、免震重要棟内緊急時対策所からの移動や緊急時対策要員の発電所構外からの参集のしやすさを考慮する必要がある。</p> <p>現状、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へのアクセスルートは既に2方向からのアクセスができるよう設定しているが、これに加え、別の経路で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ移動可能となるよう、徒歩のアクセスルートも追加整備する(第1図(追加②))。</p> <p>(2) 防火帯の追加整備</p> <p>追加で設置した徒歩のアクセスルートに沿って森林火災から当該ルートを防護するための防火帯を追加整備する。なお、追加整備する防火帯は、これまでのものと同等の設計とするため、防火帯が重複する箇所については、プラントからみて内側の防火帯を自主的に整備する防火帯とする(第1図)。</p> <p>(3) 浸水を防止する敷地高さの設定(T.M.S.L.+12m)に伴う変更</p> <p>a. アクセスルート、サブルート追加及び変更</p> <p>基準津波による遡上波が到達しない十分に高い敷地として、大湊側のT.M.S.L.+12mの敷地、及び大湊側、荒浜側の敷地背面のT.M.S.L.+12mよりも高所の第2図の範囲を、浸水を防止する敷地として設定することから、アクセスルートについても上記条件を満たす範囲とし、これまでアクセスルートとしていた箇所の一部についてサブルートに変更するとともに、新たに免震重要棟北側のルートの新設アクセスルートとすることで、複数のアクセスルートを確認する。なお、サブルートに変更した箇所については、大津波警報が出ておらず、地震によりサブルート側の通行に支障がない場合は、新設アクセスルートと比較し周辺建物の影響の少ないサブルートも活用する方針である(第1図(追加③))。</p> <p>また、免震重要棟から荒浜側高台保管場所までの移動の多様性を確保する観点から、徒歩のアクセスルートの新設する(第1図(追加④))。</p> <p>なお、電気地下洞道については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を使用するような大きな地震の場合には、当該ルートの通行の不確実性等も考慮した結果、サブルートとして設定することとした。</p>			



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. 荒浜側敷地が浸水した場合のアクセスルートに対する波及的影響</p> <p>荒浜側敷地が浸水した場合の波及的影響として、荒浜側敷地に設置する設備のうち、タンク等の貯蔵機能を有する設備が損傷し、化学物質等を含む液体が流出することで、荒浜側近傍のアクセスルートのアクセス性を阻害する影響が考えられる。また、荒浜側敷地及び同敷地に設置する建屋内に設置するタンクが損傷することにより、タンクの内包物である化学物質、放射性物質及び油が荒浜側敷地に拡散する可能性がある。</p> <p>上記内包物が漏えいした場合の影響について、第1表に示すとおり評価し、免震重要棟から高台保管場所及び大湊側敷地へのアクセス性に影響がないことを確認した（設計基準対象施設について「第5条：津波による損傷の防止についてにおいて説明」）。</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="136 304 774 1312" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="789 268 834 1390" data-label="Caption"> <p>第1図 荒浜側防潮堤の扱い、変更に伴う保管場所及びアクセスルート図 (2017年2月説明時点)</p> </div>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="816 588 854 934">第2図 浸水を防護する敷地</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="124 205 371 1171">影響モード</th> <th data-bbox="371 205 620 1171">影響モード</th> <th data-bbox="620 205 917 1171">影響モード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="124 1171 371 1451">化学物質の漏えい</td> <td data-bbox="371 1171 620 1451">放射性物質の漏えい</td> <td data-bbox="620 1171 917 1451">油漏洩に伴う火災影響</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="124 1451 917 1906"> <b>影響評価</b>            荒浜側防潮堤内敷地に設置（建屋内設置を含む）する薬品タンクから化学物質が漏えいし、週上域に拡散した場合であってもアクセスルートが浸水することはなく、化学物質に直接接触することはない。            また、拡散した化学物質は海水により希釈され、その濃度はごく小さくなくと考えられるため、化学物質の漏えいに伴う二次的影響（有毒ガスの発生等）は荒浜側防潮堤内敷地週上域近傍のアクセスルートのアクセス性に影響を与える程大きなものとはならない。            荒浜側に位置する放射性物質を内包する建屋内が浸水した場合であっても、放射性物質の大部分は建屋内に留まるとともに、一部流出した放射性物質についても海水で希釈され、その濃度はごく小さくなくと考えられることから、荒浜側防潮堤内敷地週上域近傍のアクセスルートにおける線量率はアクセス性に影響を与えるほど大きなものとはならない。            荒浜側防潮堤内敷地に設置する油を内包するタンク、機器等から油が漏えいし、荒浜側防潮堤内敷地近傍のアクセスルート付近で火災が発生する状況においては、当該ルートの山側に設定した迂回ルート（第1図）における追加④ルートあるいは、さらに山側のルート）を利用することが可能であり、アクセス性は確保できる。         </p>	影響モード	影響モード	影響モード	化学物質の漏えい	放射性物質の漏えい	油漏洩に伴う火災影響			
影響モード	影響モード	影響モード							
化学物質の漏えい	放射性物質の漏えい	油漏洩に伴う火災影響							

第1表 アクセスルートへの波及的影響

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所(2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足 15</p> <p>5号炉東側第二保管場所の新設について</p> <p>有効性評価における「全交流動力電源喪失+逃し安全弁再閉失敗」(TBP)シナリオにおいて、交流電源を動力源としない可搬型代替注水ポンプを建屋近傍に配置し、水源を確保した上で、4時間以内に速やかに注水を開始することで炉心損傷を防止できることから、炉心損傷防止可能なシナリオとして整理することとした。</p> <p>本対策で配置することとした可搬型代替注水ポンプ及びタンクローリーの保管場所として、5号炉東側のアクセスルート脇に「5号炉東側第二保管場所」を新たに設ける。</p> <div data-bbox="166 751 872 1220" style="border: 1px solid black; height: 223px; width: 238px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 5号炉東側第二保管場所の設置場所 (2017年2月説明時点)</p>			<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>柏崎6/7固有の補足説明</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足16</p> <p>(16) <u>自衛消防隊建屋の扱いについて</u></p> <p><u>荒浜側 (T. M. S. L. +5m) に設置されている自衛消防隊建屋については、荒浜側防潮堤内側に設置しているが、荒浜側防潮堤の扱いが変更になったことで、基準津波による影響を受ける範囲となった。</u></p> <p><u>荒浜側防潮堤の対策工事が完了し、自衛消防隊建屋が基準津波による影響を受けないことが確認されるまでの期間、事務建屋 (T. M. S. L. +13m) に自衛消防隊詰め所を設置する。</u></p> <div data-bbox="166 661 875 1129" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p>第1 図 自衛消防隊建屋と自衛消防隊詰め所の設置場所</p>			<p>備考</p> <p>・記載方針の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>柏崎 6/7 固有の補足説明</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="166 212 715 239">&lt;参考：自衛消防隊建屋の耐震設計について&gt;</p> <p data-bbox="195 254 893 373">自衛消防隊建屋は、2009年に竣工した鉄筋コンクリート造（耐震壁付きラーメン構造）の平屋建て、平面が約30m×14m、高さが約4.8mの建屋である。</p>  <p data-bbox="373 747 664 779">第2図 自衛消防隊建屋</p> <p data-bbox="136 842 902 961">この建屋は中越沖地震で被害に至った車庫の被害事例を参考に、その車庫の耐震性の問題点を以下の点で改善し、定性的ではあるが耐震性の向上を図っている。</p> <ul data-bbox="210 974 908 1276" style="list-style-type: none"> <li>➤ 設計用地震力は、公設の消防署の設計基準における用途係数による割増を参考にして、標準層せん断力係数に1.5倍の割増係数を乗じて算出をしている。</li> <li>➤ 砂質地盤に直接支持させる建物は、独立基礎にするのが一般的だが、沈下量の違いにより不同沈下を起こしやすいので、基礎梁の上・下端を床スラブでそれぞれつないだ二重床スラブ構造（第3図）としている。</li> </ul>  <p data-bbox="676 1482 854 1509">二重床スラブ構造</p> <p data-bbox="320 1556 715 1587">第3図 建屋断面図（短辺方向）</p> <p data-bbox="136 1646 890 1766">今回、基準地震動<math>S_s</math>による建屋の健全性評価は、基準地震動<math>S_s</math>による必要保有水平耐力と建屋が持つ保有水平耐力を比較し耐震性を確認した。</p> <p data-bbox="136 1780 902 1900">基準地震動<math>S_s</math>による必要保有水平耐力の算定には、自衛消防隊建屋周辺の自由地盤の地盤応答解析結果に基づき、建屋の固有周期の応答スペクトルから得られる加速度を割増係数として標準</p>			

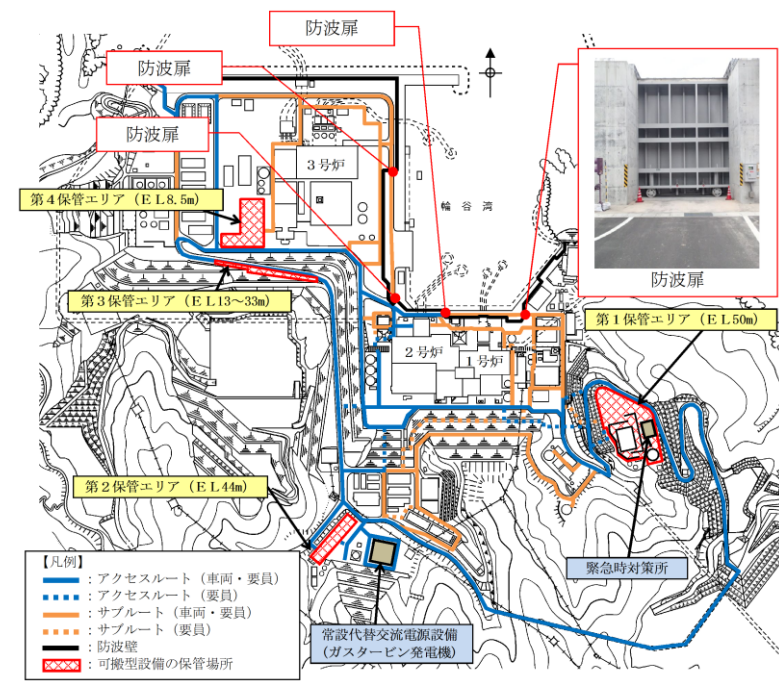
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所(2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p>層せん断力係数C0 に乗じて地震力を算出し評価を行う。評価結果を第1 表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 評価結果</p> <table border="1" data-bbox="160 388 884 535"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">必要保有水平耐力</th> <th colspan="2">保有水平耐力</th> <th rowspan="2">判定</th> </tr> <tr> <th>Qud (kN)</th> <th>Fes</th> <th>Ds</th> <th>Qun (kN)</th> <th>Qu (kN)</th> <th>Qu/Qun</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長辺 方向</td> <td>正加力(N→S)</td> <td>9,964.2</td> <td>1.492</td> <td>0.50</td> <td>7,433.2</td> <td>6,791.1</td> <td>0.91</td> </tr> <tr> <td>負加力(S→N)</td> <td>9,964.2</td> <td>1.500</td> <td>0.35</td> <td>5,231.2</td> <td>9,912.1</td> <td>1.89</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">短辺 方向</td> <td>正加力(N→S)</td> <td>12,263.7</td> <td>1.000</td> <td>0.40</td> <td>4,905.5</td> <td>11,211.5</td> <td>2.28</td> </tr> <tr> <td>負加力(S→N)</td> <td>12,263.7</td> <td>1.000</td> <td>0.40</td> <td>4,905.5</td> <td>11,246.5</td> <td>2.29</td> </tr> </tbody> </table> <p>Qud : 基準地震動 Ss による水平力  Fe : 形状係数  Ds : 構造特性係数  Qun : 基準地震動 Ss による必要保有水平耐力  Qu : 建屋が持つ保有水平耐力</p> <p>保有水平耐力の必要保有水平耐力に対する割合は、NS 方向正加力 (N→S) の時に僅かに1 を下回る結果となった。これは、建屋の東側が車両の出入口となっているため、壁量分布が不均等となり、偏心率が大きいことの影響と考えられる。しかしながら、他の方向の結果は十分な余裕があること、大幅に評価基準を下回る結果ではないことから応力の再配分が期待できること、これらを踏まえある程度の建屋の損傷は避けられないものの、建屋の倒壊に至ることはないと判断した。</p> <p>なお、地震の変形により建屋扉やシャッターの開閉が不能となる可能性を考慮し、シャッターを常時開放し、消防車両及び消防車隊要員の出動が可能な運用とする。</p> <p>また、消防車庫と前面の道路との段差は15cm 以下と評価しているが、より確実に通行できるように車庫内に土のう等を配備する。</p>			必要保有水平耐力			保有水平耐力		判定	Qud (kN)	Fes	Ds	Qun (kN)	Qu (kN)	Qu/Qun	長辺 方向	正加力(N→S)	9,964.2	1.492	0.50	7,433.2	6,791.1	0.91	負加力(S→N)	9,964.2	1.500	0.35	5,231.2	9,912.1	1.89	短辺 方向	正加力(N→S)	12,263.7	1.000	0.40	4,905.5	11,211.5	2.28	負加力(S→N)	12,263.7	1.000	0.40	4,905.5	11,246.5	2.29			
				必要保有水平耐力			保有水平耐力		判定																																						
	Qud (kN)	Fes		Ds	Qun (kN)	Qu (kN)	Qu/Qun																																								
長辺 方向	正加力(N→S)	9,964.2	1.492	0.50	7,433.2	6,791.1	0.91																																								
	負加力(S→N)	9,964.2	1.500	0.35	5,231.2	9,912.1	1.89																																								
短辺 方向	正加力(N→S)	12,263.7	1.000	0.40	4,905.5	11,211.5	2.28																																								
	負加力(S→N)	12,263.7	1.000	0.40	4,905.5	11,246.5	2.29																																								



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足17</p> <p>緊急時対策所及び淡水送水配管の扱い変更に伴う見直しについて</p> <p>緊急時対策所及び淡水貯水池からの淡水送水配管の扱い変更に伴い、本資料において以下の方針で修正を行う。</p> <p>1. 緊急時対策所の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免震重要棟内緊急時対策所を起点としていた各評価について、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を起点とした評価に変更。(緊急時対策所審査を踏まえ修正)</li> <li>・ 緊急時対策所の運用が変更となったが、多くの発電所職員が勤務する事務建屋があるため、事務建屋からの移動経路も含めたアクセスルートとしてこれまで同様確保する。</li> <li>・ 免震重要棟内緊急時対策所と6号及び7号炉に距離があることを踏まえ、重大事故等時の気象状況の急変、爆発等の不測の事態において、現場要員が一時的に待避できるよう「一時待避場所」を6号及び7号炉近傍に複数設定することとしていた。</li> </ul> <p>(補足7) 今回の運用変更により、緊急時対策所は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で活動する方針となったことから、事故号炉との距離も近く、要員の安全確保を一元的かつ確実にできるよう、不測の事態時には、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に待避する方針とする。</p> <p>2. 淡水送水配管の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 淡水送水配管の扱い変更に伴い、淡水貯水池からの淡水送水は、可搬型代替注水ポンプを用いた送水手段を講じることとした。</li> <li>・ これまで、淡水貯水池周辺のアクセスルートは、徒歩ルートとして整備する方針を説明していたが、淡水貯水池周辺まで可搬型車両が移動できるよう、淡水貯水池周辺の徒歩によるアクセスルートを車両も通行可能なアクセスルートとして整備する。</li> <li>・ また、淡水貯水池へのアクセスについても、複数のアクセスルートを確認するため、荒浜側と大湊側2方向からアクセス可能となるよう整備する(第1図)。</li> </ul>			<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載方針の相違</li> </ul> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>柏崎 6/7 固有の補足説明</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="169 220 872 766" data-label="Image"></div> <p data-bbox="210 793 834 915">第1 図 淡水送水配管の扱い変更に伴う保管場所及び アクセスルート図 (2017 年 3 月説明時点)</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: right;">補足 (8)</p> <p style="text-align: center;"><u>防波壁通路防波扉の運用について</u></p> <p><u>防波壁通路防波扉（以下「防波扉」という。）の配置図及び外観を第1図に示す。</u></p> <p><u>防波扉は、耐震Sクラス設備及び人力による開閉<sup>*1</sup>が可能な設計とする。また、発電機<sup>*2</sup>又は常用電源による開閉も可能な設計とする。</u></p> <p><u>防波扉の運用については、通常時閉運用とし、現場での注意表示及び各種手順書にて明記する。</u></p> <p><u>監視設備として、扉設置場所、中央制御室に警報ブザーを設置し、閉め忘れを防止する。</u></p> <p><u>また、津波注意報、津波警報又は大津波警報発令時には速やかに閉止できる人員を確保すること、当直長からのページング放送等により直ちに閉止することを条件に開放を可とする運用とする。</u></p> <p><u>※1：電源喪失時においても、第2図に示す手動ウインチ<sup>*3</sup>又は手動ハンドル<sup>*4</sup>を用いた操作により確実に閉止可能な設計とする。</u></p> <p><u>※2：防波扉開閉用の小型発電機。</u></p> <p><u>※3：電動操作機と扉を開閉させるための減速機の連結を切り離すことにより、電源喪失時においても、手動による開閉操作が可能。</u></p> <p><u>※4：電動操作機と連結する手動ハンドルを操作することで、電源喪失時においても、手動による開閉操作が可能。</u></p>	<p>・記載方針の相違</p> <p><b>【柏崎6/7，東海第二】</b></p> <p>島根2号炉は、防波壁通路防波扉の運用を補足説明</p>

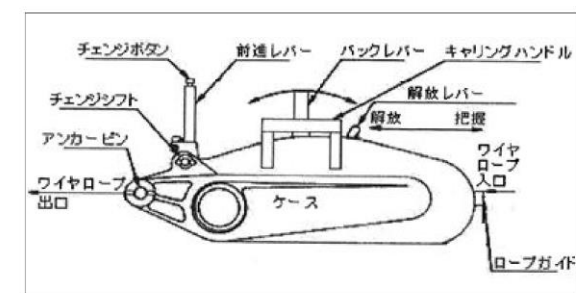


第1図 防波扉配置図及び外観



手動ウインチ操作状況

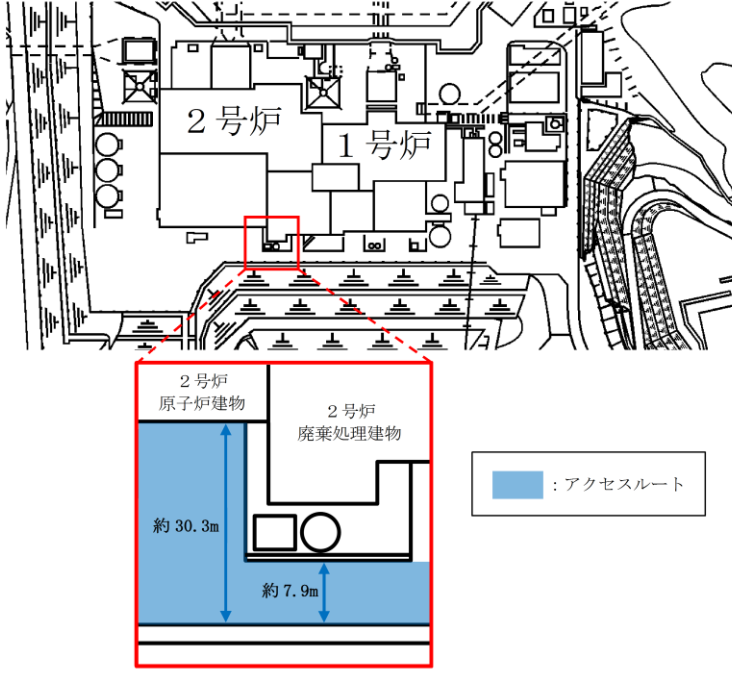
手動ウインチ 外観写真



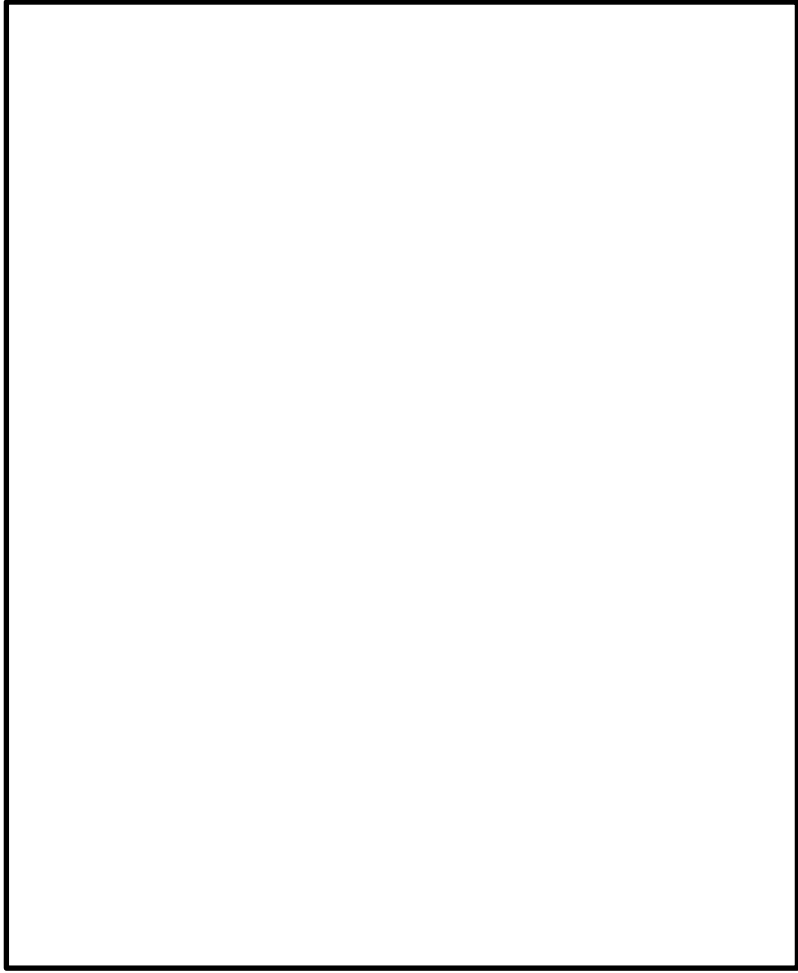
手動ウインチ構造図

第2図 手動ウインチ及び手動ハンドルを用いた操作状況及び構造図 (例: 1, 2号炉北側防波扉) (1 / 2)

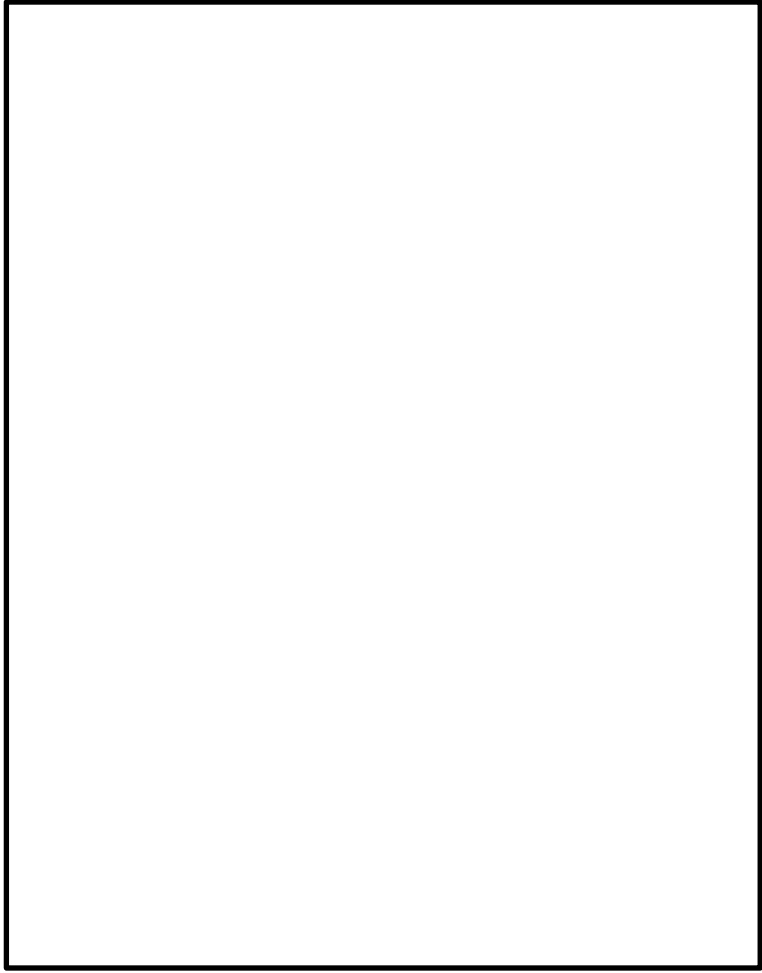
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="1923 262 2285 562" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="2000 569 2208 596">手動ハンドル操作状況</p> <div data-bbox="1739 632 2460 993" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="1774 999 2436 1026">開閉装置（電動操作機、クラッチ装置、手動ハンドル、減速機）構造図</p> <p data-bbox="1724 1062 2457 1140">第2図 手動ウインチ及び手動ハンドルを用いた操作状況及び構造図（例：1, 2号炉北側防波扉）（2 / 2）</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: right;">補足 (9)</p> <p style="text-align: center;"><u>2号炉原子炉建物南側屋外のアクセスルートについて</u></p> <p><u>2号炉原子炉建物南側の最小の道路幅は「約7.9m」、2号炉原子炉建物と南側に位置する斜面との距離は「約30.3m」であり、通常時においては可搬型設備（車両）のすれ違いを考慮しても、十分な道路幅を確保している。</u></p> <p><u>なお、工事等において資機材（クレーン、トラック等）を配置する場合においても、アクセスルートに必要な通行幅3.0m*以上を確保する。</u></p> <p><u>また、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所を車両が通行する場合は、無線通信設備（携帯型）を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</u></p> <p><u>※可搬型設備のうち最大幅の大型送水ポンプ車の車両幅（約2.5m）及び使用ホース中最大サイズの300Aホース1本敷設の幅（約0.4m）を考慮し設定。なお、その他のサイズのホース使用時も1本敷設で使用する。</u></p>  <p style="text-align: center;">第1図 2号炉原子炉建物南側における道路幅及び斜面との距離</p>	<p>備考</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】</p> <p>島根2号炉原子炉建物南側道路幅の補足説明</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: center;">補足説明資料 (1)</p> <p style="text-align: center;">原子炉建屋内の可搬型重大事故等対処設備の配置について</p> <p style="text-align: center;">第 1 図に原子炉建屋内の可搬型重大事故等対処設備の配置を示す。</p> <div data-bbox="961 443 1694 1346" style="border: 1px solid black; height: 430px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">第 1 図 原子炉建屋内の可搬型重大事故等対処設備の配置 (1/3)</p>		<p>・記載方針の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根 2 号炉は、原子炉建物内の可搬型重大事故等対処設備の配置を別紙(13)に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="982 1150 1673 1230">第1図 原子炉建屋内の可搬型重大事故等対処設備の配置 (2/3)</p>		



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="982 1150 1676 1234">第1図 原子炉建屋内の可搬型重大事故等対処設備の配置 (3/3)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">補足説明資料 (2)</p> <p><u>可搬型代替注水大型ポンプ等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及び展張車の配備イメージについて</u></p> <p>東海第二発電所における可搬型代替注水中型ポンプや可搬型代替注水大型ポンプとともに使用するホースの配備長さ、並びにホースコンテナ及び展張車等の配備イメージについて、以下に示す。</p> <p>1. ホースの配備長さ</p> <p>ホースの配備長さは、以下の考え方で設定した。</p> <p>① 用途ごとに算出したホース敷設距離（自主設備の使用を含む。）をもとに、<u>並列敷設数及び同時使用を考慮して必要長さを設定</u></p> <p>② ホースコンテナに搭載可能なホース長さをもとに、ホース必要長さを満足するコンテナ数を設定</p> <p>③ ホースコンテナ数とホースコンテナに搭載可能なホース長さからホースの配備長さを設定</p> <p>④ <u>有効性評価上の作業において必要となるホース長さをもとに、上記ホース設定とは別に、ホース人力敷設用カゴ台車数を設定</u></p> <p>また、ホース展張車数は用途ごとの同時使用を考慮して設定した。</p> <p>用途ごとのホース配備長さ、ホース展張車配備数及びカゴ台車配備数を第1表及び第2表に示す。また、用途ごとのホース敷設ルートを第1図～第8図に、用途ごとのホース必要長さを第3表～第10表に示す。</p> <p>2. ホースコンテナ及び展張車の配備イメージ</p> <p>ホースコンテナ及び展張車の配備イメージについて、第11表に示す。</p>	<p style="text-align: right;">補足 (10)</p> <p><u>大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて</u></p> <p>島根原子力発電所における大量送水車及び大型送水ポンプ車とともに使用するホースの配備長さ、ホースコンテナ、ホース展張車等の配備イメージについて、以下に示す。</p> <p>1. ホースの配備長さ</p> <p>ホースの配備長さは、以下の考え方で設定した。</p> <p>①用途ごとに算出したホース敷設距離（自主設備の使用を含む。）をもとに、敷設数及び同時使用を考慮して必要長さを設定</p> <p>②ホースコンテナ及びホース展張車に搭載可能なホース長さをもとに、ホース必要長さを満足するコンテナ数及びホース展張車台数を設定</p> <p>③ホースコンテナ数及びホース展張車台数とホースコンテナ及びホース展張車に搭載可能なホース長さからホースの配備長さを設定</p> <p>ホース展張車数は用途ごとの同時使用を考慮して設定した。</p> <p>用途ごとのホース配備長さ、ホース展張車配備数を第1表に示す。また、用途ごとのホース敷設ルートを第1図～第7図に、用途ごとのホース必要長さを第2表～第8表に示す。</p> <p>2. ホースコンテナ及び展張車の配備イメージ</p> <p>ホースコンテナ及び展張車の配備イメージについて、第9表に示す。</p>	<p>・記載方針の相違</p> <p><b>【柏崎6/7】</b></p> <p>島根2号炉は、ホースの長さ、数量及び配備イメージについて記載</p> <p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>使用する可搬型設備の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉は、ホース敷設作業において、かご台車は使用しない</p>

第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース展張車配備数 (1/2)

ホース径	用途	必要長さ	配備するホースコンテナ数及びホース長さ*	配備するホース展張車数*	補足	
200A	＜代替淡水貯槽を水源とした低圧代替注水作業＞					
	低圧代替注水 (淡水)	1,650m (第1図 ルート①)	2,700m	2台	<ul style="list-style-type: none"> <li>低圧代替注水と水源補給は、同時敷設となるため、合算する。</li> <li>左記の3ケースは同時に行われる作業ではなく、それぞれ状況に応じて対応が選択されるものであるため、配備するホースは3,000mと設定する。</li> </ul>	
	水源補給 (淡水)	1,050m (第3図 ルート②)				
	＜西側淡水貯水設備を水源とした低圧代替注水作業＞					
	低圧代替注水 (淡水)	1,050m (第1図 ルート⑥)	2,250m	—		
	水源補給 (海水)	1,200m (第4図 ルート③)				
	＜海を水源とした低圧代替注水作業＞					
	低圧代替注水 (海水)	2,400m (第2図 ルート③)	—	—		
	DG-SW系代替冷却 (海水)	950m (第5図 ルート②)	—	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>DG-SW系代替冷却 (自主) は余剰設備にて対応</li> </ul>

※ 1セット分の配備数

第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース展張車配備数 (1/2)

用途	必要長さ	配備するホース展張車数*	補足
輪谷貯水槽 (西1/西2) を水源とした低圧代替注水作業及び補給作業			
低圧代替注水 (淡水・海水)	766 m (第1図 ルート②,④)	中型ホース展張車 (150A) 950m 【ホース (150A) 750m, ホース (100A) 200m 積載可】 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>低圧代替注水と水源補給は、同時敷設となるため、合算する。</li> <li>左記の4ケースは同時に行われる作業ではなく、それぞれ状況に応じて対応が選択されるものであるため、配備するホースは2,776mと設定する。</li> </ul>
水源補給 (淡水・海水)	2,010m (第3図 ルート⑥)		
低圧原子炉代替注水槽への水源補給作業		大型ホース展張車 (150A) 1,050m 【ホース (150A) 1,050m 積載可】 2台	
水源補給 (淡水・海水)	1,728m (第4図 ルート⑨)		
復水貯蔵タンクへの水源補給作業		—	
水源補給 (淡水・海水)	1,760m (第5図 ルート⑧)		
海を水源とした低圧代替注水作業		—	
低圧代替注水 (海水)	1,781m (第2図 ルート⑥)		

※：1セット分の配備数

・設備の相違  
**【東海第二】**  
 使用する水源，可搬型設備，注水及び補給手順の相違

第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース展開車配備数 (2/2)

ホース径	用途	必要長さ	配備するホース コンテナ数及び ホース長さ*	配備するホース 展開車数*	補足
300A	放射性物質拡散抑制	1,900m (第6図 ルート②)	コンテナ4基 ホース2,400m (600m/1基)	1台	—
	代替RHR S及び 代替SFP冷却	1,600m (第7図 ルート④)	コンテナ3基 ホース1,800m (600m/1基)	1台	—
150A	可搬型代替注水中型ポン プを使用した消火活動	2,000m	コンテナ1基 ホース2,000m (2,000m/1基)	1台	・防潮堤内敷地の対角距離約 800m に余裕を考慮した長さを 配備することで、各水源を起点 とした消火活動が可能

※ 1セット分の配備数

第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース展開車配備数 (2/2)

用途	必要長さ	配備するコンテナ数*	配備するホース 展開車数*	補足
放射性物質拡散抑制	755m (第6図 ルート①)	コンテナ1基 (820m/1基)	大型ホース展開車 (300A) 1台	・航空機燃料火災消火も同様の ルートを使用
最終ヒートシンク (海) への代替熱輸送	1,575m (第7図 ルート⑤)	コンテナ2基 (820m/1基)	大型ホース展開車 (300A) 1台	—
初期対応における 延焼防止措置	1,084m	1,100m	1台	・使用するホースは初期消火に 使用する化学消防自動車, 小 型動力ポンプ付水槽車及び 泡消火薬剤運搬車に車載し 運搬する

※: 1セット分の配備数

第2表 有効性評価の作業において敷設するホース長さ(人力での敷設を想定) >

ホース径	用途	必要長さ	配備するカゴ台車数*	配備するホース 展張車数	補足
200A	低圧代替注水 (淡水)	250m (第8区 ルート②)	カゴ台車7個 (50m/1個)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効性評価においては、低圧代替注水と水源補給作業は同時に行わないため、ホース敷設の長さは、長い方の350mと設定する。</li> <li>カゴ台車は、コンテナに保管</li> </ul>
	水源補給 (淡水)	350m (第8区 ルート③)			

※ 1セット分の配備数

・記載方針の相違  
**【東海第二】**  
 島根2号炉は、有効性評価で使用するルートについて、第1表の各注水・補給の手順に合わせて記載



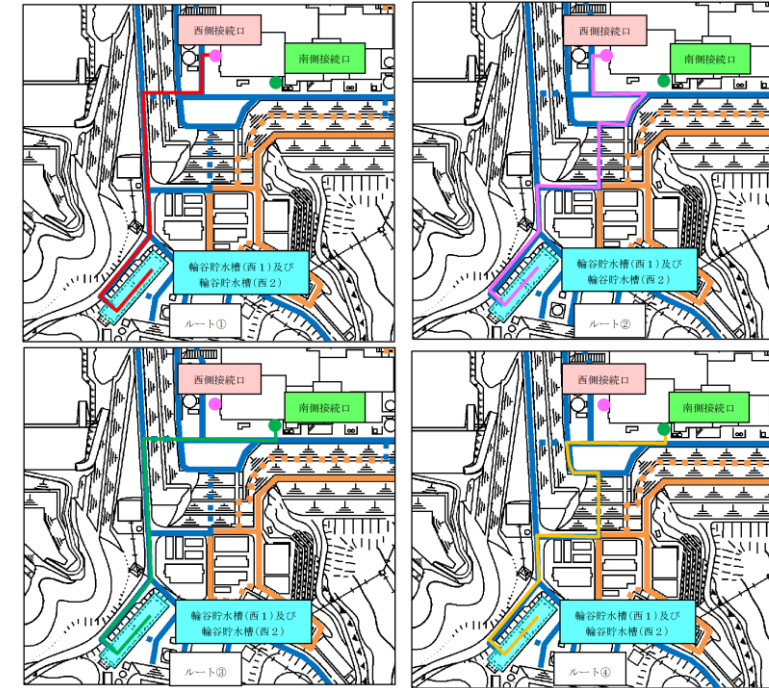
第1図 ホース敷設ルート (低圧代替注水時淡水使用)

第3表 ホース敷設距離 (低圧代替注水時淡水使用)

使用ホースサイズ: 200A

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離 (A)	並列数 (B)	必要長さ (C)=(A)×(B)
—	ルート①	代替淡水貯槽	東側接続口	542m	550m	3	1,650m
- - -	ルート②		西側接続口	66m	100m	3	300m
—	ルート③	西側淡水貯水設備	高所東側接続口	307m	350m	1	350m
—	ルート④		高所西側接続口	70m	100m	1	100m
- - -	ルート⑤		高所東側接続口	223m	250m	1	250m
- - -	ルート⑥		東側接続口	1,014m	1,050m	1	1,050m

(注) 西側淡水貯水設備を水源とするホース敷設距離には、地下貯水エリアまでの距離も考慮 (以降同じ)

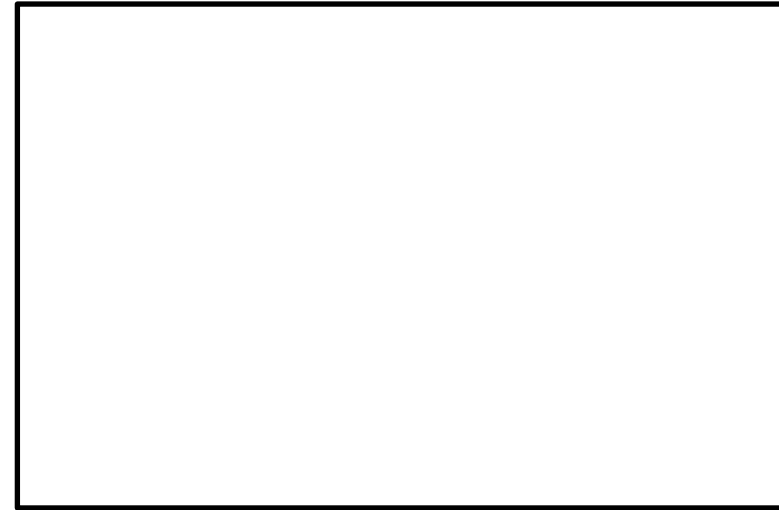


第1図 ホース敷設ルート (輪谷貯水槽 (西1) 及び輪谷貯水槽 (西2) を水源とした低圧代替注水)

第2表 ホース敷設距離 (輪谷貯水槽 (西1) 及び輪谷貯水槽 (西2) を水源とした低圧代替注水)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	輪谷貯水槽 (西1) 及び 輪谷貯水槽 (西2)	西側接続口	602m	626m
—	ルート②		西側接続口	702m	766m
—	ルート③		南側接続口	649m	676m
—	ルート④		南側接続口	726m	766m

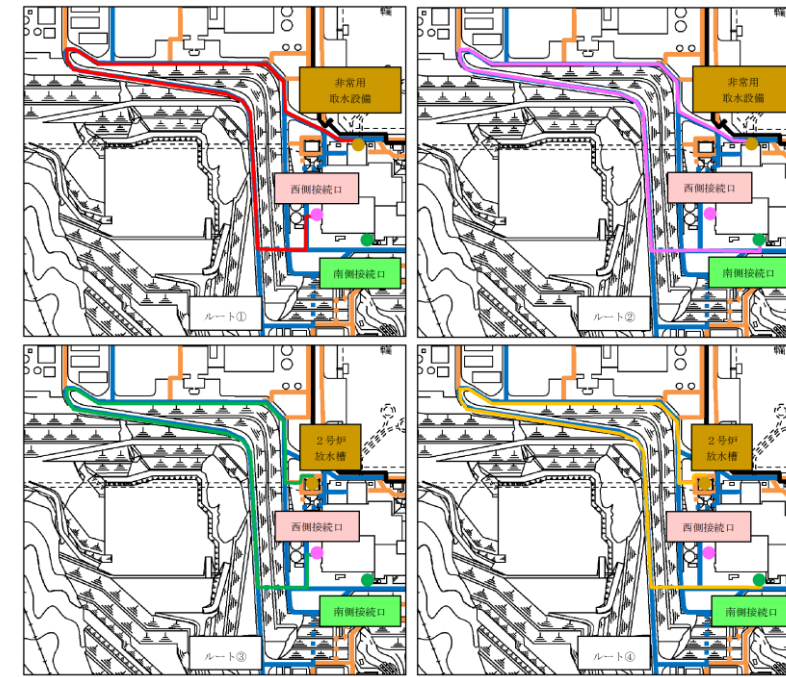
・設備の相違  
**【東海第二】**  
 島根2号炉は、淡水源として輪谷貯水槽 (西1) 及び輪谷貯水槽 (西2) を使用し、原子炉建物西側及び南側接続口に送水するルートを設定



第2図 ホース敷設ルート (低圧代替注水時海水使用)

第4表 ホース敷設距離 (低圧代替注水時海水使用)  
使用ホースサイズ: 200A

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離 (A)	並列数 (B)	必要長さ (C)=(A) × (B)
—	ルート①	SA用海水ピット	東側接続口	355m	400m	3	1,200m
- - -	ルート②		西側接続口	253m	300m	3	900m
—	ルート③	放水路	西側接続口	798m	800m	3	2,400m
- - -	ルート④		高所東側接続口	1,168m	1,200m	1	1,200m



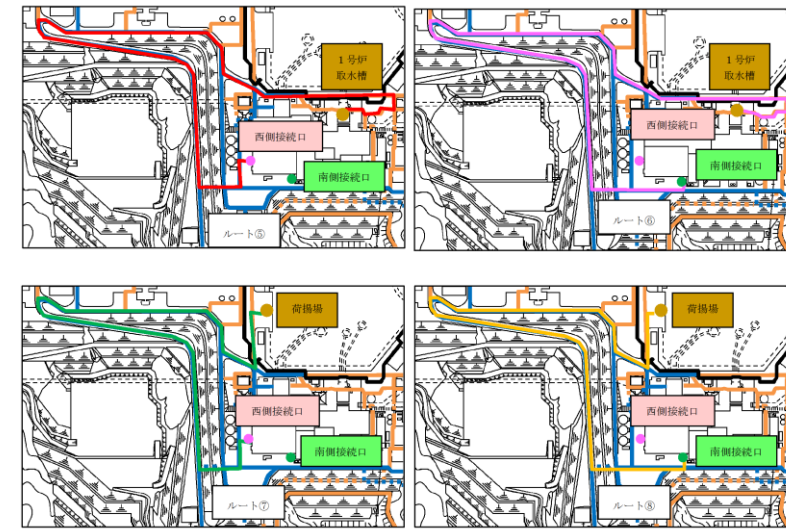
第2図 ホース敷設ルート (海を水源とした低圧代替注水)  
(1 / 3)

第3表 ホース敷設距離 (海を水源とした低圧代替注水)  
(1 / 3)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	非常用取水設備	西側接続口	1,322m	1,331m
—	ルート②		南側接続口	1,370m	1,381m
—	ルート③	2号炉放水槽	西側接続口	1,307m	1,331m
—	ルート④		南側接続口	1,354m	1,381m

・設備の相違  
【東海第二】  
島根2号炉は、海水取水箇所から原子炉建物西側及び南側接続口への海水送水ルートを設定



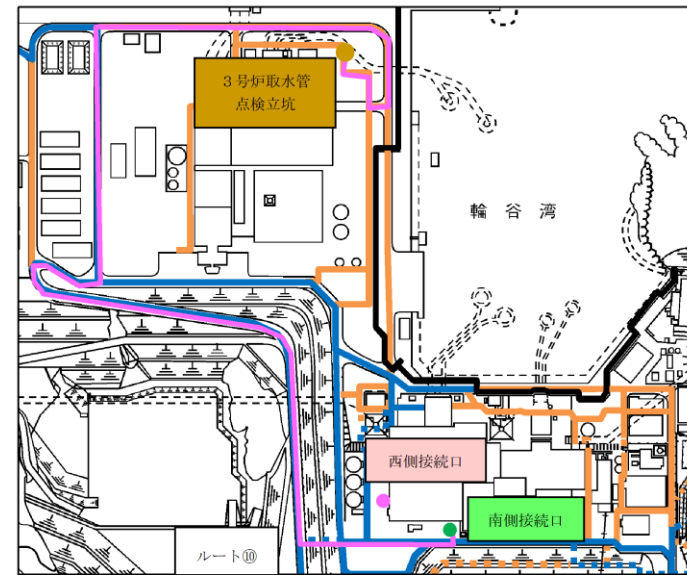
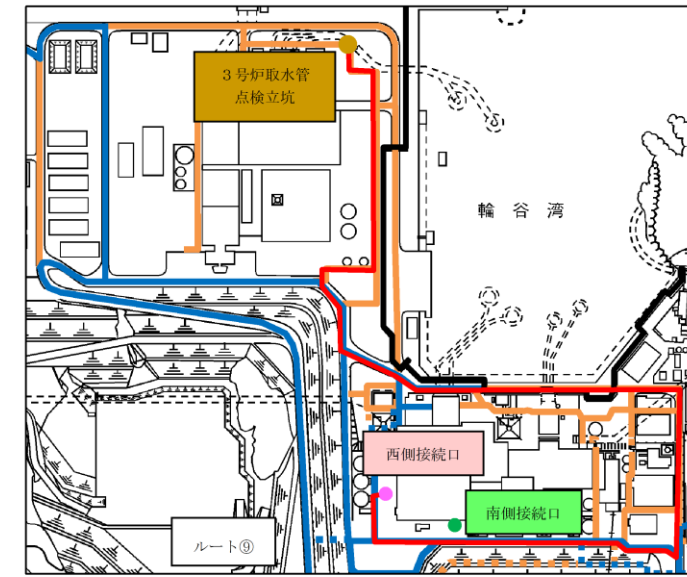


第2図 ホース敷設ルート (海を水源とした低圧代替注水)  
(2 / 3)

第3表 ホース敷設距離 (海を水源とした低圧代替注水)  
(2 / 3)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート⑤	1号炉取水槽	西側接続口	1,687m	1,731m
—	ルート⑥		南側接続口	1,735m	1,781m
—	ルート⑦	荷揚場	西側接続口	1,405m	1,431m
—	ルート⑧		南側接続口	1,452m	1,481m

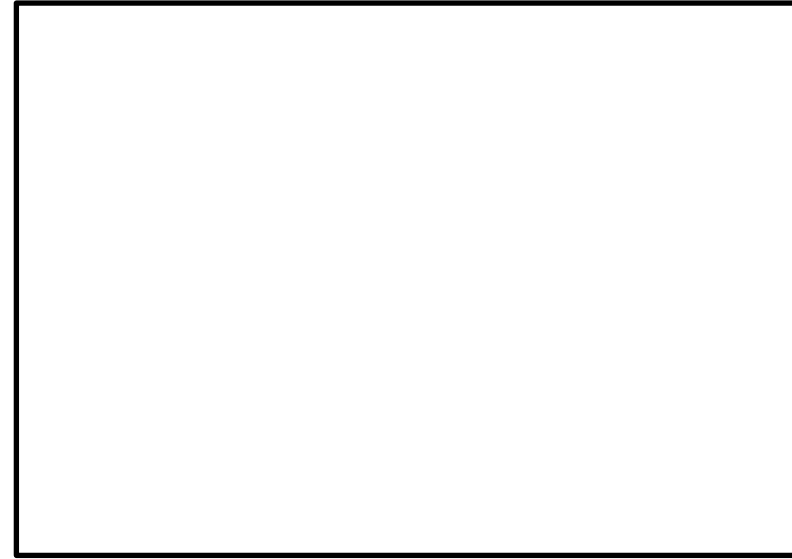




第2図 ホース敷設ルート (海を水源とした低圧代替注水)  
(3 / 3)

第3表 ホース敷設距離 (海を水源とした低圧代替注水)  
(3 / 3)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート⑨	3号炉取水 点検立坑	西側接続口	1,550m	1,567m
—	ルート⑩		南側接続口	1,694m	1,728m

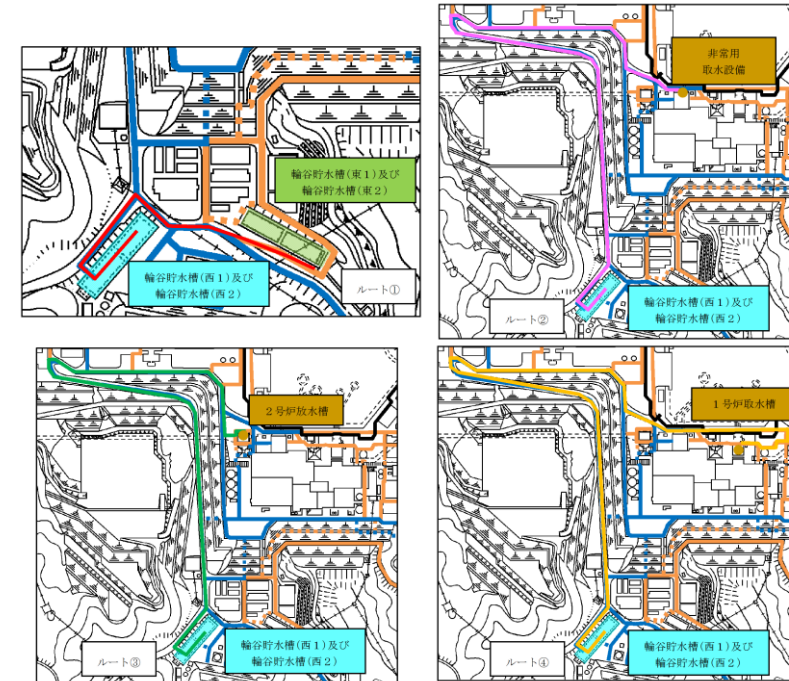


第3図 ホース敷設ルート (水源 (淡水) 補給時)

第5表 ホース敷設距離 (水源 (淡水) 補給時)  
使用ホースサイズ : 200A

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離 (A)	並列数 (B)	必要長さ (C) = (A) × (B)
—	ルート①	西側淡水貯水設備	代替淡水貯槽	339m	350m	1	350m
- - -	ルート②			1,004m	1,050m	1	1,050m
—	ルート③	淡水タンク	西側淡水貯水設備	114m	150m	1	150m
—	ルート④			225m	250m	1	250m

代替淡水貯槽を水源とし、西側淡水貯水設備へ送水するルートは、①及び②に同じ。



第3図 ホース敷設ルート (輪谷貯水槽 (西1) 及び輪谷貯水槽 (西2) への補給) (1 / 2)

第4表 ホース敷設距離 (輪谷貯水槽 (西1) 及び輪谷貯水槽 (西2) への補給) (1 / 2)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	輪谷貯水槽 (東1) 及び輪谷貯水槽 (東2)	輪谷貯水槽 (西1) 及び輪谷貯水槽 (西2)	434m	455m
—	ルート②	非常用取水設備		1,589m	1,610m
—	ルート③	2号炉放水槽		1,574m	1,610m
—	ルート④	1号炉取水槽		1,954m	1,960m

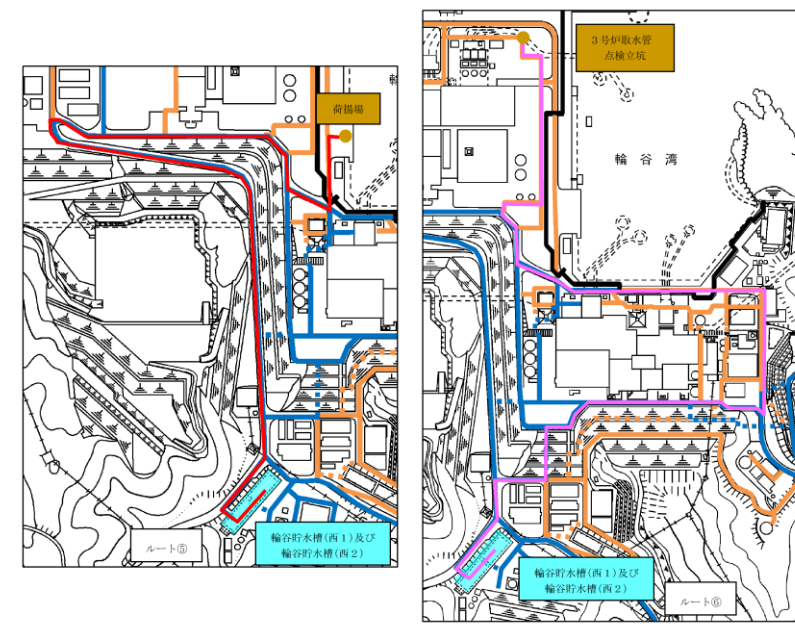
・設備の相違  
【東海第二】  
島根2号炉は、輪谷貯水槽 (西1) 及び輪谷貯水槽 (西2) に、淡水及び海水を補給するルートを設定



第4図 ホース敷設ルート (水源 (海水) 補給時)

第6表 ホース敷設距離 (水源 (海水) 補給時)  
使用ホースサイズ: 200A

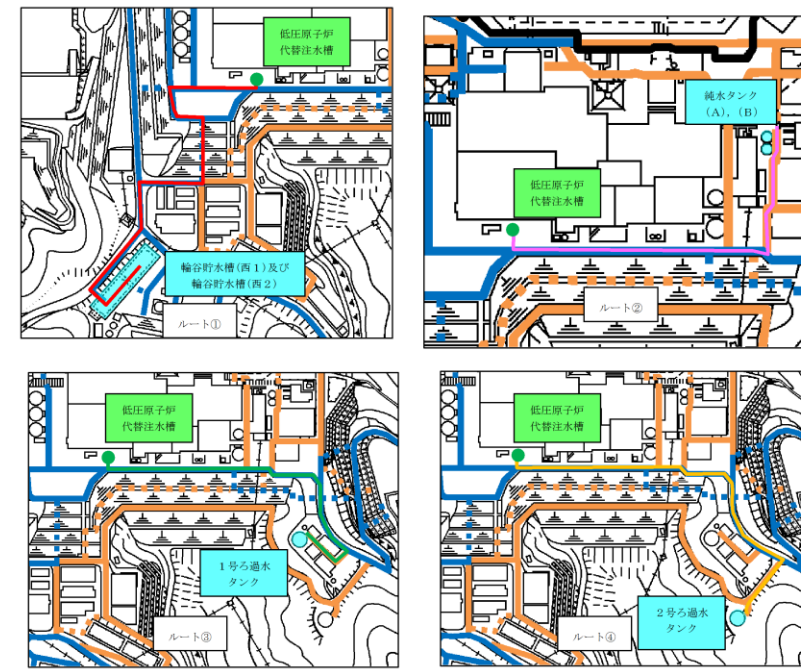
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離 (A)	並列数 (B)	必要長さ (C)=(A)×(B)
—	ルート①	SA用海水ピット	代替淡水貯槽	932m	950m	1	950m
—	ルート②	放水路		834m	850m	1	850m
- - -	ルート③		西側淡水貯水設備	1,200m	1,200m	1	1,200m



第3図 ホース敷設ルート (輪谷貯水槽 (西1) 及び輪谷貯水槽 (西2) への補給) (2/2)

第4表 ホース敷設距離 (輪谷貯水槽 (西1) 及び輪谷貯水槽 (西2) への補給) (2/2)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート⑤	荷揚場	輪谷貯水槽 (西1) 及び	1,672m	1,710m
—	ルート⑥	3号炉取水管 点検立坑	輪谷貯水槽 (西2)	1,966m	2,010m

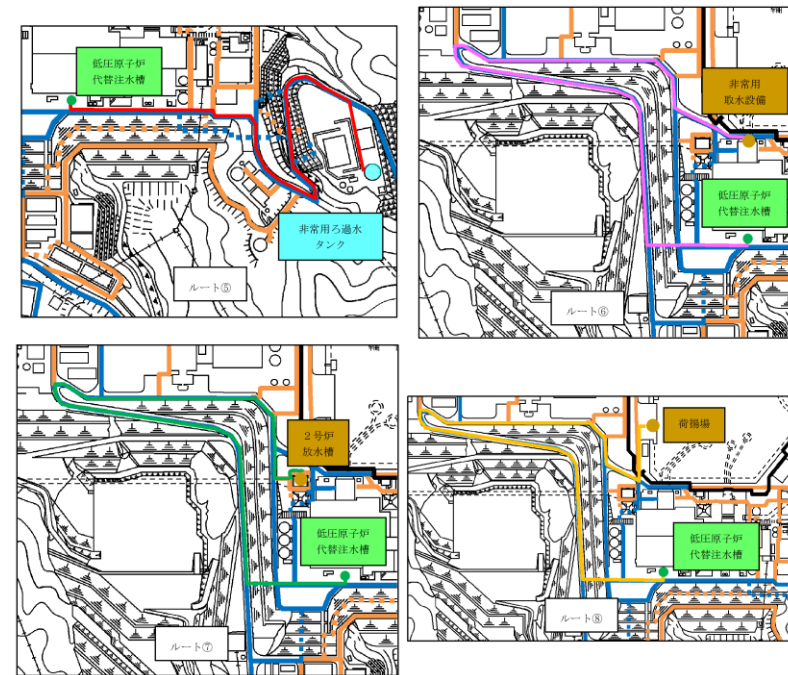


第4図 ホース敷設ルート（低圧原子炉代替注水槽への補給）  
(1 / 3)

第5表 ホース敷設距離（低圧原子炉代替注水槽への補給）  
(1 / 3)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	輪谷貯水槽（西1）及び 輪谷貯水槽（西2）	低圧原子炉代替 注水槽	726m	766m
—	ルート②	純水タンク （A）、（B）		318m	355m
—	ルート③	1号ろ過水 タンク		483m	505m
—	ルート④	2号ろ過水 タンク		530m	555m

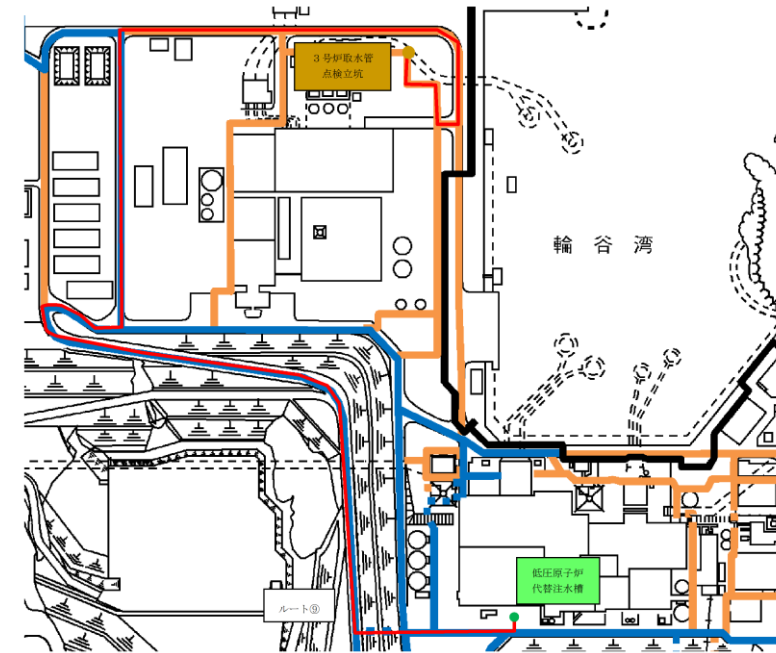
・設備の相違  
【東海第二】  
島根2号炉は、低圧  
原子炉代替注水槽へ淡  
水及び海水を補給する  
ルートを設定



第4図 ホース敷設ルート (低圧原子炉代替注水槽への補給)  
(2 / 3)

第5表 ホース敷設距離 (低圧原子炉代替注水槽への補給)  
(2 / 3)

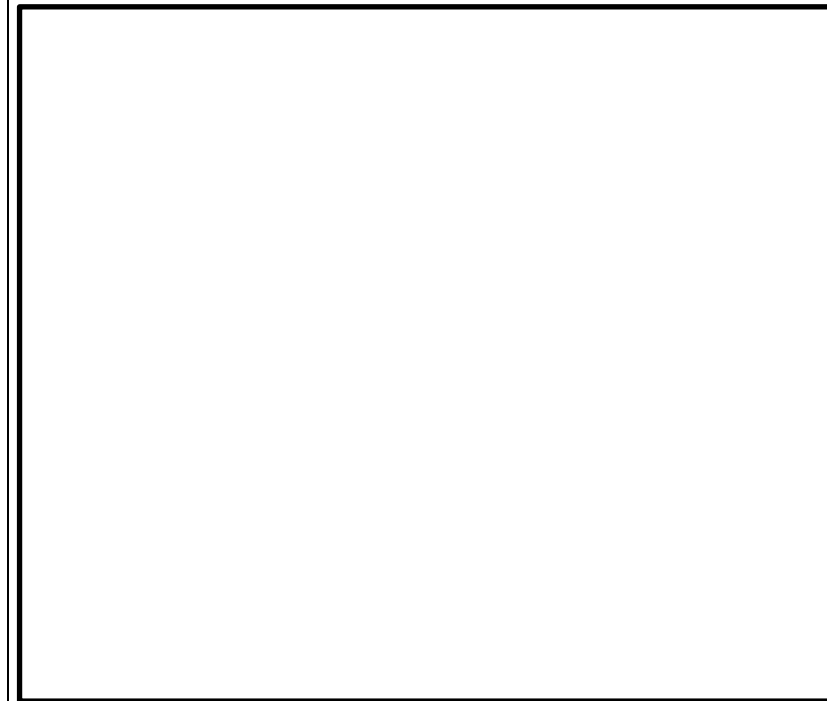
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート⑤	非常用ろ過水タンク	低圧原子炉代替注水槽	907m	915m
—	ルート⑥	非常用取水設備		1,370m	1,381m
—	ルート⑦	2号炉放水槽		1,354m	1,381m
—	ルート⑧	荷揚場		1,452m	1,481m



第4図 ホース敷設ルート (低圧原子炉代替注水槽への補給)  
(3 / 3)

第5表 ホース敷設距離 (低圧原子炉代替注水槽への補給)  
(3 / 3)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート⑨	3号炉取水管 点検立坑	低圧原子炉代替 注水槽	1,694m	1,728m



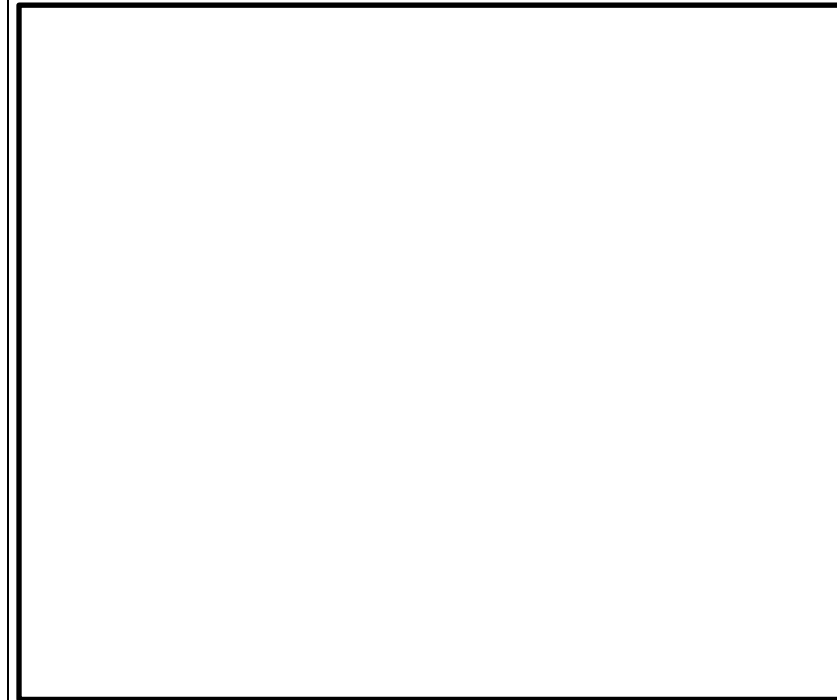
第5図 ホース敷設ルート (復水貯蔵タンクへの補給)  
(1 / 3)

第6表 ホース敷設距離 (復水貯蔵タンクへの補給)  
(1 / 3)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	輪谷貯水槽 (西1) 及び 輪谷貯水槽 (西2)	復水貯蔵 タンク	712m	786m
—	ルート②	純水タンク (A), (B)		491m	535m
—	ルート③	1号ろ過水 タンク		655m	685m
—	ルート④	2号ろ過水 タンク		703m	735m

・設備の相違  
【東海第二】  
島根2号炉は、復水貯蔵タンクへ淡水及び海水を補給するルートを設定



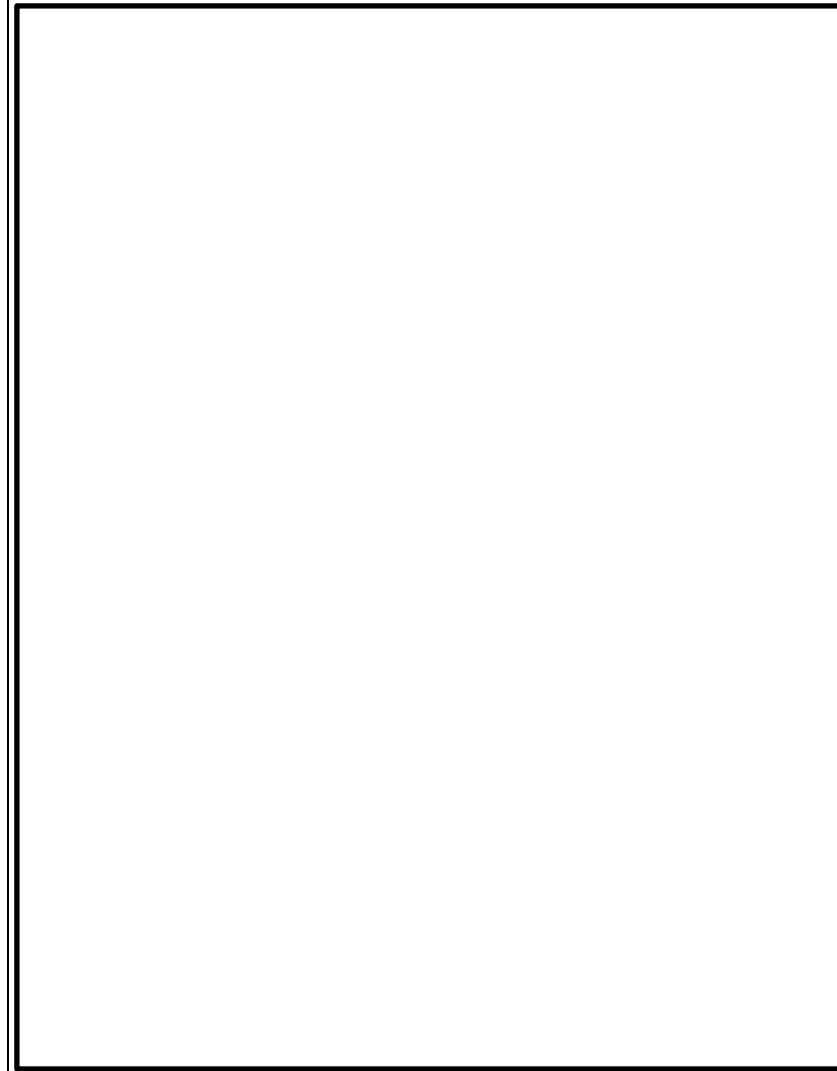


第5図 ホース敷設ルート (復水貯蔵タンクへの補給)  
(2 / 3)

第6表 ホース敷設距離 (復水貯蔵タンクへの補給)  
(2 / 3)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート⑤	非常用ろ過水 タンク	復水貯蔵 タンク	1,080m	1,085m
—	ルート⑥	非常用 取水設備		1,332m	1,360m
—	ルート⑦	2号炉放水槽		1,316m	1,360m
—	ルート⑧	1号炉取水槽		1,697m	1,760m





第5図 ホース敷設ルート (復水貯蔵タンクへの補給)  
(3 / 3)

第6表 ホース敷設距離 (復水貯蔵タンクへの補給)  
(3 / 3)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート⑨	荷揚場	復水貯蔵 タンク	1,415m	1,460m
—	ルート⑩	3号炉取水管 点検立坑		1,560m	1,590m



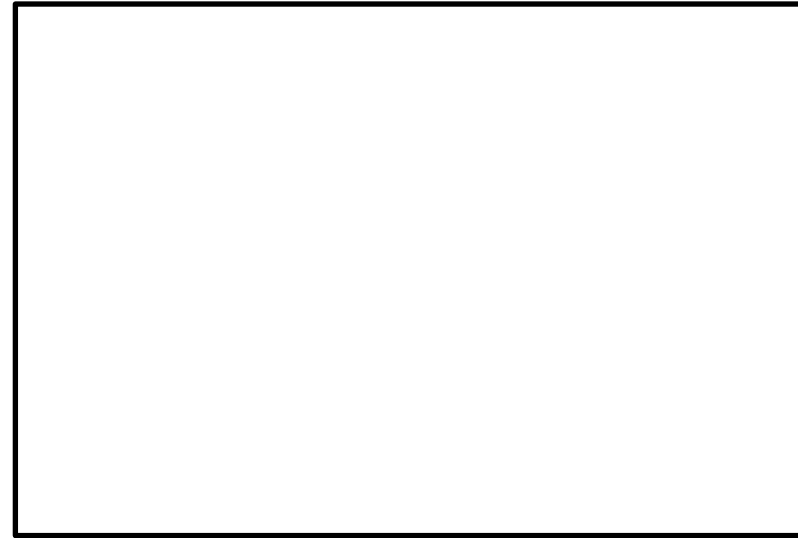
第5図 ホース敷設ルート (DG SW系代替冷却)

第7表 ホース敷設距離 (DG SW系代替冷却)

使用ホースサイズ: 200A

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離 (A)	並列数 (B)	必要長さ (C)=(A)×(B)
—	ルート①	SA用海水ピット	R/B南側壁面 (D/G室南側)	210m	250m	1	250m
- - -	ルート②			944m	950m	1	950m

・設備の相違  
**【東海第二】**  
 島根2号炉は、可搬の原子炉補機代替冷却系を四十八条の重大事故等対処設備としているが、東海第二は常設の緊急用海水系を重大事故等対処設備としており、海水を可搬型設備で接続口へ供給するルートを設定

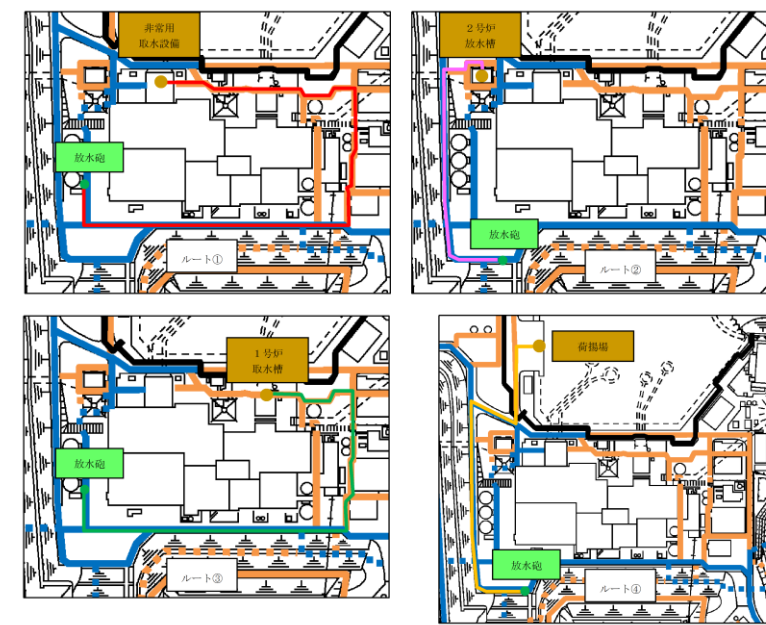


第6図 ホース敷設ルート (放射性物質拡散抑制)

第8表 ホース敷設距離 (放射性物質拡散抑制)

使用ホースサイズ : 300A

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離 (A)	並列数 (B)	必要長さ (C)=(A)×(B)
—	ルート①	SA用海水ピット	R/B 南側エリア	180m	200m	2	400m
- - -	ルート②			932m	950m	2	1,900m
—	ルート③	放水路		853m	900m	2	1,800m
- - -	ルート④			636m	650m	2	1,300m

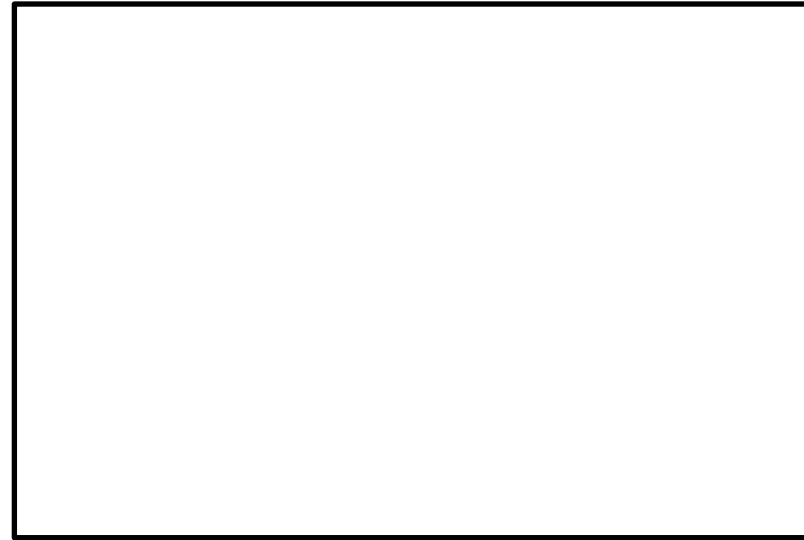


第6図 ホース敷設ルート (放射性物質拡散抑制)

第7表 ホース敷設距離 (放射性物質拡散抑制)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	非常用取水設備	放水砲	747m	755m
—	ルート②	2号炉放水槽		330m	355m
—	ルート③	1号炉取水槽		643m	655m
—	ルート④	荷揚場		545m	555m

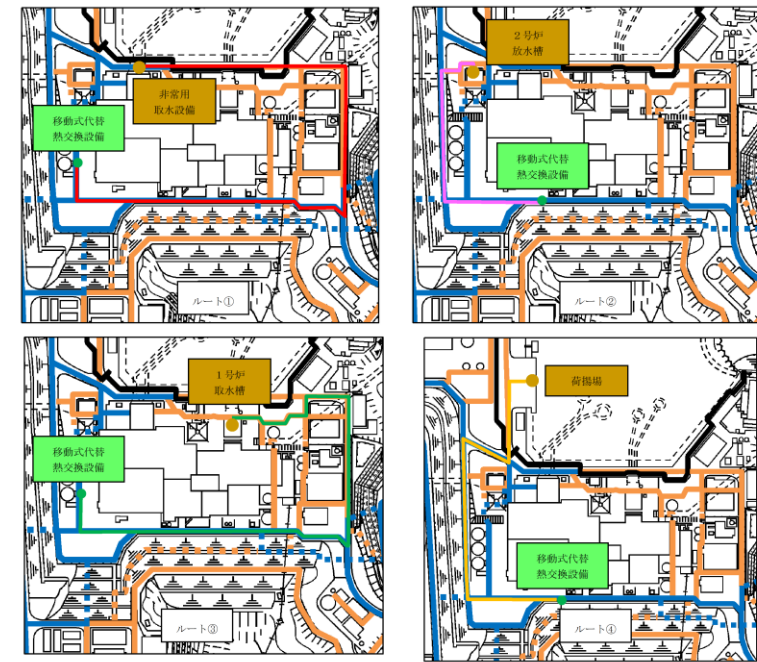
・設備の相違  
**【東海第二】**  
 島根2号炉は、複数の海水取水箇所から放水砲への海水送水ルートを設定



第7図 ホース敷設ルート (代替RHRS及び代替SFP冷却)

第9表 ホース敷設距離 (代替RHRS及び代替SFP冷却)  
使用ホースサイズ: 300A

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離 (A)	並列数 (B)	必要長さ (C)=(A)×(B)
—	ルート①	SA用海水ピット	東側接続口	355m	400m	2	800m
- - -	ルート②		西側接続口	253m	300m	2	600m
—	ルート③	放水路	東側接続口	499m	500m	2	1,000m
- - -	ルート④		西側接続口	798m	800m	2	1,600m

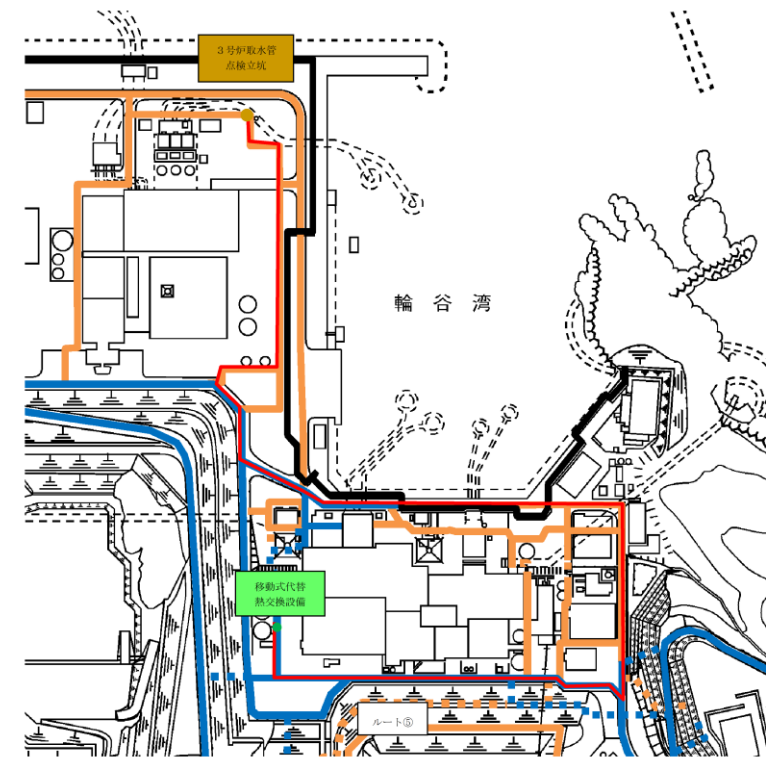


第7図 ホース敷設ルート (最終ヒートシンク (海) への代替熱輸送) (1/2)

第8表 ホース敷設距離 (最終ヒートシンク (海) への代替熱輸送) (1/2)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	非常用取水設備	移動式代替熱交換設備	908m	925m
—	ルート②	2号炉放水槽		388m	425m
—	ルート③	1号炉取水槽		815m	825m
—	ルート④	荷揚場		603m	625m

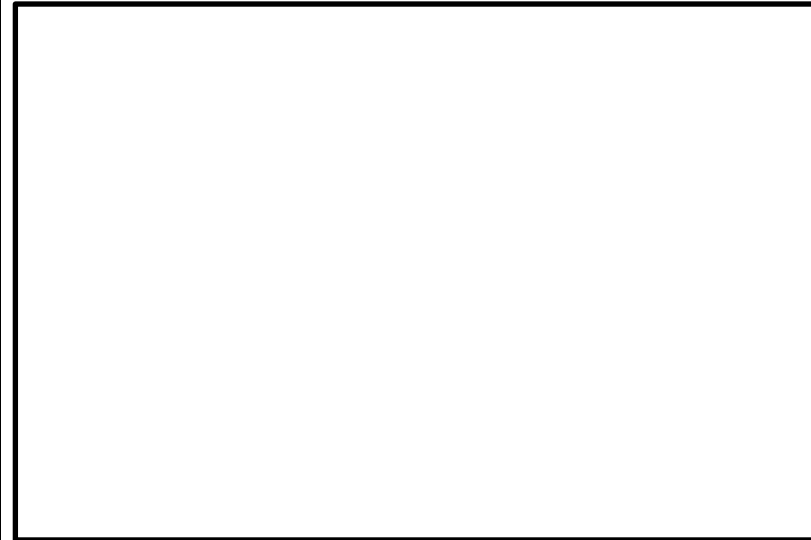
・設備の相違  
【東海第二】  
島根2号炉は、可搬の移動式代替熱交換設備へ海水を送水するルートを設定。  
東海第二は、常設熱交換器の海水系配管へ可搬型設備接続、海水送水するためのルートを設定



第7図 ホース敷設ルート (最終ヒートシンク (海) への代替熱輸送) (2 / 2)

第8表 ホース敷設距離 (最終ヒートシンク (海) への代替熱輸送) (2 / 2)

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート⑤	3号炉取水管 点検立坑	移動式代替 熱交換設備	1,529m	1,575m






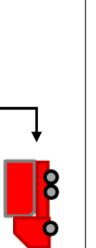

第8図 ホース敷設ルート (有効性評価で期待するルート)

第10表 ホース敷設距離

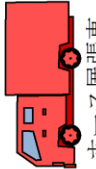
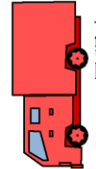
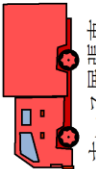

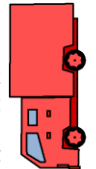
使用ホースサイズ：200A

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	評価用距離 (A)	並列数 (B)	必要長さ (C)=(A)×(B)
—	ルート①	西側淡水貯水設備	高所西側接続口	70m	100m	1	100m
- - -	ルート②		高所東側接続口	223m	250m	1	250m
—	ルート③		代替淡水貯槽	339m	350m	1	350m

第11表 ホースコンテナ及び展張車の配備イメージ

用途	ホース長さ	ホースコンテナ数	展張車数	配備イメージ
低圧代替注水 及び水源補給 (有効性評価) (200A)	(350m)	(カゴ台車) 7個	—	(西側及び南側保管場所に同数配備)  × 7 保管場所に配備される 運搬車両にて運搬可能
低圧代替注水 及び水源補給 (各種手順) (200A)	3,000m	3基	2台	(西側及び南側保管場所に同数配備) 
放射性物質拡散 抑制 (300A)	2,400m	4基	1台	(西側及び南側保管場所に同数配備) 
代替RHRS及び 代替SFP冷却 (300A)	1,800m	3基	1台	(西側及び南側保管場所に同数配備) 
消火活動 (150A)	2,000m	1基	1台	(西側保管場所に配備) 

第9表 ホースコンテナ及び展張車の配備イメージ

用途	ホース長さ	コンテナ数	展張車数	配備イメージ
低圧代替注水 及び水源補給	2,776m	—	中型ホース展張車 (150A) 【ホース 950m】 1台	第2・第3保管エリアに同数配備 
			大型ホース展張車 (150A) 【ホース 1,050m】 2台	第1・第4保管エリアに同数配備 
放射性物質拡散 抑制	755m	コンテナ1基 (820m/1基)	大型ホース展張車 (300A) 1台	第4保管エリアに同数配備 
			コンテナ2基 (820m/1基)	第1・第4保管エリアに同数配備 
最終ヒートシンク(海)への 代替熱輸送	1,575m	—	大型ホース展張車 (300A) 1台	ホース展張車 

・設備の相違  
【東海第二】  
用途に応じた、使用するホース長さ、コンテナ基数、車両台数の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考															
	<p style="text-align: center;">補足説明資料 (3) アクセスルート復旧時間評価の妥当性について</p> <p>1. 考慮する被害事象 地震によるアクセスルートへの影響を評価した結果、復旧時間評価に考慮する事象は、「周辺構造物の倒壊」と「周辺斜面の崩壊」である。(本文 5.4 項参照)</p> <p>2. 想定被害とアクセスルート確保方針 1項に示した事象が発生した場合の想定被害と撤去方針を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="952 709 1691 976"> <thead> <tr> <th>被害事象</th> <th>対象設備</th> <th>想定被害</th> <th>撤去方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">周辺構造物の損壊</td> <td>鉄骨造建屋※1</td> <td>建屋損壊</td> <td>重機による撤去(接続口付近は人力作業によるホース敷設)</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート造建屋※2</td> <td>建屋損壊</td> <td>重機による撤去は行わないが、人力作業によるホース敷設が可能な箇所はルートとして使用</td> </tr> <tr> <td>周辺斜面の崩壊</td> <td>T.P. +8m 西側擁壁※3</td> <td>土砂崩壊</td> <td>重機による撤去</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 アクセスルート確保時にがれき撤去が必要となる建屋は別紙(15)第5表参照          ※2 鉄筋コンクリート造建屋については、過去の被害状況から重機による撤去が困難な場合もあると想定          ※3 擁壁の外観は本文 第5.4.2-2 図A, 擁壁の場所は別紙(15)第2図参照</p> <p>3. 評価条件設定の考え方と妥当性 2項に従い、復旧時間評価条件の設定及び人力作業によるホース敷設の作業時間に係る考え方と妥当性を以下に示す。</p> <p>(1) 被害想定 a. 鉄骨造建屋の損壊 平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震時の宮城県、福島県、茨城県等の広範囲の地域の一般的な鉄骨造建築物の外観による被害調査結果によると、屋外への影響としては、ALC パネル等の外装材の脱落といった非構造部材の被害が各地で散見されているものの、柱、梁等の主要な構造部材に座屈や破断等の大きな被害は観察されていなかった。(過去の被害事例は4項に記載) 以上より、鉄骨造建屋の損壊によるアクセスルートへの影響は小さいものとするが、評価においては保守的に以下の条件を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>影響範囲としては、建屋設置位置から建屋高さ分の影響範囲を設定(別紙(15)第11図~第17図参照)</li> </ul>	被害事象	対象設備	想定被害	撤去方針	周辺構造物の損壊	鉄骨造建屋※1	建屋損壊	重機による撤去(接続口付近は人力作業によるホース敷設)	鉄筋コンクリート造建屋※2	建屋損壊	重機による撤去は行わないが、人力作業によるホース敷設が可能な箇所はルートとして使用	周辺斜面の崩壊	T.P. +8m 西側擁壁※3	土砂崩壊	重機による撤去		<p>・記載方針の相違 【東海第二】 島根 2 号炉は、地震によるアクセスルート復旧の妥当性について、机上の検討結果を別紙(12)に記載しており、その検討結果の妥当性を別紙(9)の訓練結果に記載</p>
被害事象	対象設備	想定被害	撤去方針															
周辺構造物の損壊	鉄骨造建屋※1	建屋損壊	重機による撤去(接続口付近は人力作業によるホース敷設)															
	鉄筋コンクリート造建屋※2	建屋損壊	重機による撤去は行わないが、人力作業によるホース敷設が可能な箇所はルートとして使用															
周辺斜面の崩壊	T.P. +8m 西側擁壁※3	土砂崩壊	重機による撤去															



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>・がれき重量としては、建屋全体重量を想定し、上記の影響範囲に堆積するものと仮定</p> <p>・がれき撤去時間の評価には、損壊を想定する建屋の中で最もがれき総重量が大きい屋内開閉所の単位重量 (215kg/m<sup>2</sup>) を使用</p> <p>b. 鉄筋コンクリート造建屋の損壊</p> <p>鉄筋コンクリート造建屋の損壊を想定した場合については、鉄骨造建屋と同様に建屋設置位置から建屋高さ分の影響範囲を設定し、アクセスルートへの影響評価にて車両通行に必要な幅員 (3m) を確保できない場合でも、人力作業によるホース敷設が可能な箇所はがれき撤去を行わずホース敷設ルートとして使用する。</p> <p>c. T.P. +8m 西側擁壁の土砂崩壊</p> <p>擁壁が損壊することを想定した場合の崩壊土砂の到達距離は、各種文献の記載を踏まえ、保守的に「2.0H (斜面高さの2倍)」と設定する。(別紙 (13) 参照)</p> <p>(2) 復旧時間評価条件の設定</p> <p>a. 建屋がれき撤去</p> <p>アクセスルート上に堆積したがれきをホイールローダで道路脇に押し出し撤去する場合の撤去速度を評価した。</p> <p>評価に当たっては以下の保守性を考慮し、復旧時間評価条件として妥当な設定であることを検証試験結果との比較により確認した。</p> <p>&lt;机上評価で考慮した保守性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・走行速度は1速の1/2に設定</li> <li>・がれき撤去幅がアクセスルートに必要な幅員 (5m) より小さい場合にも、5m幅でがれき撤去すると仮定</li> <li>・上記を考慮して評価した撤去速度 (30秒/12m (1.44km/h)) を復旧時間評価条件として設定</li> </ul> <p>&lt;復旧時間評価条件の妥当性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検証試験結果 (別紙 (20) 5.1 (2)) の中で最も遅いがれき撤去速度 (2.3km/h) と比較*し、復旧時間評価条件として妥当であることを確認</li> </ul>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>※ 以下の検証試験を実施し、撤去区間あたりの撤去速度が最も遅い検証試験1の結果を比較対象として選定</p> <p><b>【検証試験1】</b> 重機の押し出し動作が多く、撤去に要する時間が長くなることが想定されるケースとして、ルート of 左右に模擬がれきを押し出す場合の撤去速度を確認 (別紙 (20) 5.1 参照)</p> <p><b>【検証試験2】</b> 重機に加わる荷重を徐々に増加させ、重機の撤去速度が徐々に低下することが想定されるケースとして、模擬がれきを徐々に増加させた場合の撤去速度を確認 (別紙 (20) 5.2 参照)</p> <p><b>【検証試験3】</b> 重機が評価上の最大けん引力 (7t) で押し出しが可能であることを確認 (別紙 (20) 5.3 参照)</p> <p>b. 人力作業によるホース敷設 アクセスルート上の人力作業によるホース敷設時間は、訓練実績をもとに設定している。</p> <p><b>【訓練実績 (第1図)】</b> 実施日時：平成 26 年 8 月 27 日 人数：8 人 訓練概要：緊急時接続用配管への海水送水模擬訓練にて、50m ホース 3 本を 150m にわたり人力にて敷設 作業内容：ホース展張車からの 50m ホースの引出し (5分×ホース 3 本) ホースの切り離し・接続 (1分×ホース 3 本)</p> <div data-bbox="952 1562 1706 1854">  </div> <p>第1図 ホース人力敷設訓練の状況</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
	<p>上記に示す訓練結果をもとに、人力によるホース敷設が可能となる以下の箇所についてホース敷設時間を評価した。</p> <p>作業時間は訓練実績をもとに以下のとおり設定</p> <table border="1" data-bbox="955 457 1706 630"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業目的</th> <th rowspan="2">敷設ホース</th> <th colspan="3">時間</th> </tr> <tr> <th>人力敷設時間</th> <th>車両移動時間</th> <th>合計時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉注水</td> <td>50m : 3本</td> <td>18分 (21.6分) ※1</td> <td>11分</td> <td>35分※2</td> </tr> <tr> <td>水源補給</td> <td>50m : 1本</td> <td>6分 (7.2分) ※1</td> <td>11分</td> <td>20分※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ( )内は作業時間を1.2倍し、保守性を考慮した時間  ※2 作業の合計時間については5分単位で切り上げを実施</p> <p>&lt;机上評価で考慮した保守性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訓練実績をもとに評価した作業時間に保守性を考慮し1.2倍として設定</li> <li>作業の合計時間は、5分単位で切上げし余裕を考慮した時間で設定</li> </ul> <p>&lt;復旧時間評価条件の妥当性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訓練実績に余裕を考慮した作業時間で評価している。</li> </ul> <p>c. 崩壊土砂撤去</p> <p>アクセスルート上に流入した土砂をホイールローダで道路脇に押し出し撤去する場合の作業量を評価した。</p> <p>評価に当たっては以下の保守性を考慮し、復旧時間評価条件として妥当な設定であることを検証試験結果との比較により確認した。</p> <p>&lt;机上評価で考慮した保守性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂撤去に関連する各種文献の作業量を比較し、最も小さい作業量 (66m<sup>3</sup>/h) を復旧時間評価条件として設定 (別紙 (23) 参照)</li> </ul> <p>&lt;復旧時間評価条件の妥当性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検証試験結果 (別紙 (20) 5.4 (2) ) の中で最も小さい作業量 (78m<sup>3</sup>/h) と比較し、復旧時間評価条件として妥当であることを確認</li> </ul> <p>以上より、ホイールローダによるアクセスルート復旧時</p>	作業目的	敷設ホース	時間			人力敷設時間	車両移動時間	合計時間	原子炉注水	50m : 3本	18分 (21.6分) ※1	11分	35分※2	水源補給	50m : 1本	6分 (7.2分) ※1	11分	20分※2		
作業目的	敷設ホース			時間																	
		人力敷設時間	車両移動時間	合計時間																	
原子炉注水	50m : 3本	18分 (21.6分) ※1	11分	35分※2																	
水源補給	50m : 1本	6分 (7.2分) ※1	11分	20分※2																	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="1003 212 1531 243">間の評価条件が妥当であることを確認した。</p> <p data-bbox="943 302 1234 333">4. 過去の被害事例</p> <p data-bbox="973 348 1703 646">東北地方太平洋沖地震時の鉄骨造建築物の被害状況について文献<sup>*1</sup><sup>*2</sup>で確認した。宮城県、福島県、茨城県等の広範囲の地域の一般的な鉄骨造建築物の外観による被害調査を実施した結果、屋外への影響としては、ALCパネル等の外装材の脱落といった非構造部材の被害が各地で散見されているものの、柱、梁等の主要な構造部材に座屈や破断等の大きな被害は観察されていなかった。(第2図)</p> <div data-bbox="952 705 1709 1066">  </div> <p data-bbox="1032 1068 1665 1096">外装材の脱落, ガラス破損      ALCパネルの脱落</p> <p data-bbox="1062 1108 1596 1140">第2図 東北地方太平洋沖地震時の被害状況</p> <p data-bbox="973 1199 1703 1545">国内においては、東北地方太平洋沖地震以外の震災についても鉄骨造建築物の被害調査が実施されている。他の震災における鉄骨造建築物の被害状況を文献<sup>*3</sup><sup>*4</sup><sup>*5</sup><sup>*6</sup>にて確認した結果、新潟県中越地震(第3図)、新潟県中越沖地震(第4図)、熊本地震(第5-1図、第5-2図)において、一部の建築物等に筋かい材の座屈・破断及び柱脚部の被害が確認されていたが、倒壊に至るような大きな被害を受けた鉄骨造建築物は見られなかった。</p>		



内観 筋かい材ボルト破断 間柱脚部アンカーボルト破断



ブレース材の座屈

第3図 新潟県中越地震時の被害状況



外観 筋かい材プレート破断




































アンカーボルト引き抜け 柱脚部コンクリート破壊

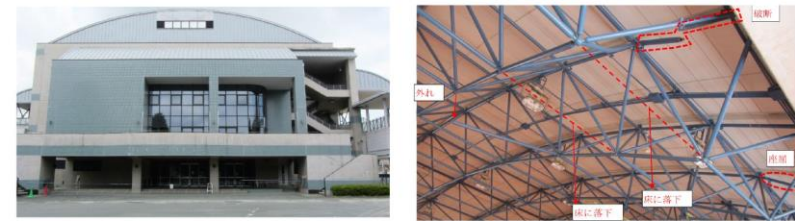


筋かい材の座屈 (刈羽村) 柱脚部コンクリートの割れ・剥落 (長岡市)

第4図 新潟県中越沖地震時の被害状況



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="952 233 1205 380"></td> <td data-bbox="1205 233 1457 380"></td> <td data-bbox="1457 233 1709 380"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 380 1205 436">建築物 01 (建設年 1987 年頃) 倒壊</td> <td data-bbox="1205 380 1457 436">建築物 02 (建設年 1971 年) 大破</td> <td data-bbox="1457 380 1709 436">建築物 03 (建設年 1980 年) 大破</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 436 1205 583"></td> <td data-bbox="1205 436 1457 583"></td> <td data-bbox="1457 436 1709 583"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 583 1205 640">建築物 04 (建設年 1976 年) 大破</td> <td data-bbox="1205 583 1457 640">建築物 05 (建設年 1993 年) 大破</td> <td data-bbox="1457 583 1709 640">建築物 06 (建設年 1986 年) 大破</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 640 1205 787"></td> <td data-bbox="1205 640 1457 787"></td> <td data-bbox="1457 640 1709 787"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 787 1205 844">建築物 07 (建設年 1982 年以前) 大破</td> <td data-bbox="1205 787 1457 844">建築物 08 (建設年 1982 年以前) 大破</td> <td data-bbox="1457 787 1709 844">建築物 09 (建設年 1995 年) 大破</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 844 1205 991"></td> <td data-bbox="1205 844 1457 991"></td> <td data-bbox="1457 844 1709 991"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 991 1205 1047">建築物 10,11 (建設年 2006 年) 大破</td> <td data-bbox="1205 991 1457 1047">建築物 12 (建設年 1982 年) 大破</td> <td data-bbox="1457 991 1709 1047">建築物 13 (建設年 1985 年) 大破</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 1047 1205 1194"></td> <td data-bbox="1205 1047 1457 1194"></td> <td data-bbox="1457 1047 1709 1194"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 1194 1205 1251">建築物 14 (建設年 1992-1997 年) 大破</td> <td data-bbox="1205 1194 1457 1251">建築物 15 (建設年 2000 年) 大破</td> <td data-bbox="1457 1194 1709 1251">建築物 16 (建設年 2003-2008 年) 大破</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1113 1283 1534 1318">第 5-1 図 熊本地震時の被害状況</p>				建築物 01 (建設年 1987 年頃) 倒壊	建築物 02 (建設年 1971 年) 大破	建築物 03 (建設年 1980 年) 大破				建築物 04 (建設年 1976 年) 大破	建築物 05 (建設年 1993 年) 大破	建築物 06 (建設年 1986 年) 大破				建築物 07 (建設年 1982 年以前) 大破	建築物 08 (建設年 1982 年以前) 大破	建築物 09 (建設年 1995 年) 大破				建築物 10,11 (建設年 2006 年) 大破	建築物 12 (建設年 1982 年) 大破	建築物 13 (建設年 1985 年) 大破				建築物 14 (建設年 1992-1997 年) 大破	建築物 15 (建設年 2000 年) 大破	建築物 16 (建設年 2003-2008 年) 大破		
																																	
建築物 01 (建設年 1987 年頃) 倒壊	建築物 02 (建設年 1971 年) 大破	建築物 03 (建設年 1980 年) 大破																															
																																	
建築物 04 (建設年 1976 年) 大破	建築物 05 (建設年 1993 年) 大破	建築物 06 (建設年 1986 年) 大破																															
																																	
建築物 07 (建設年 1982 年以前) 大破	建築物 08 (建設年 1982 年以前) 大破	建築物 09 (建設年 1995 年) 大破																															
																																	
建築物 10,11 (建設年 2006 年) 大破	建築物 12 (建設年 1982 年) 大破	建築物 13 (建設年 1985 年) 大破																															
																																	
建築物 14 (建設年 1992-1997 年) 大破	建築物 15 (建設年 2000 年) 大破	建築物 16 (建設年 2003-2008 年) 大破																															



外観 筋かい材の座屈・落下



筋かい材の変形 ブレース孔欠損部の破断



柱脚部コンクリートのひび割れ 支承部コンクリート側方破壊

第5-2図 熊本地震時の被害状況

参考文献

- ※1 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震調査研究(速報)(東日本大震災),平成23年5月国土交通省国土技術政策総合研究所,独立行政法人建築研究所
- ※2 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震調査報告,平成24年3月国土交通省国土技術政策総合研究所,独立行政法人建築研究所
- ※3 平成16年(2004年)新潟県中越地震被害に係わる現地調査概要,国土交通省国土技術政策総合研究所
- ※4 平成19年(2007年)新潟県中越沖地震建築物被害調査報告,国土交通省国土技術政策総合研究所,独立行政法人建築研究所
- ※5 平成28年(2016年)熊本地震による建築物等被害第八次調査報告(上益城郡益城町における鉄骨造建築物の調査速報),国土交通省国土技術政策総合研究所,国立研究開発法人建築研究所
- ※6 平成28年(2016年)熊本地震による建築物等被害第13次調査報告(学校体育館等の被害調査速報),国土交通省国土技術政策総合研究所,国立研究開発法人建築研究所

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">補足説明資料 (4)</p> <p>地震時における屋外アクセスルートへの放射線影響について</p> <p>発電所内の構造物が地震により損壊することを想定した場合の屋外アクセスルートへの放射線影響について検討した。</p> <p>1. 損壊を想定する構造物</p> <p>防潮堤内側に設置される構造物のうち、耐震Sクラス (S<sub>s</sub> 機能維持含む。) の構造物*を除く全ての構造物が地震により損壊することを想定する。</p> <p>※ 原子炉建屋, 廃棄物処理建屋, 常設代替高圧電源装置, 緊急時対策所建屋, 排気筒</p> <p>2. 構造物損壊時の放射線影響</p> <p>1. において損壊を想定する構造物のうち、放射性物質を内包する設備等を含む構造物 (以下「構造物」という。) を以下に示す。構造物の配置を第1図に、構造物が地震により損壊した場合の放射線影響を第1表に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サンプルタンク室 (R/W)</li> <li>・ヘパフィルター室</li> <li>・給水加熱器保管庫</li> <li>・固体廃棄物貯蔵庫 A 棟</li> <li>・固体廃棄物貯蔵庫 B 棟</li> <li>・東海発電所の各建屋</li> </ul> <p>なお、上記に示す構造物の他に、タービン建屋、サービス建屋、チェックポイント建屋に線源となる設備があるが、各建屋内にある線源から屋外アクセスルートまでは十分に離れていることから、重大事故等対応に影響を及ぼすものではないと考えている。</p> <p>3. 屋外アクセスルートへの放射線影響</p> <p>2. に示した構造物が地震により損壊した場合の屋外アクセスルートに対する放射線影響について検討した結果、重大事故等対応に影響を及ぼすものはないと考える。</p> <p>(1) 重大事故等対応において、ポンプ設置作業を実施することにより、作業時間が比較的長くなる場所となる水源 (代替淡水貯槽, 西側淡水貯水設備) 付近に構造物が設置されていない</p>	<p style="text-align: right;">補足 (11)</p> <p>地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について</p> <p>発電所内の構造物が地震により損壊することを想定した場合のアクセスルートへの放射線影響について検討した。</p> <p>1. 損壊を想定する構造物</p> <p>防波壁内側に設置される構造物のうち、耐震Sクラス (S<sub>s</sub> 機能維持含む。) の構造物*を除く全ての構造物が地震により損壊することを想定する。</p> <p>※: 別紙(28)第5表及び第6表の評価結果により耐震評価に基づき影響がないことを確認した構造物</p> <p>2. 構造物損壊時の放射線影響</p> <p>1. において損壊を想定する構造物のうち、放射性物質を内包する設備等を含む構造物 (以下「構造物」という。) を以下に示す。構造物の配置を第1図に、構造物が地震により損壊した場合の放射線影響を第1表に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固体廃棄物貯蔵所 B 棟</li> </ul> <p>なお、上記に示す構造物の他に、サイトバンカ建物、固体廃棄物貯蔵所 A 棟、固体廃棄物貯蔵所 C 棟、固体廃棄物貯蔵所 D 棟に線源となる設備があるが、各建物内にある線源からアクセスルートまでは十分に離れていることから、重大事故等対応に影響を及ぼすものではないと考えている。</p> <p>3. アクセスルートへの放射線影響</p> <p>2. に示した構造物が地震により損壊した場合のアクセスルートに対する放射線影響について検討した結果、重大事故等対応に影響を及ぼすものはないと考える。</p> <p>(1) 重大事故等対応において、ポンプ設置作業を実施することにより、作業時間が比較的長くなる場所となる可搬型設備の作業場所 (2号炉原子炉建物周辺, 2号炉取水槽周辺) 付近に構造物が設置されていない。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は、発電所内の構造物が地震により損壊することを想定した場合の屋外アクセスルートへの放射線影響について検討</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>損壊を想定する構造物のうち、放射性物質を内包する設備等の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>作業時間が比較的長</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>(2) <u>東側接続口に近い場所に構造物（サンプルタンク室（R/W）、ヘパフィルター室）が設置されているが、当該構造物が損壊した場合の放射線影響は小さい</u></p> <p>(3) 比較的線量率の高い構造物（固体廃棄物貯蔵庫）の周辺に屋外アクセスルートが設定されているが、可搬型設備の通行又はホース敷設作業時に一時的に通過する場所であり、長期間滞在することはないため、放射線影響は小さい</p> <div data-bbox="952 758 1706 1346" style="border: 1px solid black; height: 280px; width: 254px; margin: 10px auto;"></div> <p>第1図 地震による損壊を想定する放射性物質を内包する構造物</p>	<p>(2) <u>比較的線量率の高い構造物（固体廃棄物貯蔵所B棟）の周辺にアクセスルートが設定されているが、可搬型設備の通行時に一時的に通過する場所であり、長期間滞在することはないため、放射線影響は小さい。</u></p> <div data-bbox="1754 705 2475 1310" style="text-align: center;"> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● : アクセスルート（車両・要員）</li> <li>● : アクセスルート（要員）</li> <li>● : サブルート（車両・要員）</li> <li>● : サブルート（要員）</li> <li>■ : 防波壁</li> <li>■ : 可搬型設備作業場所</li> </ul> <p>図中のラベル: 3号炉, 2号炉取水槽, サイトバンカ建物, 固体廃棄物貯蔵所A棟, 2号炉原子炉建物, 2号炉, 1号炉, 固体廃棄物貯蔵所C棟, 固体廃棄物貯蔵所B棟, 固体廃棄物貯蔵所D棟</p> <p>スケール: 0, 250, 500 m</p> </div> <p>第1図 地震による損壊を想定する放射性物質を内包する構造物</p>	<p>くなる場所の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>損壊を想定する構造物の相違</p>

第1表 構造物損壊時の放射線影響

構造物名称	放射性物質を内包する設備等	放射線影響 (構造物損壊時)
サンプルタンク室(R/W)	サンプルタンク	0.1mSv/h以下 <sup>※2</sup>
ヘパフィルター室	ヘパフィルター	0.1mSv/h以下 <sup>※3</sup>
給水加熱器保管庫	保管容器	0.1mSv/h以下 <sup>※4</sup>
固体廃棄物貯蔵庫A棟	ドラム缶 <sup>※1</sup>	約2mSv/h <sup>※5</sup>
固体廃棄物貯蔵庫B棟	ドラム缶 <sup>※1</sup>	約2mSv/h <sup>※5</sup>
東海発電所の各建屋	—	約0.15mSv/h <sup>※6</sup>

- ※1 雑固体廃棄物(管理区域内の作業によって生じた金属や養生シート等の可燃雑物), セメントや溶融体等の固化された物, 焼却炉で可燃を燃やした後の灰等を保管
- ※2 サンプルタンク表面
- ※3 ヘパフィルター表面
- ※4 保管容器表面
- ※5 ドラム缶表面
- ※6 屋外アクセスルート沿いには東海発電所の各建屋があるが, 最高でも約0.15mSv/hであり屋外アクセスルートに対する影響はない(別紙26参照)

第1表 構造物損壊時の放射線影響

構造物名称	放射性物質を内包する設備等	放射線影響 (構造物損壊時)
固体廃棄物貯蔵所B棟	ドラム缶 <sup>※1</sup>	約2mSv/h <sup>※2</sup>

※1: 雑固体廃棄物(管理区域内の作業によって生じた金属や養生シート等の可燃雑物), セメントや溶融体等の固化された物, 焼却炉で可燃物を燃やした後の灰等を保管

※2: ドラム缶表面

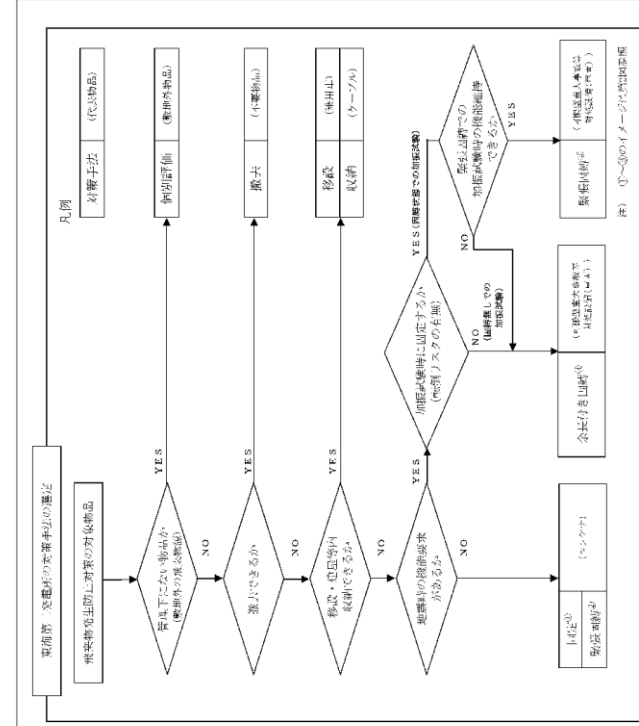
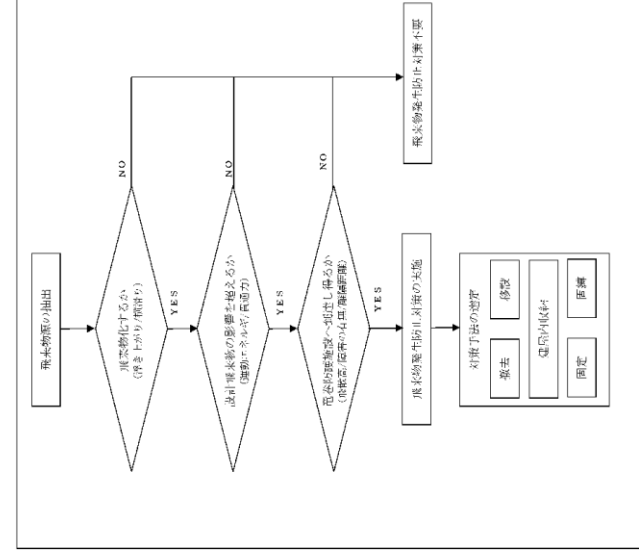
・設備の相違  
【東海第二】  
損壊を想定する構造物の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
	<p style="text-align: right;">補足説明資料 (5)</p> <p style="text-align: center;">竜巻対策固縛を解除する時間の考慮について</p> <p>1. 竜巻対策固縛の概要 可搬型設備は、竜巻防護施設及び竜巻防護施設に波及的影響を及ぼす施設に悪影響を及ぼす可能性のある飛来物源として、飛来物発生防止対策の選定フローに従い選定した対策手法により固縛を実施する。 第1図に東海第二発電所の飛来物発生防止対策の選定フロー、第2図に飛来物発生防止対策の例を示す。 可搬型設備は、上記の選定フローに従い、緊張固縛又は余長付き固縛のいずれかの対策手法により保管場所に固縛することとしている。</p> <p>2. 固縛解除作業の想定時間 第1表に可搬型設備の出動準備に係る作業内容と作業時間を示す。  竜巻対策固縛の解除は、重大事故等時における可搬型設備の出動準備30分のうち、車両等出動前確認の約10分で行うことを想定する。</p> <p style="text-align: center;">第1表 可搬型設備の出動準備作業時間と固縛解除作業の 想定時間</p> <table border="1" data-bbox="964 1486 1697 1690"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>作業時間</th> <th>合計時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防護具着用</td> <td>約15分</td> <td rowspan="3">約30分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所建屋から保管場所までの移動</td> <td>約5分</td> </tr> <tr> <td>車両等出動前確認 (可搬型設備の固縛解除を含む。)</td> <td>約10分</td> </tr> </tbody> </table>	作業内容	作業時間	合計時間	防護具着用	約15分	約30分	緊急時対策所建屋から保管場所までの移動	約5分	車両等出動前確認 (可搬型設備の固縛解除を含む。)	約10分	<p style="text-align: right;">補足 (12)</p> <p style="text-align: center;">飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について</p> <p>1. 飛来物発生防止対策のうち固縛の概要 可搬型設備は、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼす施設に悪影響を及ぼす可能性のある飛来物源として、飛来物発生防止対策の選定フローに従い選定した対策手法により固縛を実施する。 第1図に島根原子力発電所2号炉の飛来物発生防止対策の選定フロー、第2図に飛来物発生防止対策の例を示す。 可搬型設備は、上記の選定フローに従い、固定、緊張固縛又は余長付き固縛のいずれかの対策手法により保管場所に固縛することとしている。</p> <p>2. 固縛解除作業の想定時間 第1表に飛散物発生防止対策エリア内に位置する第3保管エリアにおける可搬型設備の出動準備に係る作業内容と作業時間を示す。 飛来物発生防止対策のうち固縛の解除は、重大事故等時における可搬型設備の出動準備約40分のうち、車両等出動前確認の約10分で行うことを想定する。</p> <p style="text-align: center;">第1表 可搬型設備の出動準備作業時間と固縛解除作業の 想定時間</p> <table border="1" data-bbox="1757 1470 2490 1663"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>作業時間</th> <th>合計時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所から保管場所までの移動 (第3保管エリアの場合)</td> <td>約30分</td> <td rowspan="2">約40分</td> </tr> <tr> <td>車両等出動前確認 (可搬型設備の固縛解除を含む。)</td> <td>約10分</td> </tr> </tbody> </table>	作業内容	作業時間	合計時間	緊急時対策所から保管場所までの移動 (第3保管エリアの場合)	約30分	約40分	車両等出動前確認 (可搬型設備の固縛解除を含む。)	約10分	<p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮を補足説明</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉は、保管場所のうち第3保管エリアのみが飛来物発生防止対策エリア内に位置する</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 プラントの相違による作業時間の相違</p> <p>・記載表現の相違 【東海第二】 島根2号炉は、可搬型設備の出動準備作業時間とは別に防護具準備の時間 (約10分) を確保している。東海第二は可搬型設備の出動</p>
作業内容	作業時間	合計時間																			
防護具着用	約15分	約30分																			
緊急時対策所建屋から保管場所までの移動	約5分																				
車両等出動前確認 (可搬型設備の固縛解除を含む。)	約10分																				
作業内容	作業時間	合計時間																			
緊急時対策所から保管場所までの移動 (第3保管エリアの場合)	約30分	約40分																			
車両等出動前確認 (可搬型設備の固縛解除を含む。)	約10分																				

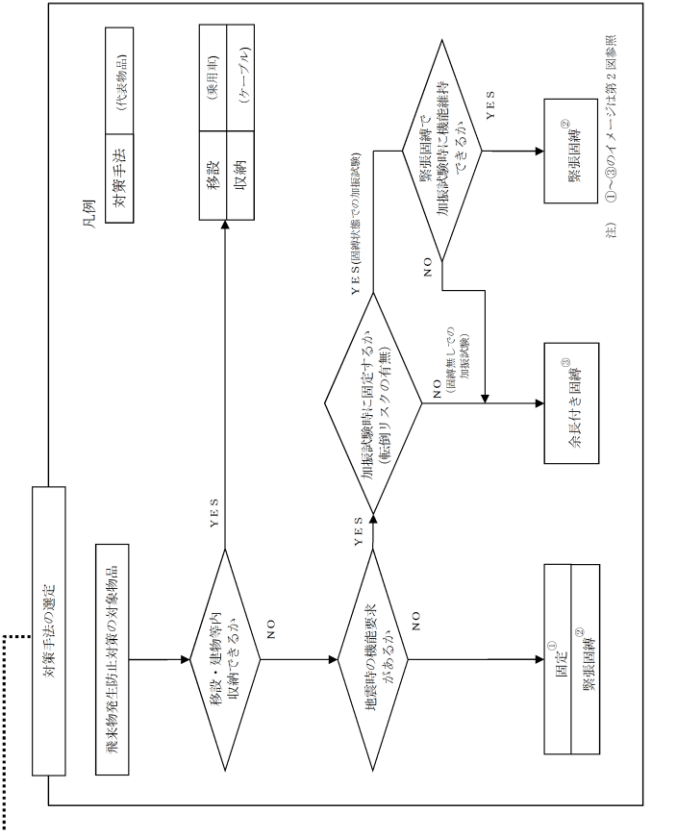
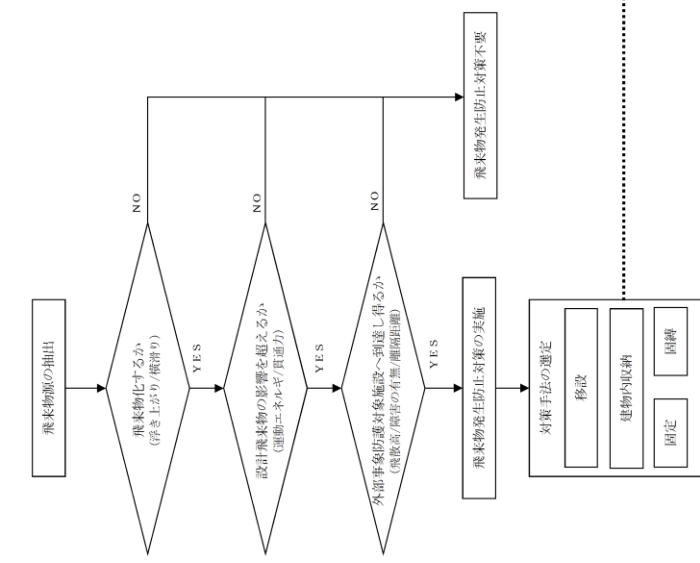
準備作業時間の中に着用の時間を含めている

・立地条件の相違  
**【東海第二】**  
 島根2号炉は、敷地近傍に隣接事業所はない

【飛来物発生防止対策のフロー】  
 ・現地調査による飛来物発生防止対策の選定フローを下記に示す。



第1図 東海第二発電所の飛来物発生防止対策の選定フロー



第1図 島根原子力発電所2号炉の飛来物発生防止対策の選定フロー

【飛来物発生防止対策（固定、固縛）の手法の例】  
 ・飛来物発生防止対策のうち、固定及び固縛の手法の例を下図に示す。

手法	対策の概要図	
①固定		飛来物源に固定金具を取り付けて固定
②緊張固縛		飛来物源に車輪部を連結材と固定金具を用いて固定
		飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固定
③余長付き固縛	(通常時) 	飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固縛 【動き代がある】
	(地震時(展張の可能性もある)) 	
	(竜巻時(展張)) 	

第2図 飛来物発生防止対策の例

3. 固縛解除作業の想定時間の妥当性

車両等出動前確認の作業内容と固縛解除作業の想定時間の妥当性について以下に示す。

(1) 車両等出動前確認の作業内容等

重大事故等時の初動対応として出動が想定される可搬型設備は、アクセスルート確保に使用するホイールローダ、給水確保に使用する可搬型代替注水大型ポンプ又は可搬型

【飛来物発生防止（固定、固縛）の手法の例】  
 ・飛来物発生防止対策のうち、固定及び固縛の手法の例を下図に示す。

手法	対策の概要図	
①固定		飛来物源に固定金具を取り付けて固定
②緊張固縛		飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固縛
③余長付き固縛		飛来物源を連結材（ロープ）を用いて固縛 【動き代がある】

第2図 飛来物発生防止対策の例

3. 固縛解除作業の想定時間の妥当性

車両等出動前確認の作業内容と固縛解除作業の想定時間の妥当性について以下に示す。

(1) 車両等出動前確認の作業内容等

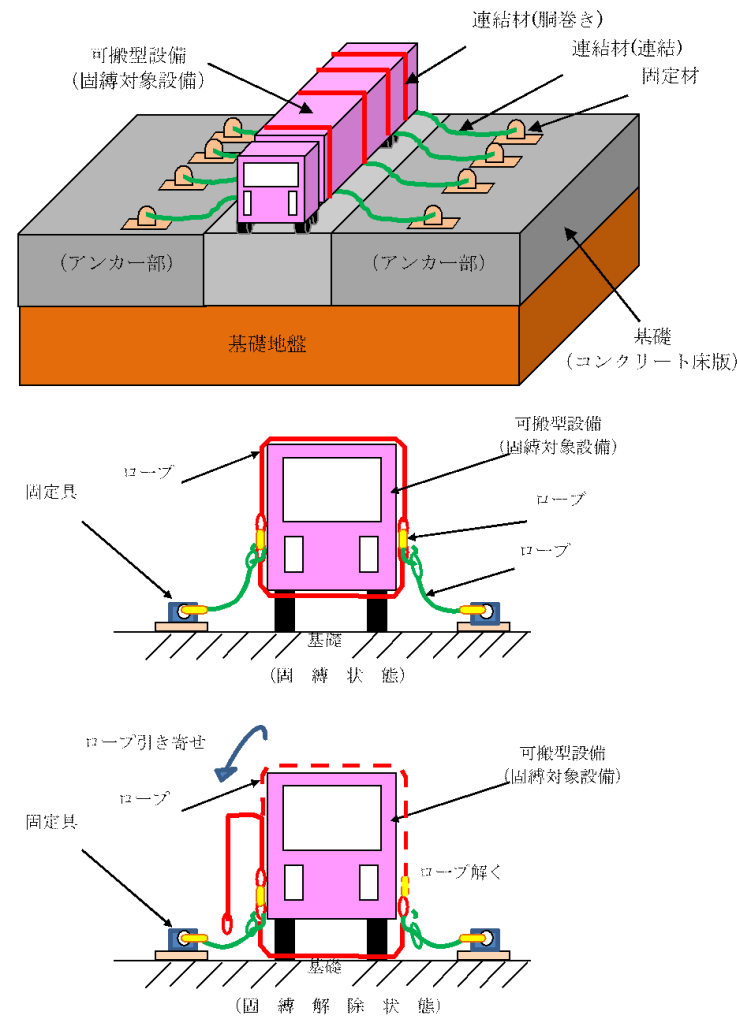
飛散物発生防止対策エリア内に位置する第3保管エリアに保管する可搬型設備は、ホイールローダ、大量送水車、中型ホース展張車（150A）、タンクローリ及び予備として保管する大型送水ポンプ車、移動式代替熱交換設備、高圧発電機車がある。その中で、重大事故等時の初動対応として出動が想定される可搬型設備は、アクセスルート確保に使用するホイールローダ、給水確保に使用する大量送水車

・固縛方法の相違  
 【東海第二】  
 島根2号炉は、車両の固縛は余長付き固縛を実施する

・設備の相違  
 【東海第二】  
 島根2号炉は、予備を除いた可搬型設備について、固縛解除作業の想定時間の妥当性を確認



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
	<p>代替注水中型ポンプ並びにそのホース展張車である。車両等出動前確認においては、これらの可搬型設備について以下の作業を実施する。</p> <p>a. 可搬型設備の固縛解除及び車輪止め取り外し</p> <p>第3図に可搬型設備の固縛解除の概要、第2表に重大事故等時の初動対応において固縛解除する箇所数を示す。</p> <p>第2表に示す固縛箇所数に対して、固縛解除は2名1組で対応することとし、固縛箇所1箇所当たりの作業時間については、<u>模擬訓練の結果を踏まえ、約1分と設定する。</u>また、固縛解除に<u>合わせて車輪止めの取り外しを行う。</u></p> <p><b>第2表 重大事故等時の初動対応において固縛解除する箇所数※</b></p> <table border="1" data-bbox="955 898 1682 1262"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象設備</th> <th rowspan="2">台数 (台)</th> <th colspan="2">固縛箇所数 (箇所)</th> </tr> <tr> <th>1台あたり</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水大型ポンプ</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>(可搬型代替注水中型ポンプ)</td> <td>(2)</td> <td>(5)</td> <td>(10)</td> </tr> <tr> <td>ホース展張車</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td colspan="3">初動対応で固縛解除する箇所数</td> <td>25 (30)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 西側 (又は南側) 保管場所において、初動対応として出動が想定される可搬型設備を対象とする</p>	対象設備	台数 (台)	固縛箇所数 (箇所)		1台あたり	合計	ホイールローダ	2	4	8	可搬型代替注水大型ポンプ	1	5	5	(可搬型代替注水中型ポンプ)	(2)	(5)	(10)	ホース展張車	3	4	12	初動対応で固縛解除する箇所数			25 (30)	<p>及びその中型ホース展張車 (150A) , 燃料補給に使用するタンクローリである。<u>車両等出動前確認においては、これらの可搬型設備について以下の作業を実施する。</u></p> <p>a. 可搬型設備の固縛解除及び輪留め取り外し</p> <p>第3図に可搬型設備の固縛解除の概要、第2表に重大事故等時の初動対応において固縛解除する箇所数を示す。<u>なお、ホイールローダは、飛散評価により飛来物とならないことから固縛不要である。</u></p> <p>第2表に示す固縛箇所数に対して、固縛解除は2名1組で対応することとし、固縛箇所1箇所当たりの作業時間については、<u>約1分と設定する。</u>また、固縛解除に併せて<u>輪留めの取り外しを行う。</u></p> <p><b>第2表 重大事故等時の初動対応において固縛解除する箇所数※</b></p> <table border="1" data-bbox="1745 890 2496 1131"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象設備</th> <th rowspan="2">台数 (台)</th> <th colspan="2">固縛箇所数 (箇所)</th> </tr> <tr> <th>1台あたり</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型ホース展張車 (150A)</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>大量送水車</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="3">初動対応で固縛解除する箇所数</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：第3保管エリアにおいて、初動対応として出動が想定される可搬型設備を対象とする。 また、固縛箇所数は今後の検討結果等により変更となる可能性があるが、作業時間に影響がない範囲で行う。</p>	対象設備	台数 (台)	固縛箇所数 (箇所)		1台あたり	合計	中型ホース展張車 (150A)	1	3	3	大量送水車	1	3	3	タンクローリ	1	3	3	初動対応で固縛解除する箇所数			9	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>重大事故等時の初動対応において固縛解除する対象車両及び固縛箇所数の相違</p>
対象設備	台数 (台)			固縛箇所数 (箇所)																																															
		1台あたり	合計																																																
ホイールローダ	2	4	8																																																
可搬型代替注水大型ポンプ	1	5	5																																																
(可搬型代替注水中型ポンプ)	(2)	(5)	(10)																																																
ホース展張車	3	4	12																																																
初動対応で固縛解除する箇所数			25 (30)																																																
対象設備	台数 (台)	固縛箇所数 (箇所)																																																	
		1台あたり	合計																																																
中型ホース展張車 (150A)	1	3	3																																																
大量送水車	1	3	3																																																
タンクローリ	1	3	3																																																
初動対応で固縛解除する箇所数			9																																																



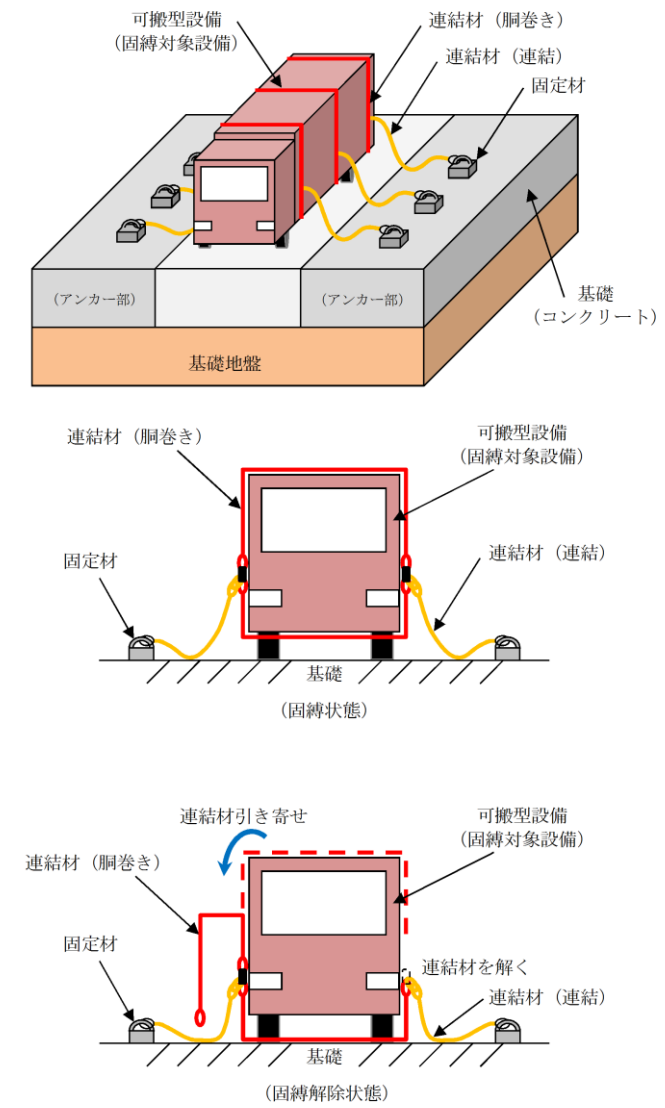
第3図 可搬型設備の固縛解除の概要

b. 外観点検及びエンジン始動

外観点検及びエンジン始動は2名1組で対応することとし、徒歩による移動速度(4km/h)に余裕を考慮した時間として、可搬型設備1台当たり約1分と設定する。

(2) 固縛解除作業の想定時間の妥当性

重大事故等時の初動対応において、可搬型設備の出動準備は保修班要員12名で実施する。想定時間の妥当性確認に当たっては、保守的に以下の事項を考慮する。



※：今後の検討結果等により変更となる可能性があるが、作業時間に影響がない範囲で行う。

第3図 可搬型設備の固縛解除の概要

b. 外観点検及びエンジン始動

外観点検及びエンジン始動は2名1組で対応することとし、徒歩による移動速度(4km/h)に余裕を考慮した時間として、可搬型設備1台当たり約1分と設定する。

(2) 固縛解除作業の想定時間の妥当性

重大事故等時の初動対応において、固縛対象となる可搬型設備の出動準備は緊急時対策要員9名で実施する。想定時間の妥当性確認に当たっては、保守的に以下の事項を考慮する。

・体制の相違  
【東海第二】  
可搬型設備の出動準備

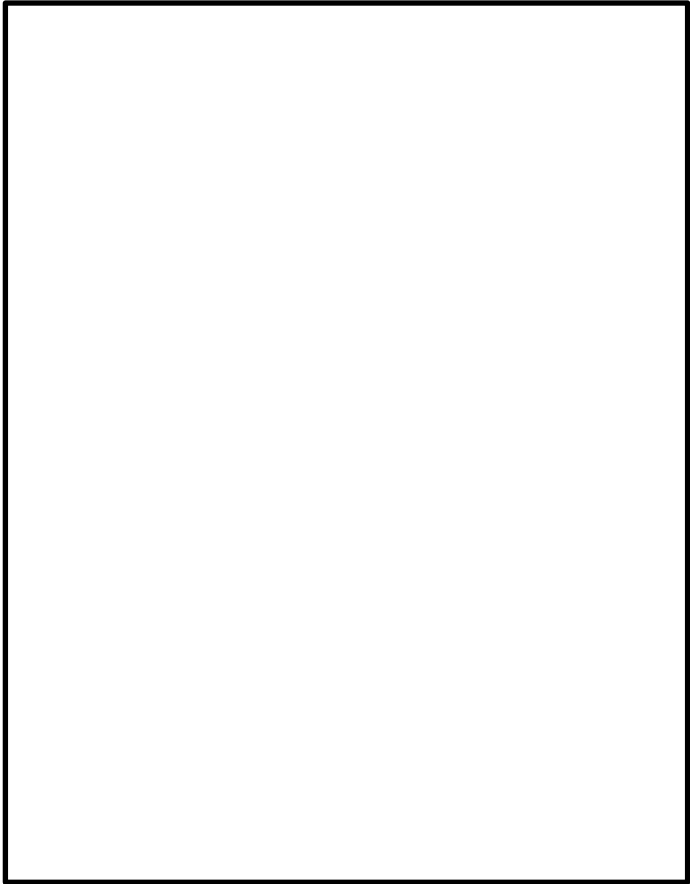
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																					
	<p>・ <u>ホイールローダの車両等出動前確認は、2名で実施</u></p> <p>・ <u>可搬型代替注水大型ポンプ（又は可搬型代替注水中型ポンプ）及びホース展張車の車両等出動前確認は、10名で実施</u></p> <p>上記を踏まえ、固縛解除を含む車両等出動前確認に要する時間について検討した結果、<u>約10分で対応が可能であることより、固縛解除作業の想定時間は妥当であることを確認した。（第3表）</u></p> <p>現実的には、<u>可搬型代替注水大型ポンプ等の車両等出動前確認を実施した要員は、ホイールローダ側の作業に移行できることから、ホイールローダの車両等出動前確認時間は短縮するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3表 車両等出動前確認に係る想定時間の妥当性</u></p> <table border="1" data-bbox="964 945 1662 1260"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象設備</th> <th rowspan="2">作業内容</th> <th rowspan="2">対象数<sup>※3</sup></th> <th rowspan="2">単位作業時間</th> <th rowspan="2">対応要員<sup>※5</sup></th> <th colspan="2">作業時間</th> </tr> <tr> <th>作業</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホイールローダ</td> <td>固縛解除<sup>※1</sup></td> <td>8箇所</td> <td>1分/箇所<sup>※4</sup></td> <td rowspan="2">1組</td> <td>8分</td> <td rowspan="2">10分<sup>※6</sup></td> </tr> <tr> <td>外観点検<sup>※2</sup></td> <td>2台</td> <td>1分/台</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型代替注水大型ポンプ(可搬型代替注水中型ポンプ)及びホース展張車</td> <td>固縛解除<sup>※1</sup></td> <td>17箇所(22箇所)</td> <td>1分/箇所<sup>※4</sup></td> <td>4組</td> <td>5分(6分)</td> <td rowspan="2">5分<sup>※7</sup>(6分)<sup>※7</sup></td> </tr> <tr> <td>外観点検<sup>※2</sup></td> <td>4台(5台)</td> <td>1分/台</td> <td>1組</td> <td>4分(5分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 可搬型設備の固縛解除及び車輪止め取り外し  ※2 外観点検及びエンジン始動  ※3 各設備の固縛箇所数及び台数は第2表参照  ※4 緊張固縛又は余長付き固縛を解除する時間  ※5 対応要員1組は2名で構成  ※6 1組(2名)で対応するため、固縛解除後に外観点検を実施する場合の作業時間を記載  ※7 4組(8名)による固縛解除と1組(2名)による外観点検を並行して実施するため、所要時間が長い固縛解除の作業時間を記載</p>	対象設備	作業内容	対象数 <sup>※3</sup>	単位作業時間	対応要員 <sup>※5</sup>	作業時間		作業	合計	ホイールローダ	固縛解除 <sup>※1</sup>	8箇所	1分/箇所 <sup>※4</sup>	1組	8分	10分 <sup>※6</sup>	外観点検 <sup>※2</sup>	2台	1分/台	2分	可搬型代替注水大型ポンプ(可搬型代替注水中型ポンプ)及びホース展張車	固縛解除 <sup>※1</sup>	17箇所(22箇所)	1分/箇所 <sup>※4</sup>	4組	5分(6分)	5分 <sup>※7</sup> (6分) <sup>※7</sup>	外観点検 <sup>※2</sup>	4台(5台)	1分/台	1組	4分(5分)	<p>・ <u>ホイールローダ、大量送水車、中型ホース展張車(150A)及びタンクローリの車両等出動前確認は、各2名で実施</u></p> <p>上記を踏まえ、固縛解除を含む車両等出動前確認に要する時間について検討した結果、<u>約4分で対応が可能であることより、固縛解除作業の想定時間は妥当であることを確認した。（第3表）</u></p> <p>現実的には、<u>妥当性確認において考慮していない緊急時対策要員1名の増員による対応も可能であることから、車両等出動前確認時間は短縮するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3表 車両等出動前確認に係る想定時間の妥当性</u></p> <table border="1" data-bbox="1751 945 2478 1491"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象設備</th> <th rowspan="2">作業内容</th> <th rowspan="2">対象数<sup>※3</sup></th> <th rowspan="2">単位作業時間</th> <th rowspan="2">対応要員<sup>※5</sup></th> <th colspan="2">作業時間</th> </tr> <tr> <th>作業</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホイールローダ</td> <td>固縛解除<sup>※1</sup></td> <td>0箇所</td> <td>1分/箇所<sup>※4</sup></td> <td rowspan="2">1組</td> <td>0分</td> <td rowspan="2">1分<sup>※6</sup></td> </tr> <tr> <td>外観点検<sup>※2</sup></td> <td>1台</td> <td>1分/台</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中型ホース展張車(150A)</td> <td>固縛解除<sup>※1</sup></td> <td>3箇所</td> <td>1分/箇所<sup>※4</sup></td> <td rowspan="2">1組</td> <td>3分</td> <td rowspan="2">4分<sup>※6</sup></td> </tr> <tr> <td>外観点検<sup>※2</sup></td> <td>1台</td> <td>1分/台</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大量送水車</td> <td>固縛解除<sup>※1</sup></td> <td>3箇所</td> <td>1分/箇所<sup>※4</sup></td> <td rowspan="2">1組</td> <td>3分</td> <td rowspan="2">4分<sup>※6</sup></td> </tr> <tr> <td>外観点検<sup>※2</sup></td> <td>1台</td> <td>1分/台</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タンクローリ</td> <td>固縛解除<sup>※1</sup></td> <td>3箇所</td> <td>1分/箇所<sup>※4</sup></td> <td rowspan="2">1組</td> <td>3分</td> <td rowspan="2">4分<sup>※6</sup></td> </tr> <tr> <td>外観点検<sup>※2</sup></td> <td>1台</td> <td>1分/台</td> <td>1分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 可搬型設備の固縛解除及び車輪止め外し  ※2 外観点検及びエンジン始動  ※3 各設備の固縛箇所数及び台数は第2表参照  ※4 緊張固縛又は余長付き固縛を解除する時間  ※5 対応要員1組2名で構成  ※6 1組(2名)で対応するため、固縛解除後に外観点検を実施する場合の作業時間を記載</p>	対象設備	作業内容	対象数 <sup>※3</sup>	単位作業時間	対応要員 <sup>※5</sup>	作業時間		作業	合計	ホイールローダ	固縛解除 <sup>※1</sup>	0箇所	1分/箇所 <sup>※4</sup>	1組	0分	1分 <sup>※6</sup>	外観点検 <sup>※2</sup>	1台	1分/台	1分	中型ホース展張車(150A)	固縛解除 <sup>※1</sup>	3箇所	1分/箇所 <sup>※4</sup>	1組	3分	4分 <sup>※6</sup>	外観点検 <sup>※2</sup>	1台	1分/台	1分	大量送水車	固縛解除 <sup>※1</sup>	3箇所	1分/箇所 <sup>※4</sup>	1組	3分	4分 <sup>※6</sup>	外観点検 <sup>※2</sup>	1台	1分/台	1分	タンクローリ	固縛解除 <sup>※1</sup>	3箇所	1分/箇所 <sup>※4</sup>	1組	3分	4分 <sup>※6</sup>	外観点検 <sup>※2</sup>	1台	1分/台	1分	<p>備を実施する要員数の相違</p> <p>・ 体制の相違  <b>【東海第二】</b>  島根2号炉は、4台の車両に対して2名1組でそれぞれ対応</p> <p>・ 体制の相違  <b>【東海第二】</b>  島根2号炉は、妥当性確認を緊急時対策要員9名のうち8名にて検討した</p> <p>・ 評価結果の相違  <b>【東海第二】</b>  プラントの相違による想定時間の相違</p>
対象設備	作業内容						対象数 <sup>※3</sup>	単位作業時間	対応要員 <sup>※5</sup>	作業時間																																																																														
		作業	合計																																																																																					
ホイールローダ	固縛解除 <sup>※1</sup>	8箇所	1分/箇所 <sup>※4</sup>	1組	8分	10分 <sup>※6</sup>																																																																																		
	外観点検 <sup>※2</sup>	2台	1分/台		2分																																																																																			
可搬型代替注水大型ポンプ(可搬型代替注水中型ポンプ)及びホース展張車	固縛解除 <sup>※1</sup>	17箇所(22箇所)	1分/箇所 <sup>※4</sup>	4組	5分(6分)	5分 <sup>※7</sup> (6分) <sup>※7</sup>																																																																																		
	外観点検 <sup>※2</sup>	4台(5台)	1分/台	1組	4分(5分)																																																																																			
対象設備	作業内容	対象数 <sup>※3</sup>	単位作業時間	対応要員 <sup>※5</sup>	作業時間																																																																																			
					作業	合計																																																																																		
ホイールローダ	固縛解除 <sup>※1</sup>	0箇所	1分/箇所 <sup>※4</sup>	1組	0分	1分 <sup>※6</sup>																																																																																		
	外観点検 <sup>※2</sup>	1台	1分/台		1分																																																																																			
中型ホース展張車(150A)	固縛解除 <sup>※1</sup>	3箇所	1分/箇所 <sup>※4</sup>	1組	3分	4分 <sup>※6</sup>																																																																																		
	外観点検 <sup>※2</sup>	1台	1分/台		1分																																																																																			
大量送水車	固縛解除 <sup>※1</sup>	3箇所	1分/箇所 <sup>※4</sup>	1組	3分	4分 <sup>※6</sup>																																																																																		
	外観点検 <sup>※2</sup>	1台	1分/台		1分																																																																																			
タンクローリ	固縛解除 <sup>※1</sup>	3箇所	1分/箇所 <sup>※4</sup>	1組	3分	4分 <sup>※6</sup>																																																																																		
	外観点検 <sup>※2</sup>	1台	1分/台		1分																																																																																			

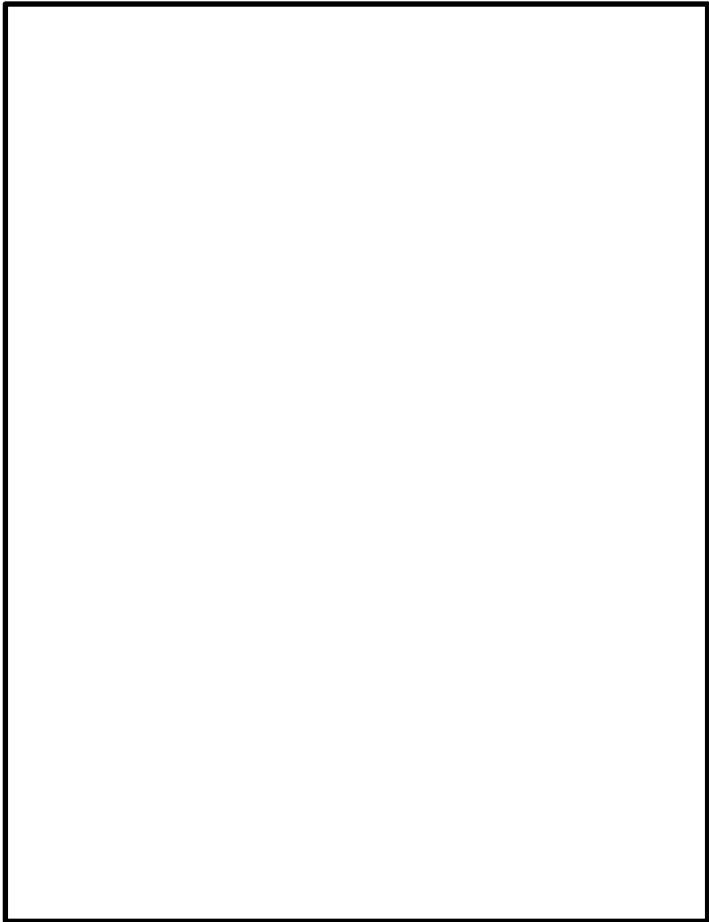


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;"><u>補足説明資料 (6)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>重大事故等対応時の中央制御室から原子炉棟入口までの移動時間評価について</u></p> <p><u>重大事故等対応における中央制御室から原子炉建屋原子炉棟入口 (エアロック) 前までの移動時間について評価を行った。</u></p> <p><u>1. 評価対象ルート</u></p> <p><u>中央制御室を起点とする以下の2ルートを設定する。</u></p> <p><u>Aルート：原子炉建屋付属棟 1FL を経由して，原子炉建屋付属棟 (廃棄物処理棟) 1FL に入域するルート</u></p> <p><u>Bルート：原子炉建屋付属棟 4FL から屋上及び原子炉建屋付属棟 (廃棄物処理棟) 屋上を經由して，原子炉建屋付属棟 (廃棄物処理棟) 屋上から建屋内に入域するルート</u></p> <p><u>2. 作業の成立性に係る時間評価方法</u></p> <p><u>移動時間の算出方法は以下のとおり</u></p> <p>・ <u>移動時間：距離をもとにした移動時間 (想定) ※<sup>1</sup>を1.5倍した時間+扉操作時間※<sup>2</sup></u></p> <p><u>※1 通常の移動時間とは，下記の合計時間</u></p> <p>① <u>徒歩での移動時間：一般的な歩行速度をもとに設定</u>  <math display="block">\frac{\text{歩行による移動距離 (m)}}{\text{(km/h)}}</math></p> <p>② <u>階段部の移動時間：一般的な歩行速度をもとに設定</u>  <math display="block">\frac{\text{階段部の距離 (m)}}{\text{4 (km/h)}}</math> (傾斜が急な階段は，類似階段での実測時間をもとに設定段数×2 (秒/段) )</p> <p>③ <u>弁操作のための垂直梯子の昇降時間：</u>  <math display="block">\frac{\text{既存設備での実測時間をもとに}}{\text{設定段数} \times 2 \text{ (秒/段)}}</math></p> <p><u>※2 扉操作時間</u></p> <p>① <u>遮蔽扉，耐火扉，水密扉の操作時間：既存扉の実操作時間をもとに設定</u>  1箇所あたり1分 (60秒)</p> <p>② <u>入域扉，R/B 外壁扉操作時間：既存扉の実操作時間をもとに設定</u>  1箇所あたり1分30秒 (90秒)</p>		<p>・設備の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉は，中央制御室から原子炉建物入口までのルートに傾斜の急な階段，垂直梯子，開閉操作に時間を要する扉や建物屋上を通行するルートは無く，アクセスに際し時間的影響がないため，本補足説明資料は不要と整理</p>

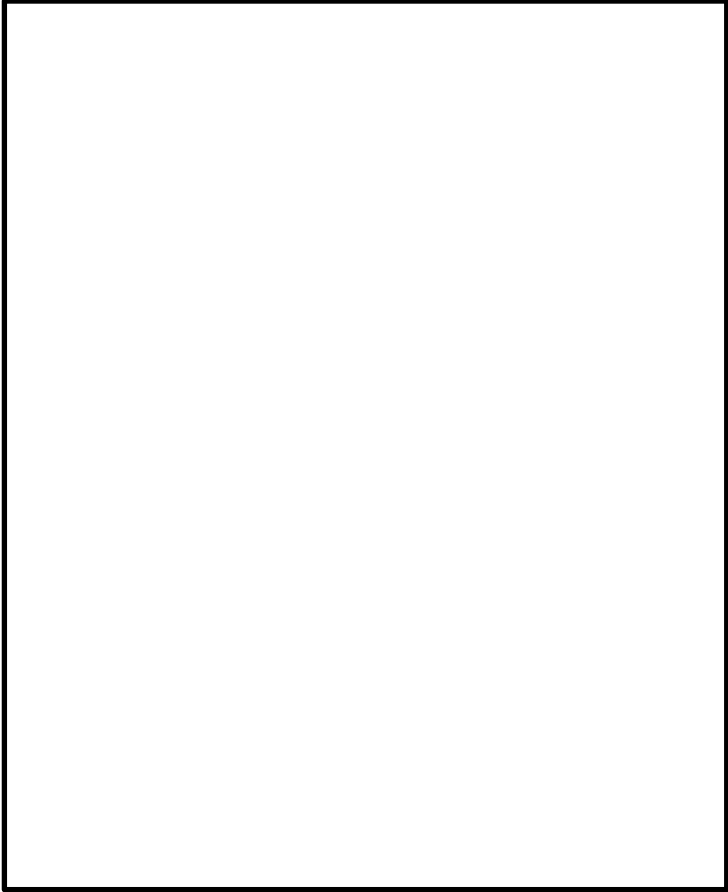
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>• <u>その他, 現場作業に当たっては放射線防護具の着用が必須となる。着用時間は訓練実績から12分を付与する。</u></p> <p>3. <u>移動時間算出結果</u></p> <p><u>Aルート: 第1図参照 青色ルート (緑ルートを含む) (中央制御室→遮蔽扉①→階段N→入城扉操作→階段O→耐火扉①→階段P→耐火扉④→階段Q→耐火扉②→耐火扉③→水密扉①→原子炉棟入口前)</u></p> <p>① <u>歩行による移動時間: 約 <math>160\text{m} \div 4,000\text{m/h} = 144</math> 秒</u></p> <p>② <u>階段部の移動時間: 階段N, O, P, Qはいずれも傾斜が急なものであり, 段数×2秒で算出</u>  <u>総段数 80段 (現設計での想定) ×2秒 =160 秒</u>  <u>また, 3人が同時に現場に向かうケースで1人ずつの階段移動として積算しており,</u>  <u><math>160 \text{ 秒} \times 3 \text{ (人)} = 480 \text{ 秒}^*</math></u></p> <p><u>※ 傾斜が急な階段は, 安全上, 複数人が同時に使用しないこととする。</u></p> <p>③ <u>扉等操作時間: 入城扉, R/B外壁扉 90秒×1箇所=90秒</u>  <u>遮蔽扉①, 耐火扉①~④及び水密扉①</u>  <u>60秒×6箇所=360秒</u></p> <p>④ <u>放射線防護具着用時間: 12分 (訓練実績による)</u>  <u>合計時間は, (①+②) ×1.5+(③)+④となるため,</u>  <u><math>(144 \text{ 秒} + 480 \text{ 秒}) \times 1.5 + 90 \text{ 秒} + 360 \text{ 秒} + 720 \text{ 秒}</math></u>  <u><math>\frac{(①+②)}{= 624 \text{ 秒} \times 1.5} + \frac{(③)}{450 \text{ 秒}} + \frac{④}{720 \text{ 秒}}</math></u>  <u><math>= 2,106 \text{ 秒} (35 \text{ 分 } 6 \text{ 秒}) \Rightarrow \text{約 } 36 \text{ 分 (Aルート)}</math></u></p> <p><u>Bルート: 第1図参照 桃色ルート (緑色ルートを含む) (中央制御室→遮蔽扉①→階段N→入城扉操作→R/B外壁扉①→階段J→R/B外壁扉②→階段L→原子炉棟入口前)</u></p> <p>① <u>歩行による移動時間: 約 <math>267.3\text{m} \div 4,000\text{m/h} = 241</math> 秒<sup>*</sup></u></p> <p>② <u>階段部の移動時間: 階段Nは傾斜が急なものであり, 段数×2秒で算出</u>  <u>段数 20段 (現設計での想定) ×2秒</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: center;">=40 秒  また、3人が同時に現場に向かうケー  スで積算しており、40 秒×3 (人) =  120 秒</p> <p style="text-align: center;">※ 階段 J 及び階段 L は、通常の階段であるため、上記  ①歩行による移動距離にて積算</p> <p style="text-align: center;">③ 扉操作時間：入域扉及び R/B 外壁扉①、② 90 秒×3 箇  所=270 秒  遮蔽扉① 60 秒×1 箇所=60 秒</p> <p style="text-align: center;">④ 放射線防護具着用時間：12 分 (訓練実績による)</p> <p style="text-align: center;">合計時間は、(①+②) ×1.5+③+④となるため、  (241 秒+120 秒) ×1.5+270 秒+60 秒+720 秒  (①+②) (③) (④)  = 361 秒×1.5 + 330 秒 + 720 秒  = 1,592 秒 (26 分 32 秒) ⇒ 約 27 分 (Bルート)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 300px; margin: 20px auto;"></div> <p style="text-align: center;">第 1 図 中央制御室から原子炉建屋原子炉棟入口までの  アクセスルート (1/5)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="1006 1060 1650 1144">第1図 中央制御室から原子炉建屋原子炉棟入口までの アクセスルート (2/5)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="997 1108 1659 1184">第1図 中央制御室から原子炉建屋原子炉棟入口までの アクセスルート (3/5)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="973 212 1679 1087" style="border: 2px solid black; height: 417px; width: 238px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1003 1108 1662 1184" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>第1図 中央制御室から原子炉建屋原子炉棟入口までの アクセスルート (4/5)</p> </div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="1003 1062 1659 1136">第1図 中央制御室から原子炉建屋原子炉棟入口までの アクセスルート (5/5)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: center;">補足説明資料 (7)</p> <p style="text-align: center;"><u>路盤補強の対策箇所について</u></p> <p style="text-align: center;"><u>屋外アクセスルートにおいて、地震による不等沈下、浮き上がり、構造物の損壊により通行影響が想定される箇所を第1図、路盤補強の段差緩和対策を実施する箇所を第2図に示す。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 地震時に通行影響が想定される箇所 (図中の番号は、本文 第5.4.3-1-1, 2, 3, 7表の 構造物番号を示す)</p>		<p>・記載方針の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>島根2号炉は、段差緩和対策箇所を別紙(30)に記載</p>



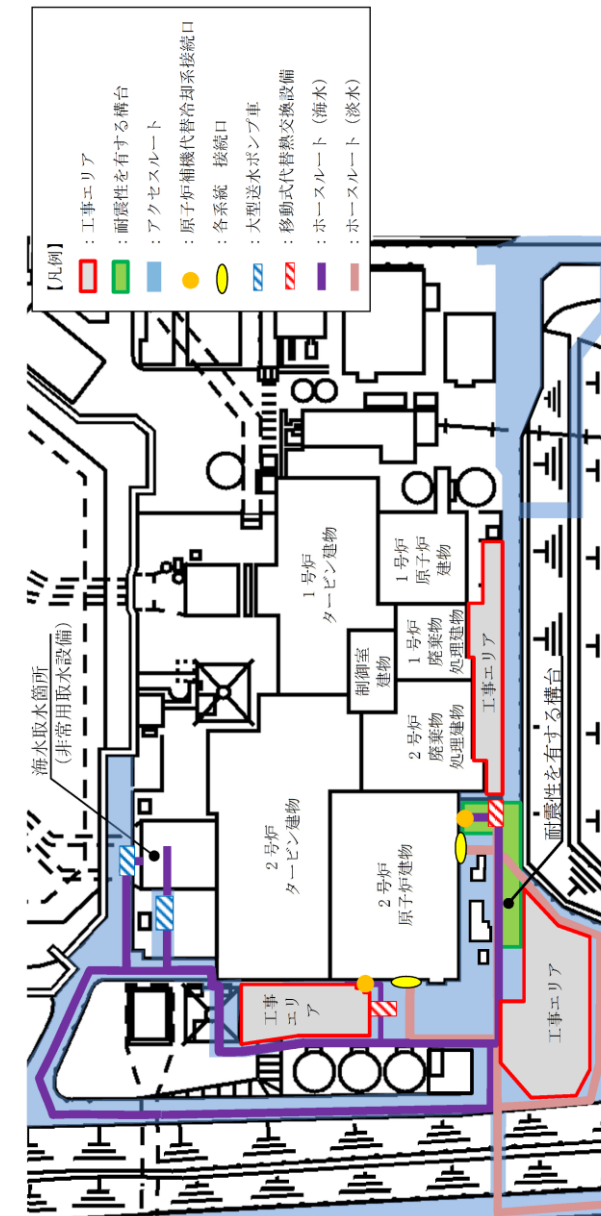
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="964 220 1697 949" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1032 968 1638 1066" data-label="Caption"> <p>第2図 路盤補強等の段差緩和対策を実施する箇所  (図中の番号は、本文 第5.4.3-1-1, 2, 3, 7表の  構造物番号を示す)</p> </div>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: right;"><u>補足 (13)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等による屋外のアクセスルートへの影響</u></p> <p><u>2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等によるアクセスルートへの影響について、以下のとおり確認した。</u></p> <p><u>1. 影響評価</u></p> <p><u>(1) 想定事象と2号炉重大事故等対応に影響を与える可能性</u></p> <p><u>2号炉と同じ敷地内において、第3系統直流電源設備設置工事、1号炉の廃止措置作業等（以下「第3系統直流電源設備設置工事等」という。）を行っている。</u></p> <p><u>第3系統直流電源設備設置工事等が2号炉重大事故等対応に影響を与える可能性を検討した結果を第1表及び第1図に示す。</u></p> <p><u>(2) 作業環境を踏まえた対策の実施</u></p> <p><u>第3系統直流電源設備設置工事等に用いる資機材（クレーン、ユニック車、トラック等）は、容易に転倒しないように設置し、また、資機材、廃材（鉄骨等）等が荷崩れしないように固縛する。仮に、資機材、廃材等が転倒又は荷崩れした場合でも、屋外の重大事故等対処設備を損壊させない位置及びアクセスルートに必要な通行幅3mを確保できる位置に配置する。特に、クレーンについては、作業により一時的にアームを伸ばした状態で転倒した場合にアクセスルートとして必要な通行幅3mを確保できない場合は、複数のアクセスルートのうち通行可能なルートを使用する。</u></p> <p><u>また、第3系統直流電源設備設置工事等に用いる資機材及び廃材は、2号炉と同様の管理を行い、設計飛来物の影響を超えることのないように飛来物発生防止対策を実施する。</u></p> <p><u>さらに、竜巻の襲来が予想される場合には、速やかに作業を中断するとともに、建物搬入口の閉止、クレーン等の作業車両については退避、固縛等の必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>なお、第3系統直流電源設備設置工事等の実施に伴い、掘削等の作業により複数のアクセスルートを確保できない場合には、アクセスルートを確保するため、耐震性を有する構台等を設置する。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p><b>【柏崎6/7】</b></p> <p>島根2号炉は、同じ敷地内にある第3系統直流電源設備設置工事等による影響を評価</p> <p>・記載方針の相違</p> <p><b>【東海第二】</b></p> <p>東海第二は、別紙(26)防潮堤内他施設等の同時被災時におけるアクセスルートへの影響についてに記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>(3) <u>運用対策の実施</u></p> <p><u>2号炉重大事故等対応に影響を与えないためには、上記1.(2)に記載した第3系統直流電源設備設置工事等で使用する資機材又は発生する廃材に対する運用管理が必要である。これらの運用管理については、確実に実施するために手順として原子炉施設保安規定に規定し、QMS規程に基づき実施する。</u></p> <p>2. <u>評価結果</u></p> <p><u>上記1.より、2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等が、2号炉重大事故等の対応に影響を与えないことを確認した。</u></p>	

第1表 第3系統直流電源設備設置工事等における資機材  
 廃材等に関する想定事象と可能性のある影響

影響評価項目			想定事象	可能性のある影響
作業環境	物的影響	損壊	・第3系統直流電源設備設置工事等に用いる資機材（クレーン等）の転倒又は資機材及び廃材（鉄骨等）の荷崩れ ・竜巻による第3系統直流電源設備設置工事等で使用する資機材，発生する廃材等の転倒，荷崩れ，飛来	・屋外の2号炉重大事故等対処設備が損傷又はアクセスルートが通行不可となる。
		流出物		



第1図 島根原子力発電所1号炉，2号炉等の位置関係及び工事エリア

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																
		<p style="text-align: right;">補足 (14)</p> <p style="text-align: center;"><u>アクセスルートの用語の定義</u></p> <p><u>アクセスルートの用語の定義を以下に整理する。整理結果を第1表に示す。</u></p> <p>1. <u>屋外アクセスルート</u>  <u>屋外アクセスルートは、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までのルートであり、「アクセスルート」と「サブルート」で定義する。</u></p> <p>2. <u>屋内アクセスルート</u>  <u>屋内アクセスルートは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内における各設備の操作場所までのルートであり、「アクセスルート」と「迂回路」で定義する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1表 アクセスルートの用語の定義</u></p> <table border="1" data-bbox="1724 989 2481 1570"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>概要説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋外</td> <td rowspan="2">屋外アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。</li> <li>有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>サブルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震及び津波時に期待しないルート。</li> <li>地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋内</td> <td rowspan="2">屋内アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震、地震に伴う火災及び地震に伴う内部溢水の影響を受けない。</li> <li>有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>迂回路</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震、地震に伴う火災及び地震に伴う内部溢水の影響を受けない。</li> <li>転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行が可能である。</li> <li>アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。</li> <li>有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</li> </ul>	サブルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震及び津波時に期待しないルート。</li> <li>地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</li> </ul>	屋内	屋内アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震、地震に伴う火災及び地震に伴う内部溢水の影響を受けない。</li> <li>有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</li> </ul>	迂回路	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震、地震に伴う火災及び地震に伴う内部溢水の影響を受けない。</li> <li>転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行が可能である。</li> <li>アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。</li> </ul>	<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2号炉は、アクセスルートの用語の定義を整理</p>
場所	大分類	小分類	概要説明																
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。</li> <li>有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</li> </ul>																
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震及び津波時に期待しないルート。</li> <li>地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</li> </ul>																
屋内	屋内アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震、地震に伴う火災及び地震に伴う内部溢水の影響を受けない。</li> <li>有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。</li> </ul>																
		迂回路	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震、地震に伴う火災及び地震に伴う内部溢水の影響を受けない。</li> <li>転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行が可能である。</li> <li>アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。</li> </ul>																

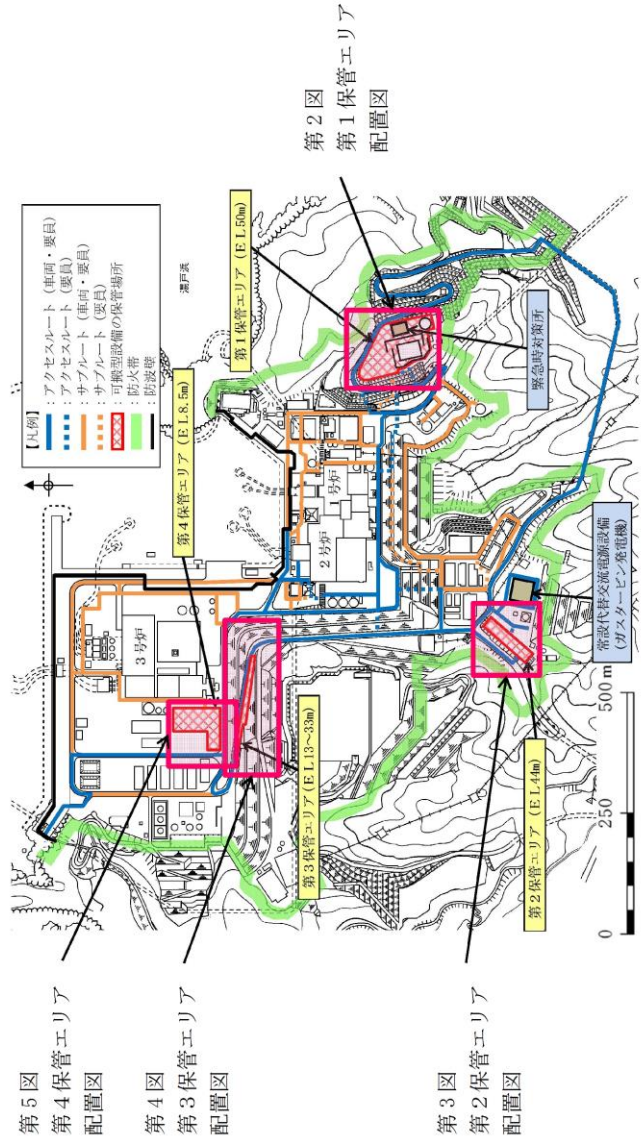
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考									
		<p style="text-align: right;">補足 (15)</p> <p><u>迂回路における人力による仮置資機材の排除の考え方について</u></p> <p><u>屋内の迂回路における人力による仮置資機材の排除の考え方、仮置資機材の軽量物や重量物の選定及び仮置資機材の設置に関する運用について整理し、アクセス性を確保するとともに、運用を社内規程に定める。</u></p> <p><u>1. 迂回路における人力による排除可能な重量</u></p> <p><u>屋内の迂回路における仮置資機材の排除の考え方について、人力（2名）で排除可能な軽量物（40kg以下）と排除できない重量物（40kg超過）を定義し社内規程に定める。</u></p> <p><u>また、転倒時において通行可能な迂回路幅が確保できないかつ、乗り越え（高さ40cm程度※1）ができない仮置資機材のうち重量物は迂回路周辺に置かないことを社内規程に定める。</u></p> <p>※1：「建築基準法施行令」第二十三条（階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法）を参考に2段分の段差を設定。</p> <p>【考え方】第1項（四）：蹴上げ（高さ）寸法22cm / 段 × 2段 ≒ 40cm</p> <p style="text-align: center;"><u>第1表 仮置資機材の重量目安</u></p> <table border="1" data-bbox="1730 1205 2475 1360"> <thead> <tr> <th>仮置資機材種別</th> <th>仮置資機材重量目安</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽量物</td> <td>40kg<sup>*2</sup>以下</td> <td>人力（2名）で排除が可能な仮置資機材</td> </tr> <tr> <td>重量物</td> <td>40kg超過</td> <td>軽量物を超える重量の仮置資機材であり、人力（2名）による排除ができない仮置資機材</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：厚生労働省公表の「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日）を参考に設定。</p> <p>【考え方】腰痛予防の目安とされている基準が18歳以上の男子労働者の場合は体重のおおむね40%以下である。また、「厚生統計要覧」（平成30年度 厚生労働省公表）によると18歳以上の男性の平均体重が60kg程度であることから、人力により排除可能な重量は2名作業を想定し、60kg×40%×2名 ≒ 40kg以下と設定する。</p>	仮置資機材種別	仮置資機材重量目安	考え方	軽量物	40kg <sup>*2</sup> 以下	人力（2名）で排除が可能な仮置資機材	重量物	40kg超過	軽量物を超える重量の仮置資機材であり、人力（2名）による排除ができない仮置資機材	<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】</p> <p>島根2号炉は，屋内の迂回路における人力による排除の考え方について記載</p>
仮置資機材種別	仮置資機材重量目安	考え方										
軽量物	40kg <sup>*2</sup> 以下	人力（2名）で排除が可能な仮置資機材										
重量物	40kg超過	軽量物を超える重量の仮置資機材であり、人力（2名）による排除ができない仮置資機材										

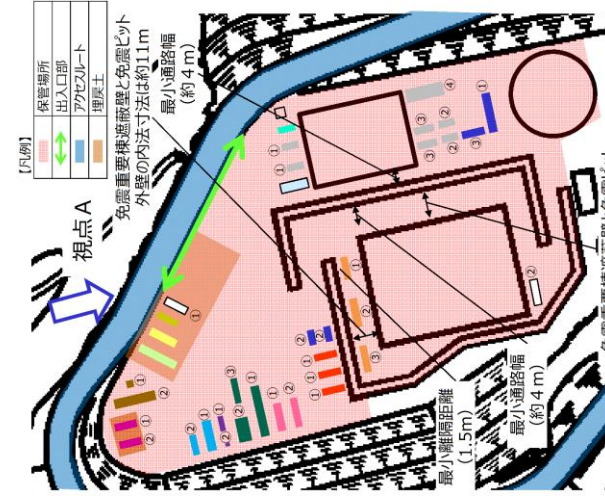
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: right;">補足 (16)</p> <p style="text-align: center;">保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>1. <u>可搬型設備の配置の考え方</u></p> <p>各保管エリア内の可搬型設備の配置は、以下事項を満足した必要な離隔距離を確保する設計とすることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響を与えることはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>車両の地震による転倒防止及び加振試験による変位量を考慮した離隔距離の確保<sup>※1</sup></u></li> <li>・<u>竜巻による飛散防止を考慮した固縛<sup>※2</sup></u></li> <li>・<u>車両火災による他の車両への影響を想定した離隔距離(3.0m以上)の確保<sup>※3</sup></u></li> <li>・<u>保管場所の敷地境界から3.0m以上の空地の確保<sup>※4</sup></u></li> </ul> <p>また、可搬型設備は、作業性及び車両の動線を考慮し、手順毎に設備をまとめて配置する設計とすることから、搬出に支障となることはない。また、車両移動を考慮した通行幅は、アクセスルートに必要な通行幅(3.0m以上<sup>※5</sup>)を確保し、他の可搬型設備と干渉しない設計とすることから、搬出に支障はない。</p> <p>保管エリア毎の可搬型設備の配置を第1～5図に示す。</p> <p>※1：<u>車両同士の離隔距離は、隣り合う設備の変位量(加振試験にて確認した変位量であり、第1, 3, 4保管エリアの最大値は約1.5m, 第2保管エリアの最大値は約1.8m)の合算値以上とする。</u></p> <p>なお、車両と構造物(遮蔽壁, コンテナ等)間は、構造物は移動しない(コンテナはボルト固定, 免震重要棟は最大変位量を考慮)ことから、車両の変位量以上の離隔距離を確保する。</p> <p>※2：<u>飛来物発生防止対策エリア内のみを対象とする。</u></p> <p>※3：<u>「設置許可基準規則」第六条(外部火災)における評価。</u></p> <p>保管場所において、車両(可搬型設備)の火災が起こったとしても周囲の車両に影響を及ぼさないことを評価。具体的には、燃料積載量の大きい大型送水ポンプ車(エンジン用燃料タンク)の火災により熱容量の最も小さいタンクローリ(走行用燃料タンク)が受熱する際に、軽油の温度が許容限界温度となる危険距離を求める。</p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>島根2号炉は、保管場所における可搬型設備の配置の考え方及び配置図を記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>その結果、危険距離は2.2mとなり、可搬型設備間の離隔距離を3.0m以上取ることにより、影響を及ぼすことはない」と評価できる。</p> <p>※4：可搬型設備には危険物である燃料油や可燃物を含むものがあることから、その保管場所については、「危険物の規則に関する政令」で要求される空地のない対象設備は、同令「屋外タンク貯蔵所」とみなし、同令第十一条第一項第二号で要求される空地の幅を参考にして、保管場所の敷地境界から3.0m以上の空地を確保する。</p> <p>※5：可搬型設備のうち最大車両幅を有する大型送水ポンプ車の車両幅（約2.5m）及び使用するホースのうち最大サイズの300A ホース1本敷設の幅（約0.4m）を考慮し、設定する。なお、その他のサイズのホース使用時も1本敷設で使用する。</p> <p>2. 第1保管エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各可搬型設備は、必要な離隔距離を確保したうえで、作業性を考慮して手順毎に使用する設備をまとめて配置する。また、同一手順で使用する可搬型設備同士を必要に応じて縦列配置にする設計とする。</li> <li>・緊急時対策所関連設備（緊急時対策所用発電機、緊急時対策所正圧化装置（空気ポンプ）、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット）は、配置場所にて使用するため移動することはない。</li> <li>・第1保管エリア内の通路のうち最も狭い免震重要棟遮蔽壁と緊急時対策所間等においても通路幅は約4mあり、可搬型設備のうち最大幅の大型送水ポンプ車の車両幅（約2.5m）を考慮しても、通行に支障はない。</li> <li>・第1保管エリア内の最小離隔距離は、免震重要棟遮蔽壁と化学消防自動車等間の1.5mであり、地震による変位量を考慮し、互いに干渉しない設計とする。</li> <li>・一部に埋戻部が存在することから、詳細設計段階において決定する地下水位が埋戻部下端以浅となる場合、噴砂による不陸の影響の評価を実施し、不陸の発生が想定される場合は、あらかじめ路盤補強等の対策を行う。</li> </ul> <p>3. 第2保管エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替淡水源である輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西</li> </ul>	



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>2) の上部に、淡水送水手順に使用する大量送水車、中型ホース展張車 (150A)、可搬型ストレーナを、必要な離隔距離を確保した上で、縦列配置する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中型ホース展張車 (150A) は、出入口近傍に配置し、搬出する際に、大量送水車と干渉しない設計とする。</li> <li>・第2保管エリア内の最小離隔距離は、可搬型ストレーナ間の5.6mであり、互いに干渉しない設計とする。</li> </ul> <p>4. 第3保管エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型設備毎に、コンクリート基礎を設置し、それぞれ出入口を確保したうえで、他可搬型設備と干渉しない設計とする。</li> </ul> <p>なお、コンクリート基礎は、地震時における各可搬型設備の変位量を考慮した十分な広さを確保し、コンクリート基礎から落下しない設計とする。また、可搬型設備同士は必要な離隔距離を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3保管エリア内の最小離隔距離は、可搬型ストレーナ間の2.5mであり、互いに干渉しない設計とする。</li> </ul> <p>5. 第4保管エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各可搬型設備は、必要な離隔距離を確保したうえで、手順毎に使用する設備をまとめて配置する。また、同一手順で使用する可搬型設備同士を必要に応じて縦列配置にする設計とする。</li> <li>・重大事故等時に、優先的に使用する可搬型設備は、出入口付近に配置する設計とする。</li> <li>・埋戻土上には、可搬型重大事故等対処設備 (<math>\alpha</math> 及び予備を除く。) は配置しない。</li> <li>・第4保管エリア内の最小離隔距離は、大型送水ポンプ車と大型ホース展張車 (300A) 間等の3.0mであり、地震による変位量を考慮し、互いに干渉しない設計とする。</li> <li>・可搬型設備 (<math>\alpha</math> 及び予備を除く。) は、切土地盤 (岩盤) 上に保管し、通行範囲の埋戻土はあらかじめコンクリート置換等の対策を実施することから、噴砂による不陸の影響はない。</li> </ul>	

<p>柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)</p>	<p>東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>	<p>備考</p>
		 <p>第5図 第4保安エリア 配置図</p> <p>第4図 第3保安エリア 配置図</p> <p>第3図 第2保安エリア 配置図</p> <p>第2図 第1保安エリア 配置図</p>	<p>備考</p>
<p>第1図 保管場所及び屋外アクセスルート図</p>			



視点A

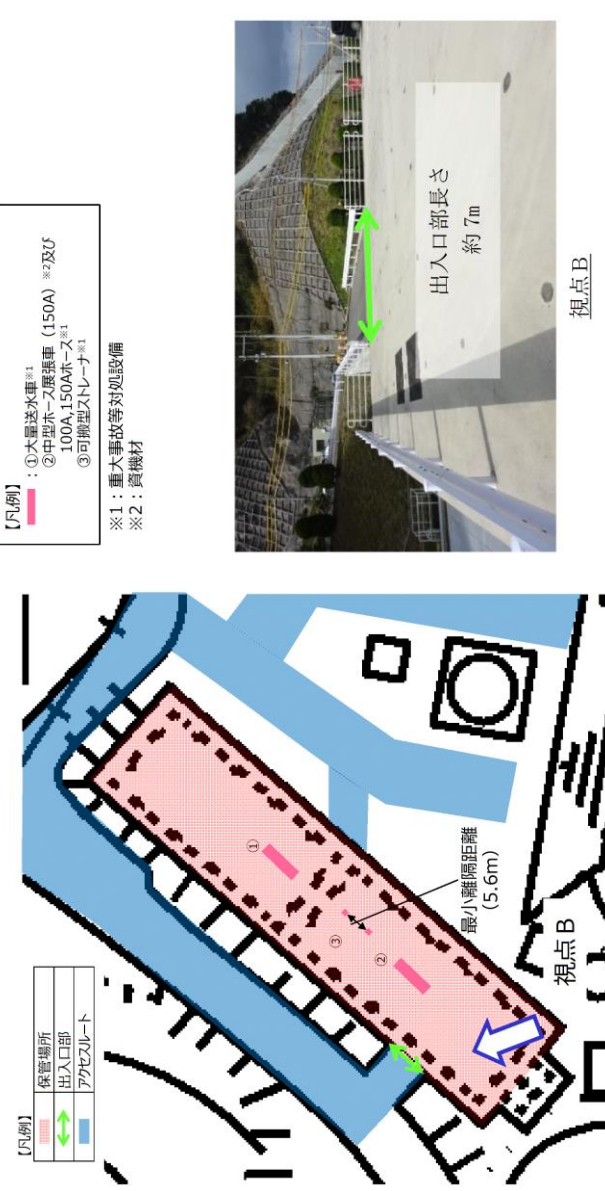
【凡例】

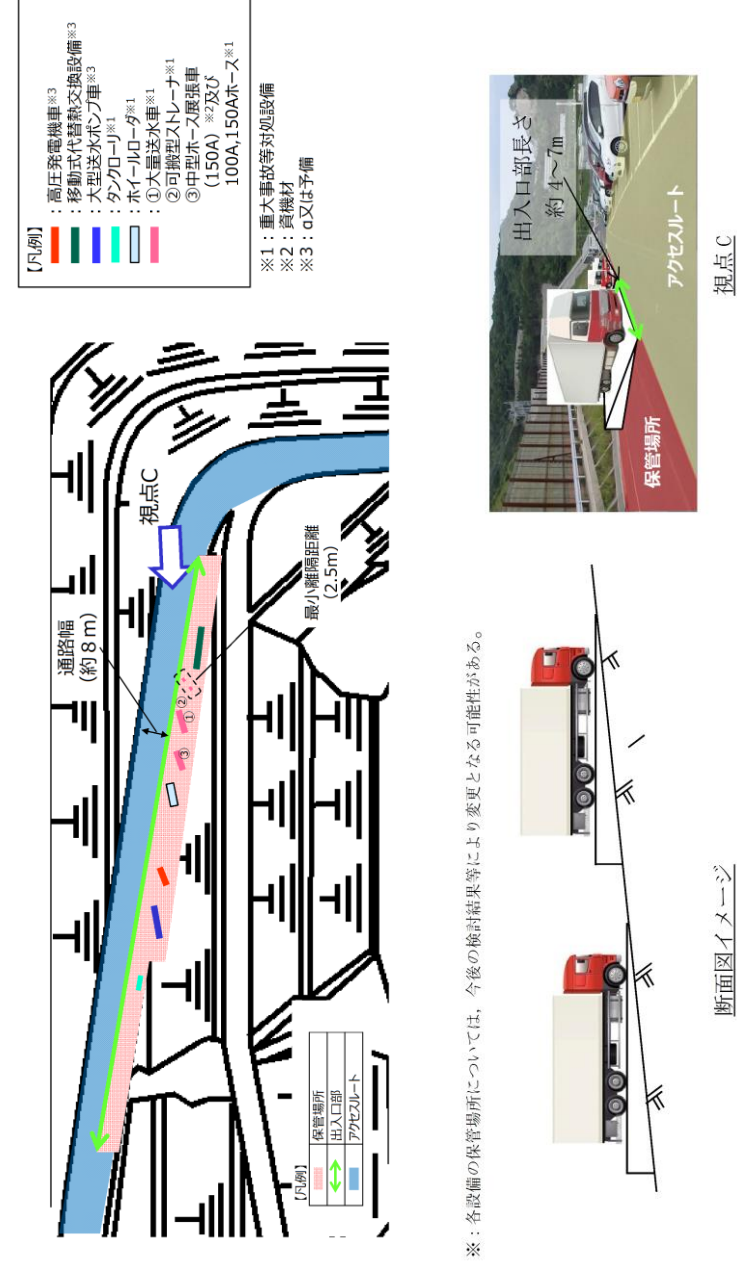
① 漏バラストカ列出口水素濃度 <sup>1.5</sup>	① 放水塔 <sup>1</sup>
② 高圧蒸気機 <sup>1.5</sup>	② 池田火災消火器 <sup>1.5</sup>
③ 移動式代替格納交換設備 <sup>1</sup>	③ 消防給電機 (115V) <sup>1.5</sup>
④ 250Aボース <sup>1.5</sup>	④ 消防給電機 (230V) <sup>1.5</sup>
⑤ ボース運搬車 <sup>1.5</sup>	⑤ 大型水車 <sup>1.5</sup>
⑥ 大型水車 <sup>1.5</sup>	⑥ 大型ボース <sup>1.5</sup>
⑦ 300Aボース <sup>1.5</sup>	⑦ 大型ボース <sup>1.5</sup>
⑧ 大型ボース <sup>1.5</sup>	⑧ 可搬式エタノール・ボース <sup>1.5</sup>
⑨ 可搬式蒸気機 <sup>1.5</sup>	⑨ 可搬式気象観測装置 <sup>1.5</sup>
⑩ ショットトン <sup>1.5</sup>	⑩ 緊急時対策所用発電機 <sup>1.5</sup>
⑪ 放射性物質処理機 <sup>1.5</sup>	⑪ 緊急時対策所用強化送風機 <sup>1.5</sup>
⑫ 原子炉補給機 <sup>1.5</sup>	⑫ 緊急時対策所用気化炉 <sup>1.5</sup>
⑬ ラジアルター <sup>1.5</sup>	⑬ 緊急時対策所用圧力調整機 (空気ポンプ) <sup>1.5</sup>
⑭ 小型発電機 <sup>1.5</sup>	⑭ 緊急時対策所用圧力調整機 (空気ポンプ) <sup>1.5</sup>
⑮ ボール <sup>1.5</sup>	⑮ 池田火災消火器 <sup>1.5</sup>
⑯ タンク <sup>1.5</sup>	⑯ 池田火災消火器 <sup>1.5</sup>

※1: 重大事故等対応設備 ※2: 自主対策設備 ※3: 予備品  
 ※4: 資機材 ※5: a又は予備

※ 各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

第2図 第1保管エリア 配置図

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
		 <p>【凡例】</p> <table border="1" data-bbox="1765 1197 1840 1386"> <tr><td>■</td><td>保管場所</td></tr> <tr><td>→</td><td>出入口部</td></tr> <tr><td>→</td><td>アクセスルート</td></tr> </table> <p>① 大型送水車※1 ② 中型ホース巻取車 (150A) ※2及び100A,150Aホース※1 ③ 可搬型スレーナ※1</p> <p>※1: 重大事故等対応設備 ※2: 資機材</p> <p>出入口部長さ 約7m 視点B</p> <p>最小離隔距離 (5.6m) 視点B</p>	■	保管場所	→	出入口部	→	アクセスルート	備考
■	保管場所								
→	出入口部								
→	アクセスルート								
		<p>※ 各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>第3図 第2保管エリア 配置図</p>							

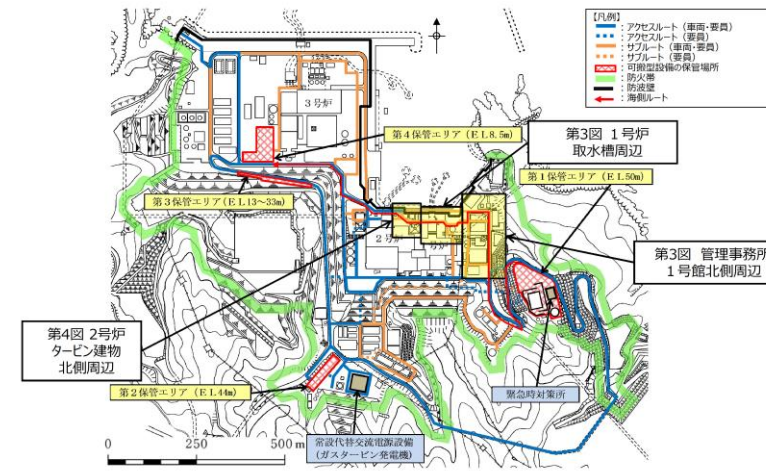


第4図 第3保管エリア 配置図





柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: right;">補足 (17)</p> <p><u>有効性評価で用いる屋外のアクセスルートの設定について</u></p> <p><u>有効性評価及び技術的能力において、作業成立性の時間評価に用いるアクセスルート※1の更なる確保を目的として、サブルート※2の成立性を検討した。</u></p> <p><u>1. 1, 2号炉北側のサブルートの成立性検討</u></p> <p><u>サブルートのうち、緊急時対策所～第3保管エリア及び第4保管エリアに接続するルートとして、第1図に示す防波壁内側の1, 2号炉北側のサブルート(海側ルート)の成立性を検討した。</u></p> <p><u>検討した結果、(1)～(3)に示すとおり、地震時には、重量物の転倒・落下や、複数の建物の倒壊影響範囲が重畳すると想定されるため、有効性評価を考慮した時間内に復旧作業を実施し、要員又は車両の通行が困難な見込みであることから、引き続き、海側ルートは地震及び津波時には期待しないサブルートとする。</u></p> <p><u>※1：地震及び津波の影響を考慮し、基準津波の影響を受けない防波壁内側にあつて、基準地震動S<sub>s</sub>による被害の影響を考慮したルートと位置付け、有効性評価において作業成立性の時間評価に用いる。</u></p> <p><u>※2：地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</u></p>	<p>・記載方針の相違</p> <p><b>【柏崎6/7, 東海第二】</b></p> <p>島根2号炉は、有効性評価で用いる屋外のアクセスルートの設定の考え方を記載</p>

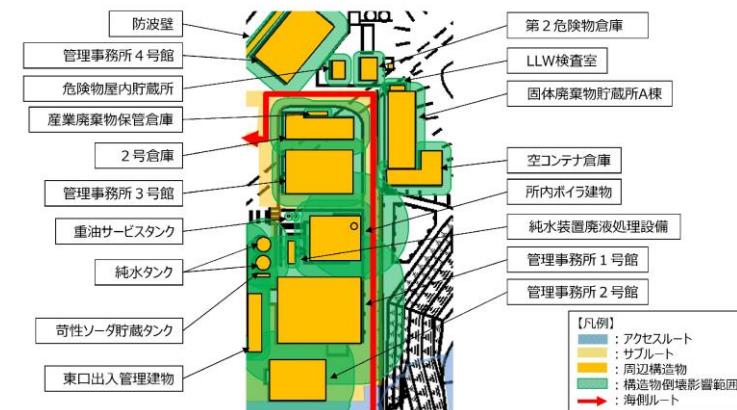


第1図 海側ルート

(1) 管理事務所1号館北側周辺

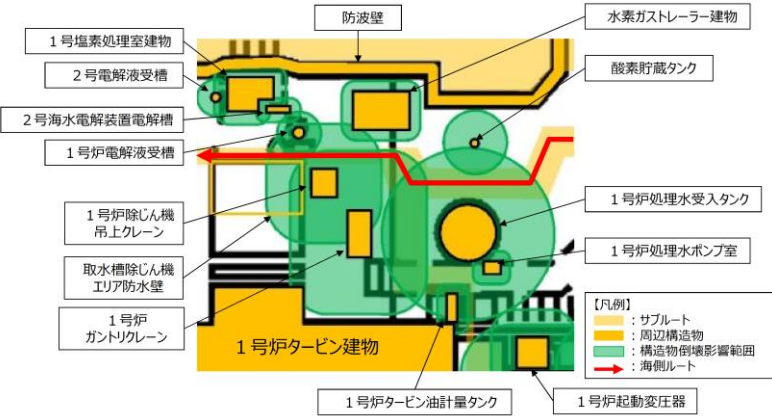
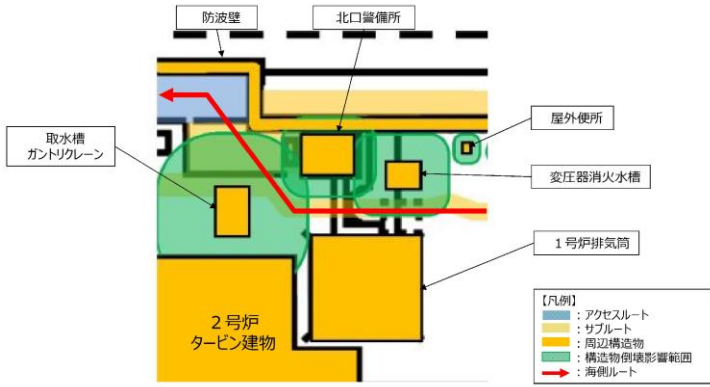
第2図に示すとおり、所内ボイラ建物、管理事務所1号館、管理事務所4号館、2号倉庫の倒壊影響範囲内にある。

各建物の倒壊影響範囲は重畳すると想定されるため、重機による撤去は困難であること及び迂回もできないことから、地震後の被害状況を踏まえ、サブルート（地震及び津波時に期待しないルート）とする。



第2図 管理事務所1号館北側周辺



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>(2) 1号炉取水槽周辺</p> <p>第3図に示すとおり、1号炉の電解液受槽、除じん機吊上クレーン、ガントリクレーン、処理水受入タンクの倒壊影響範囲内にある。</p> <p>特に、除じん機吊上クレーンは、重量物であり重機による撤去は困難であること及び迂回もできないことから、地震後の被害状況を踏まえ、サブルート（地震及び津波時に期待しないルート）とする。</p>  <p>第3図 1号炉取水槽周辺</p> <p>(3) 2号炉タービン建物北側周辺</p> <p>第4図に示すとおり、取水槽ガントリクレーン、北口警備所、変圧器消火水槽の倒壊影響範囲内にある。</p> <p>特に、取水槽ガントリクレーンは、重量物であり重機による撤去は困難であること及び迂回もできないことから、地震後の被害状況を踏まえ、サブルート（地震及び津波時に期待しないルート）とする。</p>  <p>第4図 2号炉タービン建物北側周辺</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>2. <u>有効性評価における作業成立性の実績時間の見直し</u></p> <p><u>仮復旧なしで可搬型設備（車両）及び要員の通行が可能なアクセスルートとして、第5図に示すとおり「1, 2号炉原子炉建物南側を経由したルート」と「第二輪谷トンネルを経由したルート」の2ルートを設定している。</u></p> <p><u>1, 2号炉北側のサブルート（海側ルート）のアクセスルート化が困難なことから、現在、有効性評価及び技術的能力において、「1, 2号炉原子炉建物南側を経由したルート」を用いて作業成立性の時間評価を実施しているが、作業時間の観点でより保守的な評価となる「第二輪谷トンネルを経由したルート」を用いた時間評価に、第1表のとおり見直す。</u></p> <p><u>所要時間目安が変更となるものの、タンクローリによる燃料補給を除き、いずれも現状の想定時間内となる。なお、タンクローリによる燃料補給の想定時間を見直す。タンクローリによる燃料補給は第6図に示すとおり、初動で実施する大量送水車起動後の燃料枯渇前までに実施することで良いため、想定時間の変更に伴う影響はない。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>【凡例】  — : アクセスルート (車両・要員)  - - - : アクセスルート (要員)  — : ルートB①  — : ルートB② (第4保管エリア経由後)</p> <p>ルートB①: 緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第4保管エリアを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p> <p>【凡例】  — : アクセスルート (車両・要員)  - - - : アクセスルート (要員)  — : ルートB②  — : ルートB② (第4保管エリア経由後)</p> <p>ルートB②: 緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート</p>	

第5図 緊急時対策所を起点とし、第4保管エリアを経由したE L 8.5m及びE L 15mエリア作業用アクセスルート

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉 第1表 要員の移動ルート変更に伴う有効性評価の作業時間 <table border="1" data-bbox="1727 310 2475 613"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">緊急時対策所～1, 2号炉原子炉 建物南側を経由した場合の 作業時間</th> <th colspan="2">緊急時対策所～第二輪谷 トンネルを経由した場合の 作業時間</th> </tr> <tr> <th>所要時間目安<sup>※1</sup></th> <th>想定時間<sup>※2</sup></th> <th>所要時間目安<sup>※1</sup></th> <th>想定時間<sup>※2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大量送水車による注水等</td> <td>1時間 33分</td> <td>2時間 10分</td> <td>1時間 41分</td> <td>2時間 10分</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機代替冷却系による 除熱</td> <td>5時間 33分</td> <td>7時間 20分</td> <td>5時間 41分</td> <td>7時間 20分</td> </tr> <tr> <td>タンクローリによる燃料補給</td> <td>1時間 29分</td> <td>1時間 40分</td> <td>2時間 12分</td> <td>2時間 30分<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料プールスプレイ系(可搬 型スプレイノズル)による燃 料プール注水</td> <td>2時間 15分</td> <td>2時間 50分</td> <td>2時間 25分</td> <td>2時間 50分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 実機による検証及び模擬により算定した時間          ※2: 移動時間+操作時間に余裕を見て設定</p> <table border="1" data-bbox="1727 697 2475 871"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務項目</th> <th rowspan="2">実施場所・必要人員数 (作業員数)</th> <th rowspan="2">業務の内容</th> <th colspan="10">経過時間 (分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注水開始</td> <td>3人</td> <td>大気圏外注水機等</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却系注水 (可搬型) 準備開始</td> <td>14人 4~6</td> <td>燃料補給機準備 燃料プール注水機注水 (可搬型) 以上全原子炉注水準備 注水機準備等 (可搬型) 燃料</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却系注水 (可搬型) 注水開始</td> <td>12人 6~8</td> <td>燃料補給機注水機注水 (可搬型) 注水機等</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>燃料補給機準備</td> <td>—</td> <td>燃料補給機準備/注水</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>燃料補給機注水</td> <td>2人 1人</td> <td>燃料補給機注水機注水機準備 大量送水車への燃料</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </tbody> </table>		緊急時対策所～1, 2号炉原子炉 建物南側を経由した場合の 作業時間		緊急時対策所～第二輪谷 トンネルを経由した場合の 作業時間		所要時間目安 <sup>※1</sup>	想定時間 <sup>※2</sup>	所要時間目安 <sup>※1</sup>	想定時間 <sup>※2</sup>	大量送水車による注水等	1時間 33分	2時間 10分	1時間 41分	2時間 10分	原子炉補機代替冷却系による 除熱	5時間 33分	7時間 20分	5時間 41分	7時間 20分	タンクローリによる燃料補給	1時間 29分	1時間 40分	2時間 12分	2時間 30分 <sup>※</sup>	燃料プールスプレイ系(可搬 型スプレイノズル)による燃 料プール注水	2時間 15分	2時間 50分	2時間 25分	2時間 50分	業務項目	実施場所・必要人員数 (作業員数)	業務の内容	経過時間 (分)										備考	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	注水開始	3人	大気圏外注水機等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	原子炉冷却系注水 (可搬型) 準備開始	14人 4~6	燃料補給機準備 燃料プール注水機注水 (可搬型) 以上全原子炉注水準備 注水機準備等 (可搬型) 燃料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	原子炉冷却系注水 (可搬型) 注水開始	12人 6~8	燃料補給機注水機注水 (可搬型) 注水機等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	燃料補給機準備	—	燃料補給機準備/注水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	燃料補給機注水	2人 1人	燃料補給機注水機注水機準備 大量送水車への燃料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	備考
	緊急時対策所～1, 2号炉原子炉 建物南側を経由した場合の 作業時間			緊急時対策所～第二輪谷 トンネルを経由した場合の 作業時間																																																																																																																															
	所要時間目安 <sup>※1</sup>	想定時間 <sup>※2</sup>	所要時間目安 <sup>※1</sup>	想定時間 <sup>※2</sup>																																																																																																																															
大量送水車による注水等	1時間 33分	2時間 10分	1時間 41分	2時間 10分																																																																																																																															
原子炉補機代替冷却系による 除熱	5時間 33分	7時間 20分	5時間 41分	7時間 20分																																																																																																																															
タンクローリによる燃料補給	1時間 29分	1時間 40分	2時間 12分	2時間 30分 <sup>※</sup>																																																																																																																															
燃料プールスプレイ系(可搬 型スプレイノズル)による燃 料プール注水	2時間 15分	2時間 50分	2時間 25分	2時間 50分																																																																																																																															
業務項目	実施場所・必要人員数 (作業員数)	業務の内容	経過時間 (分)										備考																																																																																																																						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																																																																																																							
注水開始	3人	大気圏外注水機等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																					
原子炉冷却系注水 (可搬型) 準備開始	14人 4~6	燃料補給機準備 燃料プール注水機注水 (可搬型) 以上全原子炉注水準備 注水機準備等 (可搬型) 燃料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																					
原子炉冷却系注水 (可搬型) 注水開始	12人 6~8	燃料補給機注水機注水 (可搬型) 注水機等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																					
燃料補給機準備	—	燃料補給機準備/注水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																					
燃料補給機注水	2人 1人	燃料補給機注水機注水機準備 大量送水車への燃料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																					

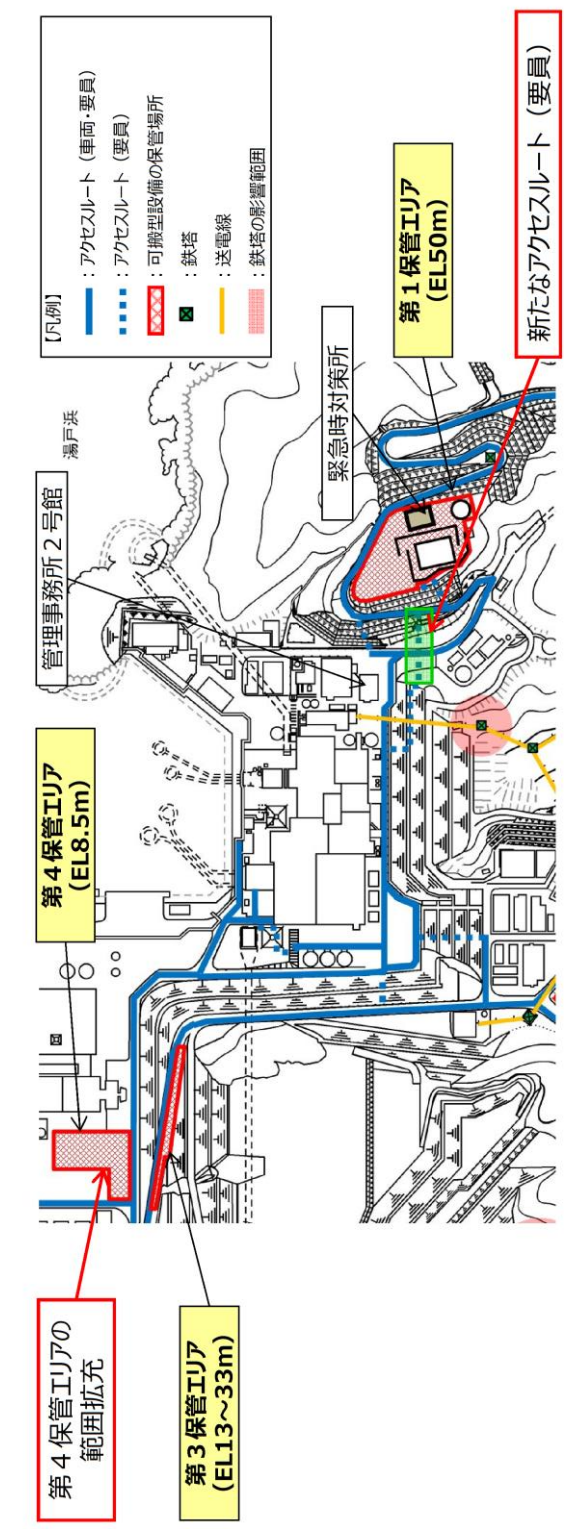
第6図 タンクローリの想定時間変更 タイムチャート  
(全交流動力電源喪失 (TBP))

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: right;">補足 (18)</p> <p>第819回審査会合 (令和元年12月24日) からの主要な変更点について</p> <p>第819回審査会合 (令和元年12月24日) からの主な変更点を以下に示す。</p> <p>1. 土石流が発生した場合の対策内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理事務所2号館南東に、土石流の影響を受けるおそれのないアクセスルート (要員) を確保する。アクセスルートの対策の一例を第1, 2図に示す。</li> <li>・第1保管エリアに保管していたn設備と、第4保管エリアに保管していた予備を入れ替えた。また、資機材についても保管場所を第1保管エリアから第4保管エリアに変更した。これに伴い、保管場所を確保するため、第4保管エリアの範囲を拡充した。第4保管エリアの位置を第2図に示す。また、保管場所を変更した設備を第1表に示す。</li> </ul> <p>2. 鉄塔関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・66kV鹿島支線No. 2-1鉄塔について、基準地震動S<sub>s</sub>により倒壊するものとして整理していたが、耐震評価を実施のうえ、基準地震動S<sub>s</sub>により倒壊しないことを確認する構造物として整理する。対象となる鉄塔の配置図を第3図に示す。</li> <li>・66kV鹿島支線No. 3鉄塔、500kV島根原子力幹線No. 1鉄塔、500kV島根原子力幹線No. 2鉄塔及び500kV島根原子力幹線No. 3鉄塔について、地震により倒壊し、斜面上を滑落する場合を想定しても、送電線の実長からアクセスルートに到達しないことを確認する。対象となる鉄塔の配置図を第3図に示す。</li> <li>・万一、66kV鹿島支線No. 3鉄塔～屋内開閉所間の送電線の垂れ下がりが発生した場合、迂回又はケーブルカッターによる切断等の対応を行うこととしていたが、作業安全の観点から、送電線下部に連絡通路 (地上ボックスカルバート) を設置し、アクセスルート (要員) を確保する。アクセスルートの対策の一例を第1, 3図に示す。</li> </ul> <p>3. 接続口の追加に伴うアクセスルートの追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四十三条共-5「可搬型重大事故等対処設備の接続口の兼用状況について」において、「原子炉建物内接続口」及び「緊急</li> </ul>	<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2号炉は、第 819 回審査会合 (令和元年 12月 24日) からの主要な変更点について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><u>用メタクラ接続プラグ盤」を追加したことから、接続口配置箇所への屋外及び屋内のアクセスルートを追加する。追加箇所を第4図に示す。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="1736 262 1884 493"> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルート (要員)</li> <li>アクセシブル (要員)</li> <li>サブルート (要員)</li> <li>可搬型設備の保管場所</li> <li>土石流危険区域</li> <li>土石流発生時における徒歩ルート</li> </ul> </div> <div data-bbox="1736 514 2211 1396"> <p>変更前</p> <p>管理事務所 2号館</p> <p>緊急時対策所</p> <p>サブルート</p> <p>土石流危険区域</p> <p>変更後</p> <p>管理事務所 2号館</p> <p>緊急時対策所</p> <p>土石流危険区域</p> <p>連絡通路 (地上ボックスカルバート) 設置箇所</p> <p>連絡通路 (地下タクト) 設置箇所</p> </div> <div data-bbox="2226 367 2418 1207"> <p>送電線</p> <p>ボックスカルバート</p> <p>連絡通路 (地上ボックスカルバート) 詳細図</p> <p>出入口</p> <p>土石流影響範囲</p> <p>連絡通路 (地下タクト) 詳細図</p> </div>	<p>第1図 アクセスルート (要員) 対策の一例</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>：アクセスルート (車両・要員)</li> <li>：アクセスルート (要員)</li> <li>：可搬型設備の保管場所</li> <li>：鉄塔</li> <li>：送電線</li> <li>：鉄塔の影響範囲</li> </ul> <p>瀬戸浜</p> <p>管理事務所2号館</p> <p>緊急時対策所</p> <p>第4保管エリア (EL8.5m)</p> <p>第3保管エリア (EL13~33m)</p> <p>第1保管エリア (EL50m)</p> <p>新たなアクセスルート (要員)</p>	備考

第2図 土石流が発生した場合の対策内容 概要図



第1表 n 設備及びその他設備における保管場所変更 一覧表

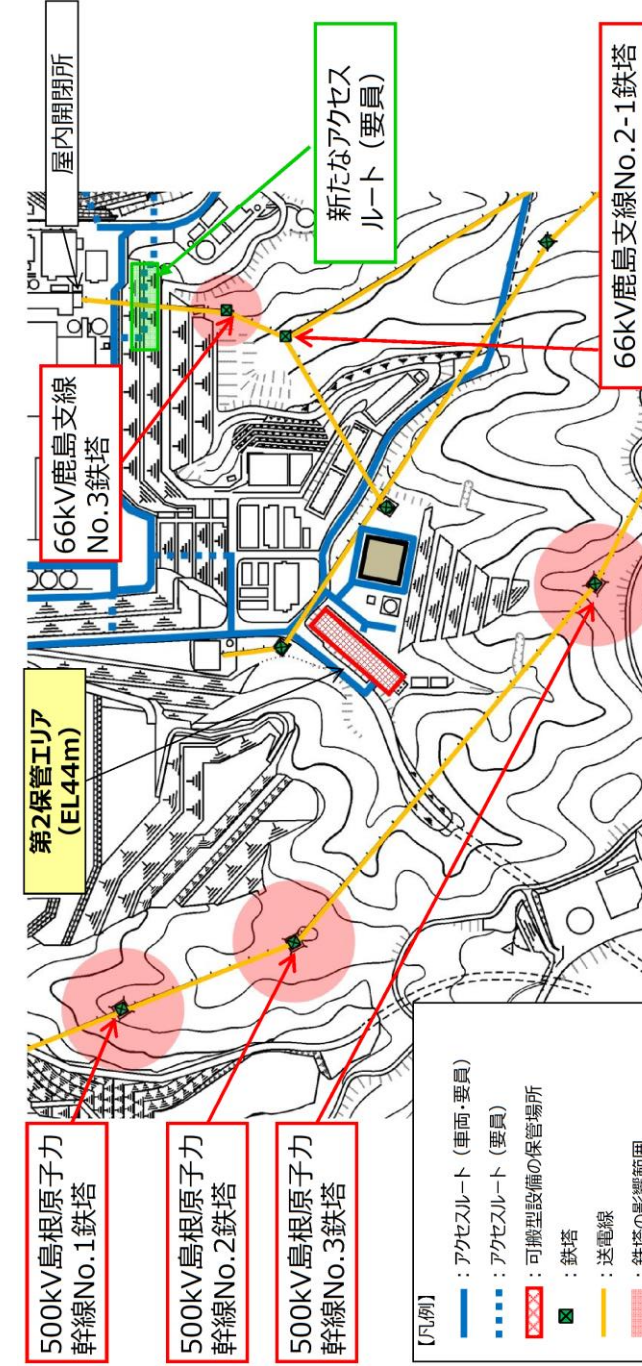
可搬型設備	変更前		変更後	
	第1保管 エリア	第4保管 エリア	第1保管 エリア	第4保管 エリア
可搬式窒素供給装置	n	予備	予備	n
第1パントフイルタ出口水素濃度	n	予備	予備	n
シルトフエンス (2号炉放水接合槽用)	n, 予備	予備	n, 予備	n, 予備
シルトフエンス (輪谷湾用)	n	予備	n, 予備	n
小型船舶	n	予備	予備	n
放射性物質吸着材	n	n, 予備	予備	n
放水砲	n	予備	予備	n
泡消火薬剤容器	n	予備	予備	n
可搬式モニタリング・ポスト	n	n, 予備	n, 予備	n, 予備
300A ホース	n	予備	予備	n
250A ホース	n	予備	予備	n
小型船舶運搬車	資機材	—	—	資機材
シルトフエンス運搬車	資機材	—	—	資機材
放射性物質吸着材運搬車	資機材	—	—	資機材
泡消火薬剤運搬車	資機材	—	—	資機材
モニタリング設備運搬車	資機材	—	—	資機材

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

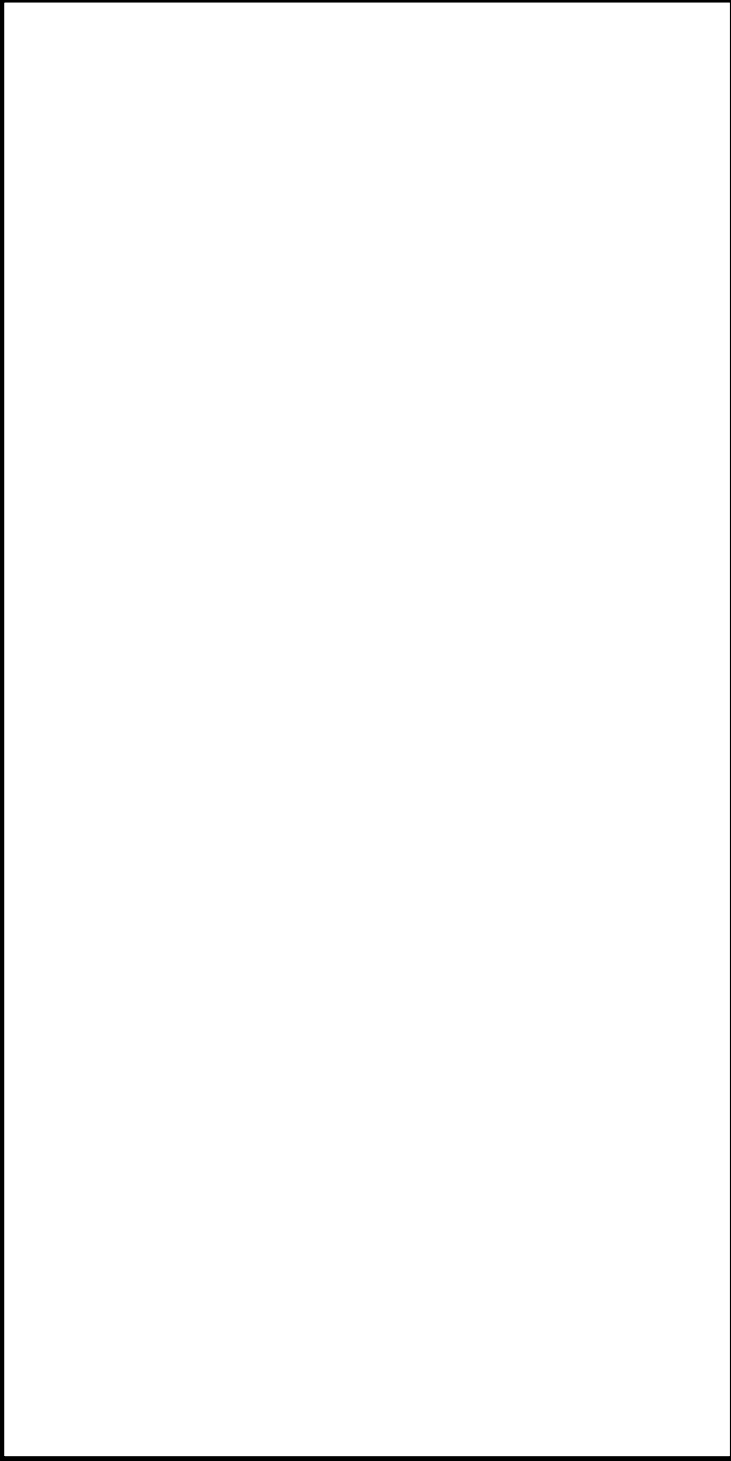
備考



第3図 鉄塔関係 概要図

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルート (車両・要員)</li> <li>アクセスルート (要員)</li> <li>サブルート (車両・要員)</li> <li>サブルート (要員)</li> <li>可搬型設備の保管場所</li> <li>防火帯</li> <li>防壁</li> </ul> <p>緊急用メタラクラ接続プラグ盤 及び 屋外のアクセスルートの追加</p> <p>原子炉建物内接続口 及び 屋内のアクセスルートの追加</p> <p>第4保管エリア (EL18.5m)</p> <p>第1保管エリア (EL50m)</p> <p>緊急時対策所</p> <p>常設代替交流発電機設備 (ガスタービン発電機)</p> <p>3号炉</p> <p>2号炉</p> <p>第3保管エリア (EL33m)</p> <p>第2保管エリア (EL44m)</p> <p>500m</p> <p>250m</p> <p>0</p>	<p>第4図 接続口の追加に伴うアクセスルートの追加 概要図</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																						
		<p style="text-align: right;">補足 (19)</p> <p>第861回審査会合 (令和2年5月18日) からの主要な変更点について</p> <p>第861回審査会合 (令和2年5月18日) からの主な変更点を以下に示す。</p> <p>1. <u>可搬型設備の台数及び保管場所の変更</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土石流が発生した場合でも、「大型送水ポンプ車及び放水砲による航空機燃料火災への泡消火」が実施できるよう、必要数分の泡消火薬剤容器を、第1表のとおり、土石流の影響を受けるおそれのない第4保管エリアに配備し、予備を第1保管エリアに配備する。</li> <li>・海を水源とした対応手順のうち、大量送水車2台を使用した手順を自主手順からSA手順に変更することに伴い、大量送水車の確保台数を3台から5台に変更する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">第1表 可搬型設備の台数及び保管場所の変更 一覧</p> <table border="1" data-bbox="1727 1033 2478 1348"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">可搬型設備</th> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">使用場所</th> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2n + α 設備</td> <td rowspan="2">大量送水車</td> <td>送水用</td> <td>E L 4.4m 周辺 E L 1.5m 周辺</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>予備1台 (兼用) *</td> </tr> <tr> <td>海水取水用</td> <td>E L 8.5m 周辺</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備1台 (兼用) *</td> </tr> <tr> <td>n 設備</td> <td>泡消火薬剤容器</td> <td>航空機燃料火災用</td> <td>E L 8.5m 周辺</td> <td>5個</td> <td>0個</td> <td>0個</td> <td>予備3個</td> <td>予備1個</td> <td>0個</td> <td>0個</td> <td></td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>その他設備</td> <td>泡消火薬剤運搬車</td> <td></td> <td>E L 8.5m 周辺</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td></td> <td>2台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：送水用及び海水取水用の「設置許可基準規則解釈」第43条第5項に基づく、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップ (α) は、発電所全体で確保する。なお、要求されるいずれの機能も満足するため、兼用で1台確保する。</p> <p>2. <u>屋内接続口の追加に伴うアクセスルートの追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「設置許可基準規則」第五十二条 (水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備) において、窒素供給ラインの接続口を2号炉原子炉建物内に追加設置することから、接続口配置箇所への屋内のアクセスルートを第1図のとおり追加する。</li> </ul>	分類	可搬型設備	用途	使用場所	変更前				変更後				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	2n + α 設備	大量送水車	送水用	E L 4.4m 周辺 E L 1.5m 周辺	0台	1台	1台	予備1台	0台	1台	1台	0台	予備1台 (兼用) *	海水取水用	E L 8.5m 周辺	0台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台	予備1台 (兼用) *	n 設備	泡消火薬剤容器	航空機燃料火災用	E L 8.5m 周辺	5個	0個	0個	予備3個	予備1個	0個	0個		5個	その他設備	泡消火薬剤運搬車		E L 8.5m 周辺	2台	0台	0台	1台	1台	0台	0台		2台	<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2号炉は、第 861 回審査会合 (令和 2年 5月 18日) からの主要な変更点について記載</p>
分類	可搬型設備	用途					使用場所	変更前				変更後																																																													
			第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																														
2n + α 設備	大量送水車	送水用	E L 4.4m 周辺 E L 1.5m 周辺	0台	1台	1台	予備1台	0台	1台	1台	0台	予備1台 (兼用) *																																																													
		海水取水用	E L 8.5m 周辺	0台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台	予備1台 (兼用) *																																																													
n 設備	泡消火薬剤容器	航空機燃料火災用	E L 8.5m 周辺	5個	0個	0個	予備3個	予備1個	0個	0個		5個																																																													
その他設備	泡消火薬剤運搬車		E L 8.5m 周辺	2台	0台	0台	1台	1台	0台	0台		2台																																																													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			

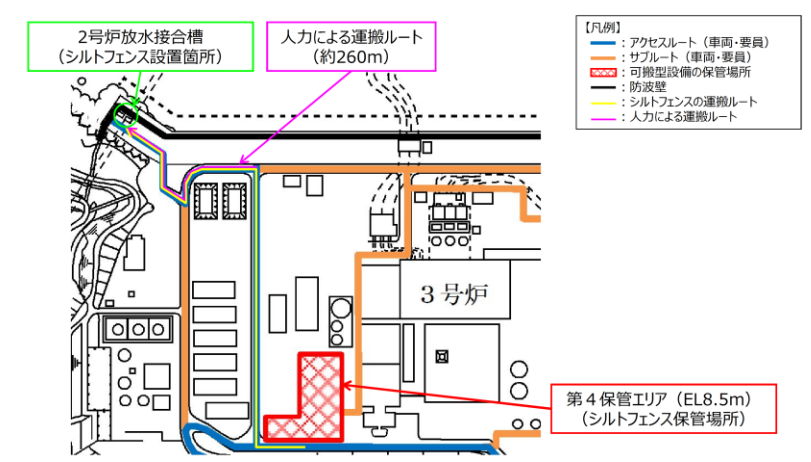
第1図 屋内のアクセスルート図

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p style="text-align: right;">補足 (20)</p> <p style="text-align: center;"><u>海岸付近のアクセスルートの通行について</u></p> <p><u>海岸付近のアクセスルート (第2図: シルトフェンスの運搬ルート) において, 万一, 想定を上回る沈下が発生し, 通行に支障が生じた場合は, 段差復旧用の砕石等を用いて, 重機により仮復旧を行う。(別紙(9)参照)</u></p> <p><u>また, 海岸付近のアクセスルートは, 第4保管エリアから2号炉放水接合槽へのシルトフェンスの車両運搬時に使用するが, 万一, 想定を上回る沈下が発生し, 加えて, 上記の段差復旧作業により仮復旧できない場合には, 緊急時対策要員7名にて人力により運搬<sup>*1</sup>する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・「2号炉放水接合槽」と「輪谷湾」へのシルトフェンス設置作業の想定時間は, 第1図のとおり, 13時間であり, シルトフェンスの設置完了目安である手順着手後24時間に対して, 時間的に余裕がある。</u></li> <li><u>・「2号炉放水接合槽」までのシルトフェンスの運搬は, 車両を用いて行うが, 想定を上回る沈下が発生し, 車両通行に支障が生じた場合でも, 上記時間余裕内で緊急時対策要員7名の人力による運搬<sup>*1</sup>も可能である。</u></li> </ul> <p><u>※1: 2号炉放水接合槽に設置するシルトフェンスは重量約140kgで, 人力で運搬可能な重量以下<sup>*2</sup>である。また, 運搬時の大きさは約30cm×30cm×1,000cmであり, 人力で運搬できるよう持ち手等の治具を確保する。</u></p> <p><u>なお, 第4保管エリアから2号炉放水接合槽までのルートのうち人力による運搬距離は約260mであり, 万一, 人力による運搬を想定しても, 第1図に示す重大事故等発生時における海洋への放射性物質の拡散抑制に係るシルトフェンスの設置完了目安時間以内に設置可能と見込めるものとする。</u></p> <p><u>※2: 厚生労働省公表の「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月18日)を参考に設定。</u></p> <p><u>【考え方】腰痛予防の目安とされている基準が18歳以上の男子労働者の場合は体重のおおむね40%以下である。また, 厚生統計要覧(平成30年度 厚生労働省</u></p>	<p>・記載方針の相違</p> <p><b>【柏崎6/7, 東海第二】</b></p> <p>島根2号炉は, 想定を上回る沈下が発生した場合における, 海岸付近のアクセスルートの通行について記載</p>

公表)によると18歳以上の男性の平均体重が60kg程度であることから、人力により運搬可能な重量は7名作業を想定し、 $60\text{kg} \times 40\% \times 7\text{名} \approx 160\text{kg}$ 以下と設定する。

必要な要員と作業項目	要員(名)	経過時間(分)		備考
		00	30	
子細の項目				
シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制	緊急時対策要員 7			2号炉放水接合槽へのシルトフェンス(1.8m)の設置 3号炉放水接合槽へのシルトフェンス(1.8m)の設置 シルトフェンスの設置 シルトフェンスの撤去 シルトフェンスの撤去 シルトフェンスの撤去

第1図 海洋への放射性物質の拡散抑制(シルトフェンス)タイムチャート



第2図 シルトフェンス設置位置及び運搬ルート